

令和6年度政策チェックアップ評価書

令和7年8月
国土交通省

○暮らし・環境

1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

- 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

- ## 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

3 総合的なバリアフリー化を推進する

- 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する

- 12 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

5 快適な道路環境等を創造する

- 13 自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数
- 14 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率

6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する

- 15 今後新たに都市用水が必要となる地域の水資源開発施設による都市用水開発水量の確保率
16 水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合

7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

- 17 1人当たり都市公園等面積
- 18 都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量

8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する

19	汚水処理人口普及率
20	水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況
21	水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数

3 地球環境の保全

9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

22	一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))
23	燃費基準値達成建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)
24	省エネ基準に適合する住宅ストックの割合
25	モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)
26	環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)
27	下水道分野における温室効果ガス排出削減量
- (※20 グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数)

○ 安 全

4 水害等災害による被害の軽減	
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	
28 緊急地震速報の過大予測の改善(過大・過小予測の割合)	
29 大規模災害に対する通信鉄塔の耐震診断が完了した割合	
30 台風予報の精度の改善(台風中心位置の予報誤差)	
31 直下型地震への備えとして有効な防災地理情報(活断層図)の整備率	
11 住宅・市街地の防災性を向上する	
32 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合	
33 防災指針を作成する市町村数	
34 危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 (①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)	
35 災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場)	
36 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 (参26 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数)	
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する	
37 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率	
38 一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①一級、②二級)	
39 一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数	
40 水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数 (参36 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等)を実施した市区町村数) (参37 公共土木施設の被災状況調査を行うTEC-FORCE隊員のICT機器等を活用するための訓練・研修・講習等への参加率)	
13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	
41 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率	
42 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数(①津波、②高潮)	
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	
9 【再掲】ホームドアの整備番線数 ((i)鉄軌道駅全体、(ii)平均利用者1日10万人以上の駅)	
43 桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率 ①新幹線鉄道に存するもの ②新幹線鉄道以外に存するもの	
44 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率	
45 事業用自動車による人身事故件数	
46 航空事故発生率(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率)	
47 商船の海難船舶隻数	
15 道路交通の安全性を確保・向上する	
48 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	
49 通学路における歩道等の整備率	
50 踏切事故件数 (参69 緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備率) (参70 緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率)	
16 自動車事故の被害者の救済を図る	
51 自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実(訪問支援の実施割合((i)全体、(ii)新規認定者))	
52 自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実(リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定)	
17 自動車の安全性を高める	
53 乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)の装着率	
54 乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率	
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する	
55 要救助海難の救助率	
56 海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率	

○ 活 力

6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
57	国際船舶の隻数
58	日本商船隊の輸送量
59	外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数
60	内航船員1人・1時間当たりの輸送量
61	港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策(①大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合、②海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合、③災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合)
62	我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保
25	【再掲】モーダルシフトに関する指標 (①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ) (参85 サイバーポート(港湾物流)へ接続可能な港湾関係者数) (参87 みなとオアシス登録数)
20	観光立国を推進する
63	訪日外国人旅行者数
64	訪日外国人旅行消費額
65	地方部での外国人延べ宿泊者数
66	外国人リピーター数
67	日本人国内旅行消費額
68	旅客施設における多言語対応率 (①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港)
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
69	景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数
70	①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数 ②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率
22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
71	三大都市圏環状道路整備率
72	道路による都市間速達性の確保率
23	整備新幹線の整備を推進する
73	鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数
74	新幹線を利用する旅客数
24	航空交通ネットワークを強化する
75	首都圏空港の空港処理能力
76	滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合
77	三大都市圏国際空港の国際線就航都市数 (参106 「A2-BCP」(空港業務継続計画)に基づく訓練等の毎年度8月までの実施率) (参107 滑走路増設を図った後の滑走路処理能力(福岡空港)) (参108 七大空港(成田・羽田・関西・中部・新千歳・福岡・那覇)のチェックイン(セルフ)・保安検査場にかかる待ち時間をそれぞれ半減、またはそれぞれ10分以下に短縮した空港)
7 都市再生・地域再生の推進	
25	都市再生・地域再生を推進する
78	滞在快適性等向上区域を設定した市町村数
79	半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
80	国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合(平成24年度比)
81	立地適正化計画を策定した市町村数
82	立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数
83	物流拠点の整備地区数

8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
26	鉄道網を充実・活性化させる
84	東京圏の相互直通運転の路線延長
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する
85	地域公共交通計画の策定件数
82	【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数
86	地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数
87	地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率
88	航路、航空路が確保されている有人離島の割合（①航路、②航空路）
89	【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合（②地方中枢都市圏、③地方都市圏）
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する
89	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合（①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏）
29	道路交通の円滑化を推進する
90	高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間の事業着手率
91	都市計画道路（幹線道路）の整備率
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する
92	（i-Constructionの推進）直轄土木工事におけるICT活用工事の実施率
93	施設の集約・再編等に向けた取組数 ①道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合 ②河川：老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率 ③海岸：南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率 ④下水道：汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数 ⑤港湾：既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合 ⑥航路標識：浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率 ⑦公園：ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数 ⑧官庁施設：新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数
94	予防保全型インフラメンテナン스의転換に向けた施設の修繕率 ①道路：地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率 （i）橋梁（ii）舗装 ②河川：予防保全の考え方に基づく内水排除施設等の長寿命化対策実施率 ③ダム：健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率 ④砂防：健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率 ⑤海岸：予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率 ⑥下水道：計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 ⑦港湾：老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合 ⑧空港：予防保全を適切に実施した割合 ⑨鉄道：令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率 ⑩自動車道：措置が必要な施設の修繕率 ⑪航路標識：老朽化等対策が必要な航路標識の整備率 ⑫公園：予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率 ⑬官庁施設：R2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率 ⑭公営住宅：特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率
	（参133 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数）
	（参136 インフラメンテナンス国民会議を通じた新技術のシーズとニーズのマッチング数）
	（参137 ポータルサイトに掲載しているツアーを実施しているインフラ施設数）
	（参138 地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数 ①道路 ②河川／ダム／砂防／下水道 ③港湾 ④空港 ⑤鉄道 ⑥自動車道 ⑦公園 ⑧官庁施設）
31	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
95	リート等の資産総額
96	指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数
32	建設市場の整備を推進する
97	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設・都市開発の海外受注高）
98	国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率

33	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る
99	統計の利用状況(政府統計の総合窓口(e-Stat)における情報政策部門の所管統計へのアクセス件数)
34	地籍の整備等の国土調査を推進する
100	地籍調査の進捗率(①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)
101	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する
102	貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率
36	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
103	我が国造船業の船舶建造量
60	【再掲】内航船員1人・1時間当たりの輸送量

○ 横断的な政策課題

10	国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備
37	総合的な国土形成を推進する
104	国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する
105	電子基準点の観測データの取得率
106	基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の拡充・更新
107	G空間情報センターと連携する各種データプラットフォームの件数
39	離島等の振興を図る
108	離島等の総人口(①離島地域の総人口、②奄美群島の総人口、③小笠原村の総人口)
40	北海道総合開発を推進する
109	北海道総合開発計画の着実な推進(目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数)
110	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)
11	ICTの利活用及び技術研究開発の推進
41	技術研究開発を推進する
111	目標を達成した技術開発課題の割合
112	スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数
42	情報化を推進する
113	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数
12	国際協力、連携等の推進
43	国際協力、連携等を推進する
114	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 (【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高)
13	官庁施設の利便性、安全性等の向上
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する
115	官庁施設の耐震基準を満足する割合
116	保全への取組状況が良好な施設の割合

※「参〇〇」は、第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)にKPIとして記載されている参考指標。

令和6年度政策チェックアップ 業績指標別結果一覧表（業績指標：全116指標（細分類188指標））

○44施策目標の評価区分	○116業績指標の評価区分
①目標超過達成	A 目標達成に向けた成果を示している
②目標達成	B 目標達成に向けた成果を示していない
③相当程度進展	N 判断できない
④進展が大きくない	
⑤目標に向かっていない	

○政策目標(アウトカム)		業 績 目 標						
○施策目標(評価の単位)		初期値 (年度)		直近実績値(3段階評価)			目標値 (年度)	
○業績指標 ※1 太字は「社会資本整備重点計画第3章」の指標 ※2 *は主要な業績指標				実績値	(年度)	評価		
○暮らし・環境								
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進								
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る						④		
1 民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合		約1割	平成30年度	—	令和5年度	N	2割	令和12年度
2 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※ (①公的賃貸住宅団地全体、②UR団地の医療福祉拠点化) ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、 地域の医療福祉拠点化を推進(250団地程度(令和12))し、これにより設置される施設 を含む。	①	29%	令和元年度	35.2%	令和6年度	A	おおむね4割	令和12年度
	②	128団地	令和元年度	264団地	令和6年度	A	250団地程度	令和12年度
3 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 *		2.5%	平成30年度	3.0%	令和5年度	B	4%	令和12年度
4 認定長期優良住宅のストック数		113万戸	令和元年度	174万戸	令和6年度	B	約250万戸	令和12年度
5 居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数		349万戸	平成30年度	386万戸	令和5年度	B	400万戸程度 におさえる	令和12年度
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する						④		
6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 *		12兆円	平成30年	12.3兆円	令和5年	B	14兆円	令和12年
7 住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合		15%	令和元年度	14%	令和5年度	B	50%	令和12年度
8 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組 合の割合		54%	平成30年度	60%	令和5年度	B	66%	令和7年度
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現								
3 総合的なバリアフリー化を推進する						④		
9 公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率*、② 旅客施設のバリアフリー化率 ((i) 段差解消*、(ii) 視覚障害者誘導用ブ ロック*、(iii) 案内設備*、(iv) 障害者対応型便所の設置*)、③ホーム ドアの整備番線数((i) 鉄軌道駅全体*、(ii) 平均利用者1日10万人以上の駅 *)、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤規模 の大きい概ね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリア フリー化率((i) 園路及び広場*、(ii) 駐車場、(iii) 便所)、⑥特定路外 駐車場のバリアフリー化率*、⑦移動等円滑化促進方針の作成地方公共団体数、 ⑧移動等円滑化基本構想の作成地方公共団体数*)	①	約63%	平成30年度	約72%	令和6年度	A	約70%	令和7年度
	②(i)	91.9%	令和元年度	94.0%	令和5年度	B	原則100%	令和7年度
	②(ii)	95.1%	令和元年度	46.6%	令和5年度	B	原則100%	令和7年度
	②(iii)	74.0%	令和元年度	77.3%	令和5年度	B	原則100%	令和7年度
	②(iv)	88.6%	令和元年度	92.3%	令和5年度	B	原則100%	令和7年度
	③(i)	1,953番線	令和元年度	2,647番線	令和5年度	A	3,000番線	令和7年度
	③(ii)	447番線	令和元年度	559番線	令和5年度	B	800番線	令和7年度
	④	約61 %	令和元年度	約65%	令和6年度	B	約67%	令和7年度
	⑤(i)	約63%	平成30年度	約64%	令和5年度	B	約70%	令和7年度
	⑤(ii)	約53%	平成30年度	約56%	令和5年度	B	約60%	令和7年度
	⑤(iii)	約61%	平成30年度	約64%	令和5年度	B	約70%	令和7年度
	⑥	約67%	平成30年度	約75%	令和5年度	A	約75%	令和7年度
	⑦	8自治体	令和2年度	50自治体	令和6年度	B	約350自治体	令和7年度
	⑧	304自治体	令和元年度	334自治体	令和6年度	B	約450自治体	令和7年度
10 車両等のバリアフリー化*(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②乗合バス車両 (適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外 認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入 率、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付 きバスの導入数、⑤福祉タクシーの導入数、⑥総車両数に対するユニバーサルデ ザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合、⑦旅客船のバリア フリー化率、⑧航空機のバリアフリー化率)	①	74.6%	令和元年度	59.9%	令和5年度	B	約70%	令和7年度
	②	61.2%	令和元年度	70.5%	令和5年度	B	約80%	令和7年度
	③	5.5%	令和元年度	8.6%	令和5年度	B	約25%	令和7年度
	④	1,081台	令和元年度	1,229台	令和5年度	B	約2,100台	令和7年度
	⑤	37,064台	令和元年度	52,553台	令和5年度	B	約90,000台	令和7年度
	⑥	—	令和元年度	8.5%	令和5年度	B	約100%	令和7年度
	⑦	48.4%	令和元年度	57.8%	令和5年度	A	約60%	令和7年度
	⑧	99.1%	令和元年度	100%	令和5年度	A	原則100%	令和7年度
11 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断 熱性能を有する住宅の割合*		17%	平成30年度	19%	令和5年度	B	25%	令和12年度
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する						②		
12 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数*		約7年	令和2年度	約8年	令和6年度	A	7年以上を確 保	毎年度
5 快適な道路環境等を創造する						④		
13 自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定し た市区町村数*		89市区町村	令和2年度	216市区町村	令和6年度	B	400市区町村	令和7年度
14 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率*		約38%	令和元年度	47%	令和6年度	B	約52%	令和7年度
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する						③		
15 今後新たに都市用水が必要となる地域の水資源開発施設による都市用水開発水量の 確保率*		0%	令和3年度	13%	令和6年度	A	約30%	令和8年度
16 水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合		83%	令和3年度	87%	令和6年度	A	約90%	令和8年度
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する						④		
17 1人当たり都市公園等面積		10.6㎡／人	平成30年度	10.9㎡／人	令和5年度	B	11.4㎡／人	令和7年度
18 都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的 環境)確保量*		13.6㎡／人	平成30年度	14.2㎡／人	令和5年度	B	15.2㎡／人	令和7年度
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する						④		
19 汚水処理人口普及率*		91.7%	令和元年度	93.3%	令和5年度	A	95%	令和8年度
20 水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況*		77.5%	平成30年度	86.6%	令和5年度	B	100%	令和8年度
21 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の 数*		433市区町村	令和2年度	530市区町村	令和6年度	B	658市区町村	令和7年度

○政策目標(アウトカム)		業 績 目 標						
○施策目標(評価の単位)		初期値		直近実績値(3段階評価)			目標値	
○業績指標 ※1 太字は「社会資本整備重点計画第3章」の指標 ※2 *は主要な業績指標				実績値	(年度)	評価		
		(年度)					(年度)	
3 地球環境の保全								
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う						④		
22 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	①	-	-	-0.88%	令和5年度	B	直近5年間の改善率の年平均-1%	毎年度
	②	-	-	-2.01%	令和5年度	A	直近5年間の改善率の年平均-1%	毎年度
	③	-	-	-1.55%	令和5年度	A	直近5年間の改善率の年平均-1%	毎年度
23 燃費基準値達成建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	①	7%	平成29年度	48%	令和5年度	A	49%	令和7年度
	②	2%	平成29年度	14%	令和5年度	B	40%	令和7年度
	③	5%	平成29年度	33%	令和5年度	A	33%	令和7年度
24 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合		6%	平成25年度	19%	令和5年度	B	30%	令和12年度
25 モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	①	184億トンキロ	令和元年度	164億トンキロ	令和6年度	B	209億トンキロ	令和7年度
	②	358億トンキロ	令和元年度	371億トンキロ	令和5年度	B	389億トンキロ	令和7年度
26 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)		-	-	87.4万t-CO2	令和5年度	B	181万t-CO2	令和12年度
27 下水道分野における温室効果ガス排出削減量		-	平成25年度	80万t-CO2	令和4年度	B	208万t-CO2	令和12年度
○ 安 全								
4 水害等災害による被害の軽減								
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する						③		
28 緊急地震速報の過大予測の改善(過大・過小予測の割合)*		10.7%	H28～R2年度平均	14.6%	令和6年度	B	8.0%以下	令和7年度
29 大規模災害に対する通信鉄塔の耐震診断が完了した割合*		58%	令和5年度	76%	令和6年度	A	80%	令和7年度
30 台風予報の精度の改善(台風中心位置の予報誤差)*		207km	令和2年	178km	令和6年	A	180km以下	令和7年
31 直下型地震への備えとして有効な防災地理情報(活断層図)の整備率*		70%	令和元年度	81%	令和6年度	A	84%	令和7年度
11 住宅・市街地の防災性を向上する						③		
32 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合		64%	平成30年度	70.0%	令和5年度	B	75%	令和7年度
33 防災指針を作成する市町村数		0市町村	令和2年度	432市町村	令和6年度	A	600市町村	令和7年度
34 危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)	①	約2,220ha	令和2年度	1,347ha	令和6年度	B	おおむね解消	令和12年度
	②	約46%	令和2年度	100%	令和6年度	A	100%	令和7年度
35 災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場)*	①	約52%	令和元年度	約57%	令和5年度	A	約60%	令和7年度
	②	約37%	令和元年度	約40%	令和5年度	A	約42%	令和7年度
	③	約31%	令和元年度	約40%	令和5年度	A	約38%	令和7年度
36 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率*	①	約87%	平成30年	約90%	令和5年度	B	耐震性の不足するものをおおむね解消	令和12年
	②	約89% 約74%(要安全含む)	令和2年度	約93% 約72%(要安全含む)	令和6年度	B	耐震性の不足するものをおおむね解消	令和7年
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する						③		
37 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)*及び②水門・樋門等の耐震化率	①	約72%	令和元年度	約85%	令和6年度	A	約85%	令和7年度
	②	約58%	令和元年度	約80%	令和6年度	B	約91%	令和7年度
38 一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①一級*、②二級)	①	約65%	令和元年度	約71%	令和6年度	A	約73%	令和7年度
	②	約62%	令和元年度	約66%	令和6年度	B	約71%	令和7年度
39 一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数		0	令和元年度	714	令和6年度	A	約550	令和7年度
40 水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数		2,027河川	令和2年度	13,913河川	令和6年度	A	約17,000河川	令和7年度
13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する						①		
41 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率*		56%	令和元年度	67%	令和6年度	A	59%	令和7年度
42 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数*(①津波、②高潮)	①	183市区町村	令和2年度	366市区町村	令和6年度	A	257市区町村	令和7年度
	②	5市区町村	令和2年度	119市区町村	令和6年度	A	95市区町村	令和7年度
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保								
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						④		
9 【再掲】ホームドアの整備番線数*(②(i)鉄軌道駅全体、(ii)平均利用者1日10万人以上の駅)	①	1,953番線	令和元年度	2,647番線	令和5年度	A	3,000番線	令和7年度
	②	447番線	令和元年度	559番線	令和5年度	B	800番線	令和7年度
43 桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率* ①新幹線鉄道に存するもの ②新幹線鉄道以外に存するもの	①	0%	令和5年4月	37%	令和5年度	A	100%	令和7年度
	②	0%	令和5年4月	26%	令和5年度	A	100%	令和9年度
44 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率	①	40%	令和2年度	53%	令和5年度	B	70%	令和7年度
45 事業用自動車による人身事故件数*		21,871件	令和2年	22,263件	令和6年	B	16,500件	令和7年
46 航空事故発生率(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率*、航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率*、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率*、④個人に係る航空事故発生率*)	①	0.67	H25～29年	2.39	令和6年	B	0.34以下	令和14年
	②	16.20	の5ヶ年平均	48.94	令和6年	B	8.10以下	令和14年
	③	16.45	値の7%減	28.06	令和6年	B	8.23以下	令和14年
	④	152.04		80.08	令和6年	A	76.02以下	令和14年
47 商船の海難船舶隻数*		386隻	H23～27年の平均海難隻数	295隻	令和6年	B	254隻未満	令和7年
15 道路交通の安全性を確保・向上する						③		
48 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*		79%	令和元年度	82%	令和5年度	A	84%	令和7年度
49 通学路における歩道等の整備率*		53%	令和元年度	56%	令和5年度	A	57%	令和7年度
50 踏切事故件数		- (165件)	- (令和2年度)	258件	令和5年度	B	R2年度比約1割削減	令和7年度
16 自動車事故の被害者の救済を図る						②		
51 自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実(訪問支援の実施割合((i)全体、(ii)新規認定者))	(i)	60.6%	平成27年度	86.5%	令和6年度	A	70.0%	毎年度
	(ii)	86.5%	平成27年度	100%	令和6年度	A	100%	毎年度
52 自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実(リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定)*		10病院	令和4年度	10病院	令和6年度	A	10病院以上	令和7年度
17 自動車の安全性を高める						③		
53 乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)の装着率		41.6%	令和5年	41.6%	令和5年	N	90%	令和12年
54 乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率*		60.1%	令和4年	72.0%	令和5年	A	90.0%	令和8年

○政策目標(アウトカム)		業 績 目 標							
○施策目標(評価の単位)		初期値		直近実績値(3段階評価)		評価	目標値		
○業績指標 ※1 太字は「社会資本整備重点計画第3章」の指標 ※2 * は主要な業績指標				実績値	(年度)		(年度)	(年度)	
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						③			
55	要救助海難の救助率 *	96%	H28年～R2年の平均	96%	令和6年	A	95%以上	毎年	
56	海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率 *	72%	令和2年度	93%	令和6年度	A	100%	令和7年度	
○活 力									
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する						④			
57	国際船舶の隻数	306隻	令和5年央	312隻	令和6年央	B	358隻	令和9年央	
58	日本商船隊の輸送量 *	960百万トン	令和元年	830百万トン	令和6年	B	1,100百万トン	令和7年	
59	外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	285隻	令和4年央	323隻	令和6年央	A	381隻	令和9年央	
60	内航船員1人・1時間当たりの輸送量	4,019トンキロ／人・時間	平成30年度	3,898トンキロ／人・時間	令和5年度	B	4,919トンキロ／人・時間	令和7年度	
61	港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（①大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合、②海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合、③災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合）	①	33%	令和2年度	41%	令和5年度	B	47%	令和7年度
		②	0%	令和2年度	2%	令和5年度	B	14%	令和7年度
		③	0%	令和2年度	81%	令和6年度	A	88%	令和7年度
62	我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保	①	京浜港 週27万TEU	令和元年7月	京浜港 週20万TEU	令和6年度	B	京浜港 週27万TEU	令和10年度
		②	阪神港 週10万TEU	令和元年7月	阪神港 週8万TEU	令和6年度	B	阪神港 週10万TEU	令和10年度
25	【再掲】モーダルシフトに関する指標 *（①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ）	①	184億トンキロ	令和元年度	164億トンキロ	令和6年度	B	209億トンキロ	令和7年度
		②	358億トンキロ	令和元年度	371億トンキロ	令和5年度	B	389億トンキロ	令和7年度
20 観光立国を推進する						③			
63	訪日外国人旅行者数 *	412万人	令和2年	3,687万人	令和6年	A	6,000万人	令和12年	
64	訪日外国人旅行消費額 *	0.7兆円	令和2年	8.1兆円	令和6年	A	15兆円	令和12年	
65	地方部での外国人延べ宿泊者数	779万人泊	令和2年	5,086万人泊	令和6年	B	1億3,000万人泊	令和12年	
66	外国人リピーター数	293万人	令和2年	2,422万人	令和6年	A	3,600万人	令和12年	
67	日本人国内旅行消費額	10.0兆円	令和2年	25.2兆円	令和6年	A	22兆円	令和12年	
68	旅客施設における多言語対応率 （①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港）	①	87%	令和2年度	91%	令和6年度	B	100%	令和7年度
		②	83%	令和2年度	97%	令和6年度	A	100%	令和7年度
		③	62%	令和2年度	81%	令和6年度	B	100%	令和7年度
		④	100%	令和2年度	100%	令和6年度	A	100%を維持	令和7年度
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する						③			
69	景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数*	347市町村	令和元年度	423市町村	令和6年度	B	450市町村	令和7年度	
70	①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数 ②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率	①	81市町村	令和2年	98市町村	令和6年度	B	120市町村	令和7年度
		②	76.5%	令和元年度	79.6%	令和6年度	B	82.5%	令和7年度
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する						④			
71	三大都市圏環状道路整備率 *	83%	令和2年度	84%	令和6年度	B	89%	令和7年度	
72	道路による都市間速達性の確保率 *	57%	令和元年度	57%	令和5年度	B	63%	令和7年度	
23 整備新幹線の整備を推進する						③			
73	鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数 *	0	令和6年度	0	令和6年度	N	120万人	令和16年度	
74	新幹線を利用する旅客数	1億5630万人	令和2年度	3億8593万人	令和6年度	A	3億7000万人	令和6年度	
24 航空交通ネットワークを強化する						③			
75	首都圏空港の空港処理能力 *	82.6万回	令和元年度	82.6万回	令和6年度	A	約100万回 (82.6万回＋約16万回)	令和12年度	
76	滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	70%	令和元年度	83%	令和6年度	A	87%	令和7年度	
77	三大都市圏国際空港の国際線就航都市数	216都市	令和元年	180都市	令和6年	B	226都市	令和7年	
7 都市再生・地域再生の推進									
25 都市再生・地域再生を推進する						③			
78	滞在快適性等向上区域を設定した市町村数	31市町村	令和2年	119市町村	令和6年度	A	100市町村	令和7年度	
79	半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	-	-	1.02	令和5年度	B	1.00未満 (過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)	毎年度	
80	国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合(平成24年度比)*	84.1%	令和元年度	100.4%	令和6年度	A	100%	令和7年度	
81	立地適正化計画を策定した市町村数 *	383市町村	令和2年度	636市町村	令和6年度	A	600市町村	令和6年度	
82	立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *	257市町村	令和2年度	584市町村	令和6年度	A	400市町村	令和6年度	
83	物流拠点の整備地区数	103地区	令和2年度	118地区	令和6年度	B	125地区	令和7年度	
8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
26 鉄道網を充実・活性化させる						④			
84	東京圏の相互直通運転の路線延長*	975km	令和元年度	968km	令和6年度	B	985km	令和7年度	
27 地域公共交通の維持・活性化を推進する						③			
85	地域公共交通計画の策定件数 *	618件	令和2年度	1,184件	令和6年度	B	1,200件	令和6年度	
82	【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *	257市町村	令和2年度	584市町村	令和6年度	A	400市町村	令和6年度	
86	地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数 *	55件	令和2年度	140件	令和6年度	B	200件	令和6年度	
87	地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率	減少率2.3%	令和元年度	4.9%	令和5年度	A	減少率を縮小	毎年度	
88	航路、航空路が確保されている有人離島の割合 *（①航路、②航空路）	①	100%	令和元年度	100%	令和6年度	A	100%を維持	令和7年度
		②	96%	令和元年度	100%	令和6年度	A	100%	令和7年度
89	【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 *（②地方中核都市圏、③地方都市圏）	②	79.5%	令和元年度	78.4%	令和6年度	B	81.3%	令和7年度
		③	39.0%	令和元年度	37.9%	令和6年度	B	39.6%	令和7年度
28 都市・地域における総合交通戦略を推進する						④			
89	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 *（①三大都市圏、②地方中核都市圏、③地方都市圏）	①	91.1%	令和元年度	92.0%	令和6年度	A	92.0%	令和7年度
		②	79.5%	令和元年度	78.4%	令和6年度	B	81.3%	令和7年度
		③	39.0%	令和元年度	37.9%	令和6年度	B	39.6%	令和7年度
29 道路交通の円滑化を推進する						③			
90	高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間の事業着手率 *	約13%	令和元年度	33%	令和6年度	B	約47%	令和7年度	
91	都市計画道路(幹線道路)の整備率 *	64.9%	平成29年度	68.3%	令和5年度	A	68.5%	令和7年度	

○政策目標(アウトカム)		業 績 目 標									
○施策目標(評価の単位)		初期値		(年度)		直近実績値(3段階評価)		目標値		(年度)	
実績値						評価					
○業績指標											
※1 太字は「社会資本整備重点計画第3章」の指標											
※2 * は主要な業績指標											
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護											
30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する											
92 (i-Constructionの推進)直轄土木工事におけるICT活用工事の実施率											
93 施設の集約・再編等に向けた取組数											
①道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合											
②河川：老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率											
③海岸：南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸開等の安全な閉鎖体制の確保率											
④下水道：汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数											
⑤港湾：既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合											
⑥航路標識：浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率											
⑦公園：ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数											
⑧官庁施設：新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数											
94 予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率 *											
①道路：地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率											
(i) 橋梁											
(ii) 舗装											
②河川：予防保全の考え方に基づく内水排除施設等の長寿命化対策実施率											
③ダム：健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率											
④砂防：健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率											
⑤海岸：予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率											
⑥下水道：計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合											
⑦港湾：老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合											
⑧空港：予防保全を適切に実施した割合											
⑨鉄道：令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率											
⑩自動車道：措置が必要な施設の修繕率											
⑪航路標識：老朽化等対策が必要な航路標識の整備率											
⑫公園：予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率											
⑬官庁施設：R2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率											
⑭公営住宅：特に老朽化した高齢者の公営住宅の更新の進捗率											
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する											
95 リート等の資産総額 *											
96 指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数 *											
32 建設市場の整備を推進する											
97 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設・都市開発の海外受注高)*											
98 国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率											
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る											
99 統計の利用状況 *(政府統計の総合窓口(e-Stat)における情報政策部門の所管統計へのアクセス件数)											
34 地籍の整備等の国土調査を推進する											
100 地籍調査の進捗率(①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)*											
① 79%											
② 52%											
101 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積 *											
47%											
35 自動車運送業の市場環境整備を推進する											
102 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率 *											
33.4%											
36 海事業業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る											
103 我が国造船業の船舶建造量 *											
14百万総トン											
平成28年～令和元年の平均											
9百万総トン											
令和6年											
B											
18百万総トン											
令和7年											
60 【再掲】内航船員1人・1時間当たりの輸送量											
4,019トンキロ											
平成30年度											
3,898トンキロ											
令和5年度											
B											
4,919トンキロ											
令和7年度											
○ 横断的な政策課題											
10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備											
37 総合的な国土形成を推進する											
104 国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数) *											
8/11											
平成28年度											
8/11											
令和5年度											
A											
初期値以上											
毎年度											
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する											
105 電子基準点の観測データの取得率 *											
99.77%											
令和元年度											
99.88%											
令和6年度											
A											
99.50%以上											
毎年度											
106 基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の拡充・更新											
15,000km ²											
令和元年度											
105,300km ²											
令和6年度											
A											
70,000km ²											
R3～R7年度の累積											
令和8年度											
107 G空間情報センターと連携する各種データプラットフォームの件数											
6件											
令和3年度											
9件											
令和6年度											
A											
10件											
令和8年度											
39 離島等の振興を図る											
108 離島等の総人口 *											
(①離島地域の総人口、②奄美群島の総人口、③小笠原村の総人口)											
① 349千人											
令和2年度											
317千人											
令和6年度											
B											
315千人以上											
令和7年度											
② 101千人											
令和5年度											
98,106人											
令和6年度											
B											
95千人以上											
令和10年度											
③ 2,464人											
令和5年度											
2,428人											
令和6年度											
B											
2,464人以上											
令和10年度											
40 北海道総合開発を推進する											
109 北海道総合開発計画の着実な推進(目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数)*											
-											
-											
4/7											
令和4年度											
A											
半数以上											
毎年度											
110 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額) *											
4.15百万円/人											
H30～R4年度の平均											
4.59百万円/人											
令和4年度											
A											
初期値以上											
毎年度											
11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進											
41 技術研究開発を推進する											
111 目標を達成した技術開発課題の割合 *											
-											
-											
100%											
令和6年度											
A											
90%											
毎年度											
112 スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数											
23団体											
令和2年4月											
141団体											
令和5年度											
A											
100団体											
令和7年度											
42 情報化を推進する											
113 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数 *											
0件											
平成24年度											
0件											
令和6年度											
A											
0件											
毎年度											
12 国際協力、連携等の推進											
43 国際協力、連携等を推進する											
114 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 * (【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高)											
① 3兆円											
令和2年度											
4.3兆円											
令和4年度											
A											
4兆円											
令和7年度											
② 6兆円											
令和2年度											
7.827兆円											
令和4年度											
A											
8兆円											
令和7年度											
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上											
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する											
115 官庁施設の耐震基準を満足する割合 *											
94.6%											
令和元年度											
97.6%											
令和6年度											
B											
100%											
令和7年度											
116 保全への取組状況が良好な施設の割合 *											
98%											
令和4年度											
99%											
令和6年度											
A											
98%											
毎年度											

令和6年度政策チェックアップ 参考指標（社重点KPI）別結果一覧表（全15指標（細分類22指標））

参考指標のうち、社会資本整備重点計画にKPIとして記載されているものについては、業績指標と同様に評価を実施。

○参考指標の評価区分

A 目標達成に向けた成果を示している

B 目標達成に向けた成果を示していない

N 判断できない

○政策目標(アウトカム)		業 績 目 標						
○施策目標(評価の単位)		初期値 (年度)		直近実績値(3段階評価)			目標値 (年度)	
○参考指標(社重点KPI)				実績値	(年度)	評価		
○暮らし・環境								
3 地球環境の保全								
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う								
参20 グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数		3自治体	令和元年度	51自治体	令和6年度	A	70自治体	令和7年度
○安 全								
4 水害等災害による被害の軽減								
11 住宅・市街地の防災性を向上する								
参26 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数		15団体	令和元年度	472団体	令和6年度	B	約800団体	令和7年度
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する								
参36 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等)を実施した市区町村数		388市区町村	令和2年度	1,313市区町村	令和6年度	A	1,388市区町村	令和7年度
参37 公共土木施設の被災状況調査を行うTEC-FORCE隊員のICT機器等を活用するための訓練・研修・講習等への参加率		36%	令和2年度	115%	令和6年度	A	100%	令和7年度末
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保								
15 道路交通の安全性を確保・向上する								
参69 緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備率		0%	令和元年度	30%	令和6年度	A	約28%	令和7年度
参70 緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率		約27%	令和元年度	49%	令和6年度	B	100%	令和7年度
○活 力								
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化								
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する								
参85 サイバーポート(港湾物流)へ接続可能な港湾関係者数		-	-	1,232者	令和6年度	A	約650者	令和7年度
参87 みなとオアシス登録数		138件	令和元年度	166件	令和6年度	A	170件	令和7年度
24 航空交通ネットワークを強化する								
参106 「A2-BCP」(空港業務継続計画)に基づく訓練等の毎年度8月までの実施率		70%	令和2年度	100%	令和6年度	A	100%	毎年度
参107 滑走路増設を図った後の滑走路処理能力(福岡空港)		17.6万回／年	令和元年度	18.8万回／年	令和6年度	A	18.8万回／年	令和6年度
参108 七大空港(成田・羽田・関西・中部・新千歳・福岡・那覇)のチェックイン(セルフ)・保安検査場にかかる待ち時間をそれぞれ半減、またはそれぞれ10分以下に短縮した空港		0%	令和元年度	21%	令和6年度	B	100%	令和7年度
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護								
30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する								
参133 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数		約22万件	令和2年度	299万件	令和6年度	A	約300万件	令和9年度
参136 インフラメンテナンス国民会議を通じた新技術のシーズとニーズのマッチング数		169件	令和元年度	716件	令和6年度	A	400件	令和7年度
参137 ポータルサイトに掲載しているツアーを実施しているインフラ施設数		310施設	令和2年度	396施設	令和6年度	A	410施設	令和7年度
参138 地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数		①	6,459人	9,383人	令和6年度	A	10,000人	令和7年度
①道路		②	4,832人	10,130人	令和6年度	A	9,900人	令和7年度
②河川／ダム／砂防／下水道		③	2,202人	5,205人	令和6年度	A	4,000人	令和7年度
③港湾		④	261人	497人	令和6年度	A	500人	令和7年度
④空港		⑤	586人	3,264人	令和6年度	A	1,000人	令和7年度
⑤鉄道		⑥	9人	59人	令和5年度	A	50人	令和7年度
⑥自動車道		⑦	244人	389人	令和6年度	B	440人	令和7年度
⑦公園		⑧	12,633人	18,719人	令和6年度	A	17,000人	令和7年度
⑧官庁施設								

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：１ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

施策目標の概要及び達成すべき目標

高齢者、子どもを育成する家庭等を含めて全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

業績指標

指標番号	業績指標名
1	民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合
2	公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率※ （①公的賃貸住宅団地全体、②UR 団地の医療福祉拠点化） ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR 団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250 団地程度（令和 12））し、これにより設置される施設を含む。
3	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 *
4	認定長期優良住宅のストック数
5	居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数

業績指標の分析

(1) 民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合

目標達成状況の評価		N					
	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	約 1 割	—	—	—	集計中	—	2 割
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

＜断熱関係＞

○平成 27 年 7 月に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）を公布、平成 28 年 4 月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成 29 年 4 月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行した。

○令和元年 5 月に改正建築物省エネ法を公布、令和元年 11 月よりマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、賃貸アパート等の住宅トップランナー制度の対象への追加を施行した。

○令和 4 年 6 月に改正建築物省エネ法を公布し、令和 6 年 4 月より住宅・建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度を施行した。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）による省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進を図った。

○こどもエコすまい支援事業、子育てエコホーム支援事業及び長期優良住宅化リフォーム推進事業等により住宅の省エネ改修に対して支援を行った。

○住宅性能表示制度の普及促進を図った。

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業により省エネ改修費用に対して支援を行った。

○独立行政法人住宅金融支援機構による子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資において、一定の断熱性能を有する賃貸住宅を対象に融資を実施（令和 6 年度実績：214 件）。うち、ZEH 水準に適合する賃貸住宅を対象に金利引下げを実施した。（令和 6 年度実績：45 件）

＜遮音関係＞

- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業により遮音改修費用に対して支援を行った。
- 住宅性能表示制度の普及促進を図った。
- 住宅市場整備推進等事業により、令和５年度に生活騒音（特に子育て世帯の出す音）についての配慮を促すためのチラシを作成し、HP で公表する等を通じて普及促進を図った。また、令和４年度に作成した「賃貸住宅の断熱性向上や遮音対策のための大家向けガイドブック」について、セミナーで周知する等を通じて普及促進を図った。
- 独立行政法人住宅金融支援機構による子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資において、遮音性能を高めた賃貸住宅を対象に金利引下げを実施。（令和６年１０月開始）

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

初期値以降の実績値がなく判断できないことから、N と評価した。令和５年度の実績値は集計中であるが、本指標は「一定の断熱性能を有する住宅の割合」及び「一定の遮音対策が講じられた住宅の割合」を踏まえて算出するところ、一定の断熱性能を有する住宅の割合については、令和５年住宅・土地統計調査に基づいた集計では 15% から 17% に増加している。令和７年４月１日より原則全ての住宅・建築物の新築・増改築について省エネ基準への適合が義務付けられたことなどを踏まえ、今後も着実に増加すると考えている。他方、一定の遮音対策が講じられた住宅の割合については、令和７年度中に集計予定である。大手建設会社に対してヒアリングを行ったところ、遮音性能の高い床の開発・標準仕様化が進められていることなどから、一定の増加を見込んでいる。

（課題の特定）

—

(2) 公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※（①公的賃貸住宅団地全体）
※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	29%	33.5%	34.5%	34.6%	34.7%	35.2%	おおむね 4 割
年度ごとの 目標値		30.49%	31.48%	32.47%	33.46%	34.45%	

(事務事業等の実施状況)

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。（令和５年度整備戸数実績：８,３１７戸）
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。（令和５年度併設施設数：１１,７８３施設（７,７０８団地））
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。（令和５年度供給施設数：２,２１１施設（８２７団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

業績指標は初年度から各年度において、令和3年度以降伸び悩みがみられるが、実績値が目標値を上回っており、今年度においても実績値が目標値を上回ったため、Aと評価した。（令和6年度管理戸数100戸以上の公的賃貸住宅団地数：7,104団地（内生活支援施設が「併設」されている団地数：2,500団地）

(課題の特定)

公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から地域拠点施設（高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設）の併設を進めていくことが重要であることから、多様な主体（自治体・UR等）の連携による居住機能の集約化等とあわせた地域拠点施設の設置への支援など、今後も引き続き取組を促進する。

※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR 団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250 団地程度（令和 12））し、これにより設置される施設を含む。

A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	128 団地	166 団地	181 団地	202 団地	233 団地	264 団地	250 団地 程度
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

地方公共団体や地域関係者との連携体制を構築し、高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する環境の整備により UR 団地における地域の医療福祉拠点化を推進。対象団地において、住戸内・共用部のバリアフリー化やコミュニティスペースの設置、医療・福祉施設等の誘致、生活支援アドバイザーの配置等を行った。

令和6年度までの実績値は、264団地で拠点形成済みであり、目標値を達成したことから、Aと評価した。

[illegible]

(4) 認定長期優良住宅のストック数

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	113 万戸	124 万戸	136 万戸	148 万戸	159 万戸	174 万戸	約 250 万戸
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

〈制度的対応〉

○長期優良住宅の認定基準を改正し、増改築認定及び既存認定の省エネ基準の強化等を図るとともに、手続きのオンライン化を推進するため、長期優良住宅法に係る認定通知書等の様式の押印を廃止（全て令和7年4月施行）

〈財政上・金融上の措置〉

○認定長期優良住宅に対する予算措置、税の特例措置、融資制度

〈普及啓発・技術開発〉

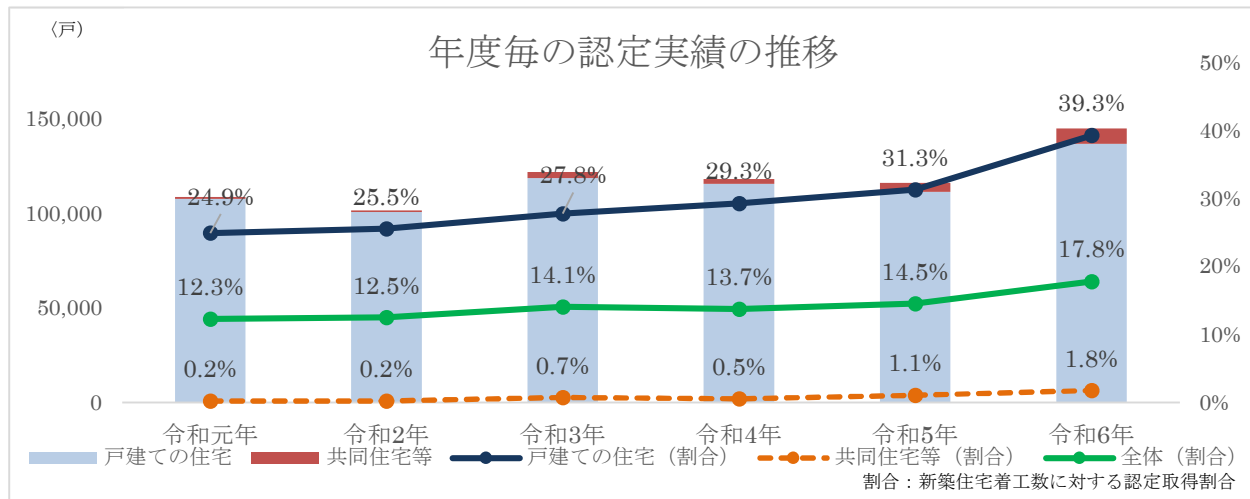
○インターネットやパンフレット等による制度のメリットのPR、地方公共団体や各種団体が行う普及活動への支援。
○長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進。

(その他の外部要因の状況)

新築住宅着工数の減少 等

(目標の達成状況に関する分析)

- ・予算や税等による長期優良住宅への支援や省エネ性能の高い住宅に対する住宅取得者の意識の高まりにより、新築住宅着工数に対する長期優良住宅の認定実績の割合は増加傾向にあり、概ね順調に推移している。
- ・一方で、新築住宅着工数が減少傾向である中、目標年度に目標値を下回る可能性があることから、Bと評価した。



(課題の特定)

- ・戸建ての住宅の認定割合は年々増加しているが、共同住宅等の認定は低調であるため、令和3年の長期優良住宅法の改正（共同住宅に係る認定基準の合理化等）を踏まえて、引き続き認定促進を図る。

(5) 居住目的のない空き家数※

※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R12 年
実績値	349 万戸	—	—	—	386 万戸	—	400 万戸 程度 に抑える
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○空き家対策総合支援事業

空家法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行った。

○空き家再生等推進事業

居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等に取り組む地方公共団体に対して支援を行った。

○既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を展開した。

○空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取り組むモデル的な取組、ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組について支援を行った。

○買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取り、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用した。

（令和4年度適用実績：不動産取得税（建物）10,071 件、不動産取得税（土地）5,582 件、登録免許税 3,624 件、令和5年度適用実績：不動産取得税（建物）11,247 件、不動産取得税（土地）5,199 件、登録免許税 5,739 件）

○相続により生じた古い空き家又はその敷地についてその譲渡前又は譲渡後一定期間内に耐震改修又は除却を行った場合において、譲渡所得からの 3,000 万円の特別控除を実施した。

○空家法に基づく勧告をした特定空家等及び管理不全空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する措置を講じた。

○建物状況調査（インスペクション）の普及

標準媒介契約約款の見直しにより、媒介契約書に建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあつせん「無」とする場合における理由の記載欄を設けた。既存住宅状況調査技術者講習制度において 5 講習機関を登録。技術者数は約 17,000 人（令和7年4月1日時点）。

○「安心 R 住宅」制度の普及

「安心 R 住宅」制度について平成 30 年 4 月より標章の使用を開始した。（令和6年度末時点で 12 団体を登録、令和6年度末時点で累計 9,005 件）

○住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録（セーフティネット登録住宅）を推進しており、全国で 943,143 戸が登録されている（令和7年3月31日時点）。

○建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行った。

○建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

密集市街地において、耐火性の低い建築物の除却に対し支援を行った。

○空家法の一部改正

特定空家等の除却等の促進に加え、特定空家等になる前から空家等の「活用拡大」や「管理の確保を図る」ことを目的に、「空家等活用促進区域」、「空家等管理活用支援法人」制度の創設等を含む一部改正を行った。

(その他の外部要因の状況)

世帯数の増加、新規住宅着工による住宅ストックの増加

（目標の達成状況に関する分析）

目標値について、居住目的のない空き家数を令和 12 年時点で約 400 万戸程度に抑えることとしているが、令和 5 年時点で 386 万戸となり、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標値の 400 万戸を上回る推移となることから、B と評価した。外部要因となっている世帯数の増加や、新規住宅着工による住宅ストックの増加などの影響が考えられる。

（課題の特定）

空き家対策に係る課題としては、「空家等の活用可能性の拡大」、「空家等の管理の確保」、「特定空家等の除却等の推進」、「市区町村での人員不足」等が挙げられる。

このため、令和 5 年 12 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 50 号）において創設された「空家等活用促進区域」、「空家等管理活用支援法人」制度の活用等により空家の活用・管理・除却等の取組を進めるとともに、空き家をはじめとした既存住宅の流通を促進するためのストックの性能向上や、安心して取引ができる市場環境の整備を通じて、目標達成を図る。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績指標 6 個のうち、A が 2 個、B が 3 個、N が 1 個である。各指標において、進捗が見られるものの、主要業績指標を含め、目標年度に向けた進捗が順調とは言えない指標もあることから、「④ 進展が大きくない」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

住生活基本計画（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）に基づく施策の着実な実施を行ってきたところではあるが、目標達成には、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅の普及促進に加え、長期優良住宅制度の普及促進や改正空家法に基づく空き家対策の推進などの取組を総合的かつ一層の推進が必要である。

今後高齢者人口や世帯数の増減等、外部要因について変化が想定されており、新たな住生活基本計画の策定状況等も踏まえながら、必要に応じて目標の変更等を行うとともに引き続き居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

外部有識者のコメント

「公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率」については、確かに最新年度で実績値が目標値を上回っているものの、令和 2 年度を除くと近年は伸び悩んでおり目標達成に不安がある。今後の高齢化の進展を考慮すると、地域拠点施設を活用することが極めて重要であり、併設を促進するための方策の検討が望まれる。（国土交通省政策評価会 加藤 浩徳）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 1

住宅局住宅戦略官 住宅戦略官 家田 健一郎

・業績指標 1

担当課：住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官 杉田 雅嗣）

関係課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗）

住宅局参事官（建築企画担当）（参事官 高木 直人）

・業績指標 2

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

担当課：住宅局住宅戦略官（住宅戦略官 家田 健一郎）

・業績指標 3

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗）

・業績指標 4

担当課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

・業績指標 5

担当課：住宅局住宅戦略官（住宅戦略官 家田 健一郎）

関係課：住宅局住宅経済・法制課（課長 皆川 武士）

住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 畑 めぐみ）

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）（参事官 横田 僚子）

住宅局建築指導課（課長 松野 秀生）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 松井 康治）

不動産・建設経済局不動産業課（課長 倉石 誠司）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	公的賃貸住宅家賃対策補助	003997
2	公営住宅整備等事業	003998
3	優良住宅整備促進等事業費補助	003999
4	都市再生機構（賃貸住宅事業）	004000
5	住宅建設事業調査費	007278
6	独立行政法人住宅金融支援機構出資金	007279

参考指標の達成状況

施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

参考指標

(参1) 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	25%	25%	28%	30%	32%	35%	50%
年度ごとの 目標値		25%	27.5%	30%	32.5%	35%	

(参2) 市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数

	初期値	実績値					目標値
	H27年5月 ～ R2年3月	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R3年度 ～ R12年度
実績値	9万物件	—	30,093件	55,763件	80,105件	—	20万物件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参3) 空家等対策計画を策定した市区町村数の割合

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	—
実績値	7.7割	—	8.0割	8.3割	8.6割	—	—
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標1

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

・参考指標2、3

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【 業 績 指 標 】	(1)民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約1割 (平成30年度)	2割 (令和12年度)
【 指 標 の 定 義 】 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合 = A／B A = 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた戸数(民営借家共同住宅) B = 民営借家共同住宅の総ストック数 ※「一定の断熱性能」:全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅 ※「一定の遮音対策」:居室の全部又は一部の床に一定の遮音性能が期待できる部材を使用している住宅 木造・S造・・・LH-55(子どもの飛び跳ねや走り回り等の重量床衝撃音の遮断性能(LH)が「標準的である」水準)以上の床部材を使用 RC造……………コンクリートの床厚が150mm以上 ※初期値(平成30年度):A939,427戸／B13,213,176=7.1%			
【目標設定の考え方・根拠】 子育て世帯の多くが賃貸住宅に居住していることから、住宅の性能のうち、子育て世帯の関心が特に高い「(ランニングコストの節約を含めた)省エネと音」に関する民間賃貸住宅の質の向上について、子どもを産み育てやすい住宅の確保の達成状況を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(2割(令和12年))から設定。			
【 外 部 要 因 】 平均年収の推移、居住ニーズの変化			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者等			
【 重 要 政 策 】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		
【 関 係 課 】	住宅局住宅生産課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局参事官(建築企画担当)付		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【 業 績 指 標 】	(2) 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※ (①公的賃貸住宅団地全体、②UR団地の医療福祉拠点化) ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進(250団地程度(令和12))し、これにより設置される施設を含む。	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①29%(令和元) ②128団地(令和元)	①おおむね4割(令和12) ②250団地(令和12)
【 指 標 の 定 義 】			
①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(A／B) A:各年度末における地域拠点施設が併設された団地数 B:各年度末における100戸以上の公的賃貸住宅団地数 ②UR団地の医療福祉拠点化 ・地域医療福祉拠点化の取組方針に基づき、地域の連携体制が構築され、一定程度の取組みが実現し、地域医療福祉拠点として持続可能な状態になった段階			
【目標設定の考え方・根拠】			
①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から、施設併設を進めていくことが重要であることから、公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(令和12年までにおおむね4割)を設定したもの。 ②UR団地の医療福祉拠点化 後期高齢者の更なる増加に備え在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、UR団地を活用して、医療・福祉施設等の誘致、居住環境の整備、若年世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成を図ることが有効であるため、その進捗状況を示す指標として設定。			
【 外 部 要 因 】			
地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設の設置			
【 他 の 関 係 主 体 】			
地方公共団体、地方住宅供給公社、(独)都市再生機構、民間事業者			
【 重 要 政 策 】			
・住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現 目標4多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり ・まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定) 公的賃貸住宅団地、その周辺地域等において、集約化や建替え・改修等と併せて福祉施設等の整備を推進するとともに、独立行政法人都市再生機構(UR)の団地における地域医療福祉拠点化に取り組む。(本論第2章/基本目標4/4－1/(3)/①) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 公的賃貸住宅団地及びその周辺地域等における集約化や建替え・改修等と併せた福祉施設等の整備を推進するとともに、独立行政法人都市再生機構(UR)の団地における地域医療福祉拠点化に取り組む。(第3章/1/(5)/①)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅戦略官付		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(3) 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2.5% (平成30年度)	4% (令和12年度)
【指標の定義】 高齢者向け住宅の戸数・定員数の合計値について、65歳以上の人口数で除して算出した割合 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 ＝高齢者向け住宅の供給量／65歳以上の人口数			
【目標設定の考え方・根拠】 高齢者の居住の安定確保を図るため、見守り等のサービスが必要となる高齢者世帯に対して十分な高齢者向け住宅が供給されるよう、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(4%(令和12年))から設定。			
【外部要因】 世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等			
【他の関係主体】 民間事業者等			
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり			
【備考】			
【担当課】	住宅局安心居住推進課		
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(4)認定長期優良住宅のストック数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		113万戸 (令和元)	250万戸 (令和12)
【指標の定義】 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の累計戸数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している認定長期優良住宅のストック数の目標値(約250万戸(令和12年))を基に設定したもの。			
【外部要因】 資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等			
【他の関係主体】 住宅供給事業者(事業主体)、所管行政庁(運用主体)、住宅金融支援機構(支援主体)			
【重要政策】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)＜住宅・都市分野＞ Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略 1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化			
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅生産課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(5)居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		349万戸 (平成30年度)	400万戸程度におさえる (令和12年度)
【指標の定義】 「住宅・土地統計調査(総務省)」における空き家数のうち、「その他の住宅」の数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(令和12年))から設定。 ・賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数は、増加すると防犯・防災性や地域活力の低下を招く恐れがあり、住宅着工・除却数、世帯増減などに大きく影響される面もあるが、既存住宅流通や除却・他用途への転用等を今後さらに進める取組みにより増加を抑えることが期待される。 ・過去の住宅・土地統計調査における「その他空き家」数のトレンドによると、令和12年には470万戸程度に増加するおそれがあり、今後、世帯数の大幅な増加も見込まれないことから、H28年計画における「その他空き家」数の抑制目標値を5年間延長し、令和12年においても400万戸程度を維持することとする。			
【外部要因】 世帯数の増減、新規住宅着工数			
【他の関係主体】 地方公共団体、民間事業者等			
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進			
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅戦略官付		
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 住宅局建築指導課 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 不動産・建設経済局不動産業課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

施策目標の概要及び達成すべき目標
住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ継承されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。

業績指標	
指標番号	業績指標名
6	既存住宅流通及びリフォームの市場規模 *
7	住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合
8	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合

業績指標の分析							
(6) 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 *							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	H30 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年度	R12 年
実績値	12 兆円	—	—	—	12.3 兆円	—	14 兆円
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
＜既存住宅流通の市場規模＞							
○建物状況調査（インスペクション）の普及							
標準媒介契約約款の見直しにより、媒介契約書に建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあつせんを「無」とする場合における理由の記載欄を設けた。既存住宅状況調査技術者講習制度において5講習機関を登録。技術者数は約17,000人（令和7年4月1日時点）。							
○住宅履歴情報の整備							
住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において作成される設計図書や施工内容、点検結果等の情報が住宅履歴情報として蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。							
○不動産取引価格情報の提供							
不動産取引価格情報について、国土交通省のホームページ上で提供（令和6年度までの累計提供件数：約547万件）。							
○「安心R住宅」制度の普及							
「安心R住宅」制度について平成30年4月より標章の使用を開始した。（令和6年度末時点で累計9,005件）							
○住宅ストック維持・向上促進事業							
良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和5年度は11団体、令和6年度は10団体を支援。							
○既存住宅売買に係る保険制度							
住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（令和5年度申込実績：宅建業者販売タイプ20,115戸、個人間売買タイプ2,109戸、令和6年度申込実績：宅建業者販売タイプ19,710戸、個人間売買タイプ1,987戸）							
○買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置							
買取再販事業者が既存住宅を買取り、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。（令和4年度適用実績：不動産取得税（建物）10,071件、不動産取得税（土地）5,582件、登録免許税3,624件、令和5年度適用実							

績：不動産取得税（建物）11,247 件、不動産取得税（土地）5,199 件、登録免許税 5,739 件）

○独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業

独立行政法人住宅金融支援機構のフラット 35 により、既存住宅の取得を支援（令和 6 年度実績：9,542 件）。住宅金融支援機構のフラット 35S により、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援（令和 6 年度実績：7,984 件）。

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和 5 年度予算では 2,775 戸に支援を実施、令和 6 年度予算では 2,412 戸の交付申請を受け付けた。

○こどもエコすまい支援事業

こどもエコすまい支援事業において、令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算で住宅の省エネ改修等を 290,917 戸支援。

○子育てエコホーム支援事業

子育てエコホーム支援事業において、令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算で住宅の省エネ改修等を 451,335 戸支援。

○既存住宅についての長期優良住宅認定制度を創設。

＜リフォームの市場規模＞

○耐震化に向けた積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした定額補助制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）の限度額を、令和 6 年度補正予算から 115 万円に引き上げ、耐震化の促進を図っている。また、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物に対し、国が重点的・緊急的に支援する地域防災拠点建築物緊急促進事業を実施した。

○サステナブル建築物等先導事業において、公募を実施し、省エネ・省 CO2 等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援実施。

○長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和 5 年度予算では 2,775 戸に支援を実施、令和 6 年度予算では 2,412 戸の交付申請を受け付けた。

○こどもエコすまい支援事業

こどもエコすまい支援事業において、令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算で住宅の省エネ改修等を 290,917 戸支援。

○子育てエコホーム支援事業

子育てエコホーム支援事業において、令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算で住宅の省エネ改修等を 451,335 戸支援。

○住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において作成される設計図書や施工内容、点検結果等の情報が住宅履歴情報として蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。

○「安心 R 住宅」制度の創設（平成 29 年度）

（令和 6 年度末時点で 12 団体を登録）

○住宅リフォーム事業者団体登録制度の創設（平成 26 年度）

（令和 5 年度登録団体：0 団体、令和 6 年度登録団体：0 団体（累積 16 団体）

○消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。

○住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。

（令和 5 年度申込実績：リフォーム瑕疵保険 4,660 戸、大規模修繕瑕疵保険 1,603 棟、令和 6 年度申込実績：リフォーム瑕疵保険 4,583 戸、大規模修繕瑕疵保険 1,672 棟）

○住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和 5 年度は 11 団体、令和 6 年度は 10 団体を支援。

○既存住宅状況調査技術者講習制度において、5 講習機関を登録。技術者数は約 17,000 人（令和 7 年 4 月 1 日時点）。

○独立行政法人住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸付けを実施した（令和 6 年度実績：4 件）。

○独立行政法人住宅金融支援機構により、満 60 歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事、耐震改修工事等を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した（令和 6 年度実績：12 件）。

○独立行政法人住宅金融支援機構により、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した（令和 5 年度実績：275 件）。

○独立行政法人住宅金融支援機構により、既存住宅の売買に際して、省エネルギー性等についての性能向上リフォーム及び既存住宅の維持保全に係る措置を行う住宅について、住宅ローンの金利引き下げを実施した（令和 6 年度実績：487 件）。

○子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォーム等に対して補助を行う「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を実施した。

【税制上の特例】 ○住宅リフォームに関する税制上の特例措置 一定の要件を満たした耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、同居対応改修、長期優良住宅化改修又は子育て対応改修が行われた住宅に対する所得税の特別控除及び固定資産税の減税措置を実施。 ※同居対応改修及び子育て対応改修については所得税の特別控除のみ ○買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置 買取再販事業者が既存住宅を買取り、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。（令和４年度適用実績：不動産取得税（建物）10,071 件、不動産取得税（土地）5,582 件、登録免許税 3,624 件、令和５年度適用実績：不動産取得税（建物）11,247 件、不動産取得税（土地）5,199 件、登録免許税 5,739 件） ○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置 直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の増改築等のための金銭を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税の非課税措置を実施。 ○住宅ローン減税 償還期間 10 年以上の住宅ローンを利用して住宅の増改築等をした場合、10 年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合（0.7％）を所得税額（一部、翌年度の住民税額）から控除する措置を実施。
（その他の外部要因の状況） 物価上昇、資材価格の高騰 等
（目標の達成状況に関する分析） 既存住宅流通量については近年増加傾向にあるものの、現状においても性能不十分な住宅ストックが多数存在するとともに、既存住宅に対する消費者側への安心感の提供など一定の課題が存在し、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことから、B と評価した。
（課題の特定） 既存住宅流通及びリフォームの市場規模について、個別の推移を見ると既存住宅流通の市場規模は 4.5 兆円（H30）→4.6 兆円（R５）、リフォームの市場規模は 7 兆円（H30）→7.7 兆円（R５）となっており、どちらも僅かに増加傾向にあるが、目標達成に向けては更なる既存住宅流通市場の活性化が不可欠となっている。 このため、既存住宅に関する情報へのアクセスや既存住宅ストックの質の向上、リフォームしやすい環境の整備などに取り組むことを通じて、市場規模の拡大を図る。

(8) 25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	54%	—	—	—	60%	—	66%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンション管理組合の割合の向上のため、以下の
とりの取組を実施

- ・長期修繕計画の作成又は見直し等を基準に含む適正なマンション管理計画の認定を行う管理計画認定制度（令和4年4月1日創設）の活用を推進した。（令和6年度までの認定実績：2,117件）
- ・上記、法律に基づく認定制度と併せて、新築分譲マンションを対象とした長期修繕計画の作成又は見直し等を基準に含む適正な管理のマンションの計画を予備的に認定する予備認定制度（令和4年4月1日創設）の周知・普及を行った。（令和6年度までの認定実績：1,787件）
- ・管理計画認定制度を実施するために必要となる、地方公共団体におけるマンション管理適正化推進計画の策定を推進した。（令和5年度までに412団体で策定済（全国のマンションの約92%をカバー））
- ・修繕積立金が適切に積み立てられていないマンション等に対して、地方公共団体が助言・指導等を実施する際の参考となるガイドラインを改定した。（令和6年6月）。
- ・長期修繕計画や修繕積立金の作成・見直しに際して参考となる「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を改定した。（令和6年6月）。
- ・マンション管理適正化・再生推進事業を活用して、地方公共団体がマンション管理士等の専門家を派遣し、管理水準が低いマンションにおける長期修繕計画や修繕積立金の設定方法の見直しに向けた検討を支援した。（令和6年度の採択件数：20件）
- ・マンションストック長寿命化等モデル事業において、管理水準の低いマンションが地方公共団体と連携して管理適正化を図るとともに、大規模修繕工事を実施する取組に対して支援を行った。（令和6年度の採択件数：3件）
- ・適切な修繕積立金の確保等に向けた管理組合の合意形成を促進するために、管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税の減額措置（マンション長寿命化促進税制）（令和5年4月創設）の活用を推進した。（令和5年度の申告実績（推計）：3,653件）
- ・「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」を開催し、マンション巡る現状を把握し、課題の洗い出しを行った上で、現時点で考えられる政策の方向性をマンション政策全般の大綱としてとりまとめた。（令和5年8月）
- ・「社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 マンション政策小委員会」を開催し、今後のマンション政策のあり方について検討を行い、マンションの管理適正化・再生円滑化等を推進するための総合的な施策の方向性についてとりまとめた。（令和7年2月）
- ・マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、その管理及び再生の円滑化等を図るための「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年5月に成立した。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

「25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合」については、平成 30 年度の 54%から令和 5 年度の 60%と増加しているが、マンションにおける区分所有者間の合意形成の困難さ等を要因として、今後、現状のトレンドのまま推移すると目標値を下回ることから B と評価とした。

(課題の特定)

マンションの所有形態は一つの建物を複数人で所有する区分所有という特殊な形態であることから、管理等に係る意思決定には、区分所有者間の合意形成を必要とする困難さがある。また、長期修繕計画の計画期間が30年以上であることや適切な修繕積立金の積立てが計画されていること等を基準に含む管理計画認定制度の認定実績は着実に増加しているが（令和4年度：37件、令和5年度：594件、令和6年度：1,486件）、現状は新築マンションが認定の対象になっていない。目標の達成に向けては、マンションにおける区分所有者間の合意形成の困難さや新築時から適正な管理等を確保すること等が課題になっていると考えられ、これらの課題の解決に向けた取組も必要となっている。

これを踏まえ、令和7年5月に成立したマンション関係法の改正法においては、新築時から適正な管理等が行われるように、新築マンションが管理計画認定制度の認定の対象に追加されることとなっている。その他、管理組合が長期修繕計画や修繕積立金の見直し等を行いやすくするための集会の決議の円滑化を図るための措置や、管理組合の合

意形成の支援等の取組を行う民間団体の登録制度の創設など、改正法により管理の円滑化等のための施策が強化されることとなっている。改正法も踏まえ、目標年度に目標値を達成できるよう、引き続きマンションの管理適正化を推進する。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ④ 進展が大きい
（判断根拠） 業績指標 3 個のうち、B が 3 個であって、目標達成には相当な期間を要すると考えられることから、「④ 進展が大きい」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 住生活基本計画（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）に基づき施策の着実な実施を行ってきたところであるが、目標達成には、新築・建替・リフォーム等を通じた良質な住宅の供給等に加え、既存住宅への安心感を高める施策などを通じて、既存住宅流通市場等の活性化を進めるため、施策の総合的かつ一層の推進が必要である。 新たな住生活基本計画の策定状況等も踏まえながら、必要に応じて目標の変更等を行うとともに、引き続き住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場の整備を推進する。

外部有識者のコメント
既存住宅流通及びリフォーム市場の活性化や、住宅性能情報の明示、分譲マンションの長期修繕計画の整備促進など一定の取組が進展しているが、いずれの業績指標も目標達成には至っておらず、特に既存住宅に対する信頼性や流通量の拡大には課題が残る。今後は制度的支援や情報提供の強化を通じて、消費者の安心感向上と市場の更なる活性化を図る必要がある。（国土交通省政策評価会 大串 葉子）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・ 施策目標 2 住宅局住宅戦略官 住宅戦略官 家田 健一郎
・ 業績指標 6 担当課：住宅局住宅戦略官（住宅戦略官 家田 健一郎） 関係課：住宅局住宅経済・法制課（課長 皆川 武士） 住宅局建築指導課（課長 松野 秀生） 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 松井 康治） 住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫） 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗） 住宅局住宅生産課（課長 前田 亮） 住宅局参事官（建築企画担当）（参事官 高木 直人） 住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）（参事官 横田 僚子） 不動産・建設経済局不動産業課（課長 倉石 誠司） 不動産・建設経済局不動産市場整備課（課長 北間 美穂） 不動産・建設経済局土地経済課（課長 江口 大暁）
・ 業績指標 7 担当課：住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）（参事官 横田 僚子）
・ 業績指標 8 担当課：住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官 杉田 雅嗣）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	住宅市場環境整備推進経費	004001
2	市街地環境整備推進経費	004002
3	住宅・建築物安全安心対策推進経費	004003
4	民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業	004004
5	建築物の安全確保のための体制の整備事業	004005
6	マンション管理適正化・再生推進事業	004006
7	住宅ストック維持・向上促進事業	004007
8	建築基準法・建築土法等の円滑な執行体制の確保に関する事業	004008
9	住宅建築技術国際展開支援事業	004012
10	住宅・建築生産性向上促進事業	004014
11	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業	004017
12	長期優良住宅認定取得促進モデル事業	004578
13	定期報告制度のデジタル化促進事業	004616
14	カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業	004617
15	居住支援協議会等活動支援事業	004994
16	建築物再生可能エネルギー利用促進区域指定促進モデル事業	005084
17	建築 BIM 活用総合推進事業	005618

参考指標の達成状況

施 策 目 標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

参考指標							
(参 4) DX 推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合							
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	0 %	0 %	—	73%	—	91%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 4 担当課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【 業 績 指 標 】	(6)既存住宅流通及びリフォームの市場規模*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		12兆円 (平成30年)	14兆円 (令和12年)
【 指 標 の 定 義 】			
＜既存住宅流通の市場規模＞ ・既存住宅流通の市場規模＝A×B A＝土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額 【出典:住宅市場動向調査(国土交通省)】 B＝既存住宅の流通戸数 【出典:住宅・土地統計調査(総務省)】 ＜リフォームの市場規模＞ ・リフォームの市場規模＝① 10㎡以上の増改築工事＋ ② 10㎡未満の増改築工事＋ ③ 設備の維持修繕費＋ ④ 修繕工事(大規模修繕等)＋ ⑤ 賃貸住宅のリフォーム			
【目標設定の考え方・根拠】			
・脱炭素社会に向けた住宅循環システムを構築し、ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えが可能となる社会を実現するためには、既存住宅流通の活性化が重要な課題である。 ・平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂において、既存住宅・リフォーム市場規模を、2010年(平成22年)から2020年(平成32年)までに10兆円から20兆円へと倍増する目標が掲げられているが、直近の実績では4.5兆円にとどまっており長期的には倍増を目指すのが現実的な目標として6兆円とする。 ・インスペクション、住宅瑕疵保険、住宅性能表示等の活用、買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例、価格査定マニュアルの普及・定着等の諸政策を展開することにより、既存住宅流通の市場規模が6兆円になるものと見込む。 ・また、住宅ストックの状況は、総世帯(約5,250万世帯)に対し住宅ストック数(約6,060万戸)で約16%多い。 一方で「耐震性のない住宅」は全国で約900万戸、「バリアフリー・省エネをいずれも満たさない」住宅が約2,200万戸存在することから、リフォーム市場の活性化による既存住宅の質の維持・向上が求められるところ。 ・リフォーム市場の活性化を通じて循環型社会の形成を目指すため、これまでの実績の推移に加え各種支援制度の充実等により性能向上リフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー)、新たな日常に対応するリフォーム等の市場規模拡大を政策で後押しし、令和12年度のリフォーム市場規模が8兆円になるものと見込む。 ・以上より、令和12年の目標値を14兆円に設定。			
【 外 部 要 因 】			
地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等			
【 他 の 関 係 主 体 】			
住宅建設業者・リフォーム業者等			
【 重 要 政 策 】			
・住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ・未来投資戦略2017(平成29年6月9日) 既存住宅流通・リフォーム市場を活性化していく。(第2 I 8.) ・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日) 既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。(5.(6))			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局住宅戦略官付		
【 関 係 課 】	不動産・建設経済局不動産業課 不動産・建設経済局不動産市場整備課 不動産・建設経済局地価調査課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅生産課 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【 施 策 目 標 】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【 業 績 指 標 】	(7)住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		15% (令和元年度)	50% (令和12年度)
【 指 標 の 定 義 】			
流通する既存住宅の品質を示す指標として設定			
初期値(R1年): $(A+B+C) \div D = (22,309戸+570戸+0戸) \div 15.5万戸 \approx 14.8\%(15\%)$ A:既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数=22,309戸 B:安心R住宅流通戸数(既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数を除く)=570 Bの算出方法=令和元年安心R住宅流通戸数(1,424)×0.4※=570 ※安心R住宅年間流通戸数が最も多いリノベ協における安心R住宅のうち既存住宅売買瑕疵保険に加入したものの割合(59.3%:平成30年4月～9月実績)の傾向が全登録団体で同様であると仮定し、安心R住宅年間流通戸数の4割が保険に加入していないものとして算出。 C:新たな保険商品※の申請戸数=0戸 ※検査不適合範囲を免責とする保険、延長保険(転売特約)、買主加入型保険等、今後件数の増加が見込まれる保険(令和3年度以降認可することを想定する新たな保険商品) D:既存住宅の流通戸数(年間)=15.5万戸(令和元年) 平成30年住宅・土地統計調査により公表されている平成26年1月から平成30年9月までの計57か月の既存住宅流通戸数に60/57を乗じ(=平成26年から平成30年の60か月の合計戸数)、この数値を5で除すことで過去5年間の平均既存住宅流通戸数を算出。			
【目標設定の考え方・根拠】			
住宅性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅(安心R住宅や既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅等)を普及・拡大し、消費者が安心して取引できる既存住宅流通市場の整備を図る。			
目標値(R12年): $(A+B+C) \div D = (44,826戸+4,970戸+46,000戸) \div 19.0万戸 \approx 50.4\%(50\%)$ Aの算出方法: 平成21年から令和元年までの宅建業者販売タイプ申込件数(A1)及び個人間売買申込件数(A2)の増加傾向を基に増加変動をそれぞれ線形近似し、A1:1,741件増加/年、A2:307件増加/年を仮定し、令和2年以降の件数を想定。 Bの算出方法 安心R住宅流通戸数が1,000戸/年増加すると仮定し、令和2年以降の安心R住宅流通戸数を試算のうえ、各年の当該数値に0.4を乗じた値を順次加算することで算出。 Cの算出方法: AまたはBと同等の住宅の性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅が令和12年に約4.6万戸となると想定し設定(令和3年度に年間1,000件、その後年間5,000件のペースで増加を想定)。 Dの算出方法: 年間の既存住宅流通量が増加し19万戸になっていると想定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】			
「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)		
【 関 係 課 】	なし		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(8) 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		54% (平成30年度)	66% (令和7年度)
【指標の定義】 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合割合(A/B) ※A=25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合数 B=分譲マンション管理組合数 ※初期値(平成30年度): A905管理組合/1,688管理組合=53.6%			
【目標設定の考え方・根拠】 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(75%(R12))をもとに現況値と令和12年度末までの目標値との差を按分し、令和7年度末までの数値を形式的に設定。			
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成			
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的、総合的なバリアフリー化等を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
9	公共施設等のバリアフリー化率等
	①特定道路におけるバリアフリー化率 *
	②旅客施設のバリアフリー化率
	(i) 段差解消 *
	(ii) 視覚障害者誘導用ブロック *
	(iii) 案内設備 *
	(iv) 障害者対応型便所の設置 *
	③ホームドアの整備番線数
	(i) 鉄軌道駅全体 *
	(ii) 平均利用者1日10万人以上の駅 *
	④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
	⑤規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 *
	(i) 園路及び広場 *
	(ii) 駐車場
	(iii) 便所
	⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率 *
	⑦移動等円滑化促進方針の作成市町村数
	⑧移動等円滑化基本構想の作成市町村数 *
10	車両等のバリアフリー化率 *
	①鉄軌道車両のバリアフリー化率
	②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率
	③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率
	④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数
	⑤福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー含む）の導入数
	⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合
	⑦旅客船のバリアフリー化率
11	⑧航空機のバリアフリー化率
	高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 *

業績指標の分析

(9) ①特定道路におけるバリアフリー化率 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 63%	約 67%	約 69%	約 71%	約 71%	約 72%	約 70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

道路整備費や防災・安全交付金により、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を実施。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

特定道路におけるバリアフリー化率は着実に増加しており、令和7年度の整備予定である70%を達成したため、Aと評価した。

(課題の特定)

—

(9) ②旅客施設のバリアフリー化率 (i) 段差解消 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	91.9%	93.0%	93.7%	93.6%	94.0%	集計中	原則 100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための設備投資を行っているが、各種バリアフリー施設を新設・改修する場合、地域公共交通確保維持改善事業等の各支援制度の活用などによって旅客施設のバリアフリー化を推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和2年度以降の実績値は、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進のために令和3年4月1日に施行された改正後の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、一定の旅客施設(分母)の範囲を拡大(注)し、かつ、バリアフリー水準の底上げのために平成30年10月1日に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準を適用したものである。

令和元年度から令和5年度まで、実績値は毎年平均約0.5%ずつ推移しており、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、目標年度に目標値は達成しない見込みであることからBと評価した。これは、工事の難易度が高いため、施設の大規模改修等に併せて施工すること等により、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在していること等が要因であると考え。

(注)「一定の旅客施設」の範囲

改正前：1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設

改正後：鉄軌道駅及びバスターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設

(課題の特定)

今後改修工事等が予定されている旅客施設もあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在する。各支援制度の有効活用などによって引き続き旅客施設のバリアフリー化促進を図る。

(9) ②旅客施設のバリアフリー化率 (ii) 視覚障害者誘導用ブロック *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	95.1%	39.4%	42.8%	44.6%	46.6%	集計中	原則 100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための設備投資を行っているが、各種バリアフリー施設を新設・改修する場合、地域公共交通確保維持改善事業等の各支援制度の活用などによって旅客施設のバリアフリー化を推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 2 年度以降の実績値は、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進のために令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正後の基本方針に基づき、一定の旅客施設(分母)の範囲を拡大(注 1)し、かつ、バリアフリー水準の底上げのために平成 30 年 10 月 1 日に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準(注 2)を適用したものである。

視覚障害者誘導用ブロックについては、令和 2 年度以降、基本方針の改訂により基準適合の対象となるブロック形状が JIS 規格適合品に統一されたことにより、JIS 規格適合品以外の製品によって整備された施設が実績値から除かれたため、令和 2 年度の実績値は令和元年度に比べて大きく減少しているものの、令和 2 年度から令和 5 年度にかけて毎年平均約 2.4%ずつ推移している。実績値は着実に増加しているものの、目標年度に目標値は達成しない見込みであることから B と評価した。これは、工事の難易度が高いため、施設の大規模改修等に併せて施工すること等により、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在していること等が要因であると考ええる。

(注 1)「一定の旅客施設」の範囲

改正前：1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の旅客施設

改正後：鉄軌道駅及びバスターミナルについては 1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上及び 2,000 人以上 3,000 人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては 1 日あたりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の施設

(注 2) 視覚障害者誘導用ブロック形状の JIS 規格への統一等

(課題の特定)

今後改修工事等が予定されている旅客施設もあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在する。各支援制度の有効活用などによって引き続き旅客施設のバリアフリー化促進を図る。

(9) ②旅客施設のバリアフリー化率 (iii) 案内設備 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	74.0%	75.1%	76.9%	77.1%	77.3%	集計中	原則 100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための設備投資を行っているが、各種バリアフリー施設を新設・改修する場合、地域公共交通確保維持改善事業等の各支援制度の活用などによって旅客施設のバリアフリー化を推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 2 年度以降の実績値は、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進のために令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正後の基本方針に基づき、一定の旅客施設（分母）の範囲を拡大（注）したものである。

令和元年度から令和 5 年度まで、実績値は毎年平均約 0.8% ずつ推移しており、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、目標年度に目標値は達成しない見込みであることから B と評価した。これは、工事の難易度が高いため、施設の大規模改修等に併せて施工すること等により、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在していること等が要因であると考ええる。

（注）「一定の旅客施設」の範囲

改正前：1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の旅客施設

改正後：鉄軌道駅及びバスターミナルについては 1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上及び 2,000 人以上 3,000 人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては 1 日あたりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の施設

(課題の特定)

今後改修工事等が予定されている旅客施設もあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在する。各支援制度の有効活用などによって引き続き旅客施設のバリアフリー化促進を図る。

(9) ②旅客施設のバリアフリー化率 (iv) 障害者対応型便所の設置 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	88.6%	91.8%	91.8%	92.1%	92.3%	集計中	原則 100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための設備投資を行っているが、各種バリアフリー施設を新設・改修する場合、地域公共交通確保維持改善事業等の各支援制度の活用などによって旅客施設のバリアフリー化を推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 2 年度以降の実績値は、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進のために令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正後の基本方針に基づき、一定の旅客施設(分母)の範囲を拡大(注)し、かつ、バリアフリー水準の底上げのために平成 30 年 10 月 1 日に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準を適用したものである。

令和元年度から令和 5 年度まで、実績値は毎年平均約 0.9%ずつ推移しており、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、目標年度に目標値は達成しない見込みであることから B と評価した。これは、工事の難易度が高いため、施設の大規模改修等に併せて施工すること等により、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在していること等が要因であると考ええる。

(注)「一定の旅客施設」の範囲

改正前：1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の旅客施設

改正後：鉄軌道駅及びバスターミナルについては 1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上及び 2,000 人以上 3,000 人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては 1 日あたりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の施設

(課題の特定)

今後改修工事等が予定されている旅客施設もあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設も存在する。各支援制度の有効活用などによって引き続き旅客施設のバリアフリー化促進を図る。

(9) ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 61%	約 62%	約 63%	約 63%	約 64%	約 65%	約 67%
年度ごとの 目標値		-	-	-	-	-	

(事務事業等の実施状況)

建築物のバリアフリー化については、平成 14 年のハートビル法改正において床面積 2,000 m²以上の特別特定建築物の建築等（新築・増築・改築又は用途変更）をする際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けされ、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充したバリアフリー法においても引き続き的確な運用が行われている。

(その他の外部要因の状況)

床面積 2,000 m²以上の建築（新築・増築・改築）工事の着工数が減少傾向にある。

(目標の達成状況に関する分析)

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は 1 %程度/年ずつ上昇しているものの、特別特定建築数の床面積 2,000 m²以上の建築工事の着工数減少に伴い、基準に適合した新規ストックの形成が伸び悩んでいるため、目標年度に目標値の達成は困難である。

(課題の特定)

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率の向上のためには、既存ストックの建て替え又は建築物移動等円滑化基準に適合する改修を促進することが必要である。

(9)⑤規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 *
(i) 園路及び広場 *

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 63%	約 64%	約 64%	約 64%	約 64%	集計中	約 70%
年度ごとの 目標値		65%	66%	67%	68%	69%	

(事務事業等の実施状況)

地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」(令和4年3月改訂)の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園において、園路及び広場は平成 30 年度から令和 5 年度にかけて 1 ポイント増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標値の達成に至らないと判断されることから、B と評価した。これは、バリアフリー化工事をする場合は、施設の老朽化対策に合わせて実施することや他の公園施設とともに施設改修のタイミングで実施すること等が要因であると考え。

(課題の特定)

都市公園のバリアフリー化工事は、予算の制約により、施設の老朽化対策に合わせて実施している場合が多いと考えられる。なお、公園管理者において、バリアフリー化の取組がより一層推進されるよう、令和 4 年 3 月にはガイドラインの改訂を行い、移動等円滑化基準に基づく適合義務があるものを明確化し、令和 5 年 3 月には事例集を作成、周知している。

(9)⑤規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 *
(ii) 駐車場

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 53%	約 55%	約 56%	約 56%	約 56%	集計中	約 60%
年度ごとの 目標値		55%	56%	57%	58%	59%	

(事務事業等の実施状況)

地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」(令和4年3月改訂)の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園において、駐車場のバリアフリー化率は、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて 3 ポイント増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標は達成しない見込みであることから、B と評価した。これは、バリアフリー化工事をする場合は施設の老朽化対策に合わせて実施することや他の公園施設とともに施設改修のタイミングで実施すること等が要因であると考ええる。

(課題の特定)

都市公園のバリアフリー化工事は、予算の制約により、施設の老朽化対策に合わせて実施している場合が多いと考えられる。なお、公園管理者において、バリアフリー化の取組がより一層推進されるよう、令和 4 年 3 月にはガイドラインの改訂を行い、移動等円滑化基準に基づく適合義務があるものを明確化し、令和 5 年 3 月には事例集を作成、周知している。

(9)⑤規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 *
(iii) 便所

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 61%	約 62%	約 63%	約 63%	約 64%	集計中	約 70%
年度ごとの 目標値		64%	65%	66%	67%	69%	

(事務事業等の実施状況)

地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」(令和4年3月改訂)の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園において、便所のバリアフリー化率は平成 30 年度から令和 5 年度にかけて 3 ポイント増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標は達成しない見込みであることから、B と評価した。これは、バリアフリー化工事をする場合は施設の老朽化対策に合わせて実施することや他の公園施設とともに施設改修のタイミングで実施すること等が要因であると考ええる。

(課題の特定)

都市公園のバリアフリー化工事は、予算の制約により、施設の老朽化対策に合わせて実施している場合が多いと考えられる。なお、公園管理者において、バリアフリー化の取組がより一層推進されるよう、令和 4 年 3 月にはガイドラインの改訂を行い、移動等円滑化基準に基づく適合義務があるものを明確化し、令和 5 年 3 月には事例集を作成、周知している。

(9) ⑧移動等円滑化基本構想の作成市町村数 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実績値	304	309	316	321	325	334	約 450
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

移動等円滑化基本構想の作成促進に向けては、地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）による計画作成に係る経費の支援やガイドラインの作成・周知、令和 6 年度においては地方運輸局による自治体向けのセミナーを 12 回開催、個別の働きかけ等を実施している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度末時点で、目標値に対する達成度は 74%（334 自治体／450 自治体）となっており、近年の作成状況を踏まえると、目標年度での目標は達成しない見込みであることから、B と評価した。なお、計画未作成自治体からは、予算・人員、ノウハウ不足等が課題としてあげられている。

(課題の特定)

目標の達成に向けては、ガイドラインの改定や事例集の作成等、市町村に対して移動等円滑化基本構想作成のノウハウに関する情報提供等を充実させることが必要と考えられる。「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえて、引き続き、地方公共団体に計画作成の働きかけを行っていく。

(10) ①鉄軌道車両のバリアフリー化率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	74.6%	48.6%	53.8%	56.9%	59.9%	集計中	約 70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

鉄軌道車両のバリアフリー化については、新造車両の導入・既存車両の大規模改修における関係法令の手続き時の指導や、鉄軌道事業者が集まる連絡会等の場における働きかけなどによって推進している。

(その他の外部要因の状況)

公共交通事業者の経営状況が要因として挙げられるが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大による鉄道利用者減少の影響による新基準適合の新造車両の導入等の一部先送りが生じた。

(目標の達成状況に関する分析)

鉄軌道車両のバリアフリー基準への適合割合は、令和2年4月の基準改正（車いすスペースを1列車に1以上から、4両編成以上の列車では1列車に2以上に改正）により、令和元年度までの適合割合に比べ大きく減少しているものの、令和2年度から令和5年度にかけては年平均約3.8%増加している。一方で、上記の外部要因のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大により公共交通事業者の経営状況が悪化し、バリアフリー化車両の導入等の先送りが生じているため、目標年度に目標達成可能なトレンドでの推移とはなっていない。

令和6年度以降もこの平均増加量（約3.8%）で推移した場合、令和7年度時点で約68%となり、目標年度である令和7年度において目標値（約70%）にわずかに届かないと考えられるため、Bと評価した。

(課題の特定)

鉄軌道車両のバリアフリー化率は、外部要因である公共交通事業者の経営状況にも影響を受ける。引き続き、目標達成に向け、鉄軌道事業者が集まる連絡会等の場において、既存の車両も改造等の機会を利用し、積極的にバリアフリー基準に対応していくよう働きかけを行っていく。

(10) ②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	61.2%	63.8%	65.5%	68.0%	70.5%	集計中	約 80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- 標準仕様ノンステップバス認定制度の活用

高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成 15 年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。

- バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））

高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車税（環境性能割）：取得価額から車種毎に一定額控除）

- 「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」

ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー含む）を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

（その他の外部要因の状況）

公共交通事業者の経営状況の悪化

（目標の達成状況に関する分析）

ノンステップバスについては、事務事業等の着実な実施により毎年約 2～3%ほどの増加割合で堅調な推移を見せているが、公共交通事業者の経営状況の悪化等により車両の入れ替えが停滞しており、令和 6 年度以降もこの増加量で推移した場合、令和 7 年度時点で約 75.5%となり、目標値（約 80%）にわずかに届かず、目標値は達成しない見込みであることから、B と評価した。

（課題の特定）

事業者の業績悪化、人手不足対応などにより、車両の入れ替えの進捗が停滞している。

(10) ③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	5.5%	5.8%	6.0%	6.5%	8.6%	集計中	約 25%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））
高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車税（環境性能割）：取得価額から車種毎に一定額控除）
- ・「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」
ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー含む）を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

(その他の外部要因の状況)

公共交通事業者の経営状況の悪化

(目標の達成状況に関する分析)

リフト付きバス等については、事務事業等の着実な実施により右肩上がりの推移は見せているが、公共交通事業者の経営状況の悪化等により車両の入れ替えが停滞しており、これまでの状況を考慮すると、令和 7 年度まで(目標年度)に目標値の達成は困難な見込みであることから、B と評価した。

(課題の特定)

事業者の業績悪化、人手不足対応などにより、車両の入れ替えの進捗が停滞している。

(10) ④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	1,081 台	1,066 台	1,157 台	1,157 台	1,229 台	集計中	約 2,100 台
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- 標準仕様ノンステップバス認定制度の活用
高齢者・障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成 1 5 年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。
- バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））
高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車税（環境性能割）：取得価額から車種毎に一定額控除）
- 「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」
ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー含む）を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

(その他の外部要因の状況)

公共交通事業者の経営状況の悪化

(目標の達成状況に関する分析)

貸切バスについては、事務事業等の着実な実施により微増ながらも右肩上がりの推移を見せているが、公共交通事業者の経営状況の悪化等により車両の入れ替えが停滞しており、これまでの状況を考慮すると、令和 7 年度まで(目標年度)に目標値の達成は困難な見込みであることから、B と評価した。

(課題の特定)

事業者の業績悪化、人手不足対応などにより、車両の入れ替えの進捗が停滞している。

(10) ⑤福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー含む）の導入数＊

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	37,064 台	41,464 台	42,622 台	45,311 台	52,553 台	集計中	約 90,000 台
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度の活用
高齢者・障害者のほか、妊産婦や子供連れの人等、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及を促進するため、平成24年度に創設した標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度による認定を受けたタクシーに対し、重点的な補助を実施。令和6年4月にレベル準1を新設し、認定車両を拡大。
- バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））
高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車税（環境性能割）：取得価額から車種毎に一定額控除）
- 「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」
ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー含む）を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

（その他の外部要因の状況）

公共交通事業者の経営状況の悪化

（目標の達成状況に関する分析）

新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通事業者の経営状況の悪化等により、特に令和2年度から令和4年度にかけて実績値の増加ペースが低調となり、目標年度に目標値の達成は困難な見込みであることから、Bと評価した。

（課題の特定）

事業者は新型コロナウイルス感染症の影響等により近年の収支状況が苦しかったこともあり、投資余力が十分回復しておらず、車両入れ替えの進捗が停滞している。

(10) ⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約 25%以上である都道府県の割合 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	—	—	4.3%	4.3%	8.5%	集計中	約 100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度の活用
高齢者・障害者のほか、妊産婦や子供連れの人等、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及を促進するため、平成 24 年度に創設した標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度による認定を受けたタクシーに対し、重点的な補助を実施。令和 6 年 4 月にレベル準 1 を新設し、認定車両を拡大。
- バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））
高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車税（環境性能割）：取得価額から車種毎に一定額控除）
- 「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」
ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー含む）を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

（その他の外部要因の状況）

公共交通事業者の経営状況の悪化

（目標の達成状況に関する分析）

新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通事業者の経営状況の悪化等により、目標年度に目標値の達成は困難な見込みであることから、B と評価した。

（課題の特定）

事業者は新型コロナウイルス感染症の影響等により近年の収支状況が苦しかったこともあり、投資余力が十分回復しておらず、車両入れ替えの進捗が停滞している。R 5 年度時点においては、47 都道府県中 4 都道府県（東京都、千葉県、愛知県、鳥取県）の達成となっており、業界団体へのヒアリングによれば、特に地方部においてタクシー事業者の経営が苦しいために地域差が生じている状況である。

(10) ⑦旅客船のバリアフリー化率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	48.4%	53.3%	55.0%	56.1%	57.8%	集計中	約 60%
年度ごとの 目標値	/	—	—	—	—	—	/
(事務事業等の実施状況) 旅客船のバリアフリー化を推進するため、公共交通事業者等が旅客船の建造等を行う場合に活用可能な「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」等の予算措置を行っている。							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) 年々、老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、代替建造に合わせて旅客船のバリアフリー化が進められている。また、過年度の実績値の推移の傾向より、目標年度に目標値の達成が見込まれることから A と評価した。 (R 5 年度末時点 実績：380 隻、総数：657 隻)							
(課題の特定) —							

(10) ⑧航空機のバリアフリー化率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	99.1%	99.7%	100%	100%	100%	集計中	原則 100%
年度ごとの 目標値	/	—	—	—	—	—	/
(事務事業等の実施状況) バリアフリー基準に適合した航空機を導入されるよう、航空会社に対し、継続的に理解と協力を求めている。							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) 航空機については、現状、実現可能な範囲において、バリアフリーが導入されており、目標値を達成しているため、A と評価した。							
(課題の特定) —							

(11) 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合*

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	17%	—	—	—	19%	—	25%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

＜バリアフリー性能＞

○バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給

バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。(令和5年度新規整備戸数実績：8,317戸)。

既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。(令和4年度バリアフリー化の図られたストック戸数:1,200,754戸)

社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。(令和5年度整備戸数実績：119戸)

○住宅金融支援機構による融資

フラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援した（令和6年度実績：238件）。

満 60 歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した（令和 6 年度実績：12 件）。

○一定の要件を満たしたバリアフリー改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を実施。

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。

(令和5年度末登録実績：総登録件数 8,294 件、 総登録戸数 287,151 戸)

○住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施（令和6年度実績：3件）。

○省エネ改修等について補助事業により支援し、促進した。

(令和5年度実績：改修 29.4 万戸（省エネ改修等を含む）、令和6年度実績：改修 45.4 万戸（省エネ改修等を含む）)

＜断熱性能＞

○一定の要件を満たした省エネ改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を実施。

○省エネ性能の高い住宅の取得や省エネ改修等について補助事業により支援し、促進した。

(令和5年度実績：新築13.7万戸、改修29.4万戸、令和6年度実績：新築20.1万戸、改修45.4万戸)

○住宅金融支援機構による融資

満 60 歳以上の高齢者が自宅のヒートショック対策リフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするヒートショック対策リフォームの融資を実施した（令和 6 年度実績：7 件）。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

高齢者による住宅の改修において資金面等での課題が一定程度存在しており、各種融資・補助・税制等により支援を進めているものの、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成できない見込みであるためBと評価した。

(課題の特定)

補助事業の支援実績等は年々増加しているところ、上記の課題及び建設費の高騰等が課題となっており、令和12年度の目標値には僅かに及ばないトレンドでの推移となっている。平成30年から令和5年の数値を比較すると2%の増加。

今後も、補助・税制・融資の一体的な支援により、バリアフリー性能及び断熱性能の高い住宅の供給やリフォーム等の推進を強化する。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績指標 23 個のうち、A が 5 個、B が 18 個であって、B とした業績指標を含め全体として進捗しているものの、全 23 業績指標のうち 18 項目において目標を達成しない見込みとなっており、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要すると考えられることから「④進展が大きくない」と判断する。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

目標達成度合いについては、バリアフリー法に基づく基本方針における第 3 次整備目標に基づき実績値の指標を測定している。同目標では、旅客施設や車両等のバリアフリー化に係る指標について、より高い目標設定に見直しを行ったことに加えて、地方部のバリアフリーや心のバリアフリーの推進、聴覚障害や知的障害など目に見えにくい障害への対応の観点からも指標を定めている。

同目標によって算定を行った結果、業績指標 9 ②④⑤⑦⑧や 10①②③④⑤⑥等において目標年度では目標を達成しない見込みとなっている。これらの主な要因としては、施設・設備においては新設・改修工事等が必要なことからバリアフリー化に一定期間を要することや、人口減少やコロナ禍に伴う利用者の減少、コロナ禍による公共交通事業者の経営状況の悪化による投資余力の不足、地方自治体の予算や人員、ノウハウ不足などが考えられる。

そのため、鉄道駅のバリアフリー料金制度の活用や、事業者や地方公共団体に対する補助金や税制特例措置など、目標達成に向けた一層の取組が必要である。

また、バリアフリー法に基づく基本方針における第 3 次整備目標の目標期間が令和 7 年度までとなっていることから、令和 8 年度を開始年度とする第 4 次整備目標の策定に向け、高齢者・障害当事者団体や、有識者等が参画する検討会において、専門的・具体的なご意見をいただきながら、課題や方向性を整理・検討し、バリアフリー化を推進していく。

外部有識者のコメント

進展が大きくないとの評価だが、そのボトルネックについて対象を事業者、自治体、個人に分けて、検証する必要がある。そもそも目標値が高い、あるいは目標実現の実効性に欠いているところもあるかもしれない。例えば、全ての施設でバリアフリー化を実現するのは難しい。利用者の多い施設から優先的に進めることもあってよい。「移動等円滑化促進方針の作成市町村数」が大きく目標を下回っているのは事業としての優先度が低いからかもしれない。ノウハウの不足など「一般論」に留めずに自治体にヒアリングするなどして実態を把握することが望まれる。本施策については総じて業績指標が多過ぎるようにも思われる。類似した、あるいは進捗度の相関が高い業績指標は整理統合するのも一案ではないか。（国土交通省政策評価会 佐藤 主光）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 3

総合政策局共生社会政策課 課長 小幡 章博

・業績指標 9

担当課：総合政策局共生社会政策課 （課長 小幡 章博）

担当課：道路局環境安全・防災課（課長 水野 宏治）

担当課：住宅局建築指導課（課長 松野 秀生）

担当課：都市局公園・緑地景観課（課長 片山 壮二）

担当課：都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治）

担当課：鉄道局都市鉄道政策課 （課長 小林 基樹）

関係課：鉄道局技術企画課 （課長 中野 智行）

関係課：物流・自動車局旅客課 （課長 重田 裕彦）

関係課：港湾局参事官（技術監理・情報化）室 （参事官 大岡 秀哉）

関係課：航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 （課長 指田 徹）

・業績指標 10

担当課：総合政策局共生社会政策課 （課長 小幡 章博）

関係課：鉄道局技術企画課 （課長 中野 智行）

関係課：物流・自動車局旅客課 （課長 重田 裕彦）

関係課：海事局内航課 （課長 叶 雅仁）

関係課：航空局航空ネットワーク部航空事業課 （課長 庄司 郁）

・業績指標 11

担当課：住宅局住宅戦略官付（住宅戦略官 家田 健一郎）

関係課：住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

関係課：住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

関係課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	総合的なバリアフリー社会の形成の推進	004020

参考指標の達成状況

施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する

参考指標

(参5) 「心のバリアフリー」の用語の認知度

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	約24%	約24%	24.3%	21.4%	21.6%	22.5%	約50%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参6) 高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	約82%	約82%	86.6%	81.7%	81.3%	84.8%	原則100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参7) 「ベビーカーマーク」の認知度

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	38.7%	48.5%	47.1%	43.0%	46.6%	48.1%	50%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標5、6、7

担当課：総合政策局共生社会政策課（課長 小幡 章博）

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】		業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約63%(平成30年度) ②(i)91.9%(令和元年度) (ii)95.1%(令和元年度) (iii)74.0%(令和元年度) (iv)88.6%(令和元年度) ③(i)1,953番線(令和元年度) (ii)447番線(令和元年度) ④約61%(令和元年度) ⑤(i)約63%(平成30年度) (ii)約53%(平成30年度) (iii)約61%(平成30年度) ⑥約67%(平成30年度) ⑦8(令和2年度) ⑧304(令和元年度)	①約70%(令和7年度) ②(i)原則100%(令和7年度) (ii)原則100%(令和7年度) (iii)原則100%(令和7年度) (iv)原則100%(令和7年度) ③(i)3,000番線(令和7年度) (ii)800番線(令和7年度) ④約67%(令和7年度) ⑤(i)約70%(令和7年度) (ii)約60%(令和7年度) (iii)約70%(令和7年度) ⑥約75%(令和7年度) ⑦約350(令和7年度) ⑧約450(令和7年度)

(9) 公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率*、②旅客施設のバリアフリー化率((i)段差解消*、(ii)視覚障害者誘導用ブロック*、(iii)案内設備*、(iv)障害者対応型便所の設置*))③ホームドアの整備番線数((i)鉄軌道駅全体*、(ii)平均利用者1日10万人以上の駅*)、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場*、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*⑦移動等円滑化促進方針の作成市町村数、⑧移動等円滑化基本構想の作成市町村数*

【 指 標 の 定 義 】

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に規定する特定道路(注1)延長のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準を満たす道路延長の割合。

(注1)重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する道路。平成20年度に約1,700km指定し、令和元年度に約2,740km追加指定した、全体約4,450km。

②一定の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル施設)(注2)数に占める、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第4条、9条、10～12条、13～15条、(鉄軌道駅においては)18条の2で定める基準に適合した一定の旅客施設数の割合。

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者対応型便所が設置された一定の旅客施設数の割合＝

それぞれ公共交通移動等円滑化基準第4条、9条、10～12条、13～15条、(鉄軌道駅においては)18条の2を満たす一定の旅客施設数

÷ 全ての一定の旅客施設数

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

(注2)鉄軌道駅及びバスターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設

③公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア(注3)が設置されている番線数。

(注3)可動式ホーム柵含む

④床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(注1)(公立小学校等を除く。以下同じ。)の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平成18年政令第379号)第11条から第24条までに定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)(注2)に適合するものの割合。

(注4)病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(注5)出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

÷ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設(注6)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された規模の大きい概ね2ha以上の都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準(注7)に適合した都市公園の割合。

(注6)バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

(注7)「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第115号)で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

	【初期値(H30)】	【目標値(R7)】
園路及び広場	5,838/9,338=63%	約70%
駐車場	3,060/5,798=53%	約60%
便所	5,307/8,758=61%	約70%

⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場(注8)のうち、路外駐車場移動等円滑化基準(注9)に適合した路外駐車場の割合。

(注8)駐車用の供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

(注9)「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第112号)で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

(分子)＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

(分母)＝特定路外駐車場の数

数値の根拠

○初期値- 2,177/3,245

⑦バリアフリー法に規定する移動等円滑化促進方針の作成市町村数。

⑧バリアフリー法に規定する移動等円滑化基本構想の作成市町村数。

【目標設定の考え方・根拠】

①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)に定める整備目標を踏まえ設定。

②③移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに、鉄軌道駅及びバスターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設について、原則として全て移動等円滑化すること(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)、またホームドア又は可動式ホーム柵については、全鉄軌道駅について3,000番線、そのうち1日あたりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅について800番線を整備することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。

④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までの目標値(約67%)を設定している。これを踏まえ、設定したもの。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに園路及び広場は約70%、駐車場は約60%、便所は約70%を移動等円滑化することを目標に設定。

⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに特定路外駐車場の約75%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。

⑦⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において定める整備目標を踏まえ設定。

【外部要因】

②旅客施設の構造等

④経済状況等による新規建築物着工数等

【他の関係主体】

①地方公共団体(事業主体)

②③地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)

④地方公共団体(事業主体)、建築事業者(事業主体)

⑤地方公共団体(事業主体)

⑥路外駐車場管理者

【 重 要 政 策 】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)
- ・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日)
バリアフリー化を推進する。(第2章2.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。(第2章4.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。(第2章5.)
- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。(第3 3.)
- ・交通政策基本計画(平成27年2月13日)
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011 年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。
- ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)
- ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記述あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	総合政策局共生社会政策課 道路局環境安全・防災課 住宅局参事官(建築企画担当) 都市局公園緑地・景観課 都市局街路交通施設課 鉄道局都市鉄道政策課
【 関 係 課 】	鉄道局技術企画課 物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 港湾局参事官(技術監理・情報化)室 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】	(10)車両等のバリアフリー化*(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数、⑤福祉タクシーの導入数、⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合、⑦旅客船のバリアフリー化率、⑧航空機のバリアフリー化率)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①74.6%(令和元年度) ②61.2%(令和元年度) ③5.5%(令和元年度) ④1,081台(令和元年度) ⑤37,064台(令和元年度) ⑥ー(令和元年度) ⑦48.4%(令和元年度) ⑧99.1%(令和元年度)	①約70%(令和7年度) ②約80%(令和7年度) ③約25%(令和7年度) ④約2,100台(令和7年度) ⑤約90,000台(令和7年度) ⑥約100%(令和7年度) ⑦約60%(令和7年度) ⑧原則100%(令和7年度)
【指標の定義】 バリアフリー法に定める車両等のうち、公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合。 (分子)＝下記基準に適合する①②③④⑤⑥車両数、⑦隻数、⑧機数 (分母)＝①④⑤⑥総車両数、②総車両数(公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く)、③適用除外認定車両数、⑦総隻数(公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く)、⑧総機数 ※⑥については、上記の定義にて算出した車両の導入率が約25%以上である都道府県の割合を業績指標として使用する。			
①鉄軌道車両 公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。 ②ノンステップバス 床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。 ③リフト付きバス等 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。 ④貸切バス車両 公共交通移動等円滑化基準第43条の2で定める基準に適合する車両であって、床面高さが概ね30cm以下、リフト付き又はスロープ付きの車両。 ⑤福祉タクシー 公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。 ⑥ユニバーサルデザインタクシー 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示第4条で定める基準に適合する車両 ⑦旅客船 公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。 ⑧航空機 公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。			

【目標設定の考え方・根拠】 移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約80%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約60%、航空機については総機数の原則100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また貸切バス車両におけるノンステップバス・リフト付きバス等については約2,100台、福祉タクシーについては約90,000台、ユニバーサルデザインタクシーについては各都道府県における総車両数の約25%をそれぞれ導入することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。なお、ユニバーサルデザインタクシーについては、基本方針においては各都道府県における総車両数の約25%を導入することを目標としているところ、業績指標及び目標値の設定においては、実績値の表記のしやすさを考慮し、総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合を約100%とすることに変更している。 ※①鉄軌道車両のバリアフリー化率の目標値について、令和2年4月に施行された新たな公共交通移動等円滑化基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け）への適合状況（50%程度と想定）を踏まえて設定している。	
【外部要因】 ①②③④⑤⑥⑦⑧公共交通事業者の経営状況	
【他の関係主体】 地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）	
【重要政策】 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号） ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日） バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.） ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日） 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.） ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日） 住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.） ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日） バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.） ・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日） より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第2章4.） ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日） 心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第2章5.） ・交通政策基本計画（平成27年2月13日） 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011 年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。 ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」	
【備考】	
【担当課】	総合政策局共生社会政策課
【関係課】	鉄道局技術企画課 鉄道局鉄道事業課 物流・自動車局旅客課 海事局内航課 航空局航空ネットワーク部航空事業課

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現			
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する			
【業績指標】	(11) 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合	業績目標		
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	
		17% (平成30年度)	25% (令和12年度)	
【指標の定義】 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 = A/B A = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数 ※1 一定のバリアフリー化: 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消がされていること。 ※2 一定の断熱化: 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓が、すべての窓又は一部の窓にあること B = 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数 (出典)「住宅・土地統計調査」(総務省)に基づく国土交通省独自集計				
【目標設定の考え方・根拠】 ・ H28年計画における高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー性能のみを対象とした指標から、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン(平成31年国土交通省)等を踏まえ、家屋内の温熱環境の改善を含めた指標に改定。 ・ 高齢者が自立して暮らし続けられる住まいの実現にあたり、家庭内における不意の事故や家屋内温度差の低減によるヒートショックの発生抑制等を図る。 ・ なお、断熱性能の向上に合わせて、「浴室暖房乾燥機の使用率」を追加し、合わせて良好な温熱環境の実現を目指す。 ・ 目標年度は「新たな住生活基本計画」の計画年度(令和3年度～令和12年度)に合わせて設定。 実績値 = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数 / 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数 $= 3,777,496戸 / 22,498,268戸 = 16.79 = 17\%$ 【出典】 平成30年住宅・土地統計調査(総務省)より国土交通省独自集計				
【外部要因】 新築住宅着工数、リフォーム件数等				
【他の関係主体】				
【重要政策】 住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)				
【備考】				
【担当課】	住宅局住宅戦略官付			
【関係課】	住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅総合整備課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅生産課			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

港湾環境整備事業や船舶油濁損害対策等を実施することにより、良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
12	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 *

業績指標の分析

(12) 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 *

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	約 7 年	約 7 年	約 7 年	約 7 年	約 7 年	約 8 年	7 年以上 を確保
年度ごとの 目標値		7 年以上	7 年以上	7 年以上	7 年以上	7 年以上	

(事務事業等の実施状況)

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、海面処分場の延命化を図るべく、循環型社会の構築や、首都圏で発生する建設発生土の広域利用を推進している。令和6年度は、全国9港において、廃棄物埋立護岸の整備等を進めた。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績値は約8年となり、目標年度における目標値を達成した。

(課題の特定)

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

本施策目標の業績指標は1個であって、令和6年度の実績値が目標を達成していることからAと評価し、業績指標が目標を達成しているため、施策目標としては「② 目標達成」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

本施策目標は、過去5年間にわたって目標を達成している。今後とも引き続き目標を達成すべく、廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

外部有識者のコメント

施策目標の評価結果等の判断につき、異論はない。（国土交通省政策評価会 白山 真一）

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標4

港湾局海洋・環境課 課長 馬場 智

・業績指標12

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 馬場 智）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	船舶油濁損害対策	000663
2	国連環境計画等拠出金	004021
3	海洋・沿岸域環境の保全等の推進	004023
4	低潮線の保全に要する経費	004025
5	港湾廃棄物処理施設整備事業	004027
6	港湾公害防止対策事業	004028
7	港湾区域における低潮線の保全に要する経費	004030
8	港湾におけるカーボンニュートラル実現に必要な経費	004031
9	緑地等施設事業	006101
10	海域環境創造・自然再生等事業	006102

参考指標の達成状況

施 策 目 標：4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する

参考指標

(参 8) 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

	初期値	実績値					目標値
	H18 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
年度ごとの 目標値		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 8

担当課：総合政策局海洋政策課（課長 竹内 智仁）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(12)廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約7年 (令和2年度)	7年以上を確保 (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 各海面処分場における受入予定期間(計画値)に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値。			
【目標設定の考え方・根拠】 海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 環境省(廃棄物行政を所管) 港湾管理者(事業実施主体) 市町村(一般廃棄物の処理責任者)			
【 重 要 政 策 】 ・環境基本計画(平成24年4月27日) 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。(第2部第1章第6節) ・海洋基本計画(令和5年4月28日) 港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。(第2部4(1)カ) ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日) 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。(5.4.3) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	港湾局海洋・環境課		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：5 快適な道路環境等を創造する

施策目標の概要及び達成すべき目標
歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を進めるとともに、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。 環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
13	自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数 *
14	電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 *

業績指標の分析							
(13) 自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数 *							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	89	89	131	155	189	216	400
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
- 令和 5 年 2 月より、「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」（以下「委員会」という。）において、地方公共団体における自転車ネットワークに関する計画の策定に関する課題等について議論。 - 委員会の議論を踏まえ、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を令和 6 年 6 月に改定し、通行空間を確保するための道路空間の再配分の考え方などを充実化。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
実績値は毎年増加しているが、道路管理者によっては自転車通行空間の設計にあたり幅員の確保などの課題を抱えていること等により、現時点では目標年度の目標達成に向けたペースで伸びていない。過去の実績値によるトレンドを延長した場合、目標年度に目標値は達成しないと見込まれるため、B と評価した。							
(課題の特定)							
地方公共団体の自転車ネットワークに関する計画の策定に当たっては、自転車通行空間設計における道路空間再配分のノウハウ不足等が課題となっている。これらの課題を踏まえ、委員会において議論のうえ、ガイドラインを改定し、通行空間を確保するための道路空間の再配分の考え方などを充実化した。今後は、ガイドラインの市区町村への周知や、市区町村への計画策定の働きかけの一層の強化等の取組が必要である。							

(14) 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 38%	40%	41%	43%	45%	47%	約 52%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- 令和 2 年度に「都道府県無電柱化推進計画」(地方版無電柱化推進事業)の着実な推進に寄与することを目的に無電柱化の整備について予算を個別補助化。
- 令和 3 年 5 月に新たな無電柱化推進計画を策定。当該計画では、経済産業省や総務省、電線管理者と連携が不可欠とされたところである。経済産業省では、無電柱化に対する取組みを強化するため、電気事業者が令和 5 年度に託送料金制度(レベニューキャップ)を導入している。
- 「無電柱化のコスト縮減の手引き」(令和 6 年 3 月)の策定により、低コスト手法の導入をさらに促進。
- 令和 7 年度税制改正において、電線管理者が無電柱化を行った際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置(課税軽減)を延長。

予算額：

道路整備費 21,183 億円(国費)及び防災・安全交付金 8,313 億円(国費)等の内数(令和 5 年度)

道路整備費 21,183 億円(国費)及び防災・安全交付金 8,707 億円(国費)等の内数(令和 6 年度)

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

緊急輸送道路における無電柱化は 5 か年加速化対策に基づき実施しており、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率は毎年着実に増加している。

一方で、電線共同溝の整備コストが高いこと、地上機器の設置場所確保に伴う住民との調整、用地取得が難航したこと等により、目標年度に目標を達成するにはより一層の取組みが必要なため、B と評価した。

(課題の特定)

無電柱化を推進するための課題としては、国内に約 3,400 万本の電柱が設置されており、毎年数万本単位で増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、地上機器の設置場所確保に伴う住民との調整、用地取得が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、B が 2 個であって、両指標とも毎年度実績値は増加している状況ではあるが、業績指標 13 については、現時点では目標年度での目標達成に向けたペースで実績値が伸びておらず、業績指標 14 については、支障物件調査や移設、地上機器位置や民地側引込線位置など沿道に立地する全戸と調整のうえ合意する必要がある、目標達成までに時間を要することから、「④進展が大きくない」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業務指標 13 については、安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を進めるためには、市区町村における自転車ネットワーク計画の策定を踏まえた集中的な取組が必要である。

今後、改定したガイドラインの市区町村への周知や策定済み市区町村の計画事例の横展開など、地域の実情に応じた取組を国と都道府県・市区町村が連携して行い、相互調整や計画策定の働きかけ、取組への支援等により、自転車ネットワーク計画の更なる策定促進を図る。

業績指標 14 については、目標年度に目標を達成するにはより一層の取組が必要である。

このため、「無電柱化のコスト削減の手引き」（令和 6 年 3 月）により低コスト化を促し無電柱化の推進を図る。

また、地方公共団体の事業実施をサポートする無電柱化ワンストップ相談窓口の設置等支援体制の構築、令和 2 年度に創設した個別補助制度等による財政的支援、設計、施工、事業調整等を一体的に委託する包括発注方式の実施等により事業のスピードアップ等を図る。さらに国際観光旅客税充当事業として電線管理者が実施する単独地中化を支援する観光地域振興無電柱化推進事業を促進する。

無電柱化の推進にあたっては、コスト削減の推進や事業のスピードアップを図るとともに、既設電柱についても占用制限の対象とすることや、沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、届出対象区域の設定等も推進していく。

以上の取り組みを推進することで、環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進め、快適な道路環境等を創造していく。

外部有識者のコメント

業績指標 13 は、実績値は毎年増加傾向にあり、市町村の関心の高さが窺える。また、ガイドラインを改定しており、今後周知されることで進展が期待できると思われる。業績指標 14 は、課題にあげている整備コストの高さ（最近はさらに高騰しているのではないかと）、住民との調整、用地取得は、本施策のみで対処できる要因ではなく、税制や補助金の措置のみでは進展は厳しいのではないかとと思われる。社会情勢変化の把握と適用、地域住民との関係構築などを着実にすることも必要と考える。（国土交通省政策評価会 鎌田 裕美）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 5

道路局 参事官（自転車活用推進本部事務局） 参事官 土田 宏道

道路局 環境安全・防災課 交通安全政策分析官 田中 衛

・業績指標 13

担当課：道路局参事官（自転車活用推進本部事務局）（参事官 土田 宏道）

・業績指標 14

担当課：道路局 環境安全・防災課（交通安全政策分析官 田中 衛）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	道路事業（直轄・改築等）	004032
2	道路事業（直轄・無電柱化推進）	004033
3	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業	004037
4	脱炭素に向けた産学官連携による次世代大型車開発促進事業	004038
5	車両の環境対策	004039
6	中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業	004040
7	人中心の道路の実現に向けた「道路空間の柔軟な活用」に関する調査・検討	006182
8	道路空間を活用した再生可能エネルギー施設の立地等による道路事業との連携方策の調査 検討経費	007404

参考指標の達成状況

施 策 目 標：5 快適な道路環境等を創造する

参考指標							
(参 9) 特定道路における無電柱化着手率							
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	31%	—	—	—	—	—	38%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 9 担当課：道路局 環境安全・防災課（交通安全政策分析官 田中 衛）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	5 快適な道路環境等を創造する		
【 業 績 指 標 】	(13) 自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		89 (令和2年度)	400 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 2030年度までにDID地区を有する825市区町村において自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画の策定を達成するため、2018～2020年度の計画策定実績をもとに2025年度までに達成すべき市区町村数を設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(策定主体)			
【 重 要 政 策 】 ・自転車活用推進法(平成28年法律第113号) ・第2次自転車活用推進計画(令和3年5月28日閣議決定) 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。(2.) ・経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太方針2024)(令和6年6月21日閣議決定) 持続可能な地域づくりに向け、都市の再生・国際競争力強化や人中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり等(公園の利活用、通学路等の交通安全対策、自転車の活用の推進、各種サービス集約提供拠点としての郵便局の活用等。)に取り組む(第2章5(3)) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 自転車通行空間の計画的な整備を促進することにより安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する(第3章1.) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	道路局参事官(自転車活用推進本部事務局)		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	5 快適な道路環境等を創造する		
【業績指標】	(14) 電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約38% (令和元年度)	約52% (令和7年度)
【指標の定義】 電柱倒壊リスクのある市街地等の緊急輸送道路延長のうち、無電柱化済み又は無電柱化の工事に着手済みの延長			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 これまでの実績と加速化対策を踏まえ目標値を設定。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 ・地方公共団体(事業主体) ・電線管理者(電気、通信、CATV等)			
【重要政策】 ・無電柱化の推進に関する法律(平成28年法第112号) ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成30年法第6号) ・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日) 「引き続き無電柱化を推進する」(第3 1. (一)②オ) ・道路法等の一部を改正する法律(平成25年法律30号) ・交通政策基本計画(平成27年2月13日) 「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第1章に記載あり」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第2章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	道路局 環境安全・防災課		
【関係課】	道路局 国道・技術課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
15	今後新たに都市用水が必要となる地域の水資源開発施設による都市用水開発水量の確保率 *
16	水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合

業績指標の分析

(15) 今後新たに都市用水が必要となる地域の水資源開発施設による都市用水開発水量の確保率 *

目標達成状況の評価	A						
	初期値	実績値					目標値
	R 3 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	0%	—	0%	11%	11%	13%	約 30%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
（事務事業等の実施状況） 水資源対策調査費等により、全国及び地域別の水需給の動向を把握するため、生活用水の使用量等、水資源に関する総合的な諸施策を検討する上で、不可欠な基礎的な経年データを収集・整理を行った。 ・水資源の現状把握等に要する経費 予算額：0.13 億円（令和 4 年度）、0.10 億円（令和 5 年度）、0.10 億円（令和 6 年度）							
（その他の外部要因の状況） ・本指標の実績値は、思川開発事業（事業主体：独立行政法人水資源機構）の進捗状況に影響を受ける。 ・水資源開発基本計画の変更等 思川開発事業は令和 6 年度までの予定工期であったが、導水路及び送水路の工事における想定外の地質の影響等により、予定工期を令和 10 年度（事業の概成は施設が完成する令和 8 年度）に延伸する必要が生じたため、思川開発事業に関する事業実施計画が令和 6 年 8 月に変更、利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画が令和 6 年 12 月に一部変更となった。							
（目標の達成状況に関する分析） 過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度に目標値は達成できないことになるが、令和 8 年度には思川開発事業において施設が完成する予定であり、当該施設の機能発揮により都市用水の確保が見込まれ、目標年度に目標値の達成が可能と考えられるため、A と評価した。							
（課題の特定） —							

(16) 水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 3 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	83%	80%	83%	85%	86%	87%	約 90%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

整備事業の進捗については、定期的に関係地方公共団体へのヒアリングや現地調査・現地関係者との打ち合せ等を行い、進捗状況の確認や課題等の把握に努めるとともに、関係省庁により構成される水源地域対策連絡協議会等を通じて情報の共有及び、課題解決に努めている。

水源地域活性化の取組を促進するため、水源地域対策基本問題費により、水源地域振興の活動に携わる専門家や地方公共団体等が様々な知見や取組事例を共有する水源地域未来会議を令和 5 年度及び令和 6 年度に 2 回ずつ開催し、水源地域の重要性や意義等について広く情報発信を行った。

・水源地域対策基本問題調査費

予算額：0.06 億円（令和 5 年度）、0.06 億円（令和 6 年度）

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度の実績値は 87%であり、令和 7 年度以降の事業の進捗予定を勘案すると、令和 8 年度の目標達成に向けて順調に進捗しているため、A と評価した。

(課題の特定)

—

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、A が 2 個である。指標 15 については、目標年度の令和 8 年度に思川開発事業の施設が完成し機能を発揮することが見込まれ、目標年度における目標値の達成が可能と考えられる。指標 16 については、令和 6 年度の実績値は 87%であり、令和 8 年度までの事業の予定を考慮すると、目標値の達成に向けて順調に進んでいると推察できる。以上のことから、「③相当程度進展あり」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 15 について、思川開発事業の工期の延伸により目標年度に向けた実績値の増加ペースは当初の想定より緩やかになっているものの、令和 8 年度には思川開発事業の施設自体は完成し機能を発揮することから、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられる。また、令和 6 年度まで着実に実績値が増加していることから、水資源開発施設の完成等により、都市用水が開発され、安定した水供給に寄与しており、これまでの施策が有効に機能してきていると評価できる。一方、気候変動による無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されていることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

業績指標 16 について、今後の事業予定を勘案すると、目標年度において目標値に到達すると推察される。事業主体である関係地方公共団体へ適切な支援が行われるよう、引き続き水源地域対策連絡協議会等を通じて情報共有を図るとともに、必要に応じて関係省庁との調整に努める。

以上のとおり、本施策については目標の達成に向けて順調にすすめているところであり、今後とも、安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等のための諸施策を着実に実施する。

外部有識者のコメント

指標 15 の思川開発事業の完了だけが R8 目標の達成において重要とも読み取れるため、そもそも長期の開発水量目標 4.65（億 m^3 /年）・R8 目標 1.4（億 m^3 /年）（約 30%）に対して、R8 まで事業完了を目指す事業がいくつあり、それら全体の事業進捗とともに思川開発事業について考察があると分かりやすいのではないかと。（国土交通省政策評価会 平田輝満）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 6

水管理・国土保全局 水資源政策課 課長 二俣 芳美

・業績指標 15

担当課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課（課長 田中 敬也）

関係課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課（課長 二俣 芳美）

・業績指標 16

担当課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課（課長 二俣 芳美）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費	003561
2	地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費	004041
3	水源地域対策基本問題調査費	004043
4	水資源の現状把握等に要する経費	004044
5	水資源の有効利用等の推進に関する調査経費	004045
6	水資源開発事業	004046
7	気候変動による危機的な渇水への適応策の検討経費	005764

参考指標の達成状況

施 策 目 標：6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する

参考指標							
(参 10) 地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合							
	初期値	実績値					目標値
	H28 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度 まで毎年度
実績値	98%	100%	100%	100%	(集計中)	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 6 担当課：水管理・国土保全局水資源部水資源政策課（課長 二俣 芳美）

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
【業績指標】	(15) 今後新たに都市用水が必要となる地域の水資源開発施設による都市用水開発水量の確保率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0% (令和3年度)	約30% (令和8年度)
【指標の定義】 水資源開発施設における都市用水の開発水量において、水資源開発施設の計画水量を分母、完成水量を分子とし開発水量の確保率を指標とする。(単位: %) 【初期値】0%=0.0/4.65 【目標値】約30%=約1.40/4.65			
【目標設定の考え方・根拠】 近年の我が国における年間降水量の変動の幅は大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる水源の確保を推進していく必要がある。これまで、全国で多くの水資源開発施設の整備をおこない都市用水の確保に取り組んできたが、一部の地域では未だ水資源開発施設が整備中である。 このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水(生活用水及び工業用水)を確保する水資源開発施設の開発水量の確保割合を指標とするものである。 目標値は、水資源開発施設の整備スケジュールを基に目標年次である令和8年度の値を推定している。			
【外部要因】 水資源開発施設整備の進捗			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】 ・水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(令和3年5月28日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曽川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(令和4年5月27日)、吉野川水系(平成31年4月19日)、筑後川水系(令和5年1月31日)) ・水循環基本計画(平成27年7月10日、令和4年6月21日改定) ・国土形成計画(平成27年8月14日) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日)			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課		
【関係課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
【業績指標】	(16)水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		83% (令和3年度)	約90% (令和8年度)
【指標の定義】 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画(36ダム)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%) 【初期値】83%=727事業/876事業 【目標値】約90%=788事業/876事業			
【目標設定の考え方・根拠】 水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。 このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。 目標値は目標年度である令和8年度の完了予定事業数より設定する。			
【外部要因】 ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 水源地域対策特別措置法			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
17	1人当たり都市公園等面積
18	都市域における水と緑の公的空間（制度等により持続性が担保されている自然的環境）確保量＊

業績指標の分析							
(17) 1人当たり都市公園等面積							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	10.6 m ² /人	10.7 m ² /人	10.8 m ² /人	10.8 m ² /人	10.9 m ² /人	(集計中)	11.4 m ² /人
年度ごとの 目標値							
(事務事業等の実施状況)							
①国営公園の整備 わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営公園の整備を推進している。 予算額：国営公園整備費 99 億円（令和 6 年度国費） 国営公園整備費 92 億円（令和 5 年度国費）							
②都市公園等整備事業に対する補助 地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。 予算額：社会資本整備総合交付金 5,065 億円、防災・安全交付金 8,707 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和 6 年度国費） 社会資本整備総合交付金 5,492 億円、防災・安全交付金 8,313 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和 5 年度国費）							
(その他の外部要因の状況) －							
(目標の達成状況に関する分析) 令和 6 年度の実績値は集計中であるが、都市公園の面積としては、令和 4 年度約 13.05 万 ha、令和 5 年度約 13.08 万 ha と微増であった。直轄事業及び補助事業においては、公園施設の老朽化対策や再整備が必要な状況であることから、新規の都市公園等の整備が限定される傾向にあるため、指標の実績値は微増となっている。 また、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、B 評価とした。							
(課題の特定) 公園施設の老朽化対策等も必要なことから、新規の都市公園等の整備量が限定され、実績値に大きな進展がなかった。依然として 1 人当たりの都市公園等面積が低水準の地方公共団体も多くあることから、今後も、官民連携を含めた都市公園等の整備を推進し、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。							

(18) 都市域における水と緑の公的空間（制度等により永続性が担保されている自然的環境）確保量 *

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	13.6 m ² /人	13.9 m ² /人	14.0 m ² /人	14.1 m ² /人	14.2 m ² /人	(集計中)	15.2 m ² /人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営公園の整備を推進した。【都市局】
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【都市局】
- ・道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等の機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の価値向上を図るため、道路緑化を推進した。【道路局】
- ・河川整備に当たっては「多自然川づくり」を基本とするとともに、自然再生事業による湿地再生等を推進した。【水局】
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備等を推進した。【水局】
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を実施した。【港湾局】
- ・昭和 51 年度から令和 6 年度にかけて特定飛行場の周辺区域（第 3 種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した（令和 6 年度は 2 箇所を整備、緩衝緑地帯等整備事業を補助）。【航空局】
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を実施した（令和 5 年度は 1 箇所を単独事業で整備）。【水局】
- ・良好な都市環境形成の観点から、官庁施設の構内緑化を推進した。【官庁営繕部】

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和5年度の実績値は14.2㎡/人であり、平成30年度の初期値からは微増となっている。既存施設の老朽化対策や再整備が必要な状況であることから、新規の都市公園等の整備が限定される傾向にあるため、指標の実績値は微増となっている。

また、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成が見込まれず、現行の取り組みを継続した場合目標達成には相当な期間を要すると考えられることから、B評価とした。

(課題の特定)

- ・公園施設の老朽化対策や再整備への対応も必要ことから、新規の都市公園等の整備量が限定されている。今後は、都市公園整備等による水と緑のネットワーク形成等の取組を継続するとともに、多自然川づくりや緑の防潮堤、延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等に取り組み、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要がある。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ④ 進展が大きくない
（判断根拠） 業績指標 2 個のうち、B が 2 個であって、両者ともに初期値からは上昇しているものの、微増となる結果であり、指標達成には相当な期間を要すると考えられるため、「④ 進展が大きくない」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 現在は既存施設の老朽化対策にも注力する必要があるため、新規の施設整備が進んでおらず、実績値が伸び悩んでいるが緩やかに増加はしている。 既存施設の老朽化対策や再整備が重要である一方、こどもの遊び場の確保、生物多様性の確保、グリーンインフラの導入促進等の観点から、都市における緑とオープンスペースへの期待が高まっていることを踏まえ、引き続き、これらの役割や機能の重要性に関する普及啓発を行うとともに、官民連携による都市公園の整備、緑地保全等の推進について検討を行う。

外部有識者のコメント
既存施設の老朽化対策も重要な課題であり、実績値が伸び悩んでいる点は致し方ないところもある。評価を平均値で判断する考え方も悪くはないが、人口密度や都市規模に着目して「どのような場所で緑化を進められたか」「どのような場所で緑化の進展が進まなかった」がわかると、政策としての成果がより見えやすくなるのではないかと。（国土交通省政策評価会 鈴木 美緒）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 7 都市局 公園緑地・景観課 課長 片山 壮二
・業績指標 17 担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）
・業績指標 18 担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二） 関係課：道路局環境安全・防災課（課長 水野 宏治） 水管理・国土保全局河川環境課（課長 島本 和仁） 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 椎葉 秀作） 水管理・国土保全局大臣官房参事官（上下水道技術）（大臣官房参事官 本田 康秀） 港湾局海洋・環境課（課長 馬場 智） 航空局大臣官房参事官（航空戦略）（大臣官房参事官 大田 圭） 大臣官房官庁営繕部整備課（課長 末兼徹也）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	国営公園等事業	004047
2	明日香村歴史的風土創造の活用事業交付金	004049
3	社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	006145
4	こどもまんなか公園づくり支援事業	007406

参考指標の達成状況

施 策 目 標：7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

参考指標

(参 11) 緑の基本計画の策定・改定においてグリーンインフラを位置付けた割合

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	41%	67%	57%	64%	88%	集計中	70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 11
担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
【 業 績 指 標 】	(17)1人当たり都市公園等面積	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.6㎡／人 (平成30年度)	11.4㎡／人 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市公園等(都市公園及びカントリーパーク)の面積(分子)を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口(分母)で除したもの。 ※カントリーパーク:都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園			
【目標設定の考え方・根拠】 長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標に設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する」 ・生物多様性国家戦略2023－2030(令和5年3月31日)「都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	都市局 公園緑地・景観課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
【 業 績 指 標 】	(18)都市域における水と緑の公的空間(制度等により永続性が担保されている自然的環境)確保量*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		13.6㎡／人 (H30 年度)	15.2㎡／人 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市域における(原則都市計画区域とする)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したもの。 <分母>都市計画区域人口(人) <分子>都市域の永続的自然環境面積※(㎡) ※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積			
【目標設定の考え方・根拠】 都市域における水と緑の公的空間については、最大限割合を伸ばしていく必要があるが、達成可能性等を勘案して、令和7年度末までには「15. 2㎡/人」が達成されることを目標としている。なお第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)においても同数値を重点指標(KPI)として記載している。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する」 ・生物多様性国家戦略2023－2030(令和5年3月31日)「都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	都市局 公園緑地・景観課		
【 関 係 課 】	道路局環境安全・防災課 水管理・国土保全局河川環境課 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 水管理・国土保全局大臣官房参事官(上下水道技術) 港湾局海洋・環境課 航空局航空戦略室 大臣官房官庁営繕部整備課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、水道事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を推進することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、安全な水道水の供給、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
19	汚水処理人口普及率 *
20	水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 *
21	水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数 *

業績指標の分析							
(19) 汚水処理人口普及率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	91.7%	92.1%	92.6%	92.9%	93.3%	(集計中)	95%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) ・ 令和 3 年 11 月に汚水処理施設の 10 年概成に向けたアクションプランの点検を要請し、全国 1,719 市町村の内、精査の結果 964 市町村 (約 56%) がアクションプランの点検を実施した。点検を行った 964 市町村の内、精査の結果 629 市町村 (約 65%) がアクションプランの見直しを実施予定とした。 令和 7 年 3 月 31 日時点の見直し状況は、見直しを実施予定とされた 629 市町村の内、502 市町村 (約 80%) で見直しを実施済みとなっている。 ・ 令和 5 年度には、1 つの小規模下水道処理施設向けの水処理技術について、早期の未普及解消を目的とした「下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド (案)」を策定し、令和 6 年 3 月に公表した。 これをもって、令和 6 年 3 月までに社会実験が完了し、全 8 技術について広く普及を図る技術として一般化している。 (その他の外部要因の状況) — (目標の達成状況に関する分析) ・ 業績指標については、各市町村が見直しを行ったアクションプランを取りまとめた結果、令和 8 年度時点での汚水処理人口と行政人口がわかり、令和 8 年度時点で汚水処理人口普及率が 95.5%になると見込まれることから A と評価した。 ・ 汚水処理人口普及率の令和 5 年度の実績値は約 93.3% (116,143,525 人/124,482,768 人) であり、前年度から約 0.4%上昇した。 ・ 普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、5 万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は 84.0% (16,801,504 人/20,000,973 人) (令和 5 年度末時点) にとどまっている。 (課題の特定) —							

(20) 水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	77.5%	83.2%	84.6%	85.8%	86.6%	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平成 26 年に「「水道事業ビジョン」作成の手引き」を策定し、記載事項や検討手法等を示すことによって、実効性の高い水道事業ビジョン策定の促進を図っているところである。

また、各水道事業者等、都道府県に対し、調書を発出し、水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況を把握しているところである。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成が困難であると見込まれるため、B と評価した。

水道事業ビジョンを策定している水道事業者は、1,201 事業者、都道府県水道ビジョンを策定している都道府県は 35 者であり、全水道事業者及び都道府県数（1,427 者）に対する割合は令和 5 年度時点で 86.6%になっている。

○水道事業ビジョン

大臣認可事業者においては 442 事業者の内 98%（434 事業者）が策定済となっており、未策定は 8 事業者となっている。このうち、5 事業者が策定中または策定予定となっている。

知事認可事業者においては、938 事業者の内 82%（767 事業者）が策定済となっており、未策定は 171 事業者となっている。このうち、46 事業者が策定中または策定予定となっている。

○都道府県水道事業ビジョン

47 都道府県の内 75%（35 自治体）が策定済となっており、未策定は 12 自治体となっており、このうち、3 自治体が策定中または策定予定となっている。

○引き続き、未策定事業者及び都道府県に策定していただくよう周知していく。

(課題の特定)

計画を策定する人員等が不足している等の理由から、特に知事認可事業者や都道府県に未策定が多く見られるため、これらに対し、技術的支援を行うとともに策定を求めていくことが必要となっている。

(21) 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数*

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	433 市区町村	433 市区町村	451 市区町村	474 市区町村	500 市区町村	530 市区町村	658 市区町村
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- ・かわまちづくり計画の登録件数は、令和 6 年度末時点で 286 箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
- ・令和 6 年 12 月に開催したミズベリング・インスパイア・フォーラム 2024 では、オンラインを含めて約 300 名が参加し、全国の水辺における先進的な取組事例やアイデアの紹介等を行った。・河川敷地占用許可準則第 22 の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、令和 6 年度末時点で 151 件を指定している。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

かわまちづくり計画の登録やミズベリングの開催、都市・地域再生等利用区域の指定等、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数は令和 5 年度 500 市区町村から令和 6 年度 530 市区町村と、令和 6 年度には 30 市区町村の増加がみられ、目標に向けて推移しているが、目標値のトレンドに届いていないため、B と評価した。

（課題の特定）

実績値は増加しているものの、各地域における地方公共団体、民間事業者、地元住民の合意形成の状況等により、目標値のトレンドに届いていないと考えられる。現在、計画策定やプロジェクト実現に向けた取組が多く地域で進んでいるところ、推進主体となる地方公共団体や民間事業者及び地元住民への更なる普及・啓発等を通じて、水辺の賑わい創出に向けた取組の推進に取り組んでいく。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績指標 19 については、目標達成に向けて順調に推移しているものの、業績指標 20 及び 21 については、実績値は増加しているが、目標年度の目標達成に向けた進捗から遅れているため、「④ 進展が大きくない」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 19 については、目標年度である令和 8 年度に向けて順調に推移している。目標値に向け、地方公共団体との連携を一層強化し、引き続き汚水処理施設整備事業の推進に向け総合的な支援を行う。

業績指標 20、21 については、実績値は増加をしているものの、各地域における知事認可事業者や地方公共団体等の状況等により、目標値のトレンドに届いていない。これらに対し、事業主体となる推進主体となる地方公共団体等への更なる策定促進や普及、啓発等、引き続き本業績指標・施策目標に基づく施策の推進に継続的に取り組んでいく。

引き続き、施策目標の達成を目指し、地方公共団体等との連携を強化することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、安全な水道水の供給、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。

外部有識者のコメント

(20)については途中までは順調に推移していたものが近年滞っており、策定未実施の水道事業者及び都道府県にどのような理由があるのかを明確にしたうえで取り組むべきと思われる。一方、(21)については当初より計画未達であり、また一律に取組を要請するあり方自体を少し見直しても良いのではないかと。個々の市区町村により事情がかなり異なるものと推察される。（国土交通省政策評価会 松田 千恵子）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 8

水管理・国土保全局下水道事業課 課長 吉澤 正宏

・業績指標 19

担当課：水管理・国土保全局下水道事業課 （課長 吉澤 正宏）

・業績指標 20

担当課：水管理・国土保全局水道事業課 （課長 筒井 誠二）

・業績指標 21

担当課：水管理・国土保全局河川環境課 （課長 島本 和仁）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	水道施設強靱化推進事業費	002367
2	給水装置等対策費	002371
3	水道施設整備事業調査費	002374
4	水道施設整備費	002375
5	官民連携等基盤強化支援事業	002376
6	水道の基盤強化方策推進事業	002378
7	下水道事業	004053
8	下水道リスク管理システムの運用経費	004054
9	下水道分野の水ビジネス国際展開経費	004055
10	下水道における PPP／PFI の導入に向けた検討経費	004056
11	下水道分野における強靱化・グリーン化推進経費	004618
12	下水汚泥の農業利用促進に向けた検討・支援経費	005619
13	下水道の広域化・共同化推進に向けた検討・支援経費	005620
14	都市水環境整備事業	007290
15	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	019658

参考指標の達成状況

施 策 目 標：8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する

参考指標

(参 12) 良好な水環境創出のための高度処理実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	56.3%	59.3%	59.9%	62.0%	65.8%	(集計中)	65%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 13) 下水道バイオマスリサイクル率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	33.8%	約 37%	約 38%	約 37%	約 37%	—	45%
年度ごとの 目標値		—	—		—	—	

(参 14) 基幹管路の耐震適合率

	初期値	実績値					目標値
	H24 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	34%	41%	41%	42%	43%	—	60%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 15) 広域連携に取り組むこととした市町村数

	初期値	実績値					目標値
	R 4 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	651 事業	—	651 事業	687 事業	集計中	—	700 事業
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 16) 特に重要な水系における湿地の再生割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	68%	70%	73%	75%	78%	81%	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 17) 地域活性化に資する新たな水辺の利活用創出のため、民間事業者等と連携し社会実験を行った箇所数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実績値	49	53	59	91	101	112	100
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 18) 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	53%	54%	70%	73%	74%	(集計中)	60%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 12

担当課：水管理・国土保全局大臣官房参事官（上下水道技術）（大臣官房参事官 本田 康秀）

・参考指標 13

担当課：水管理・国土保全局上下水道企画課（課長 岩川 勝）

・参考指標 14、15

担当課：水管理・国土保全局水道事業課（課長 筒井 誠二）

・参考指標 16、17

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 島本 和仁）

・参考指標 18

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(19)汚水処理人口普及率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		91.7% (令和元年度)	95% (令和8年度)
【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分子)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口 (分母)総人口 【初期値(R元)】91.7%=(116,360,683人/126,843,072人)			
【目標設定の考え方・根拠】 将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和8年度までに95%まで向上させることを目標として設定。			
【外部要因】 技術開発の動向等			
【他の関係主体】 ・環境省(浄化槽事業を所管) ・農林水産省(集落排水施設事業を所管) ・地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(20)水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		77.5% (平成30年度)	100% (令和8年度)
【指標の定義】 水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 (分子)水道事業ビジョン又は都道府県水道ビジョンを策定している都道府県、水道事業者(簡易水道事業者を除く。以下同じ。)及び水道用水供給事業者の合計数 (分母)我が国の都道府県、水道事業者及び水道用水供給事業者の合計数 【初期値(H30)】 77.5% 「水道事業ビジョン」は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、料金収入の減少や水源の汚染リスクへの対応といった、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、行程等を地域ごとに包括的に示すもの、「都道府県水道ビジョン」は、水道事業者等が作成した水道事業ビジョンを踏まえ、広域的な観点から、都道府県単位で水道のあり方を示すものであり、それらの策定が進むことにより、上下水道の持続性の確保と機能強化の推進という施策目標に寄与するものである。国土交通省としては、「都道府県水道ビジョン」作成の手引き等により、これらの策定を促進している。			
【目標設定の考え方・根拠】 これまでの整備状況を踏まえて、令和8年度までに100%まで向上させることを目標として設定した。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 ・地方公共団体(事業主体。水道事業ビジョンの策定主体。) ・都道府県(都道府県水道ビジョンの策定主体)			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【 業 績 指 標 】	(21)水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		433 (令和2年度)	658 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】	河川法上の河川に隣接する市区町村のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した市区町村数 ※河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村。		
【目標設定の考え方・根拠】	第4次社重点での進捗状況を考慮し、R7年度までの目標を設定		
【 外 部 要 因 】	新型コロナウイルス感染症のまん延		
【 他 の 関 係 主 体 】	地方公共団体		
【 重 要 政 策 】	・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)「魅力的な水辺空間の創出による地域活性化を実現するかわまちづくり等の推進・河川空間のオープン化やかわまちづくり等により、河川敷地の民間活用の推進、水辺におけるサイクリング環境の整備やテレワーク環境の整備促進、ドローン物流との連携等の取組を進めることで、地域住民や来訪者にとって魅力ある水辺空間を創出し、地域の交流機会の増加やにぎわいの創出を図る。」 ・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月)身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)ス 河川空間を活用した賑わい創出の推進 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成による賑わいの創出を図る「かわまちづくり」を推進する。 ・生物多様性国家戦略(令和5年3月)かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出[重点] 人と水や生物とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」		
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標： 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

施策目標の概要及び達成すべき目標

地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。

業績指標

指標番号	業績指標名
22	一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者（鉄道 300 両～、トラック 200 台～、船舶 2 万総トン～）、②特定旅客輸送事業者（鉄道 300 両～、バス 200 台～、タクシー 350 台～、船舶 2 万総トン～）、③特定航空輸送事業者（航空 9,000 トン（総最大離陸重量）～））
23	燃費基準値達成建設機械の普及率（①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ）
24	省エネ基準に適合する住宅ストックの割合
25	モーダルシフトに関する指標 *（①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ）
26	環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)
27	下水道分野における温室効果ガス排出削減量

業績指標の分析

(22) 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率
① 特定貨物輸送事業者（鉄道 300 両～、トラック 200 台～、船舶 2 万総トン～）

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	－	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	毎年度
実績値	－	－0.77%	－1.19%	－1.23%	－0.88%	(集計中)	直近 5 年間の改善率の年平均 － 1 %
年度ごとの目標値		直近 5 年間の改善率の年平均 － 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 － 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 － 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 － 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 － 1 %	

(事務事業等の実施状況)

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査や、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言等を実施した。

(その他の外部要因の状況)

コロナ禍の影響で設備投資が縮減されたことによる輸送機器の老朽化

(目標の達成状況に関する分析)

令和5年度の実績値について、鉄道は目標値を達成したものの、トラック、船舶で目標値を達成しなかった。全体としても目標値をわずかに達成しなかったため、Bと評価した。目標を達成できていない要因として、上記の外部要因による影響が考えられる。令和6年度の実績値は集計中であるが、過去の実績値では、目標値付近を推移していることから、今後もこの傾向が継続すると見込まれる。

(課題の特定)

外部要因として、コロナ禍の影響で設備投資が縮減されたことによる輸送機器の老朽化が要因として考えられており、この問題を解決することやエネルギー使用に係る原単位の更なる改善に資する取組を進めることが必要である。

(23) 燃費基準値達成建設機械の普及率 (③ブルドーザ)

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	H29 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	5%	12%	16%	26%	33%	(集計中)	33%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械の低利融資制度等を継続して実施することにより、燃費基準達成建設機械の普及を促進した。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

ブルドーザの普及率は順調に上がっており、令和 7 年度の目標値を前倒しして令和 5 年度に達成したことから、A と評価した。

今後も環境性能に優れた建設機械等の建設現場への普及のための広報活動等を推進することとする。

(課題の特定)

(24) 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H25 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	6 %	14%	16%	18%	19%	(集計中)	30%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

【法律】

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）（建築物省エネ法）
マンション等に係る届出義務・戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務等の規制措置、性能向上計画認定や認定表示制度等の誘導措置を行った。
改正建築物省エネ法（令和 4 年法律第 69 号）による原則全ての新築住宅への省エネ基準適合の義務付け（令和 7 年度施行）、建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示制度の強化、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の創設、住宅トップランナー制度の拡充等を行った。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）（エコまち法）
省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進を図った。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）
住宅・建築物における省エネ・省 CO2 化を推進するため、省エネ・省 CO2 に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行った。
予算額：環境・ストック活用推進事業 66.29 億円の内数（令和 5 年度）、55.97 億円の内数（令和 6 年度）
採択件数：16 件（令和 5 年度）、9 件（令和 6 年度）

○LCCM 住宅整備推進事業
ライフサイクル全体を通じた CO2 排出量をマイナスにする住宅（LCCM 住宅）の整備に対して支援を行った。
予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 279.18 億円の内数（令和 5 年度）、447.10 億円の内数（令和 6 年度）
採択件数：183 件（令和 5 年度）、44 件（令和 6 年度）

○地域型住宅グリーン化事業
中小工務店による省エネルギー性能の高い住宅の整備に対して支援を行った。
予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 279.18 億円の内数（令和 5 年度）、447.1 億円の内数（令和 6 年度）
補助戸数：2,935 戸（令和 5 年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業
既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行った。
予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 279.18 億円の内数（令和 5 年度）、447.1 億円の内数（令和 6 年度）
補助戸数：2,775 戸（令和 5 年度）、2,405 戸（令和 6 年度）

○住宅エコリフォーム推進事業
カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅を ZEH レベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して、期限を区切って国が直接支援を行った。
予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 279.18 億円の内数（令和 5 年度）、447.1 億円の内数（令和 6 年度）
補助戸数：702 戸（令和 5 年度）、91 戸（令和 6 年度）

○こどもエコすまい支援事業

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEH レベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050 年カーボンニュートラルの実現を図った。

予算額：こどもエコすまい住宅支援事業 1,500 億円（令和 4 年度補正）

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 447.1 億円の内数（令和 5 年度）

補助戸数：428,604 戸（令和 4 年度、令和 5 年度）

○子育てエコホーム支援事業

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050 年カーボンニュートラルの実現を図った。

予算額：子育てエコホーム支援事業 2,100 億円（令和 5 年度補正）

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 447.1 億円の内数（令和 6 年度）

補助戸数：656,357 戸（令和 5 年度、令和 6 年度）

【税制】

○認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置

高度な省エネ性能を有する認定低炭素住宅の普及促進のため、一定の認定低炭素住宅の新築又は取得を行った場合、所得税の特別控除・登録免許税の軽減措置を適用。

適用実績：登録免許税 101,547 件（令和 5 年度）

※所得税の特別控除については実績データなし

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

既存住宅の省エネ性能向上のため、一定の要件を満たした省エネ改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を適用。

適用実績：所得税 1,684 件（令和 5 年（推計））・固定資産税 2,224 件（令和 5 年度）

【融資】

○（独）住宅金融支援機構のフラット 35 S による省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

証券化支援事業の枠組みを利用したフラット 35 S により、省エネ措置等を講じた住宅の取得を、金利の引下げにより支援した。

○（独）住宅金融支援機構による省エネリフォームの支援

（独）住宅金融支援機構において、一定の基準を満たす省エネリフォーム工事に必要な資金の貸付けを実施した。

【その他】

○省エネ住宅の整備に向けた体制整備

設計・施工方法、評価方法等の習熟、消費者への積極的周知・普及啓発に対する支援を実施した。

予算額：カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業 7.09 億円の内数（令和 5 年度）、4.79 億円の内数（令和 6 年度）

○住宅性能表示制度の普及促進

断熱等性能等級 6・7 の創設（一戸建ての住宅：令和 4 年 10 月 1 日施行。共同住宅等：令和 5 年 4 月 1 日施行。）

○総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及

○住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示制度に基づく表示の徹底

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

令和 4 年に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」に基づく措置や補助事業の効果発現により、省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は増加し、その上昇幅についても拡大傾向にある近年は適合率の上昇が加速している（平成 25 年度：6.4% に対し、平成 30 年度：11.7%、令和 5 年度：19.4%）。省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は令和 5 年度の実績値で 19%となっているが、今後初期値との関係で線形に推移していくと考えると、目標年度の推計値は 29%となり目標値を下回るため B 評価とした。目標値に向けたトレンドを下回る推移となっている要因は、新築における省エネ基準適合率は年々上昇しているものの、近年は新築戸数全体が減少傾向にあり、新築が住宅ストック全体の省エネ性能に与える影響が低減していることや、既存住宅の省エネ改修が十分に進んでいないことであると考えられる。

（課題の特定）

省エネ性能の底上げのため、全ての新築住宅に対する省エネ基準適合の義務付けなどの措置を含んだ改正建築物省エネ法の施行に加え、引き続き、ZEH等の取組への支援、省エネルギー性能表示制度に基づく表示等の評価・表示の普及、既存住宅の省エネ改修の促進等を通じた更なる省エネ性能の向上に努める。

(25) モーダルシフトに関する指標 * (①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)

目標達成状況の評価 B

単位：億トンキロ

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実績値	184	168	165	165	163	164	209
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- ・幹線鉄道等活性化事業費補助による貨物鉄道輸送へのモーダルシフトの推進
災害対応能力の強化に向けた代行輸送の拠点となる貨物駅の施設整備（新南陽駅）
大型コンテナの取扱拡大のためのコンテナホームの拡幅（静岡貨物駅、西浜松駅、熊谷貨物ターミナル駅）
令和5年度補正：333百万円、令和6年度当初：20百万円、令和6年度補正：216百万円
- ・エコレールマークの普及
鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、平成17年から鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進した。（令和7年4月度時点：180品目、認定企業100社）
- ・税制特例措置
JR貨物が国鉄から承継した老朽車両を更新するために新造した大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車について、固定資産税を5年間2／3に軽減。（令和6年4月1日～令和8年3月31日）（令和6年実績：9両）

（その他の外部要因の状況）

令和5年7月の大雨（山陽線等）及び令和6年9月の大雨（羽越線等）による輸送障害の影響等による輸送量の減少

（目標の達成状況に関する分析）

トラックドライバー不足による積合せ貨物の増加に加え、上記取組により全体の輸送量は令和6年度において前年度と比較し増加となったものの、平成29年度以降の自然災害による輸送障害や紙・パルプ、化学薬品・化学工業品等の需要の低迷により長期的に輸送量が減少しており、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成することが難しいことから、Bと評価した。

（課題の特定）

今後も、トラックから鉄道へのモーダルシフトの促進による輸送力増強や災害対応能力の強化が必要となるため、引き続き代行輸送の拠点となる貨物駅の施設整備やBCP対策の強化、大型コンテナの取扱拡大のためのコンテナホームの拡幅を実施していくとともにエコレールマークの普及を促進していく。

[illegible]

(26) 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	—	96.2 万 t-CO ₂	46.4 万 t-CO ₂	27.1 万 t-CO ₂	87.4 万 t-CO ₂	(集計中)	181 万 t-CO ₂
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- 船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、環境低負荷船への代替建造が順調に行われた。
- ・船舶共有建造制度（令和 6 年度：15 隻、令和 5 年度：19 隻）（建造決定数）
 - ・各種税制特例措置の活用（令和 5 年度：7 隻、令和 4 年度：10 隻）
（税制特例措置）
 - ・船舶の特別償却制度
エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造投資を促進するため、高度な環境負荷低減設備を搭載した新建造船舶を取得した場合において、船舶の区分に応じた特別償却の適用（令和 5 年度適用実績：1 件）
高度環境低負荷船：18%
環境低負荷船：16%
 - ・船舶の買換特例（圧縮記帳）制度
安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現するため、船舶から船舶への買換及び交換した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰延（令和 5 年度適用実績：6 件）
- 運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業により、省エネに資する船舶の技術実証を行った。
- ・運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業）
（令和 6 年度：3 件、令和 5 年度：6 件）
- 海事分野における脱炭素化促進事業により、CO2 排出削減に資する船舶の技術実証を行った。
- ・海事分野における脱炭素化促進事業費補助金（うち LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業）（令和 6 年度：3 件、令和 5 年度：1 件）
- 令和 2 年 3 月に内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始し、船舶の省エネルギー性能が「見える化」され、環境対策に関心のある荷主事業者や消費者へ省エネルギー船舶の一層の PR が可能になった。
- ・内航船省エネルギー格付制度による格付の付与（令和 5 年度：53 件、令和 4 年度：46 件）
- 令和 5 年 3 月に連携型省エネ船のコンセプトを策定し、内航海運事業者と荷主・造船所との間で、連携型省エネ船の省エネ効果等に関する意思疎通の促進が可能となった。
- 令和 6 年 3 月に船舶におけるバイオ燃料取り扱いガイドラインを改訂し、既存船における省 CO2 対策として効果的なバイオ燃料を関係事業者が安全かつ円滑に取り扱うことが可能となった。
- LNG 燃料船の普及に向けた環境整備を図るべく、令和 6 年度に LNG バンカリングガイドラインの改定を行った。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

- ・コロナ禍で減少した貨物及び旅客の輸送量の回復に伴い、令和 4 年度の削減量は 27.1 万 t-CO₂に減少したものの、令和 5 年度では貨物輸送量の減少等が寄与し、削減量は 87.4 万 t-CO₂となり、令和 12 年度の目標の達成に向け改善傾向がみられている。一方、目標値に向けて線形設定した令和 5 年度時点値と比較すると少し下回るため、B と評価した。
- ・省エネ・省 CO2 の取組としては、令和 2 年 3 月より本格運用された内航船省エネルギー格付制度（令和 5 年度認定 53 隻）や令和 4 年度に更なる省エネを追求した連携型省エネ船の策定を行っている。こうした取組が、着実な省エネ・省 CO₂ 普及が進み、令和 12 年度（2030 年度）の削減目標 181 万 t-CO₂ の達成に向けた排出量の削減に寄与していると推定される。

(課題の特定)

これまでに、(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有建造制度や船舶に係る特別償却制度を活用した省エネ船舶の普及、経済産業省と連携した内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業（運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金）、環境省と連携した LNG・メタノール燃料システム導入支援事業、内航船省エネルギー格付制度の普及等に取り組んでいる。

しかしながら、令和 5 年度の実績値は、目標値に向けて線形設定した令和 5 年度時点値と比較すると少し下回っている。これは、コロナ禍の影響による設備投資の縮減を受け、省エネ・省 CO2 の取組が当初見込みに比べると鈍化していることが原因と推定される。

他方で、令和5年度において、船舶におけるバイオ燃料取り扱いガイドラインを改定しており、今後内航海運におけるバイオ燃料の利用が進むことが期待される。さらに、令和6年度には、より長期の目標である内航海運の2040年度温室効果ガス削減目標を定め、今後、省エネに関する取組、バイオ燃料に関する取組、代替燃料船の導入に向けた取組を推進していくこととしている。

(27) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H25 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	0 万 t-CO ₂	93 万 t-CO ₂	79 万 t-CO ₂	80 万 t-CO ₂	(集計中)	(集計中)	208 万 t-CO ₂
年度ごとの 目標値		129 万 t-CO ₂	143 万 t-CO ₂	157 万 t-CO ₂	172 万 t-CO ₂	186 万 t-CO ₂	

(事務事業等の実施状況)

社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進するとともに、平成30年度より、下水汚泥焼却設備の設置・更新におけるN20排出削減技術を導入することを交付金の交付要件としている。

汚泥焼却の高度化については、流動床炉における高温焼却、新型炉・固形燃料化炉に関する技術情報の提供と設備整備の支援により普及推進を図っている。

令和4年3月には、脱炭素社会の実現に貢献する下水道の将来像を定め、関係者が一体となって取り組むべき総合的な施策とその実施工程表を「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会報告書」としてとりまとめた。

令和4年度には下水道脱炭素化推進事業を創設し、創エネや汚泥焼却の高度化等の脱炭素効果の高い事業を集中的に支援するとともに、カーボンニュートラル地域モデル処理場計画、省エネ診断の実施支援等により更なる省エネ・創エネの取組を推進した。

令和5年度には下水道温室効果ガス削減推進事業を創設し、温室効果ガス削減に関する地方公共団体実行計画の策定・改定に必要となる下水道事業の温室効果ガス削減検討やそのための調査等を支援した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和5、6年度の実績値は集計中であるが、近年の実績値において、年度毎の目標値を達成できていないことから、Bと評価した。

創エネについては、下水汚泥のエネルギー化率で管理しており、エネルギー利用施設の導入等により経年的に増加し、令和4年度末時点で約26%に達しているものの、目標達成に向け、引き続き案件形成を加速する。

下水汚泥の高度化については、下水汚泥の高温焼却率で管理しており、令和4年度末時点で61%と進捗が遅れているため、目標達成に向け下水道管理者等へ周知や、N20排出係数の低い炉への更新が必要。

省エネについては、運転管理の高度化や省エネ技術の導入により排出量削減に向け取り組んではいるものの、地域によって高度処理水量の増加等による電力消費量の増加等もあり、大きな変化はみられない。

(課題の特定)

下水汚泥のエネルギー化、汚泥焼却の高度化、省エネの促進について着実な取組の実施と加速が必要となっているため、案件形成支援や新たに創設した予算制度の活用等を通じ取組の加速化を図るとともに、目標の達成に向けて進捗をフォローアップしていく。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ④ 進展が大きくない
（判断根拠） 業績指標 11 個のうち、A が 4 個、B が 7 個であり、主要業績指標である（25）①②についても、いずれも達成率が 70%に達していない。業績指標 22②③、23①③においては一定の進展がみられるが、その他の指標においては目標年度の目標達成が見込まれないものも多いため、「④進展が大きくない」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策は、一定の進展がみられるものの、進展は大きくない。 特に順調でないと評価した主要業績指標 25①②については、自然災害等による輸送障害の影響や、需要の低迷、物価高等が原因で目標値の達成は難しい見込みだが、トラックドライバー不足の影響による積合せ貨物等の増加のトレンドもあるため、トラックから鉄道・海上輸送へのモーダルシフトの促進による輸送力増強や災害対応能力の強化、税制特例措置による支援を引き続き実施し、数値の進捗を図る。 今後も引き続き GX に資する諸制度を活用し、関係省庁と連携しながら環境政策・省エネルギー政策等を推進していく。また、目標年度を迎えた指標は過去の実績値などを踏まえて見直しを検討する。

外部有識者のコメント
トラックドライバー不足による鉄道・海上輸送へのモーダルシフトが期待されるにもかかわらずそれが達成されていない。自然災害の多発による輸送需要減少などの外的要因はあるものの、一貫してモーダルシフトが進んでいない状況がみられることから、その根幹的な原因の究明とそれにもとづく適切な対応策の実施が望まれる。（国土交通省政策評価会 加藤 浩徳）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 9 総合政策局環境政策課 課長 竹内 大一郎
・業績指標 22 担当課：総合政策局環境政策課 （課長 竹内 大一郎）
・業績指標 23 担当課：大臣官房技術調査課 （参事官 信太 啓貴）
・業績指標 24 担当課：住宅局参事官（建築企画担当） （参事官 高木 直人）
・業績指標 25 担当課：物流・自動車局物流政策課 （課長 高田 龍）
・業績指標 26 担当課：海事局海洋・環境課 （課長 河合 崇）
・業績指標 27 担当課：水管理・国土保全局上下水道企画課（上下水道審議官グループ） （課長 岩川 勝）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	社会資本分野における環境対策の推進	004059
2	建設分野における循環型社会構築の推進	004060
3	物流生産性向上推進事業	004062
4	建設機械施工における環境対策の推進	004064
5	都市局地球環境問題等総合調査等経費	004065
6	住宅・建築物環境対策検討経費	004067
7	環境・ストック活用推進事業	004068
8	環境対応等住宅需要喚起対策事業	004069
9	海運からの温室効果ガス等環境負荷低減に関する総合対策	004070
10	GX、ネイチャーポジティブ等の実現に向けた「国土交通グリーンチャレンジ」の推進	004622
11	カーボンニュートラルの実現に向けた革新的建設機械普及・促進	004624
12	建設工事における廃プラスチックのリサイクル推進検討	004625
13	カーボンニュートラルポート形成に関する新技術開発等実証検討に必要な経費	006150
14	グリーンインフラ創出促進事業	007265
15	建設発生土の有効利用、適正利用の推進についての検討経費	007409
16	建設施工の CN 化の推進（e-施工）	007441
17	商用電動車の性能評価・導入促進事業	020399

参考指標の達成状況

施 策 目 標： 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

参考指標

(参 19) 燃費性能の優れた建設機械の普及による CO2 排出削減量 (①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)

	初期値	実績値					目標値
	H29 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	①3.1 万 t	①13.7 万 t	①18 万 t	①26.5 万 t	①31.4 万 t	(集計中)	①22.9 万 t
	②0.2 万 t	②0.8 万 t	②1 万 t	②1.8 万 t	②2.1 万 t		②4.4 万 t
	③0.2 万 t	③0.3 万 t	③0.4 万 t	③0.6 万 t	③0.6 万 t		③1.0 万 t
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 20) グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数 (◆)

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	3 自治体	—	16 自治体	24 自治体	47 自治体	51 自治体	70 自治体
年度ごとの 目標値		—	25 自治体	35 自治体	45 自治体	55 自治体	

(事務事業等の実施状況)

地球温暖化防止等対策調査費により、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの場を活用し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討を進めたほか、令和5年9月には地方公共団体等に向けた「グリーンインフラ実践ガイド」、令和6年9月にはまちづくり事業者等に向けた「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」など、取組主体を後押しする資料を作成・公表してきた。また、グリーンインフラ実装に取り組む地方公共団体に対し、先導的モデルを形成するための支援等を実施し、グリーンインフラ拡大に向けた基盤整備を進めた。その結果、「グリーンインフラ事例集（R6・3月版）」への掲載件数は全国152箇所となるなど、事例が蓄積してきている。特に関東地方や中部地方においては多くの事例が確認されているものの、東北地方や北陸地方においては蓄積が少ないため、重点化が必要である。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

上述の各種資料作成や、大規模イベント「グリーンインフラ産業展」の開催、セミナー回数増などの成果として、グリーンインフラ官民連携プラットフォームに会員登録した自治体数は、令和元年度（PF 創設時）末の 23 自治体から、令和 6 年度末の 134 自治体へと順調に増加傾向である。また、そのうち指標である「グリーンインフラを事業化した自治体数」（令和 6 年度）については、アンケート結果ベースであるため回答率が低い分（詳細は後述）、実績値も 51 自治体と低く出たが、アンケート未回答自治体を含めれば令和 6 年度実績は 61 自治体（令和 6 年度：アンケートによって把握した実績 51 自治体 + アンケート未回答自治体のうちグリーンインフラ事例集掲載から実績が確認できる自治体数 10 自治体 = 計 61 自治体）であり、実質的には達成率が 100%以上となり目標達成に向けた推移は順調であると言えるため、A と評価した。

(課題の特定)

事務的な側面として、アンケート回答率が約6割（令和6年度）であることから、アンケート実施方法を工夫することが課題である。

(参 21) 建設廃棄物の再資源化率等 (①アスファルト・コンクリート塊(※1)、②コンクリート塊 (※1)、③建設発生木材(※2)、④建設汚泥 (※2)、⑤建設混合廃棄物 (※3)、⑥建設発生土(※4))

※1 再資源化率

※2 再資源化等率

※3 混廃排出率

※4 有効利用率

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度
実績値	①99.5% ②99.3% ③96.2% ④94.6% ⑤3.1% ⑥79.8%	—	—	—	—	(集計中)	①99%以上 ②99%以上 ③97%以上 ④95%以上 ⑤3.0%以下 ⑥80%以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 22) 新車販売に占める次世代自動車の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	41.2%	41.2%	45.8%	50.6%	57.2%	58.9%	50~70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 23) 都市緑化等による温室効果ガス吸収量

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	124 万 t -CO2/年	128 万 t -CO2/年	155 万 t -CO2/年	147 万 t -CO2/年	132 万 t -CO2/年	(集計中)	124 万 t -CO2/年
年度ごとの 目標値		119 万 t -CO2/年	119 万 t -CO2/年	120 万 t -CO2/年	121 万 t -CO2/年	121 万 t -CO2/年	

担当部局名・作成責任者名

- ・参考指標 19

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）

- ・参考指標 20

担当課：総合政策局環境政策課（課長 竹内 大一郎）

- ・参考指標 21

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）

- ・参考指標 22

担当課：物流・自動車局技術・環境政策課（課長 猪股 博之）

- ・参考指標 23

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	3 地球環境の保全		
【 施 策 目 標 】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【 業 績 指 標 】	(22)一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	①直近5年間の改善率の年平均-1% ②直近5年間の改善率の年平均-1% ③直近5年間の改善率の年平均-1% (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(特定輸送事業者)に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。 ※ エネルギー使用に係る原単位:エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など ※ 電気需要平準化評価原単位:電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など			
【目標設定の考え方・根拠】 運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。			
【 外 部 要 因 】 猛暑、厳冬による影響、新型コロナウイルス感染症による影響等			
【 他 の 関 係 主 体 】 各輸送事業者、荷主 等			
【 重 要 政 策 】 ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) ・交通政策基本計画(令和 3 年 5 月) 「CO ₂ の削減に向けて、燃費及び電費(エネルギー消費効率)向上の推進、地域公共交通計画に基づく環境負荷の低減が図られた移動手段の確保、公共交通の利用促進のための MaaS の普及やモビリティ・マネジメントの推進、モーダルコネクの強化等に加え、自転車や環境負荷の少ないグリーンスローモビリティ等の活用促進、信号機の改良等を推進する。」(第4章C.) ・地球温暖化対策計画(令和 7 年 2 月) 「運輸部門における2022年度の二酸化炭素排出量は、1億9,200万t-CO ₂ であり、2013年度比で14.5%減少している。主な減少要因は、自動車の燃費改善や貨物輸送における輸送量の減少等であり、この排出量の減少傾向を一層着実なものとするため、自動車・道路交通流対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など、総合的な対策を推進する。」(第3章第2節1.(1)①D.)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	総合政策局 環境政策課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	3 地球環境の保全		
【 施 策 目 標 】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【 業 績 指 標 】	(23)燃費基準値達成建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①7%(平成29年度) ②2%(平成29年度) ③5%(平成29年度)	①49%(令和7年度) ②40%(令和7年度) ③33%(令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 ①、②及び③ CO2排出量低減が相当程度図られた「低炭素型建設機械の認定に関する規程(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」(平成25年3月22日付け公共事業企画調整課長通達、国総環リ第151号)に基づき認定された建設機械の普及率			
【目標設定の考え方・根拠】 ①、②及び③ 「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)において、位置づけられた燃費基準値達成建設機械の普及率に関する指標 建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定			
【 外 部 要 因 】 ①②及び③ 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定) ・「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	技術調査課施工企画室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(24)省エネ基準に適合する住宅ストックの割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		6% (平成25年度)	30% (令和12年度)
【指標の定義】 ◆指標＝B／A×100 A 当該年度における住宅ストック戸数 B 当該年度における省エネ基準に適合する住宅ストック戸数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)の対策評価指標において、令和12年度までに省エネ基準を充たす住宅ストックの割合を30%まで引き上げることが位置づけられている ・「住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値」を基にしたデータ			
【外部要因】			
【他の関係主体】 建築主等(事業主体等)			
【重要政策】 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(建築企画担当)		
【関係課】	住宅局住宅生産課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	3 地球環境の保全		
【 施 策 目 標 】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【 業 績 指 標 】	(25) モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①184億トンキロ (令和元年度) ②358億トンキロ (令和元年度)	①209億トンキロ (令和7年度) ②389億トンキロ (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 ①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ			
【目標設定の考え方・根拠】 交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。			
【 外 部 要 因 】 自然災害等による変動			
【 他 の 関 係 主 体 】 物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等			
【 重 要 政 策 】 ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定) ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) ・「当面の地球温暖化対策に関する指針」(平成25年3月15日)地球温暖化対策推進本部決定			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	物流・自動車局物流政策課		
【 関 係 課 】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	3 地球環境の保全		
【 施 策 目 標 】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【 業 績 指 標 】	(26)環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	181万t-CO2 (令和12年度)
【 指 標 の 定 義 】 内航船舶の平成25年度比CO2排出削減量(単位: 万t-CO2/年)			
【目標設定の考え方・根拠】 効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき求められている内航船舶からのCO2排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じること、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。 業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和12年度181万t-CO2/年(平成25年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。			
【 外 部 要 因 】 景気の動向			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2船舶の普及促進に加えて、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した運航効率化にも資する船舶、バイオ燃料を活用した船舶、ゼロエミッション船等(水素・アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船、LNG燃料船、メタノール燃料船等)の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船等の国内生産設備の整備・増強を推進する。 ・海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定) 内航海運においては、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、更なる省エネを追求した船舶等の導入を進めるとともに、LNG燃料船、水素燃料電池船等の実証・導入等の先進的な取組を促進する。 ・総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)(令和3年6月15日閣議決定) 我が国の温室効果ガス削減の目標、さらには 2050 年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現という目標の達成に向け、物流産業においてサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、鉄道や海運へのモーダルシフトの推進など更なる物流の効率化、自動車や鉄道、船舶・航空・物流施設における低炭素化・脱炭素化の促進等を通じて、地球環境の持続可能性の確保に貢献する。 ・GX2040ビジョン(令和7年2月18日閣議決定) 国際海運 2050年CNの実現、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、建造促進支援に加えて、内外航のゼロエミッション船等の普及に必要な導入促進支援制度の検討及び国際ルール作り等の主導を含む環境整備を進めることにより、海事産業の競争力強化を推進するとともに、ゼロエミッション船等の普及の拡大を図る。			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海事局内航課		
【 関 係 課 】	海事局総務課企画室 海事局海洋・環境政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(27) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		- (平成25年度)	208万トンCO2 (令和12年度)
【指標の定義】 下水道における省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減量			
【目標設定の考え方・根拠】 地球温暖化対策計画の目標として設定。前提は以下。 下水汚泥エネルギー化率を2025年に35%（社会資本整備重点計画における目標値である下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用分を除いたもの）、2030年に37%まで増加 ・下水処理場における省エネの取組進展 ・その他再生可能エネルギー（太陽光・小水力・風力）の継続的増加 ・2013年度の全電源平均の電力排出係数:0.57kgCO2/kWh(出典:電気事業における環境行動計画(電気事業連合会)) ・2030年度の全電源平均の電力排出係数:0.25kgCO2/kWh(出典:2030年度におけるエネルギー需給の見通し) ・高温焼却化率2030年に100% ・下水汚泥固形燃料化施設及びターボ炉導入の視点			
【外部要因】 ・固定価格買取制度におけるバイオマス由来のメタン発酵ガス、太陽光発電等による発電電力買取の価格・期間の変更、地球温暖化係数の変更等			
【他の関係主体】 地方公共団体(下水道管理者)			
【重要政策】 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) ・第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・第6次エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定) ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) ・国土交通省環境行動計画(令和3年12月27日改定) ・水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標(令和3年12月 内閣官房水循環政策本部事務局)			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局上下水道企画課		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【参考指標】	(参20) グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3自治体 (令和元年度)	70自治体 (令和7年度)
【指標の定義】 グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体に対するアンケート調査において、「予算を活用してグリーンインフラに関する取組を実施した」と回答した自治体数			
【目標設定の考え方・根拠】 全国9ブロック(北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)の都市・地方など各2地域において、グリーンインフラの4類型(防災・減災、生活空間、都市空間、生態系保全)に関するモデル事業を形成すること($9 \times 2 \times 4 = 72 \approx 70$ 自治体)を目標とし、グリーンインフラの全国展開を加速させる。			
【外部要因】 —			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体) 等			
【重要政策】 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】 —			
【担当課】	総合政策局環境政策課		
【関係課】	—		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する

施策目標の概要及び達成すべき目標
自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
28	緊急地震速報の過大予測の改善（過大・過小予測の割合）＊
29	大規模災害に対する通信鉄塔の耐震診断が完了した割合＊
30	台風予報の精度の改善（台風中心位置の予報誤差）＊
31	直下型地震への備えとして有効な防災地理情報（活断層図）の整備率＊

業績指標の分析							
(28) 緊急地震速報の過大予測の改善（過大・過小予測の割合） *							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	H28～R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	平均(5年) 10.7%	3.1%	1.8%	2.1%	14.6%	－	8.0%以下
年度ごとの 目標値		－	－	－	－	－	
(事務事業等の実施状況)							
緊急地震速報の震源推定手法を IPF 法に統合するため、令和 3 (2021)年度以降、防災科学技術研究所の高感度地震観測網データを IPF 法に活用するための処理手法や計算負荷軽減策の検討や、尤度関数の最適化などの検討を実施し、過去の発表事例について他の処理手法との比較・検証や、実際に発表される緊急地震速報の予測精度の検証を行った。令和 5 (2023)年度は、事例調査により動作が適切であることの確認、IPF 法の各種パラメータの最終確認の実施、試験環境におけるヒートランによるシステム全体の安定稼働の確認を行った上で、IPF 法に統合した運用を開始した。 令和 6 (2024)年度は、震源推定手法を IPF 法に統合した後の事例の検証を行うとともに、設定パラメータの妥当性を評価し、最適化したパラメータをシステムに適用した。一方で、令和 6 (2024)年 6 月 3 日の石川県能登地方の M6.0 の地震（最大震度：5 強）で、一時的に、求められるべき位置よりも 20km 南東側に震源を推定したため地震の規模（M）を 7.4 と推定し、23 都府県 37 予報区に対して震度を 3 階級以上過大に予測した。そのため、令和 6 (2024)年度の実績値は、目標値を上回る 14.6%となった。この事例に関しても速やかに検証を行い、令和 6 年 12 月にマグニチュード計算に波形の状態を考慮する改善を施した。改善後の処理では震度を 3 階級以上過大に予測することになるのは 7 県 8 予報区となり、過大予測を抑えることができる。さらに、令和 7 (2025)年 3 月には震源位置の誤推定を回避するために IPF 法の設定パラメータの調整を実施した。この調整を令和 6 (2024)年 6 月 3 日の事例に併せて適用すると、震度を 3 階級以上過大に予測する予報区をなくす結果となった。							
(その他の外部要因の状況)							
業績指標（過大・過小予測の割合）は、毎年地震の発生状況によっても上下する指標である。 令和 6 (2024)年度は、令和 6 (2024)年 6 月 3 日の石川県能登地方の M6.0 の地震（最大震度：5 強）で、一時的に、求められるべき位置よりも 20km 南東側に震源を推定したことが、当年度の実績値に大きく影響した。							

(目標の達成状況に関する分析)

令和6(2024)年度に関しては、上述のとおり外部要因の影響を受け業績指標の実績値が初期値や目標値を上回っているが、IPF 法統合後の事例検証や設定パラメータの評価・最適化を計画通り実施するとともに、目標値に届かない原因となった事例の検証結果をもとに速やかに処理の改善を施しており、目標達成に向けた成果が見込まれる。

(課題の特定)

これまでの改善では対応が困難な地震が発生した場合には、追加の改善の検討等が必要となる。引き続き、震源推定手法を IPF 法に統合した後に発表した事例を検証するとともに、設定パラメータの妥当性評価を実施し、運用パラメータの更なる最適化を行う。

(29) 大規模災害に対する通信鉄塔の耐震診断が完了した割合 *

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	58%	—	—	58%	76%	—	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

令和6（2024）年度末までに対応必要箇所 551 箇所中 418 箇所について耐震診断が完了した。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

実績値は順調に推移しており、目標年度に目標達成が見込まれることから、A と評価した。

(課題の特定)

(30) 台風予報の精度の改善（台風中心位置の予報誤差）＊

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	R 7 年
実績値	207km	204km	188km	186km	178km	－	180km 以下
年度ごとの 目標値		－	－	－	－	－	

(事務事業等の実施状況)

数値予報技術の開発について、令和4(2022)年度までに、全球数値予報モデル(GSM)の鉛直層数増強及び物理過程の改良、全球解析の改良、衛星観測データ、航空機観測データ利用の改良等を年1~2回の頻度で継続的に行い、精度向上を図った。特に、令和5(2023)年3月には水平分解能の高解像度化(20kmから13kmへ)等の改善を実施した。

令和5(2023)年度には、第11世代となるスーパーコンピュータシステムの設置・更新作業を行って計算機能力を向上させ、今後の開発資源を増強した。並行して、第11世代スーパーコンピュータシステム運用開始以降に反映させることを目指し、GSMの物理過程改良、観測データ利用の開発を進めた。

令和 6 (2024) 年度は、これまでの改良が反映された GSM を安定的に運用し、また物理過程の放射過程・陸面過程を改良し令和 7 (2025) 年 3 月に導入した。

予報作業における取組について、台風進路予想の誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図った。

※スーパーコンピュータシステムの運用

スーパーコンピュータシステムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報や台風予報などの精度を向上させる。

予算額：1,648 百万円（令和 5（2023）年度） ※一部にデジタル庁に一括計上された額を含む

予算額：1,882 百万円（令和 6（2024）年度） ※一部にデジタル庁に一括計上された額を含む

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

予測精度の値については年々の自然変動の影響を大きく受けること、また、予測精度の向上には技術開発等の取り組みの一定の蓄積が必要であることから、業績指標の定量目標だけでなく、技術開発等の進展の状況などを総合的に評価している。令和5(2023)年度、令和6(2024)年度に予定されていた精度向上の取組をすべて実施したこと及び最終年度の目標達成に向けて継続的に指標が改善し順調であることから、Aと評価した。

(課題の特定)

(31) 直下型地震への備えとして有効な防災地理情報（活断層図）の整備率 *

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	70%	72%	75%	77%	79%	81%	84%
年度ごとの 目標値		72%	75%	77%	79%	82%	

(事務事業等の実施状況)

・全国活断層帯情報整備

全国の活断層のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備するものであり、令和5(2023)年度は雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯ほかについて、令和6(2024)年度は花輪東断層帯ほかについての情報を整備した。

予算費目：防災地理調査経費 予算額：30,090 千円（令和 5（2023）年度）、30,863 千円（令和 6（2024）年度）

(その他の外部要因の状況)

令和6年能登半島地震に係る対応を優先したため、令和6(2024)年度の実績に若干の遅れが生じた。

(目標の達成状況に関する分析)

目標値は、整備計画面数 300 面に対する整備済面数を因子としており、令和 6 年度までに 243 面を整備済である。令和 7 年度は 9 面の整備を実施予定であるため、整備済面数が 252 面となり、目標値 84%を達成する見込みである。

(課題の特定)

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ③ 相当程度進展あり
（判断根拠） 業績指標 4 個のうち、A が 3 個、B が 1 個であった。業績指標 29、30、31 については、目標値に向け順調に推移している。業績指標 28 については実績値が一時的に悪化しているものの、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるため、全体として「③相当程度進展あり」と評価した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） （施策全体の総括分析） 省内を結ぶ統合通信網の強靱化の一環として、多重無線回線の機能を有する通信鉄塔の耐震対策に取組むほか、防災に資する防災地理情報のうち、全国活断層帯情報（活断層図）の整備を順次進めている。 また、緊急地震速報の予測精度向上においては、震源推定手法を IPF 法に統合した後の事後検証や設定パラメータの調整・最適化を実施している。さらに台風進路予報の予測精度向上に向け、予定していた取組みを着実に進めている。 （今後の取組の方向性） 引き続き目標達成に向け施策を継続する。 具体的には、指標 28 については、震源推定手法を IPF 法に統合した後に発表した事例を引き続き検証するとともに、設定パラメータの妥当性評価を実施し、運用パラメータのさらなる最適化を行う。 業績指標 29 については、引き続き多重無線回線の通信鉄塔の耐震診断に取り組む。 業績指標 30 については、全球数値予報モデルを安定的に運用するとともに、物理過程や観測データの利用手法などの改良を反映させ、台風予報精度の向上を図る。 業績指標 31 については、引き続き全国活断層帯情報（活断層図）の整備に取り組む。

外部有識者のコメント
緊急地震速報の予測精度向上や通信鉄塔の耐震診断進捗、台風予報誤差の縮小等、自然災害リスク軽減に資する各取組は概ね着実に進展している。特に参考指標では数値予報モデルの精度向上や地殻変動監視データの大幅増加が確認され、技術基盤の強化が明確である。今後も継続的な技術革新と運用体制の最適化が求められる。（国土交通省政策評価会 大串 葉子）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 10 気象庁総務部総務課業務評価室 室長 國松 洋
・業績指標 28 担当課：気象庁地震火山部管理課 （課長 菅野 智之）
・業績指標 29 担当課：大臣官房技術調査課電気通信室 （室長 蘆屋 秀幸）
・業績指標 30 担当課：気象庁大気海洋部業務課 （課長 濱田 修） 関係課：気象庁大気海洋部気象リスク対策課 （課長 細見 卓也） 関係課：気象庁大気海洋部予報課 （課長 立原 秀一） 関係課：気象庁情報基盤部数値予報課 （課長 計盛 正博）
・業績指標 31 担当課：国土地理院政策課 （課長 岩崎 徹）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	次世代防災通信基盤の構築に向けた検討	004072
2	地殻変動等調査経費	004073
3	防災地理調査経費	004074
4	測量用航空機運航経費	004075
5	予報業務	004076
6	観測業務	004079
7	高層気象観測	004084
8	地震津波観測	004085
9	火山観測	004087
10	海洋環境観測	004088
11	沿岸防災気象業務	004089
12	小笠原諸島気象業務	004091
13	気候変動観測・監視業務	004096
14	気候変動対策業務	004098
15	静止気象衛星運用業務	004099
16	国際機関への分担金・拠出金	004100

参考指標の達成状況

施 策 目 標：10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実
する

参考指標							
(参 24) 数値予報モデルの精度向上（地球全体の大気を対象とした数値予報モデルの精度）							
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	12.8m	12.8m	12.7m	12.2m	12.1m	12.1m	11.7m 以下
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 25) 先進レーダ衛星等データの解析能力強化による地殻変動監視能力の向上							
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	2,283	2,256	1,818	1,829	1,563	3,155	8,300
年度ごとの 目標値		1,650	1,650	1,650	1,650	3,400	

担当部局名・作成責任者名	
・参考指標 24 担当課：気象庁情報基盤部情報政策課（課長 西潟 政宜）	
・参考指標 25 担当課：国土地理院政策課（課長 岩崎 徹）	

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(28)緊急地震速報の過大予測の改善(過大・過小予測の割合)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.7% (平成28年度～令和2年度の平均)	8.0%以下 (令和7年度)
【指標の定義】 当該年度内に発生した地震により震度4以上を観測した地域又は緊急地震速報で震度4以上を予想した地域について、震度の予測誤差が±3階級以上の割合を指標とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 地震による強い揺れが来る前に緊急地震速報が発表される地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果が発揮され、経済的損失を軽減するためには、震度の予想をはじめとした緊急地震速報のさらなる改善が必要である。この改善を測定する指標として、緊急地震速報の過大・過小予測の割合を用いる。 これまで開発・導入してきた緊急地震速報の改善では、発表の迅速性とその後の情報の精度向上のため、利用できる観測データに応じた複数の震源推定手法を併用し、その中でより精度が高いと考えられる震源を採用するとともに、その地震による揺れと判定された振幅値データからマグニチュード(M)を推定している。このため、令和2(2020)年7月30日に鳥島近海で発生した地震に対する緊急地震速報のように、採用された推定震源が不適切であった場合、同じ地震による揺れと判定された振幅を不適切な震源との組み合わせでM推定に利用することによって、Mを過大に推定し、震度を過大に予測してしまうことがある。震度を過大予測した緊急地震速報が発表されると、社会的に大きな影響・混乱を及ぼすことになることから、改善すべき重要な課題である。 この課題に対応し、緊急地震速報の過大予測を低減するため、緊急地震速報の処理に用いてきた複数の震源推定手法を、令和5(2023)年度を目途に、複数地震の識別に長けた手法であるIPF法に統合する計画である。 この改善にあたり、緊急地震速報の予測震度が、観測された震度に対して±3階級以上となる地域の割合を指標とする。本指標は、地震の発生状況に依存することから、この影響が小さくなるよう、過去の5年間ごとの実績を見ると、令和2(2020)年度までの5年の値は10.7%、それ以前での最小値は令和元(2019)年度までの5年間での9.7%であった。これを踏まえ、 ① 令和5(2023)年度までに、緊急地震速報の震源推定手法をIPF法に統合する ② 令和7(2025)年度には、本指標について、令和2(2020)年度以前の5年間ごとの実績の最小値(9.7%)を下回り、令和2(2020)年度までの5年の値の75%に相当する8.0%を目標とし、単年度(統計期間1年)の実績値がこの目標値を下回る(各年度の評価については、IPF法統合の効果を把握できるよう、単年度の実績値により行う)ことを目標とする。			
【外部要因】 地震活動の変化(地震の発生場所や発生回数の変化)			
【他の関係主体】 (国立研究開発法人)防災科学技術研究所			
【重要政策】 ・国土強靱化年次計画2024重要業績指標			
【備考】			
【担当課】	気象庁地震火山部管理課		
【関係課】	気象庁地震火山部地震火山技術・調査課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(29)大規模災害に対する通信鉄塔の耐震診断が完了した割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		58% (令和5年度)	80% (令和7年度)
【指標の定義】 危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等における、本省と地方整備局等、地方整備局等と事務所等、地方整備局等相互間、事務所等相互間を結ぶ多重無線回線の機能を有する通信鉄塔の耐震診断を実施した割合。			
【目標設定の考え方・根拠】 危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靱化として通信鉄塔の耐震対策を順次進めているところ。各通信鉄塔が満たすべき耐震基準は新潟県中越地震等の大規模地震を踏まえて改正されており、改正前の診断基準に基づく耐震対策ではなく、最新の診断基準に基づく耐震対策を実施するため、耐震診断が完了する割合として80%を目標に設定した。			
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	大臣官房技術調査課電気通信室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(30) 台風予報の精度の改善(台風中心位置の予報誤差) *	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		207km (令和2年)	180km以下 (令和7年)
【指標の定義】 72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を、当該年を含む過去5年間で平均した値。			
【目標設定の考え方・根拠】 台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。 令和2(2020)年までの過去5年間における予報誤差の平均は207kmである。令和7(2025)年の目標値としては、過去5年間の同指標の改善率(平成27(2015)年の244kmから令和2(2020)年の207kmの改善率約15%)をふまえ、新たな数値予報技術の開発等により、180km以下に改善する(過去5年間で同等の改善率)ことが適切と判断。 本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルを改善することが重要となる。また、初期値の精度も予測の精度に大きく影響することから、観測データの利用状況やデータ同化システムを改善することが重要となる。全球数値予報モデル(GSM)、全球アンサンブル予報システムの水平高分解能化、新規観測データの利用及び高度利用等の改善を行う。 また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価により、予報作業の改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。			
【外部要因】 自然変動(台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化)			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	気象庁大気海洋部業務課		
【関係課】	気象庁大気海洋部気象リスク対策課 気象庁大気海洋部予報課 気象庁情報基盤部数値予報課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【 業 績 指 標 】	(31)直下型地震への備えとして有効な防災地理情報(活断層図)の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		70% (令和元年度)	84% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取り組みとして国土地理院が整備している防災地理情報のうち全国活断層帯情報(活断層図)の整備面数を因子とし指標を設定する。 活断層図の整備計画面数を分母とし、整備した活断層図の面数を分子として整備率を算出する。 $\text{防災地理情報の整備率(\%)} = (\text{活断層図の整備済みの面数}) / (\text{活断層図の整備計画面数}) \times 100$ 初期値 70% = (210面 / 300面) × 100 目標値 84% = ((42面 + 210面) / 300面) × 100			
【目標設定の考え方・根拠】 地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯(平成30年2月現在、114断層帯)を包括する範囲の面数「300面」を整備計画面数とする。令和元年度末で整備済みの面数は、210面であり、初期値は、70%となる。都市的地域として設定されている「人口集中地区」にかかる範囲のうち、活断層図が未整備な範囲の図面数「42面」を、第5次社会資本整備重点計画の最終年度である令和7年度末までに整備することとし、目標値は、84%となる。			
【 外 部 要 因 】 ・地震調査研究推進本部が行う主要活断層帯の選定内容の変更 ・活断層が起因する大規模地震の発生 ・新たな活断層の発見及び新たな活断層に関する知見			
【 他 の 関 係 主 体 】 地震調査研究推進本部(主要活断層帯の選定を所管)			
【 重 要 政 策 】 ・地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日) 令和7年度までに活断層図整備率 84%の達成を目指す。(第Ⅱ部1.(1)①a)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	国土地理院総務部政策課		
【 関 係 課 】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院応用地理部企画課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する

施策目標の概要及び達成すべき目標
防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。

業績指標	
指標番号	業績指標名
32	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合
33	防災指針を作成する市町村数
34	危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率（①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策）
35	災害時における機能確保率（①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場）＊
36	① 住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 ＊

業績指標の分析

(32) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合

目標達成状況の評価B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	64%	65.9%	67.6%	69.3%	70.0%	集計中	75%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進した。

○防災公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進した。

予算額：社会資本整備総合交付金 5,065 億円、防災・安全交付金 8,707 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和 6 年度国費）

社会資本整備総合交付金 5,492 億円、防災・安全交付金 8,313 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和 5 年度国費）

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度の実績値は集計中であるが、一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合は令和 5 年度 70%、令和 4 年度 69.3%と着実に増加している。しかしながら過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、B 評価とした。その要因として、限られた予算の中で、公園施設の老朽化対策等も実施する必要があることから、進展が大きくなかったことが挙げられる。

(課題の特定)

近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

(33) 防災指針を作成する市町村数

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	0 市町村	85 市町村	172 市町村	291 市町村	432 市町村	—	600 市町村
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

令和6年度においては、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム（現：コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム）」を通じ、省庁横断的に市町村による立地適正化計画の作成等を支援した。

(その他の外部要因の状況)
—

(目標の達成状況に関する分析)

・令和6年度実績値は432市町村であるが、令和2年度より防災指針は立地適正化計画を作成する際に合わせて作成することが要件化されており、令和6年度時点で立地適正化計画は297市町村で取組中であり、そのうちの636市

- ・立地適正化計画作成時に防災指針を記載することとなっている制度上、上記の 271 市町村の立地適正化計画の策定によって目標値を達成すると見込まれるため、「A」と評価した。

(課題の特定)
—

(34) 危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(②地域防災力の向上に資するソフト対策)

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R7 年度
実績値	約 46%	92%	92%	100%	100%	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。
予算額：防災・安全交付金 8,515 億円の内数（令和 5 年度）
防災・安全交付金 8,707 億円の内数（令和 6 年度）
- ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備に対して支援を行った。
- ・密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備に対して支援を行った。
予算額：密集市街地総合防災事業 42 億円（令和 5 年度）
密集市街地総合防災事業 40 億円（令和 6 年度）
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備に対して支援を行った。
- ・令和 5 年度において、建替え困難な未接道敷地等における防火改修等の取組及び斜面地等における老朽建築物等の除却、地方公共団体と協定を結んだ民間事業者等による広場整備への支援を強化した。

(その他の外部要因の状況)

高齢化の進展、建築費の高騰

(目標の達成状況に関する分析)

地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率は、令和5年度末時点で100%と前倒しで目標を達成したことから、Aと評価した。

(課題の特定)

(35) 災害時における機能確保率 (③ポンプ場) *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 31%	約 34%	約 37%	約 38%	約 40%	(集計中)	約 38%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平成 21 年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和 4 年度までの制度を、令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間延伸した。

さらに、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの急所施設などの耐震化状況について緊急点検を実施し、緊急点検結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定を要請するとともに、上下水道システムの急所施設などの耐震化を集中的に支援するため、「下水道基幹施設耐震化事業」を創設した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 5 年度の実績値は約 40% (1, 667 箇所/4, 143 箇所) であり、目標値である約 38%を達成していることから、A と評価した。「下水道総合地震対策事業」による支援を継続するとともに、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策や、新たに創設した「下水道基幹施設耐震化事業」による集中的な支援を行い、更なる事業推進を図る。

(課題の特定)

—

(36) ①住宅の耐震化率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	約 87%	—	—	—	約 90%	—	おおむね 解消
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成 25 年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設（令和 3 年度以降は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業））している。
- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成 30 年度予算において、耐震化に向けた積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり 100 万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。また、令和 6 年度補正予算において、耐震改修に係る補助限度額を引き上げた。
- ・平成 25 年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、令和 6 年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置を令和 7 年 12 月までに延長するとともに、固定資産税の減額措置を令和 7 年度末まで延長した。
適用実績：所得税 2,215 件（令和 5 年（推計））、固定資産税 5,131 件（令和 5 年度）
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸付けを行っている。また、令和 6 年度補正予算において、高齢者が耐震改修により一層取り組みやすくなるよう、住宅金融支援機構と提携する民間金融機関によるリバースモーゲージ型の融資について、無利子・低利子化する制度を創設した。
- ・平成 26 年 12 月に改正したマンション建替円滑化法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成 26 年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成 26 年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。
- ・令和 2 年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設し、令和 2 年度及び令和 3 年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の控除又は非課税化）を創設した。
適用実績：0 件（令和 5 年度）

(その他の外部要因の状況)

住宅・建築物の耐震改修等のペースに影響する建築費の高騰等の経済状況等の変化

(目標の達成状況に関する分析)

住宅の耐震化率については、5 年ごとに実施される住宅・土地統計調査結果をもとに実績値を推計している。平成 30 年の約 87%から令和 5 年は 90%に 3 ポイント上昇し、堅調に推移しているものの、目標年（令和 12 年）の目標達成は難しいと考えられることから B と評価した。その要因としては、高齢者世帯が居住する住宅の耐震化が進んでいないことなどが考えられる。

(課題の特定)

- ・耐震性不十分な住宅の耐震改修、除却・建替え、非居住化や、新しい住宅の供給が進んだことにより、住宅の耐震化率は伸びてきているものの、建て方別で耐震化率を見ると、耐震性不十分な住宅の約 8 割が戸建て住宅であることから戸建て住宅の耐震化を促進していく必要がある。
- ・市町村別の耐震化率では、約 9 割の市町村が全国値の 90%を下回っており、また、耐震化率が低い市町村は高齢化率が高い傾向が見られるため、高齢者世帯が居住する住宅の耐震化を進めていく必要がある。

(36)②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値				目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	要緊急 約 89% (要安全含む 約 74%)	要緊急 約 90% (要安全含む 約 73%)	要緊急 約 90% (要安全含む 約 71%)	要緊急 約 92% (要安全含む 約 71%)	要緊急 約 93% (要安全含む 約 72%)	おおむね 解消
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成 25 年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、耐震対策緊急促進事業を創設し、国が重点的・緊急的に支援している。(令和 3 年度以降は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)として実施)
- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置(2 年間 1 / 2 減額)を講じている。令和 5 年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和 8 年 3 月末まで延長した。

適用実績 : 296 件 (令和 5 年度)

(その他の外部要因の状況)

住宅・建築物の耐震改修等のペースに影響する建築費の高騰等の経済状況等の変化

(目標の達成状況に関する分析)

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率については、要緊急安全確認大規模建築物に関しては堅調に推移しており、要安全確認計画記載建築物のうち防災拠点建築物についても低位であるが、比較的高い伸び率となっている。

一方、避難路沿道建築物については、大半が民間建築物であり、耐震改修等に係る費用の負担や関係者の合意形成などの支障により令和 6 年で 36%前後と低位で停滞しており、耐震診断義務付け対象建築物全体では達成が難しいものと考えられることから B と評価した。

(課題の特定)

耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)は公共建築物の割合が高いことから耐震化が進んでいる一方、要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)は約 98%が民間建築物であることから耐震化率が低位で停滞しており、民間建築物が主体である要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化を進めていく必要がある。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ③ 相当程度進展あり
（判断根拠） 業績指標 5 個（細分類 9 個）のうち、A が 5 個、B が 4 個であって、過半数の業績指標は過去の実績等に鑑みると目標の達成が見込まれる又は目標を達成しており、主要な業績指標 2 個（細分類 5 個）のうち、業績指標 35①②③については目標を達成又はおおむね目標に近い実績を示していることから「③ 相当程度進展あり」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 目標達成が見込まれなかった業績指標については、目標の達成に向けて次年度までに、災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備、高齢者世帯が居住する住宅や戸建て住宅の耐震化の促進、民間建築物が主体である要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化の促進、地方公共団体による密集市街地の整備改善の取組に対する支援等の施策の改善について検討する。併せて、順調としている業績指標については、引き続き住宅・市街地における安全・安心度を高めるため、一層の支援を行っていく。

外部有識者のコメント
本施策は防災性の向上を目指した喫緊の課題に対応する重要な施策である。地方公共団体の関心の高さや対応の進展も窺える。業績指標の分析は、それぞれ丁寧に行われているが、進展のある業績指標とそうでない指標の要因を比較したり、進展のある業績指標のノウハウについて進展が遅れている指標への適用可能性を検討することで、本施策の業績指標全体の達成に寄与できるのではないかと考える。（国土交通省政策評価会 鎌田 裕美）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 11 都市局公園緑地・景観課 課長 片山 壮二
・業績指標 32 都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）
・業績指標 33 担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）
・業績指標 34 担当課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 松井 康治） 関係課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太） 都市局市街地整備課（課長 小川 博之） 都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治） 都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二） 住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 畑 めぐみ） 住宅局市街地建築課（課長 田中 政幸）
・業績指標 35 担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 （課長 吉澤 正宏）
・業績指標 36 担当課：住宅局建築指導課（課長 松野 秀生） 関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 松井 康治） 住宅局住宅生産課（課長 前田 亮） 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗） 住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官 杉田 雅嗣）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	下水道事業	004053
2	都市公園防災事業	004101
3	都市安全確保促進事業	004102
4	地下街防災推進事業	004103
5	住宅市街地総合整備事業	004107
6	密集市街地総合防災事業	004108
7	空き家対策総合支援事業	004109
8	地域居住機能再生推進事業	004110
9	スマートウェルネス住宅等推進事業	004112
10	マンションストック長寿命化等モデル事業	004116
11	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	004582
12	雨水出水浸水想定区域における避難に資するトリガー情報についての検討経費	004626
13	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業	004627
14	こどもみらい住宅支援事業	006104
15	こどもエコすまい支援事業	007266
16	建築 BIM 加速化事業	007267
17	上下水道行政の一元化に向けた災害復旧等に関する支援体制の確立	007293
18	優良建築物等整備事業	007294
19	内水浸水予測等を活用した浸水対策の検討経費	007410
20	子育てエコホーム支援事業	007763
21	子育てグリーン住宅支援事業	021055

参考指標の達成状況

施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する

参考指標							
(参 26) 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 (◆)							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	15 団体	77 団体	105 団体	145 団体	229 団体	472 団体	約 800 団体
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) - 平成 28 年度に、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル (案)」を公表し、令和 3 年度に、浸水想定手法等の内容、内水浸水想定区域図の必要性等の記載を充実させ「内水浸水想定区域図作成マニュアル (案)」を改訂するとともに、手順書 (案) を作成して下水道管理者に周知した。 - 令和 4 年度には、内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設し、内水浸水想定区域図の作成を支援した。 - 本省の主催による全国の内水浸水想定区域図の作成担当者に向けた会議を毎年開催し、技術的助言・情報共有を行った。都道府県が管内の市町村に向けて開催する浸水対策に関する勉強会においても積極的に講師として参画し、また、自治体の取組状況について地方整備局と情報共有を密に行うことで、内水浸水想定区域図の作成の促進を図った。							
(その他の外部要因の状況) 事業主体となる地方公共団体と地元との調整状況等							
(目標の達成状況に関する分析) 目標値に対し、実績値は令和 6 年度で 59%であるため B と評価した。内水浸水想定区域図の作成済み団体数については、各自治体に作成の見込を調書で確認しており、令和 6 年度における作成済み団体数は 472 団体、令和 7 年度末における作成済み団体数は 800 団体を越える予定であるため、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。							
(課題の特定) 令和 3 年度の水防法改正により内水浸水想定区域図を作成すべき対象が拡大したことを契機に、自治体での内水浸水想定区域図の作成が本格的に行われることとなった。また、内水浸水想定区域図の作成に必要な浸水シミュレーションには、流域モデルの構築やキャリブレーション (誤差調整) による専門的な検証を伴うため、一定の期間を要することから、令和 6 年度の実績値は目標値の 59%であるが、今後目標値の達成に向けて実績が伸びる見込である。引き続き、都道府県への勉強会の実施を通じた事業の周知や作成見込団体が確実に作成を完了できるようフォローアップを行う必要がある。							

(参 27) 都市再生安全確保計画等の策定数と PDCA サイクルの実施数							
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 5 年度
実績値	100	116	129	147	164	186	150
年度ごとの 目標値		110	120	130	140	150	

(参 28) 災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数

	初期値	実績値					目標値
	H28~H30 年度の平均	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 4 年度
実績値	19	—	—	12	11	0	0
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 29) R17 年度までに災害対応拠点を含む拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムによりエネルギー供給が開始されることが予測される地区数

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R17 年度
実績値	9 地区	11 地区	—	—	—	—	22 地区
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 30) 地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	57%	68%	72%	76%	77%	(集計中)	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 31) 水害時における下水処理場等の機能確保率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
実績値	0 %	7.4%	9.1%	18.3%	(集計中)	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 32) 面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に取り組む対策実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	0 %	2.5%	10%	20%	50%	—	70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	70%	

(参 33) 大規模盛土造成地の安全性を把握する調査に着手した実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	4.1%	6.3%	10.4%	16.7%	21.6%	40.1%	60%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 34) 液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	0	2	3	3	62	25
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 35) 復興まちづくりのための事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	55%	62%	65%	66%	67%	—	75%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—		

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 26

担当課：水管理・国土保全局大臣官房参事官（上下水道技術）（大臣官房参事官 本田 康秀）

・参考指標 27

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 須藤 明彦）

・参考指標 28

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

・参考指標 29

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

・参考指標 30

担当課：都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治）

・参考指標 31

担当課：水管理・国土保全局下水道事業課（課長 吉澤 正宏）

・参考指標 32

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

・参考指標 33・34

担当課：都市局都市安全課（大臣官房参事官 田村 央）

・参考指標 35

担当課：都市局都市安全課（課長 三浦 良平）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【 業 績 指 標 】	(32) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		64% (平成30年度)	75% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 人口5万人以上の都市における、災害応急対策施設(「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」)のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース※が確保された都市数の割合(なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。) <分母>人口5万人以上の都市数 <分子>「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備された都市 ※誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。			
【目標設定の考え方・根拠】 都市の防災機能の向上を図るため、災害発生時に住民が安全に避難できるよう、災害応急対策施設等を備えた広域避難地や防災拠点の整備を推進する。H30年度の実績を踏まえ、令和7年度の目標値約75%を設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日)(第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都) 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	都市局公園緑地・景観課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【 業 績 指 標 】	(33)防災指針を作成する市町村数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和2年度)	600 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画に防災指針を記載した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・居住の安全性等の防災・減災対策の取組を推進するため、令和2年度に都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に防災指針を記載することを位置づけ、市町村における防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、コンパクトシティ形成支援チームにおいて、防災に関与する部局により防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制を構築した。 ・都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」の形成・横展開を図り、令和3年4月1日時点には15市町村において防災指針が記載された。 ・令和6年度には600市町村が立地適正化計画を作成していることが見込まれており、また令和2年度の法改正以前に作成された立地適正化計画についてもおおむね5年ごとの評価の際に見直して防災指針を作成することを想定し、令和7年度には作成される全ての立地適正化計画に防災指針が記載されることを目指すこととし、令和7年度末の目標作成都市数を600市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 市町村(立地適正化計画の作成主体)			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	都市局都市計画課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(34)危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約2,220ha (令和2年度) ②約46% (令和2年度)	①おおむね解消 (令和12年度) ②100% (令和7年度)
【指標の定義】 ①危険密集市街地の面積 危険密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地 ②地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 (分子)地域防災力の向上に資するソフト対策を実施した地区数 (分母)令和2年度末の危険密集市街地の地区数(111地区)			
【目標設定の考え方・根拠】 危険密集市街地の最低限の安全性を確保するため、「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において設定している成果指標・目標から設定したもの。 危険密集市街地は、平成23年の設定時点で5,745ha存在していたが、整備改善が進み、令和5年度末で1,662haとなり、引き続き、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めることが必要。現行のハード面の成果指標の目標期間を10年間延長し、令和12年度までにおおむね解消することを目指す。 また、危険密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するためには、ソフト対策を強化することが求められるため、新計画においてソフト対策の成果指標を導入し、令和7年度までに全ての地区において取組を実施することを目指す。			
【外部要因】 目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。			
【他の関係主体】 地方公共団体、都市再生機構等(事業主体)			
【重要政策】 ・国土強靱化基本計画の変更(平成30年12月14日)(第3章国土強靱化の推進方針 2施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都市)密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。 ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日)(第3章各項目の主な具体的措置) 地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)(第2章 重点的に取り組むべき対策 1激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 (1)人命・財産の被害を防止・最小化するための対策) 地震時等に著しく危険な密集市街地対策 ・住生活基本計画(全国計画)の全部変更(令和3年3月19日閣議決定)(第2 目標2) 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局都市安全課、住宅局市街地建築課市街地住宅整備室		
【関係課】	都市局都市計画課、都市局市街地整備課、都市局街路交通施設課、都市局公園緑地・景観課、都市局まちづくり推進課、住宅局住宅総合整備課住環境整備室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局市街地建築課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(35)災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約52% (令和元年度) ②約37% (令和元年度) ③約31% (令和元年度)	①約60% (令和7年度) ②約42% (令和7年度) ③約38% (令和7年度)
【指標の定義】 ①主要な管渠 【分子】重要な幹線等のうち、耐震化が行われている延長 【分母】重要な幹線等の延長(重要な幹線等:流域幹線の管路、ポンプ場・処理場に直結する管路、河川・軌道等を横断する管路、緊急輸送路に埋設された管路) ②下水処理場 【分子】地震時においても、下水処理機能のうち、「揚水」・「沈殿」・「消毒」による最低限の機能が確保されている下水処理場の箇所数 【分母】全国の下水処理場の箇所数 ③ポンプ場 【分子】地震時においても、揚水機能が確保されているポンプ場の箇所数 【分母】全国のポンプ場の箇所数 初期値(R元年度) ①52%=44,062km/84,137km ②37%=793箇所/2,122箇所 ③31%=1,197箇所/3,856箇所			
【目標設定の考え方・根拠】 ①主要な管渠： 地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 ②下水処理場： 地方公共団体の耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 ③ポンプ場： 地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。			
【外部要因】 地中埋設物関係者や地元との調整状況			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日) 第2章. 1. (2)交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 下水道施設の地震対策 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日) 「ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、(以下、略)」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(36)①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約87% (平成30年) ②要緊急:約89% (要安全含む:約74%) (令和2年度)	耐震性の不足する ものをおおむね解 消 ①(令和12年) ②(令和7年)
【指標の定義】			
①住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの(※1)の戸数(いずれも居住世帯のある住宅の戸数)の割合 ②耐震診断義務付け対象建築物(※2)の総棟数のうち、耐震性を有するもの(※3)の棟数(いずれも耐震診断結果を公表した耐震診断義務付け対象建築物の棟数)の割合 (※1)新耐震基準(昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準)で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの (※2)・要緊急安全確認大規模建築物 平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物 地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。 (※3)新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。 【初期値(基準年度)】①約4,660万/約5,360万=約87%(平成30年) ②9,825/11,084=約89%(令和2年4月1日)			
【目標設定の考え方・根拠】			
①平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、従来設定されていた目標(令和7年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)を5年間スライドさせて設定。(住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)等) ②他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえ、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化した上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消を従来から引き続き目標として設定。(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)等) ※「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において目標設定を検討し、令和2年5月にとりまとめ(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000137.html)			
【外部要因】			
住宅・建築物の耐震改修や老朽化した住宅・建築物の建替え・除却等のペースは経済状況等に影響される。			
【他の関係主体】			
地方公共団体、耐震改修支援センター等			
【重要政策】			
・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の中長期目標において、令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することとされている。 ・「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日)第3章に記載あり ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号、令和3年12月改正施行。)において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消するとの目標を掲げている。 ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(令和4年9月30日中央防災会議決定)や「国土強靱化年次計画2022」(令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定)においても、これらと同じ目標が掲げられている。			
【備考】			
【担当課】	住宅局建築指導課		
【関係課】	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室、住宅局住宅生産課、住宅局住宅経済・法制課住宅金融室、住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		

参考指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【参考指標】	(参26) 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		15 (令和元年度)	約800 (令和7年度)
【指標の定義】 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数			
【目標設定の考え方・根拠】 令和3年度の水防法の改正により、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定が義務付けられたところであり、そのうち、過去に浸水被害が発生しているなど、早期に指定が必要な約800団体を目標として設定。			
【外部要因】 地元との調整状況等			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・国土強靱化年次計画2024(令和6年7月26日) 「下水道による浸水対策を実施している団体において、最大クラスの内水に対応したハザードマップ作成のため、簡易手法による浸水シミュレーションの事例を展開するなど、浸水想定区域図の早期作成を促進する。」 ・気候変動適応計画(令和5年5月30日) 「最悪の事態も想定した対策の検討のため、浸水想定区域の指定の対象とする外力を、想定し得る最大規模のものとするとともに、洪水だけでなく、内水、高潮も対象とする。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) 「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 大臣官房参事官(上下水道技術)		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
37	南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）*及び②水門・樋門等の耐震化率
38	一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率（①一級 *、②二級）
39	一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数
40	水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数

業績指標の分析

(37) 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）＊

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 72%	約 76%	約 79%	約 81%	約 83%	約 85%	約 85%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) 大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防及び水門・樋門等の耐震化対策を実施している。							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) 令和 6 年度の実績値について、約 85%であり、目標を達成したため、評価を「A」とした。							
(課題の特定) —							

(37) 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な②水門・樋門等の耐震化率

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 58%	約 64%	約 67%	約 71%	約 77%	約 80%	約 91%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- ・大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防及び水門・樋門等の耐震化対策を実施している。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

- ・令和 6 年度の実績値について、約 80%であり、目標値のトレンドに達していないため、評価を「B」とした。一部の河川において、当該目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施していることが、目標達成に向けたトレンドに達していない要因として考えられる。

（課題の特定）

- ・近年、災害が頻発・激甚化しており、当初整備を予定していた河川のうち、被災した河川においては、当該目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施している状況であるため、実績値の推移は当初の想定より低調となっている。
- ・一方で、事業は着実に進捗していることから、引き続き事業を実施することにより、今後実績値が増加することが見込まれる。
- ・引き続き、切迫する大規模地震に備え、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、河川堤防及び水門・樋門等の耐震化対策の着実な進捗を図る。

(39) 一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数

目標達成状況の評価 | A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	121	549	608	708	714	約 550
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- ・気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の実施に加え、一級水系では、流域内の取組を加速するため、定量的指標により進捗が見える化するなど、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民など、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進している。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

- ・令和 6 年度の実績値は 714 水系であり、目標値を達成したことから、評価を「A」とした。

（課題の特定）

—

(40) 水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	2,027	2,027	6,800	7,776	9,430	13,913	約 17,000
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- 令和 4 年度末時点で、国管理、都道府県管理の全ての洪水予報河川（流域面積が大きく洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川）、水位周知河川（洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川）における洪水浸水想定区域図については、ほぼ全て作成済みである。洪水予報河川、水位周知河川以外の一級、二級河川については各都道府県にて随時洪水浸水想定区域図の作成、公表を進めている。
- 令和 4 年度より、防災・安全交付金において基幹事業を創設（水害リスク情報整備推進事業）し、財政支援を行っている（負担金：国、都道府県、市町村 各 1/3）。
なお、令和 8 年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることが、防災・安全交付金の河川事業の交付要件となっている。
- 令和 5 年 7 月に浸水想定区域の指定促進に向け、「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き」を公表した。
- 各都道府県へ令和 4 年 11 月、令和 5 年 4 月、令和 6 年 5 月に目標達成に向けての浸水想定区域図、ハザードマップの作成状況のスケジュール確認、ヒアリングを実施した。
- 令和 7 年 2 月に、各都道府県の河川担当者およびコンサルタント会社の担当者向けに、「洪水浸水想定区域図データ作成時の留意点等に関する説明会」を実施した。また、説明会後のアンケートにより各都道府県の河川担当者およびコンサルタント会社の担当者の課題や疑問への対応を実施した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

- 令和 6 年度の実績値は 13,913 河川であり、目標に向けて概ね順調に推移している。また、河川管理者に対するフォローアップ調査にて、目標値までの残りの洪水浸水想定区域においても令和 7 年度に指定される予定であることを把握しており、目標年度に目標値の達成が可能と考えられることから、評価を「A」とした。

(課題の特定)

- 洪水浸水想定区域図作成後速やかにハザードマップの作成・公表が進むよう、地域特性ごとの問題点に関して支援を行っていく。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

全6業績指標（細分類含む）のうち、Aが4個、Bが2個であって、主要な業績指標である業績指標37①は目標を達成し業績指標38①についてもおおむね目標に近い実績を示しているため、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられることから、「③相当程度進展あり」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

引き続き、目標達成に向け、水害・土砂災害の防止・減災を推進する諸施策を実施していく。具体的には、防災・安全交付金による洪水浸水想定区域図作成のための財政的支援とともに各都道府県へヒアリングを実施し、地域特性ごとの問題点に関して支援を行い着実に推進していく。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、堤防、河道掘削、遊水地・放水路・ダム等の事前防災対策の着実な進捗を図る。

外部有識者のコメント

施策目標の評価結果を「③相当程度進展あり」とすることには問題はない。ただし、個別の業績指標について、以下の点の整理が必要である。

(37)政策チェックアップの範疇を超えているが、②の目標達成遅延理由を被災河川における再度災害防止対策の重点的な実施としているが、全体として目標値のトレンドに達していないため、遅延地域の災害リスク評価を再度実施したうえで、優先度を踏まえた対応が必要であるとする。

(38)①について限ってみても、令和6年度に目標数値のトレンド以下であり、その理由として「これまでの事業の進捗状況を踏まえて今後の事業の進捗を推計」「令和7年度の必要事業予算の確保」をもってA評価としているが、このような進捗推計や令和7年度予算の必要額の妥当性判断が困難である。そのため、具体的な数値を用いた判断根拠を示した上で合理的な判断理由を明示する必要があるとする。

(39)業績目標の評価結果等の判断につき、異論はない。

（国土交通省政策評価会 白山 真一）

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標12

水管理・国土保全局河川計画課（課長 西澤 賢太郎）

・業績指標37

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 笠井 雅広）

・業績指標38

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 笠井 雅広）

・業績指標39

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 笠井 雅広）

・業績指標40

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 島本 和仁）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	河川改修事業	004052
2	防災・減災対策等強化事業推進費	004117
3	ダム建設事業	004119
4	河川の維持管理事業	004120
5	砂防事業	004121
6	砂防管理事業	004122
7	地すべり対策事業	004123
8	急傾斜地崩壊対策事業	004124
9	水害等統計作成経費	004125
10	洪水予報施設運営に必要な経費	004126
11	洪水予報施設経費	004129
12	防災分野の海外展開支援に係る経費	004130
13	大規模土砂災害緊急調査経費	004131
14	防災協働対話を通じた水防災技術の国際展開強化のための調査検討経費	004132
15	水門・陸閘等の持続可能な運営方策の検討に必要な経費	004628
16	民間が行う洪水の予報業務の許可に係る審査方法に関する検討経費	004631
17	水災害リスクコミュニケーションの推進のための経費	004633
18	海外における水災害リスク評価実施普及のための経費	005621
19	津波に対する警戒避難体制強化に関する検討経費	005622
20	気象予測や洪水時の水位予測技術の進展等を踏まえた水防活動の効率化・高度化のための検討経費	005759
21	災害復旧事業に係るデジタル技術の活用等による改善方策検討経費	005761
22	都市水環境整備事業	007290
23	ダムの維持管理事業	007295
24	砂防指定地等の適正な監視・管理の在り方に関する調査経費	007412
25	土砂災害防止法に基づく緊急調査等実施時の手引きの作成経費	007413
26	水門・陸閘等の安全・確実な閉鎖体制の確保等に必要な経費	007415
27	地震等による土砂災害の実態を踏まえた土砂災害警戒区域の検証経費	020380

参考指標の達成状況

施 策 目 標 : 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する

参考指標

(参 36) 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等）を実施した市区町村数（◆）

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	388	388	946	1,091	1,245	1,313	1,388
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・事前にハザードマップを確認し、台風等の接近時に、住民一人ひとりが「いつ」、「何をするか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成する訓練を支援。
- ・令和2年6月に「マイ・タイムライン検討のためのワークショップの進め方」を公表。
- ・令和4年8月に「地域におけるマイ・タイムライン取組事例集」を公表。
- ・マイ・タイムラインの普及拡大を目的として、気象キャスター及び防災士を対象とした講習会を、令和6年5月、令和6年8月にそれぞれ実施。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績値は1,313であり、目標に向け順調に推移しており、目標年度に目標達成が見込まれるためAと評価した。

(課題の特定)

(参 37) 公共土木施設の被災状況調査を行う TEC-FORCE 隊員の I C T 機器等を活用するための訓練・研修・講習等への参加率 (◆)

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度末
実績値	36%	36%	63%	82%	97%	115%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

必要な装備品等の拡充と新たなシステム構築を図り、訓練、研修等の実施に努めている。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度において目標を達成し、今後も TEC-FORCE 活動における必要な装備品等の拡充と、システムの開発、改良を実施予定であり、それらの習熟訓練等に引き続き取り組む。

(課題の特定)

(参 38) 地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	—	—	—	38%	46%	58%	50%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 39) 気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	0	5	14	20	27	約 20
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 40) 基準水位・流量観測所における自動流量観測導入率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	8.7%	8.7%	8.7%	30%	60%	75%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 41) あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	536	663	686	738	797	834	約 900
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 42) 最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	846	846	885	901	901	917	972
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 43) 国が運用するシステムにより、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を公開している河川数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	599	599	1,606	3,447	5,217	8,676	約 17,000
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 44) 洪水調節容量内の堆砂の解消率（国、水資源機構管理ダム）

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	64%	67%	71%	75%	78%	83%	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 45) 恒久的堆砂対策が必要なダムの解消率（都道府県管理ダム）

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	67%	67%	69%	72%	75%	76%	81%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 46) 3次元計測データを活用した3次元河川管内図の整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 17%	約 17%	42%	50%	69%	83%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 47) 一級水系及び二級水系の利水ダムにおける情報網整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	18%	69%	72%	85%	85%	91%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 48) 排水機場の遠隔監視・操作化実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	42%	42%	45%	46%	46%	52%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 49) 対象施設が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率
(①重要なライフライン施設②重要交通網③市役所、町役場及び支所)

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	①約 29% ②約 23% ③約 30%	①約 30% ②約 24% ③約 30%	①約 31% ②約 24% ③約 31%	①約 31% ②約 24% ③約 31%	①約 32% ②約 25% ③約 32%	①約 32% ②約 25% ③約 33%	①約 33% ②約 27% ③約 36%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 50) 土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 箇所	約 16,000 箇所	約 54,000 箇所	約 56,000 箇所	約 56,000 箇所	約 56,000 箇所	約 56,000 箇所
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 51) 火山噴火時における降灰厚把握手法の整備に着手した火山の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0%	0%	約 12%	約 35%	約 53%	約 76%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 52) UAV 等を活用した施設点検を実施した事業の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 47%	約 47%	60%	84%	93%	96%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 53) 火山噴火リアルタイムハザードマップシステムにおいて運用中の火山のうち、高精度な地形データを整備した火山の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	20%	20%	30%	60%	80%	90%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 54) 下水道による都市浸水対策達成率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 60%	約 60%	約 62%	約 62%	約 62%	約 63%	約 64%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 55) ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 170 地区	約 175 地区	約 180 地区	約 180 地区	約 190 地区	約 190 地区	約 200 地区
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 36

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 島本 和仁）

・参考指標 37

担当課：水管理・国土保全局防災課災害対策室（防災課長 矢崎 剛吉、室長 竹村 雅樹）

・参考指標 38

担当課：住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室（室長 福井 武夫）

・参考指標 39、40

担当課：水管理・国土保全局河川計画課（課長 西澤 賢太郎）

・参考指標 41

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 笠井 雅広）

・参考指標 42、43、44、45、46、47、48

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 島本 和仁）

・参考指標 49、50、51、52、53

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 椎葉 秀作）

・参考指標 54、55

担当課：水管理・国土保全局大臣官房参事官（上下水道技術）（大臣官房参事官 本田 康秀）

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【業績指標】	(37)南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)*及び②水門・樋門等の耐震化率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約72% ②約58% (令和元年度)	①約85% ②約91% (令和7年度)
【指標の定義】 ①河川堤防等の整備率 【分子】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長 【分母】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長 ②水門・樋門等の耐震化率 【分子】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所 【分母】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等の箇所			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。」 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局治水課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【業績指標】	(38)一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①一級*、②二級)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約65% ②約62% (令和元年度)	①約73% ②約71% (令和7年度)
【指標の定義】			
【分子】戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長のうち、戦後最大洪水等を流下させることができるようになった河川の延長			
【分母】戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長			
【目標設定の考え方・根拠】			
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定			
【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】			
【外部要因】			
【他の関係主体】			
地方公共団体			
【重要政策】			
・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。」			
・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」			
・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局治水課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【業績指標】	(39)一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和元年度)	約550 (令和7年度)
【指標の定義】 一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定している水系数			
【目標設定の考え方・根拠】 令和7年度までに河川整備計画(策定予定含む)に基づき河川整備を予定している水系から設定 【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)「近年の災害を踏まえ、盛土の安全確保対策の推進、災害に強い交通ネットワークの構築、豪雪時の道路交通確保対策の強化、建築物の安全性向上、無電柱化等を推進するとともに、激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、流域治水の取組を推進する。」 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】 気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の実施に加え、一級水系では、流域内の取組を加速するため、定量的指標により進捗が見える化するなど、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民など、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進している。 実績値のうち、一級水系については、109水系全てで流域治水プロジェクトを策定している。引き続き、二級水系における流域治水プロジェクトの策定を進めるとともに、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進するため、他流域の優良事例を展開するなど、着実な進捗を図る。			
【担当課】	水管理・国土保全局治水課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【 業 績 指 標 】	(40)水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2, 027 (令和2年度)	約17, 000 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 R2年度末時点で最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知する必要がある、一級河川・二級河川について、R7年度までに最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知することを目標に設定			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日) 降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダム の 諸 量 データの集約化やダム・河川等とのネットワーク化を図り、水系全体での効率的・効果的に運用 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】 浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知する必要がある一級河川・二級河川について、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定・公表することとしており、R7年度までに完了を見込んでいる。			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【 関 係 課 】			

参考指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【参考指標】	(参36) 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等)を実施した市区町村数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		388 (令和2年度)	1,388 (令和7年度)
【指標の定義】 最大クラスの洪水浸水想定区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等)を実施した市区町村数 ※マイ・タイムラインとは、台風の接近等によって河川水位が上昇する時に、住民一人一人の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」・「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のこと。			
【目標設定の考え方・根拠】 R2年度末時点で水防法に基づき指定された洪水浸水想定区域について、R7年度までに最大クラスの洪水に対応した洪水ハザードマップを作成し、訓練を実施することを目標に設定			
【外部要因】 特になし			
【他の関係主体】 地方自治体(都道府県)(都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表) 地方自治体(市町村)(洪水ハザードマップ作成・住民の防災意識向上につながる訓練等実施主体)			
【重要政策】 ・基本方針(令和3年11月10日) 「また、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。」 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】 目標年度以降も洪水浸水想定区域の指定が進む予定であるため、引き続きハザードマップの作成・公表や住民の防災意識向上につながる訓練の実施を推進していく。			
【担当課】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【参考指標】	(参37) 公共土木施設の被災状況調査を行うTEC-FORCE隊員のICT機器等を活用するための訓練・研修・講習等への参加率(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		36% (令和2年度)	100% (令和7年度)
【指標の定義】 ICT機器等を活用した訓練・研修・講習等の参加者数 / 令和2年度地方整備局等の技術系職員のTEC登録隊員数			
【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害時における、TEC-FORCEの対応力を強化するため、ICT機器等の必要な装備等を拡充するとともに、被災状況調査を行う隊員等を対象に、ICT機器等に関する訓練や研修等を実施し、令和7年度までに100%を達成することを目指す。			
【外部要因】 なし			
【他の関係主体】 なし			
【重要政策】 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定) 国土強靱化年次計画2024(令和6年7月26日国土強靱化推進本部決定)			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局防災課災害対策室		
【関係課】	該当無し		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

気候変動による潮位の上昇等を考慮し、海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
41	南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率 *
42	最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数 *（①津波、②高潮）

業績指標の分析

(41) 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率 *

目標達成状況の評価	A						
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	56%	57%	59%	65%	65%	67%	59%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
（事務事業等の実施状況） 海岸事業費及び社会資本整備総合交付金により、海岸堤防等の耐震化を実施することにより、地震発生に伴う海岸堤防等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図った。 〔 令和 6 年度予算額（国費）：海岸事業費 322 億円の内数 防災・安全交付金 8,707 億円の内数 〕							
（その他の外部要因の状況） —							
（目標の達成状況に関する分析） 令和 7 年度の目標値が 59%のところ、令和 3 年度に目標値を達成し、実績値は 67%となっている。浸水被害の更なる防止・軽減のため海岸堤防の耐震化を引き続き推進する。							
（課題の特定） —							

(42) 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数 *（①津波）

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	183	183	232	308	350	366	257
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・毎年度、防災・安全交付金により都道府県が作成する津波浸水想定区域や市区町村が作成、更新を行うハザードマップ、防災訓練の実施に対して財政的支援を実施している。
- ・市区町村による津波・高潮ハザードマップの適切な作成を促進するため、令和3年12月および令和5年5月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を随時改訂している。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績値として、津波ハザードマップを作成し、訓練を実施した市区町村数は366であり、目標年度前に目標値を上回っており、順調である。

さらに、最大クラスの津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定が進んでおり、財政支援や技術的支援を引き続き行うことで、ハザードマップの作成・公表がより一層促進されることが期待される。

(課題の特定)

(42) 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数 *（②高潮）

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	5	5	6	20	48	119	95
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・毎年度、防災・安全交付金により都道府県が作成する高潮浸水想定区域や市区町村が作成、更新を行うハザードマップ、防災訓練の実施に対して財政的支援を実施している。
- ・市区町村による津波・高潮ハザードマップの適切な作成を促進するため、令和3年12月および令和5年5月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を随時改訂している。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績値として、高潮ハザードマップを作成し、訓練を実施した市区町村数は119であり、目標年度前に目標値を達成し、順調である。

さらに、最大クラスの高潮浸水想定を踏まえた高潮浸水想定区域の指定が進んでおり、財政支援や技術的支援を引き続き行うことで、ハザードマップの作成・公表がより一層促進されることが期待される。

(課題の特定)

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

① 目標超過達成

（判断根拠）

業績指標 3 個のうち、A が 3 個であって、主要業績指標である業績指標 41 と 42 について、前者は令和 3 年度に目標値を達成しており、後者は津波が令和 4 年度に、高潮が令和 6 年度に目標を達成し、全ての業績指標で令和 6 年度の実績値の達成率が 150%を上回っていることから、「①目標超過達成」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 41 は令和 7 年度の目標値が 59%のところ、令和 3 年度に目標値を達成し、実績値は 67%となった。

また、業績指標 42 は、津波について令和 7 年度の目標値が 257 市区町村のところ、令和 4 年度に目標値を達成し、実績値は 366 市区町村、高潮について令和 7 年度の目標値が 95 市区町村のところ、令和 6 年度に目標値を達成し、実績値は 119 市区町村となっている。

今後も引き続き、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。

外部有識者のコメント

本施策は喫緊の課題に対するもので重要な施策である。今後も継続して推進することで、津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災につながると考える。ただし、業績指標 41①②の目標の達成状況に関する分析で「ハザードマップの作成・公表がより一層促進されることが期待される」とある。①②とも住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）も業績指標にあげているにもかかわらず、ハザードマップのみの言及に留まっているため、今後の訓練に関する検討についての言及があるとより良い。（国土交通省政策評価会 鎌田 裕美）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 13

港湾局 海岸・防災課 課長 佐々木 規雄

水管理・国土保全局 海岸室 室長 多田 直人

・業績指標 41

担当課：港湾局海岸・防災課 （課長 佐々木 規雄）

水管理・国土保全局海岸室 （室長 多田 直人）

・業績指標 42

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 島本 和仁）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	海岸事業	004024
2	海岸事業	004029

参考指標の達成状況

施策目標：13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する

参考指標

(参 56) 気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	0	0	1	1	3	39
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 57) 海岸堤防等の整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	53%	53%	55%	58%	60%	62%	64%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 58) 海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	1	1	2	3	5	—	20
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 59) 高潮浸水想定区域を指定している都道府県数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	5	10	16	17	18	—	39
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 60) 津波災害警戒区域を指定している都道府県数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	18	18	20	25	26	27	37
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 56

港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）
水管理・国土保全局海岸室（室長 多田 直人）

・参考指標 57

港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）
水管理・国土保全局海岸室（室長 多田 直人）

・参考指標 58

港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）
水管理・国土保全局海岸室（室長 多田 直人）

・参考指標 59

水管理・国土保全局海岸室（室長 多田 直人）

・参考指標 60

水管理・国土保全局河川環境課（課長 島本 和仁）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
【 業 績 指 標 】	(41)南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域 等における海岸堤防等の耐震化率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		56% (令和元年度)	59% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 計画上必要な高さを確保した海岸堤防等におけるL1地震動に対する耐震性が確保された延長割合			
【目標設定の考え方・根拠】 南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する計画上必要な高さを確保した海岸堤防等のうち、耐震対策を実施した割合			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体)			
【 重 要 政 策 】 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「第3章に記載あり」 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施 策 目 標 】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
【 業 績 指 標 】	(42)最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数 *(①津波、②高潮)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①183(令和2年度) ②5(令和2年度)	①257(令和7年度) ②95(令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】			
①津波災害警戒区域の指定が検討されている市町村のうち、想定最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数			
②最大クラスの高潮浸水想定区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数			
【目標設定の考え方・根拠】			
①R2年度末時点で津波防災地域づくり法に基づき指定された津波災害警戒区域について、R7年度までに想定最大クラスの津波に対応した津波ハザードマップを作成し、訓練を実施することを目標に設定			
②R2年度末時点で水防法に基づき指定された高潮浸水想定区域について、R7年度までに最大クラスの高潮に対応した高潮ハザードマップを作成し、訓練を実施することを目標に設定			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
①地方公共団体(事業主体)			
②地方公共団体(事業主体)			
【 重 要 政 策 】			
・基本方針(令和3年11月10日) 「また、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。」			
・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「第3章に記載あり」 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。			
・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
①目標年度以降も津波災害警戒区域の指定が進む予定であるため、引き続きハザードマップの作成・公表や住民の防災意識向上につながる訓練の実施を促進していく。			
②目標年度以降も高潮浸水想定区域の指定が進む予定であるため、引き続きハザードマップの作成・公表や住民の防災意識向上につながる訓練の実施を推進していく。			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行（航）を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
9	【再掲】ホームドアの整備番線数 * ((i) 鉄軌道駅全体 、(ii) 平均利用者 1 日 10 万人以上の駅)
43	桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率* ①新幹線鉄道に存するもの ②新幹線鉄道以外に存するもの
44	既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率
45	事業用自動車による人身事故件数 *
46	航空事故発生率* (①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率)
47	商船の海難船舶隻数 *

業績指標の分析							
(9) 【再掲】ホームドアの整備番線数 ((i) 鉄軌道駅全体) *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	1,953 番線	2,192 番線	2,337 番線	2,484 番線	2,647 番線	(集計中)	3,000 番線
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) 鉄軌道駅のホームドア整備は、令和 3 年 12 月に創設した鉄道駅バリアフリー料金制度や、都市鉄道整備事業（地下高速鉄道）、鉄道駅総合改善事業、鉄道施設総合安全対策事業の活用などによって、整備の推進を図っている。							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) ホームドアの整備番線数は、前年度より鉄軌道駅全体で 163 番線整備されており、ホームドア整備が順調に進んでいる。事業者へのヒアリングの結果、令和 7 年度までに 3,000 番線での整備が見込まれることから、A と評価した。							
(課題の特定) —							

(9) 【再掲】ホームドアの整備番線数 ((ii) 平均利用者1日10万人以上の駅) *

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	447番線	334番線	406番線	493番線	559番線	(集計中)	800番線
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平均利用者1日10万人以上の鉄軌道駅のホームドア整備は、令和3年12月に創設した鉄道駅バリアフリー料金制度や、都市鉄道整備事業（地下高速鉄道）、鉄道駅総合改善事業、鉄道施設総合安全対策事業の活用などによって、整備の推進を図っている。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

ホームドアの整備は着実に進んでいるものの、目標年度以降の大規模改良工事にあわせてホームドアを整備する予定である等の理由により、目標年度の目標値達成は困難であると見込まれることから、Bと評価した。

(課題の特定)

新型コロナウイルスの影響により鉄道利用者数が減少したことから、平均利用者 1 日 10 万人以上の鉄軌道駅のホームドア整備番線数は、令和元年度の 447 番線から令和 2 年度の 334 番線に減少した。また車両の扉位置の相違や駅の構造上の理由によってはホームドア設置が難しい場合がある。目標年度での目標値達成は困難である見込みであるものの、着実に整備は進んでいるため、各種制度の活用などにより、引き続き鉄軌道駅におけるホームドア整備の促進を図る。

(43) 桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率* (①新幹線鉄道に存するもの)

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年 4 月	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	—	—	R 7 年度
実績値	0 %	37%	(集計中)	—	—	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

令和5年に改正した特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成25年国土交通省令第16号）に基づき、首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、地震時における鉄道網の確保を図るため、新幹線鉄道に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震補強を推進した。（令和5年度実績：のべ394箇所）

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績値は集計中であるが、事業者による令和5年度の報告では、令和6年度・令和7年度も同じペースで計画的に耐震対策を実施する予定であり、令和6年度以降の実施計画及び令和5年度の実績も考慮すると毎年度35%程度の進捗で進むことから、目標達成は順調であると見込まれるため、Aと評価した。

(課題の特定)

—

(43) 桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率* (②新幹線鉄道以外に存するもの)

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年 4 月	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 9 年度
実績値	0 %	26%	(集計中)	—	—	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

令和5年に改正した特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令に基づき、首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、地震時における鉄道網の確保を図るため、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、新幹線鉄道以外（在来線）の片道断面輸送量1日1万人以上の路線に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震補強を推進した。（令和5年度実績：のべ299箇所）

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績値は集計中であるが、事業者による令和5年度の報告では、実施計画を上回るペースで耐震対策を実施している。令和6年度以降の実施計画及び令和5年度の実績を考慮すると、目標達成は順調であると見込まれるため、Aと評価した。

(課題の特定)

—

(44) 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	40%	40%	46%	52%	53%	(集計中)	70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

鉄道施設総合安全対策事業費補助（浸水対策）により、既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電源設備等の浸水防止対策を推進し、鉄軌道の耐災害性の強化を支援した。（令和 2～5 年度において、のべ 8 事業者の浸水対策について補助を実施）

(その他の外部要因の状況)

豪雨の激甚化・頻発化により、浸水想定の見直しが生じ、指標策定後に生じた要対策箇所もあるところ、優先度の高い箇所から対策を進めている。

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度の実績値は集計中であるが、令和 5 年度までは約 2～5 % 程度の進捗である。トレンドを延長すると目標年度の令和 7 年度には約 65 % 程度となり、現在の進捗状況では目標年度に目標値の達成は困難であると見込まれるため、B と評価した。

(課題の特定)

対策の進捗率が芳しくない要因としては、その他の外部要因として挙げたように、豪雨の激甚化・頻発化による要対策箇所の増加が生じており、優先度の高い箇所から対策を進めていること、また、補助制度に地方公共団体の協調補助要件があるところ、協調補助の実施が難しい場合も多いことが挙げられる。

そのため、鉄軌道事業者に対して引き続き補助制度の活用等を促していくとともに、地方公共団体への働きかけも行い、要対策箇所での対策実施に向けて更に取り組んでいく必要がある。

(45) 事業用自動車による人身事故件数 *

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	21,871 件	21,871 件	22,027 件	23,259 件	23,606 件	22,263 件	16,500 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

令和3年3月にとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2025（以下「安全プラン」という。）」に基づき、ICTを活用した高度な運行管理の実現、健康に起因する事故の増加への対応、飲酒運転及び乗合バスの車内事故の防止などの施策を着実に実施してきている。また、安全プランの策定以降の事故の傾向等を踏まえ、貨物軽自動車運送事業における安全対策の強化等、安全プラン以外の施策も講じてきているところである。令和6年度に講じた主な施策は以下のとおり。

(安全プランに係る主な施策)

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現に向け、「運行管理高度化ワーキンググループ」における議論を踏まえ、同一事業者内の遠隔点呼及び業務後自動点呼の被実施場所の拡大、同一事業者内における運行管理業務の一元化に係る制度を施行するとともに、事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の制度化に向けた要件の最終とりまとめを行った。
- ・脳血管疾患、心臓・大血管疾患、SAS（睡眠時無呼吸症候群）、視野障害等疾病を防ぐために事業者が取り組むべき内容をまとめた各種対策マニュアルの活用促進を図るため、事業者団体への周知、各種セミナーの開催等を行った。
- ・飲酒運転を防ぐために事業者が取り組むべき内容をまとめた「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の活用促進を図るため、事業者団体への周知及び各種セミナーの開催等を行うとともに、酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化を行った。
- ・社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、「事業用自動車事故調査委員会」による調査を活用し、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や走行実験による事故要因の精緻な究明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行い、その結果を報告書として公表した。
- ・事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、運輸安全マネジメント制度等の充実・改善や、全国各地で事業者に対してセミナーや動画配信サービスを活用したシンポジウムを開催し、制度の普及・啓発を促進した。
- ・自動車運送事業者に対する監査体制の強化として、優先的に監査を実施する必要がある事業者、継続的な監視が必要な事業者の情報を把握しつつ、自動車運送事業者への監査を実施し、効率的かつ効果的に法令等の遵守状況を確認した。
- ・先進安全自動車（ASV）、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの機器等の普及を促進し、事故の削減を図るため、自動車運送事業者に対して、対象機器等の補助を行った。

(安全プラン以外の主な施策)

- ・事業用貨物軽自動車の死亡・重傷事故件数が増加傾向にあることなどを踏まえ、令和6年5月に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）が公布されたほか、同年10月には、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）等についても所要の改正を行い、貨物軽自動車運送事業における安全対策の強化を図った。当該安全対策の強化については、周知動画やリーフレット等の各種周知ツールを作成したほか、全ての貨物軽自動車運送事業者に対する周知ハガキの送付、Web広告バナーへの掲載、日本全国での説明会の開催等により周知を図るとともに、専用の問合せ窓口を設置し、事業者等からの問合せに対応した。
- ・令和4年10月に静岡県の県道において観光バスが横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したところ、令和5年10月に行った貸切バスの安全性向上に関する関係法令等の改正に基づき、デジタル式運行記録計の使用、アルコール検知器使用時の画像記録保存、点呼記録の動画保存の義務付けなど、貸切バスの安全対策の強化を施行した。

(その他の外部要因の状況)

令和2年に新型コロナウイルスの感染拡大に伴う輸送需要の大幅な減少が生じ、令和3年以降は当該輸送需要が回復に転じたほか、事業用自動車の運転者の高齢化の進行、EC（電子商取引）市場規模の拡大による宅配便取扱個数の増加など、自動車運送事業を取り巻く環境は大きく変化している。

(目標の達成状況に関する分析)

事業用自動車による人身事故件数は長期的には減少傾向にあるが、近年は貨物軽自動車による交通事故件数の増加等により当該減少傾向が鈍化し、事故削減目標の達成に向けては順調でないことから、Bと評価した。

（課題の特定）

事業用自動車の人身事故件数をさらに削減するための方向性は以下のとおり。

- ICT を活用した高度な運行管理については、遠隔点呼・自動点呼、運行管理の一元化などが段階的に措置されているところであるが、今後、運行管理の負担が大きい小規模事業者においても運行管理の高度化を図るための方策を講じるとともに、運行前後の運行管理（点呼、指導監督等）だけでなく、安全性を向上させる観点において、運行中の運行管理を普及させる方策を講じる必要がある。
- 事業用自動車の運転者不足が深刻な状況であるとともに、運転者の高齢化も進行しているところ、運転寿命の延伸に向けて事業者における健康管理を促進する方策等も講じる必要がある。
- 作成した各種マニュアル等の内容について運転者が実践することが重要であるところ、運転者の行動変容につながる方策を講じていく必要がある。

(46) 航空事故発生率* (①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率)

目標達成状況の評価 B

	初期値※	実績値※					目標値※
	H25～29 年の5カ年 平均値の 7%減	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R14年
実績値	0.67	2.3	0.71	3.85	1.48	2.39	0.34以下
年度ごとの 目標値		0.62	0.60	0.57	0.55	0.53	

※単位は件／100万運航時間

(事務事業等の実施状況)

- 航空事故だけでなく、重大インシデント、安全上のトラブルを含む個々の事案について、当該事案を発生させた各本邦航空運送事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、監査等を通じて再発防止策の実施状況等を確認している。
(定期便を運航する本邦航空運送事業者の本社・基地に対する令和6年度の立入検査実施件数：401件)
- 航空安全情報を収集して分析し、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行ったほか、航空輸送の安全に関わる情報の公表を行った。
- 令和6年1月に発生した羽田空港における航空機衝突事故を受けて設置した「羽田空港航空機衝突事故検討委員会」の中間とりまとめを踏まえ、航空の安全・安心確保のための対策に順次取り組んでいる。
- 運輸安全委員会は、航空事故等について、原因を究明するための調査を実施した。
(航空事故調査実績 (①～④の合計) 令和6年：82件)

(その他の外部要因の状況)

乱気流が原因と考えられる事案等の発生

(目標の達成状況に関する分析)

乱気流が原因と考えられる事案等が発生したことにより、目標年の目標達成に向けて令和6年に達成すべき目標値に至っていないため、Bと評価した。なお、達成すべき目標として厳しい値が設定されており、事象が数件起こると目標値未達成となってしまうが、安全向上の活動のための要素として一定の役割を果たしていること等から、このような高い目標を設定している。

(課題の特定)

- 令和6年1月に発生した羽田空港における日本航空機と海上保安庁機が衝突した航空事故や、令和4年以降発生し続けている乱気流に起因した航空事故を受け、航空運送事業者等に対して注意喚起等を実施するとともに、その対応状況について監査等を通じて確認し、必要な指導を行った。今後も、監査等において重点的に確認していく。
- 今後も、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全に関わる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。
- 運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

(46) 航空事故発生率* (②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者 (定期便を運航する事業者を含まず) に係る航空事故発生率)

目標達成状況の評価 B

	初期値※	実績値※					目標値※
	H25～29 年の5カ年 平均値の 7%減	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R14年
実績値	16.20	9.86	9.39	17.93	35.89	48.94	8.10 以下
年度ごとの 目標値		15.04	14.46	13.89	13.31	12.73	

※単位は件／100万運航時間

(事務事業等の実施状況)

- 航空事故だけでなく、重大インシデント、安全上のトラブルを含む個々の事案について、当該事案を発生させた各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、監査等を通じて再発防止策の実施状況等を確認している。
(航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者の本社・基地に対する令和6年度の立入検査実施件数：178件)
- 航空安全情報を収集して分析し、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行ったほか、航空輸送の安全に関わる情報の公表を行った。
- 令和6年1月に発生した羽田空港における航空機衝突事故を受けて設置した「羽田空港航空機衝突事故検討委員会」の中間とりまとめを踏まえ、航空の安全・安心確保のための対策に順次取り組んでいる。
- 運輸安全委員会は、航空事故等について、原因を究明するための調査を実施した。
(航空事故調査実績 (①～④の合計) 令和6年：82件)

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

「離着陸時における滑走路又は着陸帯への異常な接触」(ARC：Abnormal Runway Contact)の事案等が発生したことにより、目標年の目標達成に向けて令和6年に達成すべき目標値に至っていないため、Bと評価した。なお、達成すべき目標として厳しい値が設定されており、事象が数件起ると目標値未達成となってしまうが、安全向上の活動のための要素として一定の役割を果たしていること等から、このような高い目標を設定している。

(課題の特定)

- 近年増加傾向にあるARCに注目し、事故防止ポイント等について小型航空機関係事業者に対して文書による周知を行った。今後、監査等によって周知内容の対応状況等を確認していく。
- 運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

(46) 航空事故発生率* (③国、地方公共団体に係る航空事故発生率)

目標達成状況の評価 B

	初期値※	実績値※					目標値※
	H25～29 年の5カ年 平均値の 7%減	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R14年
実績値	16.45	13.23	0.00	12.58	24.53	28.06	8.23 以下
年度ごとの 目標値		15.28	14.69	14.10	13.51	12.93	

※単位は件／100万運航時間

(事務事業等の実施状況)

- ・発生した航空機事故については、「小型航空機等の安全推進委員会」にて有識者や関係団体等の意見も踏まえながら発生傾向を分析し、小型航空機の安全性向上に向け、操縦士に対する技能審査制度の実効性向上や、全国主要空港における操縦士向け安全講習会の開催、小型航空機の整備士を対象とした講習会の開催等の取組を行っている。
- ・最近の航空事故、重大インシデントの発生状況等も踏まえ、国、地方公共団体の運航者に対して、注意喚起の文書を送付している。
- ・令和6年1月に発生した羽田空港における航空機衝突事故を受けて設置した「羽田空港航空機衝突事故検討委員会」の中間とりまとめを踏まえ、航空の安全・安心確保のための対策に順次取り組んでいる。
- ・運輸安全委員会は、航空事故等について、原因を究明するための調査を実施した。
(航空事故調査実績 (①～④の合計) 令和6年：82件)

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

「滑走路誤進入」(RI: Runway Incursions) の事案等が発生したことにより、目標年の目標達成に向けて令和6年に達成すべき目標値に至っていないため、Bと評価した。なお、達成すべき目標として厳しい値が設定されており、事象が数件起こると目標値未達成となってしまうが、安全向上の活動のための要素として一定の役割を果たしていること等から、このような高い目標を設定している。

(課題の特定)

- ・令和6年は2件の事故が発生しており、事案等を踏まえ、国、地方公共団体の運航者に対し、基本動作及び手順の徹底等について文書にて通知し、注意喚起を図っている。
- ・運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

(46) 航空事故発生率* (④個人に係る航空事故発生率)

目標達成状況の評価 A

	初期値※	実績値※					目標値※
	H25～29 年の5カ年 平均値の 7%減	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R14年
実績値	152.04	80.50	138.82	148.08	103.91	80.08	76.02 以下
年度ごとの 目標値		141.18	135.75	130.32	124.89	119.46	

※単位は件／100 万運航時間

(事務事業等の実施状況)

- ・発生した航空機事故については、「小型航空機等の安全推進委員会」にて有識者や関係団体等の意見も踏まえながら発生傾向を分析し、小型航空機の安全性向上に向け、操縦士に対する技能審査制度の実効性向上や、全国主要空港における操縦士向け安全講習会の開催、小型航空機の整備士を対象とした講習会の開催等の取組を行っている。
- ・最近の航空事故、重大インシデントの発生状況等も踏まえ、関係団体を通じて、小型航空機の運航者に注意喚起の文書を通知している。
- ・令和6年1月に発生した羽田空港における航空機衝突事故を受けて設置した「羽田空港航空機衝突事故検討委員会」の中間とりまとめを踏まえ、航空の安全・安心確保のための対策に順次取り組んでいる。
- ・運輸安全委員会は、航空事故等について、原因を究明するための調査を実施した。
(航空事故調査実績 (①～④の合計) 令和6年：82 件)

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

目標年の目標達成に向けて令和6年に達成すべき目標値を達成しており、順調であるため A と評価した。なお、達成すべき目標として厳しい値が設定されており、事象が数件起こると目標値未達成となってしまうが、安全向上の活動のための要素として一定の役割を果たしていること等から、このような高い目標を設定している。

(課題の特定)

—

(47) 商船の海難船舶隻数 *

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	H23 年～ 27 年の 平均値	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	386 隻	290 隻	288 隻	257 隻	279 隻	295 隻	254 隻未満
年度ごとの 目標値		254 隻	254 隻	254 隻	254 隻	254 隻	

(事務事業等の実施状況)

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額：514 百万円（令和 6 年度）

- ・ 運航労務監理官による旅客船事業者等への監査件数の増加、抜き打ち等による監視の強化等による運航労務監査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ 検査方法の総点検・是正、検査現場への立ち会い等を通じた日本小型船舶検査機構への監督強化等による船舶検査・測度実施体制の整備
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO9001 品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内整備等の安全に関する立入検査）の強化

事故原因等の究明

- ・運輸安全委員会は、船舶事故等について、原因を究明するための調査を実施した。
(船舶事故調査実績 令和6年：231 隻)

(その他の外部要因の状況)

近年の台風・異常気象下における海難の増加

(目標の達成状況に関する分析)

外部要因の影響により、目標年の目標達成に向けて令和6年に達成すべき目標値に至っていないため、Bと評価した。

(課題の特定)

- ・令和5、6年では商船の事故隻数が増加したところ、四面を海に囲まれている我が国において、海上輸送は、我が国の経済産業や国民生活を支える上で欠くことのできないものであり、ひとたび海上における船舶の事故が発生した場合には、人命に対する危険性が高いことはもちろん、我が国の経済と自然環境に甚大な影響を及ぼすことにもつながりかねない。そのため、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進していく。
- ・運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績目標 11 個のうち、A が 4 個（うち主要業績指標が 4 個）、B が 7 個（うち主要業績指標が 6 個）である。B とした主要業績指標の中には、目標設定時に想定困難な外部要因の影響を強く受けたものが存在するが、過半数の業績指標及び主要業績指標について目標達成に向けた成果が十分に示されていないため、目標達成度合いは「④進展が大きくない」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

目標達成に向けた成果が示されている業績目標については、最終的な目標達成へ向け、事務事業等を引き続き進める。

一方、目標達成に向けた成果が十分示されていない業績目標については、自然災害の激甚化・頻発化による要対策箇所の増加、新型コロナウイルス感染症の動向、EC（電子商取引）市場規模の拡大による宅配便取扱個数の増加といった想定困難な外部要因の影響を強く受けた結果、実施した主な事務事業等の不備に起因するものではないものの、成果が十分示されなかった業績目標が複数存在した。

目標達成へ向けでは、発生した外部要因への対応を含めた運輸安全に係る取組の更なる強化を図る。

外部有識者のコメント

- ・(45) 事業用自動車事故：長期では減少傾向だが近年は増加傾向となっている原因の考察が曖昧な印象。初期値ではコロナ禍で需要減でその後回復、貨物軽自動車の事故増加、高齢化などの記載があるが、コロナ後の需要増の見込みと目標設定が妥当だったのか、事故増加が単に交通量の影響なのか、軽・高齢者・EC 宅配などの属性変化による事故率への影響なのかが分かつとなおよい。
 - ・(46 他) 航空事故はレアな事象であり、単年度の数値のみで評価することには限界がある。単年で目標値をクリアしたから順調という評価ではなく、単年のデータのばらつきと短期の確率的な変動幅を考慮しつつ、長期の平均からも同時に評価すべきと伺える。
 - ・全体的な評価に問題はないと思うが、公共交通の安全指標は全体的に望ましい傾向にないため、需要増・人手不足・技術変化・属性変化等、多面的かつ丁寧な指標モニタリングと政策改善を期待する。
- （国土交通省政策評価会 平田 輝満）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 14

大臣官房運輸安全監理官 運輸安全監理官 山崎 孝章

・業績指標 9

担当課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 小林 基樹）

・業績指標 43

担当課：鉄道局施設課（課長 北出 徹也）

・業績指標 44

担当課：鉄道局施設課（課長 北出 徹也）

・業績指標 45

担当課：物流・自動車局安全政策課（課長 鈴木 健介）

・業績指標 46

担当課：航空局安全部安全企画室（官房参事官（安全企画） 古屋 孝祥）

・業績指標 47

担当課：海事局安全政策課（課長 鈴木 長之）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	ポートステートコントロールの実施に必要な経費	004097
2	北大西洋流氷監視分担金	004111
3	運輸安全マネジメント制度の充実・強化	004139
4	公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備	004140
5	交通安全対策推進経費	004141
6	鉄道施設総合安全対策事業	004142
7	鉄道防災事業	004144
8	鉄道技術基準等	004145
9	鉄道安全対策等	004146
10	自動車運送事業者に対する監査体制の強化	004147
11	自動車運送事業者に対する監査体制の強化	004147
12	自動車保安対策	004149
13	貨物自動車運送秩序改善等対策	004150
14	旅客自動車分野におけるテロ対策の強化	004152
15	海上輸送の安全性向上のための総合対策	004153
16	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費	004154
17	小型船舶利用適正化に向けた総合対策	004155
18	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費	004156
19	国際海事機関(IMO) 分担金	004158
20	空港等維持運営（空港）	004162
21	ハイジャック・テロ対策	004163
22	空港等維持運営（航空気象）	004164
23	航空輸送安全対策	004165
24	航空従事者の技能証明試験	004166
25	航空機・次世代航空モビリティに対する確実な安全性審査・実用化の促進	004167
26	国際民間航空機関分担金・拠出金	004168
27	独立行政法人航空大学校運営費交付金	004169
28	操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保対策	004171
29	公共交通等安全対策に必要な経費	004172
30	独立行政法人航空大学校施設整備費	005776
31	IAEA 評価ミッション受検のための経費	006191
32	自動車整備業における人手不足対策の推進	007281

参考指標の達成状況

施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する

参考指標

(参 61) 鉄道運転事故による乗客の死亡者数

	初期値	実績値					目標値
	H18 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
年度ごとの 目標値		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

(参 62) 既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策の完了率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	33%	33%	43%	75%	83%	(集計中)	85%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 63) 既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面の崩壊防止対策の完了率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	16%	16%	35%	51%	55%	(集計中)	85%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 64) ハイジャック及びテロの発生件数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 3 年度以降
実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	—	0 件
年度ごとの 目標値		0 件	0 件	0 件	0 件	—	

(参 65) 運輸安全マネジメント制度の評価内容の充実・改善や、中小規模事業者に対する制度の普及・啓発等を推進（①運輸安全マネジメント評価実施事業者数、②運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者数）

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	①11,002 者 ②92,493 人	①11,461 者 ②98,609 人	①11,868 者 ②107,582 人	①12,142 者 ②117,450 人	①12,460 者 ②126,080 人	①12,730 者 ②134,328 人	①15,000 者 ②160,000 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 66) 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度（①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②被害者等支援計画を策定した公共交通事業者の数）

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	①324 人 ②339 者	①324 人 ②339 者	①355 人 ②360 者	①389 人 ②375 者	①424 人 ②409 者	①460 人 ②433 者	①475 人 ②540 者
年度ごとの 目標値		①350 人 ②330 者	①355 人 ②360 者	①385 人 ②420 者	①415 人 ②460 者	①445 人 ②500 者	

(参 67) 多言語掲示物システムを配布する鉄軌道事業者の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		100%	100%	100%	100%	100%	

(参 68) 首都直下地震又は南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	97.4%	97.9%	98.4%	98.7%	98.9%	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

- ・参考指標 61

担当課：鉄道局安全監理官（安全監理官 高井 誠治）

- ・参考指標 62

担当課：鉄道局施設課（課長 北出 徹也）

- ・参考指標 63

担当課：鉄道局施設課（課長 北出 徹也）

- ・参考指標 64

担当課：航空局安全部安全企画室（官房参事官（安全企画） 古屋 孝祥）

- ・参考指標 65

担当課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 山崎 孝章）

- ・参考指標 66

担当課：総合政策局共生社会政策課（課長 小幡 章博）

- ・参考指標 67

担当課：鉄道局鉄道サービス政策室（室長 三島 梨加）

- ・参考指標 68

担当課：鉄道局施設課（課長 北出 徹也）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(43)桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率* ①新幹線鉄道に存するもの ②新幹線鉄道以外に存するもの	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①0% (令和5年4月)	①100% (令和7年度)
		②0% (令和5年4月)	②100% (令和9年度)
【 指 標 の 定 義 】 ①新幹線鉄道に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率(令和5年度当初に未補強であるものに限る) ②首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、新幹線鉄道以外(在来線)の片道断面輸送量1日1万人以上の路線に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率(令和5年度当初に未補強であるものに限る)			
【目標設定の考え方・根拠】 防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、国土強靱化の観点から地震時における鉄道網の確保を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)に基づき、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震補強について、新幹線鉄道は令和7年度末まで、新幹線鉄道以外(在来線)は令和9年度末までの完了を目標とする。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 鉄軌道事業者			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	鉄道局施設課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(44)既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		40% (令和2年度)	70% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)59の指標・目標値を引用。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 鉄軌道事業者			
【 重 要 政 策 】 ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日) ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	鉄道局施設課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【業績指標】	(45)事業用自動車による人身事故件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		21,871件 (令和2年)	16,500件 (令和7年)
【指標の定義】 事業用自動車が第1当事者の交通事故における人身事故件数			
【目標設定の考え方・根拠】 世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、有識者の議論を踏まえて「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和2年度に策定したところ。その中において、人身事故件数を令和7年までに16,500件以下とすることを目標に掲げており、その目標値を準用した。			
【外部要因】 交通量、事業者数、車両台数			
【他の関係主体】 警察庁(事故・違反通報)			
【重要政策】 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)			
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局安全政策課		
【関係課】	大臣官房運輸安全監理官、道路局環境安全・防災課、物流・自動車局貨物流通事業課、物流・自動車局保障制度参事官、物流・自動車局技術・環境政策課、物流・自動車局旅客課、物流・自動車局車両基準・国際課、物流・自動車局自動車整備課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【 業 績 指 標 】	(46)航空事故発生率*(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04 (H25～29年の5ヶ 年平均値の7%減)	①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下 (令和14年)
【 指 標 の 定 義 】 ①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。 ②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。 ③国、地方公共団体に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ④個人に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※滑空機、超軽量動力機を含まない。			
【目標設定の考え方・根拠】 航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018年(平成30年)の現行の計算による目標値(平成25年～29年の5カ年平均値の7%減)を起点として、15年間で50%減とする安全目標を設定する。なお、5年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。			
【 外 部 要 因 】 気象条件			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	航空局安全部安全企画室		
【 関 係 課 】	航空局安全部航空安全推進室、航空局安全部安全政策課、運輸安全委員会事務局総務課		

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【業績指標】	(47)商船の海難船舶隻数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		386隻 (平成23年～27年の平均海難船舶隻数)	254隻未満 (令和7年)
【指標の定義】 我が国周辺で発生する商船(旅客船、貨物船及びタンカー)の海難船舶隻数の合計 ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く			
【目標設定の考え方・根拠】 第11次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。))を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から令和7年までに1500隻未満を目指す。)に準じた目標設定とする。 第11次計画では第9次計画の年平均船舶事故隻数の約34%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から約34%削減した254隻未満を目標とする。			
【外部要因】 台風・異常気象下における海難			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・海洋基本計画(令和5年4月28日) 第2部1 ○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督(PSC)の着実な実施、海運事業者に対する運輸安全マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害が発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、脱炭素社会実現に向けたLNG・水素等危険物輸送量の増大に伴う海上災害対応の高度化・複雑化といった新たな課題を含め、事故や災害等が発生した際の対応力向上のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。そのほか、次世代のAIS であるVHFデータ交換システム(VDES)の具体的な活用やシステム構築に向けた検討を進める。 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議) 第2部第1章Ⅱ① ○2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から約半減(約 1,200隻以下)することを引き続き目標とし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年までに 1,500 隻未満を目指す。			
【備考】			
【担当課】	海事局安全政策課		
【関係課】	大臣官房運輸安全監理官 運輸安全委員会事務局総務課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 15 道路交通の安全性を確保・向上する

施策目標の概要及び達成すべき目標

信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。

業績指標

指標番号	業績指標名
48	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 *
49	通学路における歩道等の整備率 *
50	踏切事故件数

業績指標の分析

(48) 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 *

目標達成状況の評価	A						
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	79%	80%	81%	81%	82%	—	84%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
（事務事業等の実施状況） 前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから約 80 年、関東大震災から約 100 年が経過するなど、南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする大規模地震が近い将来発生する切迫性が指摘されているところであり、こうした大規模地震に備えるため、発災直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路の橋梁の耐震補強等を実施している。							
（その他の外部要因の状況） —							
（目標の達成状況に関する分析） 令和 6 年度の実績値は集計中であるが、直轄国道における令和 6 年度、7 年度の対策完了予定数や各道路管理者のこれまでの対策実績を踏まえて今後の対策進捗状況を推計すると、令和 7 年度には目標が達成できると推測されることから、A と評価した。							
（課題の特定） —							

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ③ 相当程度進展あり
（判断根拠） 業績指標 3 個のうち、A が 2 個、B が 1 個であって、主要業績指標である 48、49 の実績値は順調に増加しているため、「③相当程度進展あり」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 主要業績指標 48、49 については、順調に増加しているため、財源の確保状況等も十分に考慮した上で、引き続き事業を推進する。 業績指標 50 については、通行者に起因する事故が多く発生していることから、通行者の意識に働きかけられるような対策を実施するとともに、新たな技術（AI カメラ等による検知・分析等）による対策、立体交差化等の対策、踏切道内の交通量減少に効果のある周辺の迂回路整備などの対策を強化していく。 今後も引き続き、信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めるなど、道路交通の安全性の確保・向上に資する政策を推進する。

外部有識者のコメント
踏切事故件数については、もう少し長期の視点で評価することが望まれる。平成期には約 30 年間にわたり一貫して減少していたにもかかわらず、令和期に入って増加傾向に転じているようだ。通行者に起因する事故が多いとのことだが、令和以前と以後で何が大きく変化したのか、その構造的な要因を丁寧に分析して、適切な対応策を検討することが望まれる。（国土交通省政策評価会 加藤 浩徳）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 15 道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室 室長 藤田 修 道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 室長 神山 泰 道路局 大臣官房参事官（道路交通連携） 和田 卓
・業績指標 48 担当課：道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室（室長 藤田 修）
・業績指標 49 担当課：道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室（室長 神山 泰）
・業績指標 50 担当課：道路局 大臣官房参事官（道路交通連携）（和田 卓）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	道路事業（直轄・交通安全対策）	004173
2	道路事業（直轄・維持等）	004174
3	道路事業（直轄・修繕等）	004175
4	道路事業（補助・除雪）	004178
5	道路構造物のメンテナンスサイクル確立に向けた経費	004180
6	道路占用料の見直しに関する調査検討経費	004586
7	自動運転に対応した道路整備に係る調査・検討	006192
8	大型車両の通行適正化に資する取締方法の調査・検討経費	006193
9	新技術の活用等による道路メンテナンスの効率化等に係る経費	006194
10	道路災害における効率的な災害覚知手法の導入検討	006195
11	道路構造物群の再生戦略マネジメントの確立に向けた経費	007418

参考指標の達成状況

施 策 目 標 : 15 道路交通の安全性を確保・向上する

参考指標

(参 69) 緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備率 (◆)

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	0%	0%	4%	9%	17%	30%	約28%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の災害リスクに対し、橋梁・道路の洗掘・流失対策や橋梁の架け替え等を実施した。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

目標年度到来前であるが、目標値を達成したため A と評価した。

(課題の特定)

(参 70) 緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率 (◆)

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 27%	27%	32%	38%	44%	49%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を実施した。

(その他の外部要因の状況)

地元調整を踏まえ、地方公共団体が周辺他施設を指定避難場所として設定する場合や、近接する道路施設を緊急避難場所として統合する場合には KPI の分母に相当する数値が減少するなど、地方公共団体のニーズの変化により分母に相当する数値が変化。

(目標の達成状況に関する分析)

直轄国道の高架区間等において、津波や洪水からの避難場所として活用が可能な箇所のうち、令和 6 年度末時点で約 49%の箇所において対策を完了しているが、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成は困難であると見込まれるためBと評価した。

(課題の特定)

地方公共団体が周辺他施設を指定避難場所として設定するケースや、接続する道路施設を緊急避難場所として統合するケースが存在することから、地元自治体との指定避難場所等の調整の結果、実績値の分母となる対策箇所数に変更が生じた。

地元自治体と協議の結果、他の周辺施設で代替等により対策不要となった箇所を除いた場合は、令和6年度末時点ですべての箇所において対策を完了しており、令和7年度までにすべての箇所に対策を完了することが可能と推測される。

引き続き、目標の達成に向けて避難施設の整備に取り組んでいく。

(参 71) 緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 55%	65%	67%	68%	69%	70%	約 73%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 72) ゾーン 30 等による 30km/h 速度規制等とハンプ・狭さく等の道路整備を組み合わせた対策による生活道路等における死傷事故抑止率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	—	—	—	—	—	—	令和元年比 約 3 割抑止
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 73) 幹線道路の事故危険箇所における死傷事故抑止率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	—	—	—	—	—	—	令和元年比 約 3 割抑止
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 74) 緊急輸送道路における常時観測が必要な区間の CCTV カメラの設置率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 %	1 %	9 %	17%	29%	45%	約 50%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 75) 地域防災計画に位置付けられた「道の駅」における BCP 策定率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	3 %	3 %	4 %	5 %	26%	63%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 69

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室（室長 藤田 修）

・参考指標 70

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室（室長 藤田 修）

・参考指標 71

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室（室長 藤田 修）

・参考指標 72

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室（室長 神山 泰）

・参考指標 73

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室（室長 神山 泰）

・参考指標 74

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室（室長 藤田 修）

・参考指標 75

担当課：道路局企画課評価室（室長 小山 健一）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【 業 績 指 標 】	(48)緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		79% (令和元年度)	84% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁の箇所数のうち、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復を可能とする耐震補強完了箇所数の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 これまでの実績を踏まえ目標値を設定			
【 外 部 要 因 】 高速道路会社・地方公共団体の取組状況により影響あり			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	道路局環境安全・防災課道路防災対策室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【業績指標】	(49)通学路における歩道等の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		53% (令和元年度)	57% (令和7年度)
【指標の定義】 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された通学路延長のうち、歩道等の整備延長の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 過去の実績等を踏まえて目標値を設定。			
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日) 通学路等の交通安全の確保に係る対策の推進に取り組む。(第2章2.) ・物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日) 交通安全対策(通学路等の安全通行確保) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	道路局環境安全・防災課道路交通安全対策室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【業績指標】	(50)踏切事故件数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	令和2年度比約1割削減 (令和7年度)
【指標の定義】 全国の踏切における踏切事故件数			
【目標設定の考え方・根拠】 「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日策定)の指標・目標値を引用			
【外部要因】 踏切道の交通量、列車本数、利用者			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)、鉄軌道事業者			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)			
【備考】			
【担当課】	道路局路政課		
【関係課】	鉄道局施設課		

参考指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【参考指標】	(参69)緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備率 (◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0% (令和元年度)	28% (令和7年度)
【指標の定義】 緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流出対策必要箇所の整備率			
【目標設定の考え方・根拠】 対策必要箇所のうち、5年間で対策完了可能な箇所を設定			
【外部要因】 地方公共団体の取組状況により影響あり			
【他の関係主体】 該当なし			
【重要政策】 【施政方針】 第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日) 「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」			
【備考】			
【担当課】	道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室		
【関係課】	なし		

参考指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【参考指標】	(参70)緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		27% (令和元年度)	100% (令和7年度)
【指標の定義】 緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率			
【目標設定の考え方・根拠】 対策必要箇所について、5年間で対策を完了(100%)する目標を設定(対策済箇所の割合で評価)			
【外部要因】 地方公共団体との調整状況により影響あり			
【他の関係主体】 該当なし			
【重要政策】 【施政方針】 第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日) 「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」			
【備考】			
【担当課】	道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室		
【関係課】	なし		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：16 自動車事故の被害者の救済を図る

施策目標の概要及び達成すべき目標

現状、年間約 35 万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。

業績指標

指標番号	業績指標名
51	自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実（訪問支援の実施割合（（i）全体、（ii）新規認定者））
52	自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実（リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定）＊

業績指標の分析

(51) 自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実（訪問支援の実施割合（（i）全体））

目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	H27 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	60.6%	75.6%	86.7%	88.3%	86.2%	86.5%	70.0%
年度ごとの 目標値		65.0%	65.0%	70.0%	70.0%	70.0%	
(事務事業等の実施状況) 令和 6 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,566 名に対し、3,949 名に対して訪問支援を実施した。							
(その他の外部要因の状況) 介護料受給者の中には、本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もいた。							
(目標の達成状況に関する分析) 目標年度を毎年度と設定しているところ、令和 6 年度においても、訪問支援のリモート化による業務の効率化及び訪問支援に従事する職員における被害者支援に関する研修受講の促進といった取組強化により、目標を達成しているため、A と評価した。							
(課題の特定) —							

(51) 自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実（訪問支援の実施割合（(ii)新規認定者）							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	H27 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	86.5%	88.5%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年度ごとの 目標値		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
(事務事業等の実施状況)							
令和 6 年度は、介護料受給資格の新規認定者 103 名に対し、103 名に対して訪問支援を実施した。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
目標年度を毎年度と設定しているところ、令和 6 年度においても、訪問支援のリモート化による業務の効率化及び訪問支援に従事する職員における被害者支援に関する研修受講の促進といった取組強化により、目標を達成しているため、A と評価した。							
(課題の特定)							
—							

(52) 自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実(リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定) *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R4年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7年度
実績値	10 病院	—	10 病院	10 病院	10 病院	—	10 病院以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
令和4年度に、10都道府県（北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県、沖縄県）の10病院を重点支援病院として指定し、令和6年度は電気刺激装置やポータブルスプリングバランスーといったリハビリ機器の導入等への支援を行った。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
令和4年度より、国土交通省で指定している協力病院のうちリハビリの提供に意欲的な病院を重点支援病院として全国で10病院以上の指定を令和7年度までに達成することを目標として設定していたところ、これを前倒して令和4年度に目標を達成し、現在は、既に指定を受けた重点支援病院も含めた現在のサービス供給の水準を維持するため、令和7年度において令和4年度の水準以上の指定数とすることを目標として設定している。令和5年度・令和6年度においても重点支援病院に対し継続的に支援を行い、指定数10病院を維持しているため、Aと評価した。							
(課題の特定)							
—							

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、A が 2 個であって、目標達成に向けた成果を示していることから、「②目標達成」とした。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 51 及び 52 について、それぞれ令和 6 年度の目標を達成していることから、自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアやリハビリテーション機会確保の充実が推進されており、自動車事故の被害者の救済が図られている。

今後の取組の方向性として、業績指標 51 については、引き続き、独立行政法人自動車事故対策機構の職員による訪問支援を実施することで、重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族に対する精神的な支援を継続していくこととし、目標値に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構第五期中期目標」及び「同計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）において、当該期間中において毎年度、（i）全体では 70%以上を維持し、（ii）新規認定者については 100%と設定しているところ、同目標及び同計画は令和 8 年に見直しがなされる予定であるため、本業績指標についてもこれらの見直しを踏まえ、見直しを検討することとする。

また、業績指標 52 について、重点支援病院の更なる指定を目指す目標設定も考えられる一方、リハビリテーションの機会提供に係る病院側の負担も継続的に生じる中、自動車事故による重度後遺障害者の発生数や実際にリハビリテーション機会を利用する需要は予測できず事業運営に係る負担が大きいことから、既に指定を受けた重点支援病院も含めた現在のサービス供給の水準を維持することが当面の課題であるため、引き続き本目標に沿って事業を推進することとする。

外部有識者のコメント

目標は全て達成しているものの、(52)については目標としてふさわしいのか再考が必要ではないか。毎年 10 病院を維持すること自体に相応の難しさがあるのであれば目標とすることも考えられるが、単なる現状維持だけならそれは目標とは言えないと考えられる。（国土交通省政策評価会 松田 千恵子）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 16

担当課：物流・自動車局保障制度参事官室 参事官 忍海邊 智子

・業績指標 51

担当課：物流・自動車局保障制度参事官室（参事官 忍海邊 智子）

・業績指標 52

担当課：物流・自動車局保障制度参事官室（参事官 忍海邊 智子）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	自動車事故による被害者遺族等に対する支援	004157
2	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払	004188
3	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行	004189
4	自動車事故による重度後遺障害者への介護料等の支給	004191
5	自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）	004192
6	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	004193
7	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	004194
8	事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化	004195
9	自動車事故被害者の療養環境の改善	007299
10	国際海上コンテナトレーラーに係る事故防止対策推進事業	007300
11	自動車事故対策調査推進事業	007301
12	健康起因事故防止対策の促進	007302
13	自動車運送事業の運行管理（点呼）の高度化	007303
14	自動車事故分析調査	007304
15	自動車事故の被害者保護対策事業の検討等に関する調査	007363
16	自動車事故被害者へのアウトリーチ・自動車ユーザー理解促進業務	007364
17	介護を要する重度後遺障害者数の傾向に関する調査業務	007365
18	自動車事故被害者の家族・遺族に対する相談支援	007366
19	自動車運送事業への自動運転車の導入に向けた安全性等の確保	007367
20	高齢者免許返納対策調査分析事業	007368
21	先進安全自動車の整備環境の確保事業	007369
22	自動運転における損害賠償責任に関する調査事業	007419
23	自動車運送事業の安全対策事業	007420
24	先端技術を活用した療養環境の充実化に係る調査	020470

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	16 自動車事故の被害者の救済を図る		
【 業 績 指 標 】	(51)自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実(訪問支援の実施割合(i)全体、(ii)新規認定者)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		(i) 60.6% (平成27年度) (ii) 86.5% (平成27年度)	(i) 70.0% (毎年度) (ii) 100% (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合。 ※介護料:自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。 (i)初期値_平成26年度末介護料受給資格者数に対して60.6% 目標値_前年度末介護料受給資格者数に対して70%以上 (ii)初期値_新規認定者に対して86.5% 目標値_新規認定者に対して100%			
【目標設定の考え方・根拠】 (i)令和4年度から令和8年度にかけての第5期中期目標期間においては、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化することとしており、介護料受給者各々に適した対応を行うことを目指す観点から、毎年度、前年度末の介護料受給資格者数の70%以上に対する訪問支援実施を目指すこととした。 (ii)訪問支援業務の「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より適切な情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の100%に対して訪問支援を提供することを目指すこととした。			
【 外 部 要 因 】 訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその本人また介護料受給者家族の意向及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日) 国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。(V. 第2. 1)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	保障制度参事官室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	16 自動車事故の被害者の救済を図る		
【業績指標】	(52)自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実(リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10病院 (令和4年度)	10病院以上 (令和7年度)
【指標の定義】 自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者に対するリハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)の指定数(初期値:10病院 目標値:10病院以上)			
【目標設定の考え方・根拠】 自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が、病院退院後に継続的なリハビリの提供を受けることは、在宅療養にてその機能を維持し、更なる改善につながり、ひいては自動車事故の被害者の救済を図るものである。 そのため、短期入院協力病院(※)の中から、リハビリの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)を指定し、自動車事故による重度後遺障害者に対する支援の充実を図る。 なお、当初は令和7年度までに10病院を重点支援病院に指定することを目標としていたところ、令和4年度に当初の目標を早期に達成した。重点支援病院の更なる指定を目指す目標設定も考えられる一方、リハビリテーションの機会提供に係る病院側の負担も継続的に生じる中、自動車事故による重度後遺障害者の発生数や実際にリハビリテーション機会を利用する需要は予測できず事業運営に係る負担が大きいことから、既に指定を受けた重点支援病院も含めた現在のサービス供給の水準を維持することが当面の課題である。このため、重点支援病院への継続的支援を通じ、令和7年度において令和4年度の水準以上の指定数とすることを、目標として設定した。 (※)短期入院協力病院:在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診断、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。			
【外部要因】 ・自動車事故による重度後遺障害者に対してリハビリテーション機会の提供を継続することに対する病院の理解 ・自動車事故による重度後遺障害者の発生状況 ・自動車事故による重度後遺障害者の病院の利用状況			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日) 国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日 中央交通安全対策会議決定) 交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。(第1部 第1章 第3節 II 7)			
【備考】			
【担当課】	保障制度参事官室		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：17 自動車の安全性を高める

施策目標の概要及び達成すべき目標

交通事故死者数を削減するため、安全な自動車の普及を達成すべき目標として、自動車の安全基準の拡充・強化、先進安全自動車（ＡＳＶ）の開発・実用化・普及を促進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
53	乗用車の衝突被害軽減ブレーキ（交差点対応）の装着率
54	乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率 *

業績指標の分析

(53) 乗用車の衝突被害軽減ブレーキ（交差点対応）の装着率

目標達成状況の評価							N
	初期値	実績値					目標値
	R 5 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R12 年
実績値	41.6%	—	10.2%	22.0%	41.6%	集計中	90%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	49.7%	
（事務事業等の実施状況） ・産学官の連携による先進安全自動車（ＡＳＶ）プロジェクトの推進 令和３年度から令和７年度までを第７期ＡＳＶ推進計画とし、令和５年度に開催された検討会において、衝突被害軽減ブレーキの対応場面の拡大等を議論し、本装置の開発の促進を図った。 ・高齢運転者等による事故防止対策の推進 令和５年度においては、衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術を搭載した先進安全自動車について、他省庁、関係団体等と連携し、動画作成・公開等を行い、先進安全自動車の普及啓発を図った。 ・自動車アセスメント情報の提供 業界との協議を経て、自動車アセスメントのロードマップに衝突被害軽減ブレーキ（交差点対応）を追加の上、令和６年より自動車アセスメント評価及びその結果の公表を開始し、本装置の普及促進を図った。 （その他の外部要因の状況） — （目標の達成状況に関する分析） 令和６年の実績値は集計中であり、初期値以降の実績値がなく判断できないことから、Nと評価した。なお、令和３年の実績値が１０．２％、令和４年の実績値が２２．０％、令和５年の実績値が４１．６％と順調に伸びており、また、特段の外部要因等もなかったことから、令和６年の実績値は令和６年の目標値である４９．７％を超えると見込まれる。 （課題の特定） —							

(54) 乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 4 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 8 年
実績値	60.1%	12.7%	47.9%	60.1%	72.0%	集計中	90.0%
年度ごとの 目標値		—	—	—	67.6%	75.1%	

(事務事業等の実施状況)

- ・ 自動車の技術・基準の国際標準化等の推進

令和 3 年に日本主導で国際基準を策定。同基準を国内基準に導入し、令和 6 年 7 月以降の新型車から対自転車衝突被害軽減ブレーキの搭載を順次義務付け、対自転車衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図った。

- ・ 自動車アセスメント情報の提供

業界との協議を経て、自動車アセスメントのロードマップに対自転車衝突被害軽減ブレーキを追加の上、令和 4 年より自動車アセスメント評価及びその結果の公表を開始し、本装置の普及促進を図った。

- ・ 高齢運転者等による事故防止対策の推進

衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術を搭載した先進安全自動車について、他省庁、関係団体等と連携し、動画作成・公開等を行い、先進安全自動車の普及啓発を図った。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 4 年当初は装着率 60.1% (総生産台数 318 万台中 191 万台) であったが、令和 5 年時点で 72.0% (総生産台数 367 万台中 264 万台) と、目標に向けて順調に推移しており、また、特段の外部要因等もないことから、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、A と評価した。

(課題の特定)

—

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、A が 1 個、N が 1 個であって、業績指標 53 の最新実績値は集計中であるが、過年度の実績値等から引き続き順調に推移することが見込まれ、主要な指標である業績指標 54 は目標値に向けて順調に推移していることから、「③ 相当程度進展あり」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

衝突被害軽減ブレーキ等に代表される先進安全技術は、交通事故削減・被害軽減に大きく貢献すると考えられるが、開発コストや搭載車両の価格が高く、開発や普及が進みにくいといった課題がある。これまで実施してきた、ASV プロジェクトを通じた先進安全技術の開発促進、自動車アセスメントによる情報提供、動画等を活用した普及啓発活動、搭載の義務化等は、こうした課題に対応し、達成すべき目標へ有効かつ効率的に寄与してきたと考えられる。さらなる先進安全技術を搭載した自動車の普及促進を目指し、より効率的な施策について引き続き検討を行う。

外部有識者のコメント

順調に普及が進み始めていると言ってよいが、前年度の実績がない項目があることには留意する必要がある。ASV にはさまざまな機能が含まれるため、今回ピックアップしたものに限らず、各機能を必要とする属性に着目するなど、より効果的に利用を促せるよう評価していくことが望まれる。（国土交通省政策評価会 鈴木 美緒）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 17

物流・自動車局技術・環境政策課 課長 猪股 博之

・業績指標 53

担当課：物流・自動車局技術・環境政策課（課長 猪股 博之）

・業績指標 54

担当課：①物流・自動車局技術・環境政策課（課長 猪股 博之）

②物流・自動車局車両基準・国際課（課長 小磯 和子）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	自動車の安全基準の策定	003777
2	車両の安全対策	004197
3	独立行政法人自動車技術総合機構運営費交付金	004198
4	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	004199
5	先進安全自動車（ASV）プロジェクトの推進	007306
6	高齢運転者等の事故防止対策の推進	007307
7	自動運転（レベル4）法規要件の策定	007308
8	「特定小型原動機付自転車」（電動キックボード等）の車両安全対策の推進	007309

参考指標の達成状況

施策目標：17 自動車の安全性を高める

参考指標

(参 76) ワンストップサービス対象の継続検査のワンストップサービス利用率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度末	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年 3 月
実績値	33%	44%	51%	57%	64%	68%	90%
年度ごとの 目標値		90%	90%	90%	90%	90%	

(参 77) 中間登録（変更登録・移転登録・抹消登録）のワンストップサービス利用率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度末	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年 3 月
実績値	1.1%	1.2%	2.2%	2.5%	3.1%	4.0%	20%
年度ごとの 目標値		20%	20%	20%	20%	20%	

(参 78) 自動車登録検査業務電子情報処理システム被災時訓練における事前設定課題の達成度

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	9 %	9 %	86%	68%	88%	98%	100%
年度ごとの 目標値		—	100%	100%	100%	100%	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 76、77、78

担当課：物流・自動車局自動車情報課（室長 村井 章展）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	17 自動車の安全性を高める		
【 業 績 指 標 】	(53)乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)の装着率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		41.6% (令和5年)	90% (令和11年)
【 指 標 の 定 義 】 1年間に生産される乗用車のうち、乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)が装着される車両台数の割合。 分母:総生産台数(R5年:3,668,806台) 分子:乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)が搭載された車両の生産台数(R5年:1,526,439台)			
【目標設定の考え方・根拠】 車両安全対策の一環として乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)の普及促進を図り、過去の装着台数実績より令和11年度までに90%の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。			
【 外 部 要 因 】 交通安全思想の普及状況等			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	物流・自動車局技術・環境政策課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	17 自動車の安全性を高める		
【 業 績 指 標 】	(54)乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率*	業績目標	
		初期値 (基準年)	目標値 (目標年)
		60.1% (令和4年)	90.0% (令和8年)
【 指 標 の 定 義 】 1年間に販売される乗用車のうち、対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率。 分母:総生産台数(R4年:3,179,716台) 分子:対自転車衝突被害軽減ブレーキが搭載された車両の生産台数(R4年:1,910,954台)			
【目標設定の考え方・根拠】 これまでの衝突被害軽減ブレーキ(対車両及び対歩行者が中心)の普及の実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定したもの。			
【 外 部 要 因 】 交通安全思想の普及状況等			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	物流・自動車局技術・環境政策課		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する

施策目標の概要及び達成すべき目標
すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
55	要救助海難の救助率 *
56	海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率 *

業績指標の分析							
(55) 要救助海難の救助率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	H28～R 2 年平均	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	毎年
実績値	96%	95%	95%	96%	97%	96%	95%以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進 海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間（関知率）を2時間以内とするため以下の事業を実施 ・防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118 番」及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象にした「NET118」の有効活用の指導・啓発・漁業関係者等に対する指導							
② 救助・救急体制の充実 沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施 ・救難体制の充実 ・周辺国や関係機関との合同訓練等 ・緊急通報位置情報システムによる携帯電話からの 118 番通報の位置情報を活用 ・救助・救急活動に関する調査・分析の強化							
③ ライフジャケットの着用率の向上 ライフジャケットの着用率向上を目指すために以下の事業を実施 ・ライフジャケット常時着用の周知・啓発活動							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
令和5年は97%、令和6年は96%であり、当庁のほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、両年において目標の95%以上を達成することができた。 引き続き本事業を推進していく。							
(課題の特定)							
—							

(56) 海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率 *

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	72%	72%	76%	84%	90%	93%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

船舶交通安全基盤整備事業費により、自然災害に伴う航路標識の倒壊を未然に防止するため、構造体内部への海水の浸入による腐食等が懸念される航路標識に対する改修を図った。

(整備箇所数)

431 箇所（令和 2 年度まで：330 箇所、令和 3 年度：21 箇所、令和 4 年度：37 箇所、令和 5 年度：25 箇所、令和 6 年度：18 箇所）の航路標識の整備を実施。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度末時点で、海水浸入防止対策が必要な航路標識 461 箇所のうち、431 箇所を整備済みであり、令和 7 年度に集中的に改修することで、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。また、予算面においても令和 7 年度に目標達成できる目処が立っていることから、「A」と評価した。

(課題の特定)

—

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち A が 2 個であり業績指標 55 は目標を達成し、業績指標 56 は今後予定している航路標識の整備を行うことで目標年度に目標達成が可能であると考えられることから、「③相当程度進展あり」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

要救助海難の救助率については、捜索活動を含めた救助救急活動や自己救命策確保の実施状況等についての調査・分析を実施し、抽出した課題をもとに救助体制の改善を図るとともに、今後も関係機関と連携し、効果的に各種取り組みを実施し、救助率の維持・向上に取り組んでいく。

航路標識の海水浸入防止対策については、令和 7 年度には集中的な改修を計画しており、予算面においても令和 7 年度目標達成できる目処が立っている。引き続き目標達成に向けて、計画的に整備を推進する。

外部有識者のコメント

実績値が目標値を満たしていることから「相当程度進捗あり」の評価は妥当と思われる。関係者の尽力に感謝したい。今後は救難体制の維持を含めて「要救助海難の救助率」の水準の確保が課題となろう。本施策の持続性に課題はないか改めて検証があっても良いだろう。また、安全と治安の確保に向けた新たな目標の設定を検討する時期に来ているのかもしれない。（国土交通省政策評価会 佐藤 主光）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 18

海上保安庁総務部政務課 課長 上手 研治

・業績指標 55

担当課：警備救難部救難課（課長 上野 春一郎）

・業績指標 56

担当課：海上保安庁交通部整備課（課長 西 雄二）

関係課：海上保安庁交通部企画課（課長 森高 龍平）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	治安及び救難体制の整備における人材育成に関する経費	001303
2	治安体制の整備に関する経費	003073
3	海上保安官署施設整備に関する経費	004026
4	救難体制の整備に関する経費	004170
5	通信施設に関する経費	004190
6	海難審判に必要な経費	004200
7	航路標識整備事業	004201
8	巡視船艇の整備に関する経費	004202
9	航空機の整備に関する経費	004203
10	巡視船艇の運航に関する経費	004204
11	新技術の調査・研究に関する経費	004206
12	環境・防災体制の整備に関する経費	004207
13	業務基盤システムの整備に関する経費	004209
14	海上交通安全に関する経費	004210
15	海洋情報に関する経費	004211
16	海洋調査に関する経費	004212
17	船舶交通安全の基盤整備に関する経費	004213
18	情報システムに関する経費	004662
19	航空機の運航に関する経費	005615
20	航空機の運航に関する経費（燃料）	019740
21	巡視船艇の運航に関する経費（燃料）	019741

参考指標の達成状況

施策目標：18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する

参考指標

(参 79) 電源喪失対策が必要な航路標識の整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	20%	20%	36%	64%	71%	79%	90%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 80) 監視装置の導入が必要な航路標識の整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	16%	16%	18%	28%	39%	49%	61%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 81) 災害時でも信頼性向上及び安定運用を図るため、災害に強い機器等の整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	22%	22%	39%	57%	69%	75%	83%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 82) 海域監視が可能なカメラやレーダー等の整備が必要な船舶通航信号所等の整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度
実績値	22%	22%	38%	60%	71%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 83) 走錨事故発生件数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
年度ごとの 目標値		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

(参 84) ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件を維持
年度ごとの 目標値		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 79, 80, 81

担当課：海上保安庁交通部整備課（課長 西 雄二）

・参考指標 82

担当課：海上保安庁交通部航行安全課長（課長 長福 知宏）

関係課：海上保安庁交通部企画課（課長 森高 龍平）

・参考指標 83, 84

担当課：海上保安庁交通部航行安全課長（課長 長福 知宏）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
【 業 績 指 標 】	(55)要救助海難の救助率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		96% (平成28年～令和2年の平均)	95%以上 (毎年)
【 指 標 の 定 義 】 要救助者に対する救助成功者の割合 救助率＝(救助された乗船者数①＋救助された海中転落者数②)／(自力救助を除く要救助海難の乗船者数③＋自力救助を除く乗船者の海中転落者数④) ※初期値(96%) (95%＋96%＋96%＋96%＋95%)／5＝96% 【内訳】 平成28年救助率：(①3132＋②41)／(③3188＋④140)＝95% 平成29年救助率：(①3720＋②54)／(③3802＋④138)＝96% 平成30年救助率：(①3236＋②50)／(③3311＋④123)＝96% 平成31年救助率：(①3426＋②46)／(③3490＋④122)＝96% 令和2年救助率：(①2998＋②49)／(③3095＋④126)＝95% ※目標値 平成28年から令和2年までの間における実績を基に設定した値のため、実数の記載は不可能			
【目標設定の考え方・根拠】 海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、令和3年3月29日に決定された第11次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。 ※第11次交通安全基本計画決定前の5年間(平成28年～令和2年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は96%と高い水準で推移しており、令和3年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。			
【 外 部 要 因 】 気象海象			
【 他 の 関 係 主 体 】 防衛省、地方自治体、海事関係者、民間救助組織、医療関係者			
【 重 要 政 策 】 ・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日閣議決定) 「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保する。」 ・第10次交通安全基本計画(平成28年3月11日閣議決定) 「海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから救助率95%以上とする。」 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日閣議決定) 「海難における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率95%以上とする。」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海上保安庁警備救難部救難課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【 施 策 目 標 】	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
【 業 績 指 標 】	(56)海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		72% (令和2年度)	100% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 海水浸入防止対策が必要な航路標識(461箇所)の整備率			
【目標設定の考え方・根拠】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。 令和元年東日本台風の影響により、沿岸部に設置された灯台が倒壊、原因を調査したところ、亀裂から海水が浸入し、コンクリート内部やアンカーボルトが腐食したものと判明したことから、航路標識の基礎部や外壁等に海水が浸入する環境を遮断することによりコンクリートの劣化及び内部の鉄筋やアンカーボルトの腐食を防ぎ航路標識の倒壊を防止することを目標に設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日) 「航路標識の耐災害性強化対策(海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策及び信頼性向上対策)」(第2章1(2)) ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) 「鉄道、道路、港湾、空港等の交通インフラの耐震対策、津波対策、高潮対策、高波対策、浸水対策、豪雪対策、土砂災害対策等を確実に実施する。」(第4章. 基本的方針C.目標①)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海上保安庁交通部整備課		
【 関 係 課 】	海上保安庁交通部企画課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

港湾および海上等における総合的な物流体系の整備を促進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。

業績指標	
指標番号	業績指標名
57	国際船舶の隻数
58	日本商船隊の輸送量 *
59	外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数
60	内航船員 1 人・1 時間当たりの輸送量
61	港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（①大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合、②海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合、③災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合）
62	我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保
25	【再掲】モーダルシフトに関する指標 *（①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ）

業績指標の分析

(57) 国際船舶の隻数

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年央	R 2 年央	R 3 年央	R 4 年央	R 5 年央	R 6 年央	R 9 年央
実績値	306 隻	263 隻	262 隻	272 隻	306 隻	312 隻	358 隻
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

国際船舶の海外への譲渡・貸渡について事前届出制・中止勧告制を導入することにより、国際船舶の過度な海外流出を事前にチェックする仕組みとする一方で、以下の登録免許税及び固定資産税の軽減措置を講ずることで国際船舶の所有コストの軽減を図っている。

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

日本商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本船舶のうち、安定的な国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

(令和5年度の減収額 (適用件数))

- ・登録免許税：25 百万円（15 件）
- ・固定資産税：640 百万円（225 件）

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年央の国際船舶は312隻であり、令和4年央に比べて40隻の増加と順調に推移している。一方で、新造船価の上昇、造船所のリードタイムの長期化、将来主流となる代替燃料の技術的な不確実性等による発注の停滞等により令和5年央からの増加幅は6隻にとどまっており、年間13隻の増加が必要とされる目標の進捗ペースには達していないため、Bと評価した。

(課題の特定)

年間 13 隻の増加に達していない要因として、新造船価の上昇、造船所のリードタイムの長期化、将来主流となる代替燃料の技術的な不確実性等による発注の停滞等が挙げられる。引き続き、安定的な国際海上輸送を確保するため、国際船舶の確保に向けた取組を実施する。

(58) 日本商船隊の輸送量 *

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	960 百万ト ン	889 百万ト ン	883 百万ト ン	867 百万ト ン	897 百万ト ン	830 百万ト ン	1,100 百万 トン
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

【税制上の特例措置】

- 海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）

一部要件を見直した上で、適用期限を3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）延長した。

- 船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）

海上運送法を改正して「外航船舶確保等計画」認定制度を創設し、国土交通大臣が認定した本計画に基づいて導入する特定先進船舶又は環境負荷低減船について、特別償却率を日本の対外船舶運航事業者が運航する場合は12/100、外国の対外船舶運航事業者が運航する場合は10/100 上乘せする措置を講じた上で、適用期限を3年間（令和5年4月1日※～令和8年3月31日）延長した。

※拡充部分については、改正海上運送法が施行される令和5年7月1日から適用

【マラッカ・シンガポール海峡等の航行安全対策】

マラッカ・シンガポール海峡の沿岸国における航行援助施設（灯浮標等）の代替整備を支援するための代替施設の設計等に関する事前調査及び沿岸国の航行援助施設の維持管理に従事する技術者に対するキャパシティ・ビルディング事業等を実施しており、令和7年度においても調査内容等を見直した上で、引き続き実施する予定。

【自由で公正な外航海運の推進】

海運先進国当局間会議において、海事政策に関する意見交換を実施するとともに、特定国の規制政策への問題意識を共有する等、自由で公正な競争条件の確立に向けて取り組んでいる。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

税制上の特例措置等の取組を実施しているものの、海外の外航海運企業との激しい国際競争等により日本商船隊の輸送シェアが低下したことが要因となって実績値が伸び悩んでいると考えられるところ、目標年度での目標値の達成に向けた進捗は順調とはいえないため、Bと評価した。

(課題の特定)

令和6年の世界の海上輸送量は前年比261百万トン増加した一方で、日本商船隊の輸送量は前年比67百万トン減少した。中でも、日本向け輸入貨物の輸送量が58百万トン減少しており、全体の減少の主要因となっている。輸送量の減少の背景には、海外の外航海運企業との激しい国際競争等により、日本商船隊の輸送シェアが低下していることがあると考えられる。こうした状況を踏まえ、引き続き、安定的な国際海上輸送の確保や国際競争力の強化に向けた取組を実施する。

(60) 内航船員１人・１時間当たりの輸送量							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値（トン キロ/人・時 間）	4,019	3,608	3,918	4,119	3,898	集計中	4,919
年度ごとの 目標値	/	—	—	—	—	—	/
(事務事業等の実施状況) 船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、代替建造及び船員の安定的・効果的な確保・育成を推進した。 ・船舶共有建造制度（令和５年度：15 隻） ・各種税制特例措置の活用（令和５年度：36 隻） また、令和４年３月に取りまとめた、内航海運業者と荷主が遵守すべき事項等を「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」について、令和６年度に実施した、「内航海運業における商慣習の実態調査」の結果を踏まえつつ、内航海運業者・荷主・国が参加する安定・効率輸送協議会等での議論を受け、本ガイドラインを改定し、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」（第２版）として取りまとめた。							
(その他の外部要因の状況) 産業基礎物資等の輸送需要の減少							
(目標の達成状況に関する分析) 石油製品をはじめとする産業基礎物資等の輸送需要が減少し、輸送量が低下していることが一因となって実績値が伸び悩んでいると考えられ、目標年度での目標値の達成に向けた進捗は順調ではないことから「Ｂ」と評価した。							
(課題の特定) 内航海運は景気動向の影響を受けやすい業種であり、上述のように、産業基礎物資等の輸送需要の減少により、輸送量そのものが低下している（トンキロベースで令和５年度は前年度比-5.3%）。 内航船員の生産性向上に向けた、荷主と内航海運業者間での荷役作業の効率化等に関する対話や、生産性向上に対する業界全体の機運醸成、船員の労働生産性を高める設備投資に対する支援等を進めており、今後も各種施策を総動員し、輸送量増加に向けて取り組む。							

[illegible]

(61) 港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（③災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合）

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 %	0 %	51 %	61 %	73 %	81 %	88 %
年度ごとの 目標値		-	-	-	-	-	

（事務事業等の実施状況）

衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築するとともに、その分析結果を施設整備に反映するため、港湾等においてカメラの設置や更新を行い、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築した。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

令和 6 年度の導入割合は 81 %（67 港/83 港）であり、実績値が順調に推移しており目標年度に目標達成が見込まれることから、A と評価した。

（課題の特定）

—

(62) 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（①京浜港）

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	R元年7月	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度
実績値	京浜港 週27万TEU	週あたりの 輸送力30万 TEU	週あたりの 輸送力20万 TEU	週あたりの 輸送力20万 TEU	週あたりの 輸送力21万 TEU	週あたりの 輸送力20万 TEU	京浜港 週27万TEU
年度ごとの 目標値		－	－	－	－	－	

（事務事業等の実施状況）

・国際コンテナ戦略港湾政策

令和6年2月に公表された「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会　最終とりまとめ」に基づき、集貨、創貨、競争力強化の三本柱の取組や、港湾のDX・GX等の取り組みを推進している。

【予算額】

○国際コンテナ戦略港湾の機能強化

・令和5年度：488億円（国際戦略港湾競争力強化実証事業及び次世代コンテナターミナルの構築に向けた港湾技術開発の新規実施等を行った。）

・令和6年度：639億円（コンテナターミナルゲートの高度化に対する支援制度の創設等を行った。）

【税制】

○とん税・特別とん税の特例措置

欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税・特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率（純トン数1トンまでごと）を次のとおりとしている。

・改正前：108円（とん税48円、特別とん税60円）

・改正後：54円（とん税24円、特別とん税30円）

※令和2年10月1日より施行

（その他の外部要因の状況）

・コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等

・輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化によって寄港地の絞り込みが行われている。

・コンテナ運賃の動向、諸外国港湾の混雑状況等が随時変化している。

（目標の達成状況に関する分析）

国際基幹航路の我が国への寄港回数と就航船型は近年大きな変化はないことから、輸送力は近年ほぼ横ばいとなっており、目標値に到達していないため、Bと評価した。

（課題の特定）

目標の達成状況に関する分析を踏まえると、国際基幹航路の寄港を促すために必要な貨物量の確保や国際戦略港湾の機能強化が必須であることから、国内のみならずアジア等からの国際トランシップ貨物を含めた集貨、流通加工・再混載等の複合機能を有する物流施設の立地支援等の創貨、大水深コンテナターミナルの整備や遠隔操作クレーンの導入支援等の競争力強化など、国際コンテナ戦略港湾政策をより一層強力に推進していく必要がある。

(25) 【再掲】 モーダルシフトに関する指標 * (①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)

目標達成状況の評価 B

単位：億トンキロ

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実績値	184	168	165	165	163	164	209
年度ごとの 目標値		—	—	—			

(事務事業等の実施状況)

- ・幹線鉄道等活性化事業費補助による貨物鉄道輸送へのモーダルシフトの推進
災害対応能力の強化に向けた代行輸送の拠点となる貨物駅の施設整備（新南陽駅）
大型コンテナの取扱拡大のためのコンテナホームの拡幅（静岡貨物駅、西浜松駅、熊谷貨物ターミナル駅）
令和5年度補正：333百万円、令和6年度当初：20百万円、令和6年度補正：216百万円
- ・エコレールマークの普及
鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、平成17年から鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進した。（令和7年4月度時点：180品目、認定企業100社）
- ・税制特例措置
JR貨物が国鉄から承継した老朽車両を更新するために新造した大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車について、固定資産税を5年間2／3に軽減。（令和6年4月1日～令和8年3月31日）（令和6年実績：9両）

(その他の外部要因の状況)

令和5年7月の大雨（山陽線等）及び令和6年9月の大雨（羽越線等）による輸送障害の影響等による輸送量の減少

(目標の達成状況に関する分析)

トラックドライバー不足による積合せ貨物の増加に加え、上記取組により全体の輸送量は令和6年度において前年度と比較し増加となったものの、平成29年度以降の自然災害による輸送障害や紙・パルプ、化学薬品・化学工業品等の需要の低迷により長期的に輸送量が減少しており、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成することが難しいことから、Bと評価した。

(課題の特定)

今後も、トラックから鉄道へのモーダルシフトの促進による輸送力増強や災害対応能力の強化が必要となるため、引き続き代行輸送の拠点となる貨物駅の施設整備やBCP対策の強化、大型コンテナの取扱拡大のためのコンテナホームの拡幅を実施していくとともにエコレールマークの普及を促進していく。

(25) 【再掲】 モーダルシフトに関する指標 * (②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実績値	358	356	387	388	371	集計中	389
年度ごとの 目標値		—	—	—			

(事務事業等の実施状況)

- ・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進
船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、モーダルシフトの促進を支援している。
- ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進
平成 20 年より、海上貨物輸送を一定程度利用する荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、エコシップマークの使用を認める他、当該認定事業者の中から貢献度の高い事業者を優良事業者として表彰。また、令和元年度より、優良事業者の中からさらに革新的な取組等により最も貢献度の高い事業者に対し「海運モーダルシフト大賞」として表彰し、船舶を使用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップ・モーダルシフト事業」を推進している。(令和 5 年度時点：エコシップマークの認定 452 社、海運モーダルシフト大賞 13 社)
- ・中長距離フェリーおよび RORO 船の積載率公表
中長距離フェリー及び、RORO 船のトラック輸送に係る積載率の動向を調査し、その結果を公表。
- ・(税制特例措置)
- ・船舶の特別償却制度
高度な環境負荷低減設備を搭載した新建造船舶を取得した場合において、船舶の区分に応じた特別償却の適用
高度環境低負荷船：18%
環境低負荷船：16%
- ・船舶の買換特例（圧縮記帳）制度
安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現するため、船舶から船舶への買換及び交換した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰延（令和 5 年度適用実績：6 件）
- ・地球温暖化対策税の還付措置
環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用（モーダルシフト）を推進する観点から、(内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油) 石油石炭税に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付（令和 5 年度適用実績：328 者 21 億円）

(その他の外部要因の状況)

荒天等による船舶の欠航

(目標の達成状況に関する分析)

トラックドライバー不足の影響による積み合わせ貨物の増加があったものの、自然災害、船舶の機関故障、物価高による輸送量の減少により、輸送量は減少傾向となった。令和6年度の実績値は集計中だが、令和5年度において実績値は前年度と比較し減少しており、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度に目標値の達成が困難であると見込まれるため、Bと評価した。

(課題の特定)

令和6年度以降も、税制特例措置や（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により船舶建造を支援するとともに、エコシップマークの普及促進及び表彰制度等を活用した海上輸送への更なるモーダルシフトの推進を図ることで、目標達成に向け努めていく。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ④ 進展が大きくない
（判断根拠） 業績指標 11 個のうち、A が 2 個、B が 9 個であって、主要業績指標である業績指標 58、25 については目標に近い実績を示していないことから、「④進展が大きくない」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 業績指標 59. 61 については、現在の取り組み状況を維持することで目標値に達成することが見込まれる。一方で、業績指標 57. 58. 60. 62. 25 については、海外の外航海運企業との激しい国際競争や景気の動向、輸送量の減少等により実績値の推移が目標値に対して芳しくない状況となっている。 今後は、国際コンテナ戦略のより一層の推進やエコレールマークの普及促進等、施策の改善について検討を行っていく。

外部有識者のコメント
国際船舶の隻数は堅調に推移し、国際基幹航路の輸送力維持にも一定の成果が認められる。一方で、日本商船隊の輸送量や外航日本船舶数は減少傾向にあり、国際競争力の強化という目標にはなお課題が残る。モーダルシフトや内航船員の生産性も伸び悩んでおり、今後は運航効率の向上と担い手確保を両立する施策が求められる。（国土交通省政策評価会 大串 葉子）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・ 施策目標 19 物流・自動車局物流政策課 課長 高田 龍
・ 業績指標 57 担当課：海事局外航課（課長 中川 哲宏）
・ 業績指標 58 担当課：海事局外航課（課長 中川 哲宏）
・ 業績指標 59 担当課：海事局外航課（課長 中川 哲宏）
・ 業績指標 60 担当課：海事局内航課 （課長 叶 雅仁）
・ 業績指標 61 担当課：港湾局海岸・防災課 （課長 佐々木 規雄）
・ 業績指標 62 担当課：港湾局港湾経済課 （課長 末満 章悟）
・ 業績指標 25 担当課：物流・自動車局物流政策課 （課長 高田 龍）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	災害に強い物流システム構築事業	004214
2	アジアを中心とした質の高い物流システムの構築・国際標準化の推進	004215
3	海上運送対策に必要な経費	004216
4	マラッカ・シンガポール海峡等航行安全対策	004217
5	内航海運の効率化に必要な経費	004218
6	国際クルーズ旅客受入機能高度化事業	004219
7	港湾整備事業	004220
8	改正 SOLAS 条約等を踏まえた総合的な港湾保安対策	004221
9	港湾広域防災拠点支援施設の維持管理に必要な経費	004222
10	基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練に必要な経費	004223
11	国際戦略港湾競争力強化対策事業	004226
12	AI ターミナル高度化実証事業	004227
13	国際港湾機関分担金	004555
14	港湾における衛星測位を活用したトラック自動運転技術の安全性検証に必要な経費	004590
15	国際戦略港湾競争力強化実証事業	007370
16	港湾立地企業が実施する気候変動リスクに係る脆弱性評価の促進に必要な経費	007416
17	港湾における水素等の受入環境整備の推進に必要な経費(港湾における水素等の取扱いに係る安全対策検討に必要な経費)	007421
18	物流生産性向上推進事業	007764
19	港湾におけるサイバーセキュリティ対策の強化	007765
20	クルーズターミナルの利用高度化実証	007766
21	サーキュラーエコノミーへの移行に向けた港湾を核とする物流システムに関する検討に必要な経費	020301
22	能登半島地震を踏まえた市町村における物流事業者との連携促進	020858

参考指標の達成状況

施 策 目 標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

参考指標							
(参 85) サイバーポート(港湾物流)へ接続可能な港湾関係者数 (◆)							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	—	—	244 者	623 者	970 者	1,232 者	約 650 者
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費により、利用者の利便性向上のため、商流・金流分野のプラットフォームとの連携等の機能改善や利用促進を実施した。							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) 令和 5 年度以降、目標値を達成しており順調であるため、A と評価した。							
(課題の特定) —							

(参 86) 「ヒトを支援する AI ターミナル」の取組の導入ターミナル数							
	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
実績値	4	6	—	—	—	—	15
年度ごとの 目標値		6	—	—	—	—	

(参 87) みなとオアシス登録数 (◆)							
目標達成状況の評価		A					
	初期値(箇所)	実績値(箇所)					目標値(箇所)
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	138	138	154	157	160	166	170
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
・「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づき登録するものである。地域住民、観光客、クルーズ旅客等が交流するイベントや見学会が開催され、地域の観光や交通に関する情報提供や物産品販売も行われている。 ・国土地理院が提供する「地理院地図」や(株)ゼンリンデータコムが提供する地図情報サイト「いつもNAVI」など、Web地図データへ「みなとオアシス」情報を追加する等、知名度の向上に取り組んでいる。地図データに登録されることから、その地図データを活用するカーナビや地図アプリに反映され、更なる知名度向上が見込まれる。 ・「みなとオアシス」の登録に関し、Web による情報発信、地方自治体等に対する助言等の支援を行っている。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間で 12 件が登録され、年間平均約 4 件の登録となっており、令和 7 年度までに目標値の 170 件の登録を達成できる見込みであるため、A と評価した。 今後、「みなとオアシス」に登録するメリットを Web 等で情報発信するとともに、地方自治体等に対して登録に向けた助言等の支援の取組を引き続き推進していく。また、令和 6 年度に実施した政策レビューの結果を踏まえ、「みなとオアシス」の知名度向上、ブランド強化などの取組を進めていく。							
(課題の特定)							
—							

(参 88) マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数							
	初期値	実績値					目標値
	H18 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
年度ごとの 目標値		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

(参 89) 港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（①津波対策を緊急的に行う必要のある港湾において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合、②船舶の避泊水域を確保する必要がある港湾のうち、暴風時の安全な避難泊地の確保を実現した割合、③埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合）

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値①	26%	26%	30%	35%	35%	(集計中)	50%
実績値②	17%	17%	22%	23%	25%	(集計中)	42%
実績値③	0 %	0 %	2 %	5 %	7 %	(集計中)	11%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 90) 地域にとって支障となるプレジャーボートの放置艇の隻数(全国合計)

	初期値	実績値					目標値
		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R16 年度
実績値	— (R 8 年度 調査予定)	—	—	5.6 万隻* *全ての放置艇	—	—	0 隻
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 91) 災害発生時における港湾機能の維持に向けた港湾 BCP 等の充実化（①災害時の対応や訓練結果等を踏まえ、港湾の事業継続計画（港湾 BCP）を改訂した港湾（重要港湾以上）の割合）

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 %	0 %	81%	90%	94%	97%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 91) 災害発生時における港湾機能の維持に向けた港湾 BCP 等の充実化（②直近 3 年間に港湾の事業継続計画（港湾 BCP）に基づく防災訓練の実施された港湾（重要港湾以上）の割合）

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	95%	90%	92%	87%	91%	84%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 92) 漂流物回収に係る海洋環境整備船等の出動可能率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	87%	89%	87%	87%	83%	88%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 93) 海上貨物輸送コスト低減効果（対平成 30 年度総輸送コスト）（①国内、②国際）

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値①	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%	(集計中)	2 %
実績値②	0.9%	1.1%	2.4%	2.7%	4.6%	(集計中)	5 %
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 94) セキュリティを確保した「非接触型」のデジタル物流システムの構築（①出入管理情報システムを導入した国際コンテナターミナルにおける PS（Port Security）カードの使用率）

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	96%	96%	94%	94%	94%	94%	95%以上
年度ごとの 目標値		95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	

(参 94) セキュリティを確保した「非接触型」のデジタル物流システムの構築（②コンテナ搬出入情報等を PS カードの番号を用いて電子化した港湾数）

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	0 港	1 港	1 港	2 港	3 港	3 港	3 港
年度ごとの 目標値		1 港	1 港	2 港	3 港	3 港	

(参 95) 港湾整備等における 3 次元データ活用やインフラ情報のデジタル化に関する対策
①港湾工事において 3 次元データを活用し、工事の効率化を図った割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 5 年度
実績値	10%	10%	38%	66%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 95) 港湾整備等における 3 次元データ活用やインフラ情報のデジタル化に関する対策
②インフラ情報をデジタル化し、円滑なデータ共有を可能とした港湾の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度
実績値	0 %	0 %	0 %	1 %	13%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 96) カーボニュートラルポート形成のための計画が策定されている港湾数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	0	0	2	22	44	20
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 97) LNG バンカリングの供用開始拠点数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	1	1	1	1	1	2	2
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 98) 港湾における防疫対策（①水際・防災対策連絡会議の開催港数）

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	毎年度
実績値	16 港	101 港	129 港	129 港	129 港	129 港	125 港
年度ごとの 目標値		125 港	125 港	125 港	125 港	125 港	

(参 98) 港湾における防疫対策 (②港湾における感染症 BCP の策定数)

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 港	0 港	16 港	33 港	61 港	92 港	125 港
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 99) 北東アジア物流情報サービスネットワーク (NEAL-NET) に参加している港数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	31 港	31 港	31 港	31 港	31 港	31 港	36 港
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 100) 日本の協力のもと他国政府又は組織等により策定されたコールドチェーン物流に関する規格の数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	1 規格	1 規格	3 規格	4 規格	4 規格	6 規格	5 規格
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 101) 宅配便の再配達率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	10%程度	11.2%	11.7%	11.4%	10.4%	(集計中)	6%程度
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 85

担当課：港湾局参事官（技術監理・情報化）室（参事官 大岡 秀哉）

・参考指標 86

担当課：港湾局港湾経済課（課長 末満 章悟）

・参考指標 87

担当課：港湾局産業港湾課（課長 早川 哲也）

・参考指標 88

担当課：海事局外航課（課長 中川 哲宏）

・参考指標 89

担当課：港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）
章悟

・参考指標 90

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 馬場 智）

・参考指標 91

担当課：港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）

・参考指標 92

担当課：港湾局参事官（技術監理・情報化）室（参事官 大岡 秀哉）

・参考指標 93

担当課：港湾局計画課（課長 古土井 健）

・参考指標 94①

担当課：港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）

・参考指標 94②

担当課：港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）

担当課：港湾局港湾経済課（課長 末満 章悟）

・参考指標 95

担当課：港湾局技術企画課（課長 酒井 敦史）

・参考指標 96

担当課：港湾局産業港湾課（課長 早川 哲也）

・参考指標 97

担当課：港湾局港湾経済課（課長 末満 章悟）

・参考指標 98

担当課：港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）

・参考指標 99

担当課：物流・自動車局物流政策課（課長 高田 龍）

・参考指標 100

担当課：物流・自動車局物流政策課（課長 高田 龍）

・参考指標 101

担当課：物流・自動車局物流政策課（課長 高田 龍）

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(57)国際船舶の隻数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		306隻 (令和5年央)	358隻 (令和9年央)
【指標の定義】 海上運送法第44条の2に定める船舶(注)の隻数をいう。 (注)国際船舶: 国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。 具体的には、2,000トン以上の承認船員配乗船、代替燃料船等の船舶をいう。			
【目標設定の考え方・根拠】 安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例(登録免許税・固定資産税の軽減)を措置することにより、令和2年央の国際船舶の隻数(263隻)を50隻増加させることとし、目標値を313隻(令和7年央)としていたところ。国際船舶の増加が当初の想定を上回り、令和5年央時点で306隻となったことから、目標を上方修正し、令和9年央時点で358隻の国際船舶の確保を図る。			
【外部要因】 世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等			
【他の関係主体】 外航海運事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・海洋基本計画(平成30年5月15日) 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保(外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進)を図る。(第2部2(3)) ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会(平成19年12月)			
【備考】			
【担当課】	海事局外航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【 業 績 指 標 】	(58)日本商船隊の輸送量＊	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		960百万トン (令和元年)	1,100百万トン (令和7年)
【 指 標 の 定 義 】 日本商船隊： 我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。 また、ONE（日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業の統合会社）を含む。			
【目標設定の考え方・根拠】 「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第43 号）において、国土交通大臣が認定した計画に基づく、安全・低環境負荷で船員の省力化に資する高品質な船舶（特定船舶）の導入を支援する。環境性能の良い船舶の取得を促進することで、燃費性能の改善等により、我が国外航海運事業者の国際競争力の強化を図る。また、競争力のある運賃の提示が行いやすくなるため、荷主の需要を獲得し、日本商船隊の輸送量の確保に貢献する。 具体的には、日本商船隊による我が国への輸出入貨物の輸送量は横ばいである一方、三国間輸送については、約100百万トン（平成20年→平成30年：+145百万トン、平成21年→令和元年：+77百万トン）増加していることを踏まえ、今後5年において、さらに100百万トンの増加を目指し、KPIを設定することとする。			
【 外 部 要 因 】 世界経済の動向、海運市況の変動、治安情勢等			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者（事業主体）			
【 重 要 政 策 】 ・海洋基本計画（平成30年5月15日） 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第2部 2(3)ア） マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日 ASEAN 統合基金（JAIF108）を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する（第2部（3）ウ）			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海事局外航課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(59)外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		285隻 (令和4年央)	381隻 (令和9年央)
【指標の定義】 日本の外航海運事業者が運航する日本船舶をいう。			
【目標設定の考え方・根拠】 ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされている。 ・上記目標を達成すべく、令和5年3月31日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、日本船舶数を令和5年度からの5年間で1.25倍とすることを目指すこととしており、第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)においても、日本商船隊の国籍競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。 ・上記「基本方針」に基づき、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者が確保している令和5年の日本船舶数を1.25倍、その他の事業者は横ばいとし、令和10年には381隻に増加させることを目標値として設定するものである。 ・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。			
【外部要因】 世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等			
【他の関係主体】 外航海運事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・海洋基本計画(平成30年5月15日) 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保(外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進)を図る。(第2部2(3)) ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会(平成19年12月)			
【備考】			
【担当課】	海事局外航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【 業 績 指 標 】	(60)内航船員1人・1時間当たりの輸送量	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		4,019トンキロ (平成30年度)	4,919トンキロ (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 内航船員1人・1時間当たりの内航海運の輸送量(トンキロ)。			
【目標設定の考え方・根拠】 内航船員の労働生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間当たりの輸送量を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。具体的には、「日本再興戦略(改訂2015)」(平成27年6月30日閣議決定)において、サービス産業全体の目標として労働生産性の伸び率を令和2年度までに2%とするとされていること、これまでの平均伸び率は1.3%(平成27年時点)であることを考慮し、令和元年度までは毎年1.3%ずつ、以降令和7年度までは毎年2%ずつ伸びることとし、10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、令和2年9月にとりまとめた「令和の時代の内航海運について(中間とりまとめ)」において、令和7年度までに平成27年度の内航船員1人・1時間当たりの輸送量の実績値の17%増とする指標を掲げているところ、本指標においても、同様の値(4,919トンキロ)を目標値として設定することとする。			
【 外 部 要 因 】 景気の動向			
【 他 の 関 係 主 体 】 民間事業者(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	海事局内航課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(61)港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 ①大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合 ②海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 ③災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①33% (令和2年度) ②0% (令和2年度) ③0% (令和2年度)	①47% (令和7年度) ②14% (令和7年度) ③88% (令和7年度)
【指標の定義】 ①発災時に使用可能なもの／大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワーク ②港湾機能維持・早期再開が可能となった港湾／高潮・高波対策を実施する必要がある港湾 ③遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった港湾等／災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等			
【目標設定の考え方・根拠】 ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約400ネットワークを想定 大規模地震発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、重要な施設(岸壁、臨港道路等)が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 ②「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約100港湾を想定 近年の台風等を踏まえて見直した設計沖波等により想定される高潮・高波の発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、東京湾をはじめとする港湾の重要な施設(岸壁、臨港道路等)が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 ③「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約80箇所を想定 災害発生時に、現地確認が困難であることにより、応急措置、復旧作業、利用再開が遅延し、被害が拡大することを防止する。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 港湾管理者			

【 重 要 政 策 】

①②

・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月)

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、洪水・高潮、土砂災害、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための防災インフラ等の強化を推進するとともに、災害に際し、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、迅速な復旧復興と国民経済・生活を支えるための取組を推進する。

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

・港湾の耐災害性強化対策(地震対策、高潮・高波対策、走錨対策及び埋塞対策)

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり

【1-3: 災害時における交通機能の確保】

リダンダンシーの確保により、風水害・土砂災害・地震・津波・噴火・豪雪・原子力災害等が発生した直後から、救命・救助活動等が迅速に行われ、社会経済活動が機能不全に陥ることなく、また、制御不能な二次災害を発生させないことなどを目指し、海上交通ネットワークを維持するための港湾の高潮・高波対策等の浸水防止対策等を進める。重点施策

・海上交通ネットワークを維持するための港湾における高潮・高波対策

③

・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

国土強靱化に関する施策をより効率的に進めるため、国土強靱化に関する施策のデジタル化を推進するとともに、災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化を図る。

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化

・港湾における災害情報収集等に関する対策

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり

【1-4: 災害リスクを前提とした危機管理対策の強化】

重要施策

・港湾における災害関連情報の収集・集積の高度化

【 備 考 】

【 担 当 課 】 港湾局海岸・防災課

【 関 係 課 】

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(62)我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①京浜港週27万TEU ②阪神港週10万TEU (令和元年7月)	①京浜港週27万TEU ②阪神港週10万TEU (令和10年度)
【指標の定義】 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保			
【目標設定の考え方・根拠】 ・国際コンテナ戦略港湾政策は、我が国と北米・欧州等を結ぶ国際基幹航路の維持・拡大を通じて、企業の立地環境を改善させ、我が国産業の国際競争力を強化し、ひいては雇用と所得の維持・創出を図るもの。 ・同政策の目標については、令和元年度に令和5年度を目標年次とする目標値を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により達成が困難となったことなどから、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会(R5.2設置)」において検討が行われたところ、令和6年2月に公表された「最終とりまとめ」において、引き続き輸送力の堅持が必要とされ、これらを踏まえ令和10年度を目標年次とする目標値を設定した。			
【外部要因】 ・コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等、我が国の海運・港湾を取り巻く状況 ・輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化 ・コンテナ運賃動向、諸外国港湾の混雑状況			
【他の関係主体】 ・特定港湾運営会社 ・港湾管理者			
【重要政策】 ●第4期 海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定) (P66)第2部5.(3)ウ 国際基幹航路の維持・拡大に向けて、国内外から貨物を集約する「集貨」、港湾背後への産業集積による「創貨」、コストや利便性の面での「競争力強化」の3本柱からなる 国際コンテナ戦略港湾政策を推進する。 ●総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)(令和3年6月15日閣議決定) (P31)Ⅲ. 3. (2)① 国内及び東南アジア等から国際コンテナ戦略港湾でトランシップする貨物の集貨のためのフィーダー航路網の充実及び国際コンテナ戦略港湾の積替機能強化による「集貨」、港湾背後における貨物の創出による「創貨」、ヒトを支援する AI ターミナルの実現による良好な労働環境と世界最高水準の生産性の創出や、大水深コンテナターミナルの機能強化等による「競争力強化」の3本柱からなる国際コンテナ戦略港湾政策を推進する ●第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定) (P35)第4章基本的方針B. 目標①【港湾・海運】 我が国産業の国際競争力の強化を通じて雇用と所得の維持・創出を図るため、国際コンテナ戦略港湾について、港湾運営会社による運営の効率化を推進しつつ、①国内外からの貨物集約(集貨)、②港湾背後における貨物の創出(創貨)、③外来トレーラーのゲート前待機の解消等を目指した「ヒトを支援する AIターミナル」の実現や大水深コンテナターミナルの整備による機能強化(競争力強化)を推進する。 ●社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 (P64)第3章4-1 重点施策(持続可能な物流ネットワークの構築)・国際コンテナ戦略港湾における国際基幹航路の維持・拡大			
【備考】			
【担当課】	港湾局港湾経済課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(25)【再掲】モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①184億トンキロ (令和元年度) ②358億トンキロ (令和元年度)	①209億トンキロ (令和7年度) ②389億トンキロ (令和7年度)
【指標の定義】 ①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ			
【目標設定の考え方・根拠】 交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。			
【外部要因】 自然災害等による変動			
【他の関係主体】 物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等			
【重要政策】 ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定) ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) ・「当面の地球温暖化対策に関する指針」(平成25年3月15日)地球温暖化対策推進本部決定			
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局物流政策課		
【関係課】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室		

参考指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【参考指標】	(参85)サイバーポート(港湾物流)へ接続可能な港湾関係者数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		—	約650者 (令和7年度)
【指標の定義】 目標年次までに約650者の港湾物流に携わる「港湾関係者数(民間事業者)」をサイバーポート(港湾物流)に接続可能な状態とすることを目指すもの。			
【目標設定の考え方・根拠】 港湾物流手続の電子化は外貿コンテナ取扱から普及するものと想定し、各港湾物流事業者団体別に外貿コンテナを取扱う事業者数等を踏まえ、「当面利用想定事業者数」を推計し、その合計により算出。			
【外部要因】 社会経済環境の変化			
【他の関係主体】 民間事業者(物流関係)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり			
【備考】			
【担当課】	港湾局参事官(技術監理・情報化)室		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【参考指標】	(参87)みなとオアシス登録数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		138 (令和元年度)	170 (令和7年度)
【指標の定義】 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づき登録するもの			
【目標設定の考え方・根拠】 過年度の登録数推移を元に算定した推計値を目標に設定			
【外部要因】 社会経済環境の変化			
【他の関係主体】 「みなとオアシス」の設置者・運営者(地方公共団体、NPO団体、協議会 等)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)第3章に記載あり ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定) ・国土形成計画(全国計画)(令和5年7月28日閣議決定)			
【備考】 -			
【担当課】	港湾局産業港湾課		
【関係課】	-		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：20 観光立国を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上、災害、事故等のリスクへの備え等の実現を図り、観光立国を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
63	訪日外国人旅行者数 *
64	訪日外国人旅行消費額 *
65	地方部での外国人延べ宿泊者数
66	外国人リピーター数
67	日本人国内旅行消費額
68	旅客施設における多言語対応率（①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港）

業績指標の分析							
(63) 訪日外国人旅行者数 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R12 年
実績値	412 万人	412 万人	25 万人	383 万人	2,507 万人	3,687 万人	6,000 万人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化、事業者間連携による省人化等の人手不足対策を実施した。

○持続可能な観光推進モデル事業

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた観光 GX や自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援した。

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援した。

○全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進事業

観光地域づくり法人（DMO）を対象に地域特性・課題に応じた汎用性の高いマーケティング強化に取り組む実証実験を 15 件実施したほか、データを活用した観光地経営の高度化に向けた研修に取り組んだ。また、先進的な観光地の創出に向けて旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組む実証事業を 6 件実施したほか、生成 AI の適切かつ効果的な活用に関する調査、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・管理・運用体制の構築等に取り組んだ。

○世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業

世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進する上で、中心的な役割・機能を果たす DM0 の体制強化を図るため、外部専門人材の登用及び中核人材の確保・育成、安定的な財源確保に向けた計画策定等の取組を支援した。 ○地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業 地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、DM0 が中心となり、地域が一体となつて行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行った。 ○戦略的な訪日プロモーションの実施 観光立国推進基本計画（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）に定める目標の達成、2025 年大阪・関西万博開催を契機とした日本各地の魅力発信に向けて、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進をキーワードとし、国・地域ごとのニーズを踏まえた効果的なプロモーションに取り組んだ。 ○MICE 誘致の促進 国内各都市の MICE 誘致の国際競争力を強化するために、新たな国際 MICE ニーズ（DX・サステナビリティ）に対応するための MICE 施設におけるインフラ強化、コンベンションビューローの人材育成や海外リード開発の強化、将来の主催者育成・案件獲得等を目的とした大学における誘致力強化等の取組を支援した。また、国際会議において国内各都市の差別化を図るための重要なユニークベニュー活用や参加者の地域回遊性向上のための取組支援に加え、MICE 誘致に意欲的な地方都市に対する専門家の支援プログラムやノウハウを提供した。 ○地域一体となったインクルーシブツーリズム促進事業 受入環境の整備やニーズに合わせた高付加価値なサービスの提供等による地域一体の取組を促進するため、地域の観光関係者の連携による優良モデルを構築した。 ○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業 インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を支援した。具体的には、令和 6 年度は 17 地域に対して、スキー場インフラの整備、スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成、受入環境整備、二次交通の確保、情報発信等に係る取組を支援した。 ○ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促進事業 インバウンドの需要を確実に収益に繋げて消費額増加を図るため、1 週間以上の旅全体を通じたストーリーの造成等により地域を繋げ、長期滞在を実現するための実証にかかる取組を支援した。 ○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等 2025 年大阪・関西万博に向けてインバウンドの本格回復を図るため、新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成した。 ○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備 2025 年大阪・関西万博に向けて、文化資源を磨き上げて観光コンテンツの拡充を行うとともに、戦略的・一体的なプロモーションを推進する「日本博 2.0」や、文化財建造物のリノベーション等インバウンド向けの滞在環境の整備等によって、高付加価値旅行者を含む観光インバウンドの需要伸長及び地方誘客・消費拡大を促進した。
（その他の外部要因の状況） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行需要の減少と、5 類感染症への移行による旅行需要の増加
（目標の達成状況に関する分析） 令和 6 年の訪日外国人旅行者数は過去最多の 3,687 万人となった。コロナ禍前の令和元年の訪日外国人旅行者数（3,188 万人）と比較し、約 16%の増加であった。観光立国推進基本計画に掲げた令和元年水準超え（令和 7 年）の目標は既に達成されており、目標達成に向けて成果を示していると考えられるため A と評価した。
（課題の特定） —

(64) 訪日外国人旅行消費額 *	
目標達成状況の評価	A

A

(事業事業等の実施状況)

- 観光地・観光産業における人材不足対策事業
人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化、事業者間連携による省人化等の人手不足対策を実施した。
- 持続可能な観光推進モデル事業
JSTS-D の実践を通じた観光 GX や自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援した。
- ICT 等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化
全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援した。
- 全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進事業
DMO を対象に地域特性・課題に応じた汎用性の高いマーケティング強化に取り組む実証実験を 15 件実施したほか、データを活用した観光地経営の高度化に向けた研修に取り組んだ。また、先進的な観光地の創出に向けて旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組む実証事業を 6 件実施したほか、生成 AI の適切かつ効果的な活用に関する調査、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・管理・運用体制の構築等に取り組んだ。
- 世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業
世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進する上で、中心的な役割・機能を果たす DMO の体制強化を図るため、外部専門人材の登用及び中核人材の確保・育成、安定的な財源確保に向けた計画策定等の取組を支援した。
- 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業
地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、DMO が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行った。
- 戦略的な訪日プロモーションの実施
観光立国推進基本計画に定める目標の達成、2025 年大阪・関西万博開催を契機とした日本各地の魅力発信に向けて、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進をキーワードとし、国・地域ごとのニーズを踏まえた効果的なプロモーションに取り組んだ。
- MICE 誘致の促進
国内各都市の MICE 誘致の国際競争力を強化するために、新たな国際 MICE ニーズ（DX・サステナビリティ）に対応するための MICE 施設におけるインフラ強化、コンベンションビューローの人材育成や海外リード開発の強化、将来の主催者育成・案件獲得等を目的とした大学における誘致力強化等の取組を支援した。また、国際会議において国内各都市の差別化を図るための重要なユニークベニュー活用や参加者の地域回遊性向上のための取組支援に加え、MICE 誘致に意欲的な地方都市に対する専門家の支援プログラムやノウハウを提供した。
- 国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業
インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を支援した。具体的には、令和 6 年度は 17 地域に対して、スキー場インフラの整備、スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成、受入環境整備、二次交通の確保、情報発信等に係る取組を支援した。
- 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり
観光による地方創生や訪日外国人旅行者の旅行消費額の拡大を目指し、消費単価の高い高付加価値旅行者の誘致促

進に取り組むモデル観光地として 2024 年 9 月に 3 地域を追加選定し、全国 14 のモデル観光地に対して、各地域のマスタープランに基づく、コンテンツの創出、宿泊施設や移動環境の検証、ガイドの体制等の受入環境の整備等の取組を支援するとともに、JNTO と連携し、海外セールス・情報発信の強化等に取り組んだ。

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

2025 年大阪・関西万博に向けてインバウンドの本格回復を図るため、新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成した。

○地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

観光地・観光産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図るため、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、令和 6 年 6 月に新たに 32 地域を採択し、前年からの 2 カ年度に渡る全採択地域は 202 地域となり、地方公共団体・DMO 等による観光地再生に向けた地域計画に基づく宿泊施設等の改修事業等を支援した。

【税制上の特例措置】

令和 7 年度税制改正において、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和 8 年 11 月 1 日より「リファンド方式」に見直すとともに、引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、消耗品の購入上限額や特殊包装を廃止する等の措置を講じることとした。

（その他の外部要因の状況）

円安傾向の継続

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行需要の減少と、5 類感染症への移行による旅行需要の増加

（目標の達成状況に関する分析）

令和 6 年度（令和 6 年暦年実績）は、新型コロナウイルス感染症拡大前を含め過去最高値であった前年に比べ 53% 増となる 8.1 兆円を記録したことから、目標達成に向けた成果を示している。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できると見込まれるため、A と評価した。

（課題の特定）

—

(65) 地方部での外国人延べ宿泊者数

目標達成状況の評価	B						
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R12 年
実績値	779 万人泊	779 万人泊	133 万人泊	430 万人泊	3,358 万人泊	5,086 万人泊	1 億 3,000 万人泊
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○地域における受入環境整備促進事業

全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援した。

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化、事業者間連携による省人化等の人手不足対策を実施した。

○持続可能な観光推進モデル事業

JSTS-D の実践を通じた観光 GX や自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援した。

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援した。

○全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

DMOを対象に地域特性・課題に応じた汎用性の高いマーケティング強化に取り組む実証実験を15件実施したほか、データを活用した観光地経営の高度化に向けた研修に取り組んだ。また、先進的な観光地の創出に向けて旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組む実証事業を6件実施したほか、生成AIの適切かつ効果的な活用に関する調査、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・管理・運用体制の構築等に取り組んだ。

○世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業

世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進する上で、中心的な役割・機能を果たす DMO の体制強化を図るため、外部専門人材の登用及び中核人材の確保・育成、安定的な財源確保に向けた計画策定等の取組を支援した。

○健全な民泊サービスの普及

住宅宿泊事業について、違法民泊を排除し公正な市場を確保することにより、健全な民泊サービスの普及に取り組んだ。また、住宅宿泊事業法に基づく届出・登録情報や民泊仲介業者から取得した届出住宅ごとの宿泊日数情報等を管理するシステムの運用と民泊サービスに係る問合せ、苦情等を収集する民泊制度コールセンターの運営を行い、違法民泊対策に活用した。

○地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行った。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光立国推進基本計画に定める目標の達成、2025 年大阪・関西万博開催を契機とした日本各地の魅力発信に向けて、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進をキーワードとし、国・地域ごとのニーズを踏まえた効果的なプロモーションに取り組んだ。

○地域一体となったインクルーシブツーリズム促進事業

受入環境の整備やニーズに合わせた高付加価値なサービスの提供等による地域一体の取組を促進するため、地域の観光関係者の連携による優良モデルを構築した。

B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R12 年
実績値	779 万人泊	779 万人泊	133 万人泊	430 万人泊	3,358 万人泊	5,086 万人泊	1 億 3,000 万人泊
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

○地域における受入環境整備促進事業

全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援した。

人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化、事業者間連携による省人化等の人手不足対策を実施した。

JSTS-D の実践を通じた観光 GX や自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援した。

全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援した。

DMOを対象に地域特性・課題に応じた汎用性の高いマーケティング強化に取り組む実証実験を15件実施したほか、データを活用した観光地経営の高度化に向けた研修に取り組んだ。また、先進的な観光地の創出に向けて旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組む実証事業を6件実施したほか、生成AIの適切かつ効果的な活用に関する調査、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・管理・運用体制の構築等に取り組んだ。

世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進する上で、中心的な役割・機能を果たすDMOの体制強化を図るため、外部専門人材の登用及び中核人材の確保・育成、安定的な財源確保に向けた計画策定等の取組を支援した。

住宅宿泊事業について、違法民泊を排除し公正な市場を確保することにより、健全な民泊サービスの普及に取り組んだ。また、住宅宿泊事業法に基づく届出・登録情報や民泊仲介業者から取得した届出住宅ごとの宿泊日数情報等を管理するシステムの運用と民泊サービスに係る問合せ、苦情等を収集する民泊制度コールセンターの運営を行い、違法民泊対策に活用した。

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となり、地域が一体となつて行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行った。

観光立国推進基本計画に定める目標の達成、2025 年大阪・関西万博開催を契機とした日本各地の魅力発信に向けて、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進をキーワードとし、国・地域ごとのニーズを踏まえた効果的なプロモーションに取り組んだ。

受入環境の整備やニーズに合わせた高付加価値なサービスの提供等による地域一体の取組を促進するため、地域の観光関係者の連携による優良モデルを構築した。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を支援した。具体的には、令和6年度は17地域に対して、スキー場インフラの整備、スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成、受入環境整備、二次交通の確保、情報発信等に係る取組を支援した。

○ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促進事業

インバウンドの需要を確実に収益に繋げて消費額増加を図るため、1週間以上の旅全体を通じたストーリーの造成等により地域を繋げ、長期滞在を実現するための実証にかかる取組を支援した。

○地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり

観光による地方創生や訪日外国人旅行者の旅行消費額の拡大を目指し、消費単価の高い高付加価値旅行者の誘致促進に取り組むモデル観光地として令和6年9月に3地域を追加選定し、全国14のモデル観光地に対して、各地域のマスタープランに基づく、コンテンツの創出、宿泊施設や移動環境の検証、ガイドの体制等の受入環境の整備等の取組を支援するとともに、JNTOと連携し、海外セールス・情報発信の強化等に取り組んだ。

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

2025年大阪・関西万博に向けてインバウンドの本格回復を図るため、新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成した。

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

2025年大阪・関西万博に向けて、文化資源を磨き上げて観光コンテンツの拡充を行うとともに、戦略的・一体的なプロモーションを推進する「日本博2.0」や、文化財建造物のリノベーション等インバウンド向けの滞在環境の整備等によって、高付加価値旅行者を含む観光インバウンドの需要伸長及び地方誘客・消費拡大を促進した。

○地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

観光地・観光産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図るため、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、2024年6月に新たに32地域を採択し、前年からの2カ年度に渡る全採択地域は202地域となり、地方公共団体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画に基づく宿泊施設等の改修事業等を支援した。

（その他の外部要因の状況）

円安傾向の継続

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行需要の減少と、5類感染症への移行による旅行需要の増加

（目標の達成状況に関する分析）

令和6年の地方部での外国人延べ宿泊者数は、令和5年の3,358万人泊から51.4%増加し過去最高の5,086万人泊となった。しかし、令和6年現在も、訪日外国人旅行者のおよそ7割が三大都市圏に宿泊しており、地方部での長期滞在に資する取組に課題があったと考えられるため、コロナ禍前を含め過去最高値であった令和元年の4,309万人泊からの伸び率は約16%にとどまっている。よって、令和12年の目標値である1億3000万人泊の到達に向けて十分な進捗率となっているとは言い難いことから、Bと評価した。

（課題の特定）

観光庁では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた地方部での外国人延べ宿泊者数13,000万人泊（2030年）の目標達成に向けて、観光地域づくり法人（DMO）を中心とした魅力ある観光地域づくり、地域の観光資源を生かしたコンテンツ造成、受入環境整備、旅行者の地域における周遊の促進、情報発信等を支援することにより、地方誘客の推進に努めてきた。訪日外国人旅行者数が着実に増加した中で、訪日外国人旅行者の宿泊先はコロナ前よりも三大都市圏に集中している傾向にあり、高付加価値旅行者を含む訪日外国人旅行者のニーズに応じた魅力ある観光地域づくりの取組に課題があったと考えられることから、次期観光立国推進基本計画における方針も踏まえつつ、官民一体となり、地方部での長期滞在に資する地方誘客の取組をさらに促進していく必要がある。

(66)外国人リピーター数

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R12 年
実績値	293 万人 ※1	293 万人	－ ※2	286 万人	1,705 万人	2,422 万人	3,600 万人
年度ごとの 目標値		－	－	－	－	－	

※1.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年４月～１２月の調査が中止となったため、令和２年１月～３月期の結果を用いて試算したもの。

※2.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年１月～９月までの調査は中止、１０～１２月期の調査は「日本への来訪回数」の項目を調査していないため、実績値なし。

(事務事業等の実施状況)

○地域における受入環境整備促進事業

全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援した。

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化、事業者間連携による省人化等の人手不足対策を実施した。

○持続可能な観光推進モデル事業

JSTS-Dの実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援した。

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援した。

○全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

DMOを対象に地域特性・課題に応じた汎用性の高いマーケティング強化に取り組む実証実験を15件実施したほか、データを活用した観光地経営の高度化に向けた研修に取り組んだ。また、先進的な観光地の創出に向けて旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組む実証事業を6件実施したほか、生成AIの適切かつ効果的な活用に関する調査、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・管理・運用体制の構築等に取り組んだ。

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進する上で、中心的な役割・機能を果たすDMOの体制強化を図るため、外部専門人材の登用及び中核人材の確保・育成、安定的な財源確保に向けた計画策定等の取組を支援した。

○地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行った。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光立国推進基本計画に定める目標の達成、2025年大阪・関西万博開催を契機とした日本各地の魅力発信に向けて、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進をキーワードとし、国・地域ごとのニーズを踏まえた効果的なプロモーションに取り組んだ。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を支援した。具体的には、令和６年度は17地域に対して、スキー場インフラの整備、スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成、受入環境整備、二次交通の確保、情報発信等に係る取組を支援した。

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

2025 年大阪・関西万博に向けてインバウンドの本格回復を図るため、新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成した。

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

2025 年大阪・関西万博に向けて、文化資源を磨き上げて観光コンテンツの拡充を行うとともに、戦略的・一体的なプロモーションを推進する「日本博 2.0」や、文化財建造物のリノベーション等インバウンド向けの滞在環境の整備等によって、高付加価値旅行者を含む観光インバウンドの需要伸長及び地方誘客・消費拡大を促進した。

○地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

観光地・観光産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図るため、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、令和 6 年 6 月に新たに 32 地域を採択し、前年からの 2 カ年度に渡る全採択地域は 202 地域となり、地方公共団体・DMO 等による観光地再生に向けた地域計画に基づく宿泊施設等の改修事業等を支援した。

（その他の外部要因の状況）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行需要の減少と、5 類感染症への移行による旅行需要の増加

（目標の達成状況に関する分析）

令和 6 年の外国人リピーター数は過去最多の 2,422 万人となった。コロナ禍前の令和元年の訪日外国人旅行者数（2,047 万人）と比較し、約 18%の増加であり目標達成に向けて成果を示していると考えられるため、A と評価した。

（課題の特定）

—

(67) 日本人国内旅行消費額

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R12 年
実績値	10.0 兆円	10.0 兆円	9.2 兆円	17.2 兆円	21.9 兆円	25.2 兆円	22 兆円
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化、事業者間連携による省人化等の人手不足対策を実施した。

○全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進事業

DMOを対象に地域特性・課題に応じた汎用性の高いマーケティング強化に取り組む実証実験を15件実施したほか、データを活用した観光地経営の高度化に向けた研修に取り組んだ。また、先進的な観光地の創出に向けて旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組む実証事業を6件実施したほか、生成AIの適切かつ効果的な活用に関する調査、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・管理・運用体制の構築等に取り組んだ。

○新たな交流市場・観光資源の創出事業

「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図った。

○地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

観光地・観光産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図るため、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、令和6年6月に新たに32地域を採択し、前年からの2カ年度に渡る全採択地域は202地域となり、地方公共団体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画に基づく宿泊施設等の改修事業等を支援した。

(その他の外部要因の状況)

円安傾向の継続

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度（令和6年暦年実績）は、新型コロナウイルス感染症流行前の9割程度まで日本人の国内旅行者数が回

復したことに加え、旅行単価が大きく増加したことにより目標値を達成したため、A と評価した。

(課題の特定)

(68) 旅客施設における多言語対応率 (①鉄軌道駅)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	87%	87%	88%	89%	89%	91%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○公共交通機関利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

鉄軌道駅における多言語対応率については、「公共交通機関利用環境の革新等」を活用した整備を進めているが、コロナ禍前と比べて予算が減少したことにより事業を実施できる施設数が減少していることに加えて、新たな鉄軌道の開業等に伴う指定区間（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）第 8 条に基づき、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間として観光庁長官が指定する区間）の増加により整備対象旅客施設が増加しているため、実績値は令和 2 年度から令和 5 年度までほぼ横ばいとなっているところ。令和 6 年度の実績値は微増となったが、過去の実績値のトレンドを踏まえると、目標年度での目標達成が困難と見込まれることから、B と評価した。

(課題の特定)

公共交通事業者等は、指定区間において選定した旅客施設等に対して外国語等による情報の提供等の外国人観光旅客利便増進措置を講ずることとしており、また「公共交通利用環境の革新等」において多言語対応の強化に努めたところ。

しかし、(目標の達成状況に関する分析)に記載した理由により、十分な進捗率となっていないと考えられる。今後は、整備対象旅客施設の増加に鑑み、旅客施設における多言語対応率の向上及び維持に向けて、引き続き、必要な予算を確保していく。

(68) 旅客施設における多言語対応率 (③旅客船ターミナル)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	62%	62%	73%	80%	79%	81%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○公共交通機関利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

旅客船ターミナルにおける多言語対応率については、「公共交通機関利用環境の革新等」を活用した整備が進んでおり、実績値は令和 2 年度から令和 4 年度まで継続的に向上していたが、令和 4 年度から令和 5 年度にかけてはコロナ禍前と比べて予算が減少したことにより事業を実施できる施設数が減少していることに加えて、新たな旅客船ターミナルの開業等に伴う指定区間（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）第 8 条に基づき、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間として観光庁長官が指定する区間）の増加により整備対象旅客施設が増加しているため、ほぼ横ばいとなっているところ。過去の実績値のトレンドを踏まえると、目標年度での目標達成が困難と見込まれることから、B と評価した。

(課題の特定)

公共交通事業者等は、指定区間において選定した旅客施設等に対して外国語等による情報の提供等の外国人観光旅客利便増進措置を講ずることとしており、また「公共交通利用環境の革新等」において多言語対応の強化に努めたところ。

しかし、(目標の達成状況に関する分析)に記載した理由により、十分な進捗率となっていないと考えられる。今後は、整備対象旅客施設の増加に鑑み、旅客施設における多言語対応率の向上及び維持に向けて、引き続き、必要な予算を確保していく。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ③ 相当程度進展あり
（判断根拠） 業績指標 9 項目のうち A が 6 個、B が 3 個であり、過半数が A 評価のため、施策目標の評価は「③相当程度進展あり」と評価した。特に業績指標 67（日本人国内旅行消費額）については、令和 6 年度実績（速報値）が既に目標値を達成している。また、他指標においても令和 5 年度実績と比較して上昇しており、目標達成に向け順調に推移している。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 令和 2 年以降新型コロナウイルス感染症の影響により一部の業績指標の実績値が初期値を下回り落ち込んだものの、令和 5 年度以降は初期値・前年度実績を上回り、目標達成に向け順調に推移している。一部の業績指標は既に目標値を達成しており、今後は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）や、令和 7 年度末までに策定する予定の新たな「観光立国推進基本計画」を踏まえ、目標未達の業績指標においても目標値を達成するため、引き続き事業を実施していく。

外部有識者のコメント
目標は全て上回っているものの、この施策をそのまま推進することが本当に適切なのかと言った点を改めて考えるべきと思われる。オーバーツーリズムや人手不足によるサービス低下など新たな問題が山積となっている現状を捉えると、行政として解決すべき問題の方向性を見直す必要があると感じられる。（国土交通省政策評価会 松田 千恵子）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・ <u>施策目標 20</u> 観光庁観光戦略課 課長 菅原 晋也
・ <u>業績指標 63</u> 担当課：観光庁国際観光課（課長 齋藤 喬）
・ <u>業績指標 64</u> 担当課：観光庁観光戦略課 （課長 菅原 晋也）
・ <u>業績指標 65</u> 担当課：観光庁観光地域振興課 （課長 田中 倫英）
・ <u>業績指標 66</u> 担当課：観光庁国際観光課 （課長 齋藤 喬）
・ <u>業績指標 67</u> 担当課：観光庁観光戦略課 （課長 菅原 晋也）
・ <u>業績指標 68</u> 担当課：観光庁参事官（外客受入） （参事官 今井 盾介）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	国際観光事業分担金	004229
2	ASEAN 貿易投資観光促進センター等拠出金	004230
3	観光連絡調整経費	004231
4	観光統計整備事業	004232
5	観光地域動向調査事業	004233
6	国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進	004235
7	通訳ガイド制度の充実・強化	004236
8	独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金（一般勘定）	004237
9	観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズムの創出事業	004238
10	観光地・観光産業における人材不足対策事業	004239
11	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	004240
12	健全な民泊サービスの普及	004242
13	地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業（国際観光旅客税財源）	004244
14	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	004245
15	地域観光資源の多言語解説整備支援事業（国際観光旅客税財源）	004246
16	独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金（国際観光旅客税財源勘定）	004247
17	旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの整備（国際観光旅客税財源）	004248
18	円滑な出入国の環境整備（国際観光旅客税財源）	004251
19	円滑な通関等の環境整備（国際観光旅客税財源）	004252
20	空港における FAST TRAVEL 推進支援事業（国際観光旅客税財源）	004253
21	公共交通利用環境の革新等（国際観光旅客税財源）	004254
22	ICT 等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化（国際観光旅客税財源）	004255
23	インバウンドの地方展開に向けたインフラの観光資源化事業（国際観光旅客税財源）	004257
24	世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業（国際観光旅客税財源）	004259
25	日本博を契機とした観光コンテンツの拡充＜日本博を契機とした観光コンテンツの拡充＞（国際観光旅客税財源）	004261
26	Living History（生きた歴史体感プログラム）事業（国際観光旅客税財源）	004262
27	文化財・文化施設等のインバウンド対応事業（国際観光旅客税財源）	004263
28	日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信（国際観光旅客税財源）	004264
29	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（国際観光旅客税財源）	004265
30	国立公園等多言語解説等整備事業（国際観光旅客税財源）	004266
31	国立公園利用促進事業（国際観光旅客税財源）	004268
32	国立公園利活用促進円滑化事業（国際観光旅客税財源）	004269
33	海外教育旅行等の若者の国際交流促進	004271
34	日中韓観光大臣会合	004272
35	国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業（国際観光旅客税財源）	004274
36	クルーズ等訪日旅客の受入促進事業（国際観光旅客税財源）	004277
37	地域観光事業支援	004289
38	観光 DX を通じた先進的な観光地創出のためのモデル事業	004593
39	国立公園における滞在体験魅力向上・感動体験創出事業（国際観光旅客税財源）	004596
40	京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業（国際観光旅客税財源）	004598
41	新たな交流市場・観光資源の創出事業	004638
42	持続可能な観光推進モデル事業	004639
43	二国間の連携強化に向けた会議等の開催	004640
44	地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業	005668
45	地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業	006114
46	地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業（国際観光旅客税財源）	006160
47	歴史的資源を活用した観光まちづくり（国際観光旅客税財源）	006161
48	地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり（国際観光旅客税財源）	006201
49	インバウンドの本格的な回復に向けた集中的な取組等	007283
50	インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業	007284

51	日本博を契機とした観光コンテンツの拡充＜文化資源活用推進事業＞（国際観光旅客税財源）	007318
52	MICE 誘致のためのコンベンションビューロー機能高度化支援事業（国際観光旅客税財源）	007372
53	観光地域づくり法人（DMO）を核とした世界的な観光地域経営モデル事業（国際観光旅客税財源）	007374
54	事業者間連携等を通じた観光産業の付加価値向上支援（国際観光旅客税財源）	007375
55	地方誘客促進によるインバウンド拡大事業	007767
56	オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業	007768
57	地域一体となったインクルーシブツーリズム促進事業（国際観光旅客税財源）	019584
58	地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業（国際観光旅客税財源）	019590
59	全国の観光地・観光産業における総合的な観光 DX 推進事業（国際観光旅客税財源）	019598
60	事業者連携による省人化（人手不足対策事業）（国際観光旅客税財源）	019661
61	京都御苑体験型コンテンツ整備事業（国際観光旅客税財源）	019688
62	持続可能な文化財の保存・活用の好循環創出事業（国際観光旅客税財源）	019693
63	ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促進事業（国際観光旅客税財源）	019739
64	観光復興に向けた支援（北陸応援割）	019788
65	オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする訪日外国人旅行者受入環境整備に向けた緊急対策事業	020817
66	能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援	020823

参考指標の達成状況

施策目標：20 観光立国を推進する

参考指標

(参 102) 旅客施設における公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備率
(①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港)

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	①79%	①79%	①82%	①79%	①65%	①55%	①100%
	②71%	②71%	②75%	②85%	②83%	②80%	②100%
	③88%	③88%	③86%	③84%	③73%	③79%	③100%
	④97%	④97%	④97%	④98%	④100%	④100%	④100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 103) 国際空港における入国審査待ち時間 20 分以内達成率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	76%	—	—	—	—	—	対前年度 以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 102、103
担当課：観光庁参事官(外客受入) (参事官 今井 盾介)

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(63)訪日外国人旅行者数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		412万人 (令和2年)	6,000万人 (令和12年)
【指標の定義】 国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数(当該国の旅券を所持した入国者)から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数			
【目標設定の考え方・根拠】 ○世界の海外旅行市場は今後も成長が予測されており、この成長を我が国の活力とするため、我が国が世界の旅行者から選ばれる旅先となることが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、訪日外国人旅行者数について、「2030年:6,000万人」という目標が定められた。			
【外部要因】 景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響			
【他の関係主体】 日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁国際観光課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(外客受入)、 観光庁参事官(MICE)、観光庁観光地域振興課、 観光庁観光資源課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(64)訪日外国人旅行消費額*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0.7兆円 (令和2年)	15兆円 (令和12年)
【指標の定義】 訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額			
【目標設定の考え方・根拠】 ○観光が我が国の経済成長へ貢献するためには、訪日外国人旅行消費額を増大させ、地域への経済効果を高めることが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、訪日外国人旅行消費額について、「2030年:15兆円」という目標が定められた。			
【外部要因】 景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響			
【他の関係主体】 日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁観光戦略課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁国際観光課、 観光庁参事官(外客受入)、観光庁参事官(MICE)、 観光庁観光地域振興課、観光庁観光資源課、 観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(65) 地方部での外国人延べ宿泊者数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		779万人泊 (令和2年)	1億3,000万人泊 (令和12年)
【指標の定義】 三大都市圏に含まれる都府県(※)を除いた各道県の外国人の宿泊者数の延べ人数の合計 (※) 三大都市圏に含まれる都府県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県			
【目標設定の考え方・根拠】 ○訪日外国人旅行消費の効果を全国津々浦々に届け、観光を地方創生につなげていくためには、地方部へ訪れる外国人旅行者を増大させることが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2030年:1億3,000万人泊」という目標が定められた。			
【外部要因】 景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響			
【他の関係主体】 日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁観光地域振興課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁国際観光課、 観光庁参事官(外客受入)、観光庁観光資源課、 観光庁観光戦略課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(66)外国人リピーター数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		293万人 (令和2年)	3,600万人 (令和12年)
【指標の定義】 日本への来訪回数が2回目以上の訪日外国人旅行者の人数			
【目標設定の考え方・根拠】 ○我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、外国人リピーター数について、「2030年:3,600万人」という目標が定められた。			
【外部要因】 景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響			
【他の関係主体】 日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁国際観光課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(外客受入)、 観光庁観光地域振興課、観光庁観光資源課、 観光庁観光戦略課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(67)日本人国内旅行消費額	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.0兆円 (令和2年)	22兆円 (令和12年)
【指標の定義】 日本人の国内宿泊旅行及び国内日帰り旅行による消費額の合計			
【目標設定の考え方・根拠】 ○我が国の旅行消費額は、日本人の国内旅行による消費額が占める割合が高いことから、地域への経済効果、雇用創出効果をより一層高めるため、国内旅行を促進することが重要である。 ○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、日本人国内旅行消費額について、「2030年:22兆円」という目標が定められた。			
【外部要因】 国内の景気動向、社会・経済動向、災害、新型コロナウイルス感染症による影響等			
【他の関係主体】 旅行業・宿泊業の関連団体、関係各府省庁、旅行者・宿泊業者・交通事業者・メディア関係者等の民間事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁観光戦略課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(68)旅客施設における多言語対応率 (①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①87% (令和2年度) ②83% (令和2年度) ③62% (令和2年度) ④100% (令和2年度)	①100% (令和7年度) ②100% (令和7年度) ③100% (令和7年度) ④令和7年度まで 100%を維持
【指標の定義】 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条に基づき、公共交通事業者から提出された「外国人観光旅客利便増進実施計画」より算出し設定 ((多言語対応済み対象数)/(整備対象旅客施設) 分母:各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている2025年度末対象数の和 分子:各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている当該年度の実施済み数又は完了予定数の和 (但し、バスターミナルとは自動車ターミナル法に基づく旅客施設を対象とする。)			
【目標設定の考え方・根拠】 訪日外国人旅行者数2030年6,000万人等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる目標達成に向け、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、公共交通機関における多言語対応を推進する。 特に、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条に基づき、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間として観光庁長官が指定する区間においては、確実な導入を促す。			
【外部要因】 社会・経済動向、災害等			
【他の関係主体】 関係各府省庁・交通事業者・空港機能施設事業者 等			
【重要政策】 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」 ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)			
【備考】			
【担当課】	観光庁参事官(外客受入)		
【関係課】	鉄道局、物流・自動車局、海事局、港湾局、航空局		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。

業績指標	
指標番号	業績指標名
69	景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数 *
70	①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数 ②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率

業績指標の分析							
(69) 景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数 *							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	347	369	384	393	397	423	450
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
景観改善推進事業により、魅力的かつ住みよい「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うことで景観計画に基づく重点的な取組を後押しするとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備した。さらに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図った。（令和 6 年度事業実施箇所数：40 市町）							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数は着実に増加しているものの、国の法制度や施策への認知不足等により実績値が伸び悩んでおり、増加実績を勘案すると目標年度に目標達成が見込まれないことから、B と評価した。							
(課題の特定)							
景観まちづくり（歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かしたまちづくり）を推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」があげられる。							
こうした課題をふまえ、今後も継続的に、現況の事業の枠組みでは支援できていない自治体を支援可能とする新たな枠組みを検討する。							

(70) ①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	81	86	87	90	95	98	120
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

歴史的風致維持向上計画に関するホームページ「歴まち情報サイト」において、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組を紹介するとともに、各種会議において先進事例を情報提供し、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村が増えるよう、普及啓発を図った。また、歴史的風致維持向上計画策定を目指す市町村へ向けた手引き及び作成マニュアルを国土交通省ホームページに掲載し、市町村や有識者等の関心のある方へ広く周知している。

歴史的観光資源高質化支援事業においては、観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させることを目的とし、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景について、支援を実施している。

予算額：ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化 149 百万円の内数（令和5年度）

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数は着実に増加しているものの、国の法制度や施策への認知不足等により実績値が伸び悩んでおり、増加実績を勘案すると目標年度に目標達成が見込まれないことから、Bと評価した。

（課題の特定）

歴史まちづくり（地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくり）を推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」があげられる。

こうした課題をふまえ、今後も継続的に、現況の事業の枠組みでは支援できていない自治体を支援可能とする、新たな枠組みを検討する。

(70) ②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	76.5%	77.9%	79.3%	80.0%	81.0%	79.6%	82.5%
年度ごとの 目標値		-	-	-	-	-	

(事務事業等の実施状況)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針において、認定を受けた最初の歴史的風致維持向上計画終了後、次期計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を策定すべきとしている。また、歴史的風致維持向上計画に関する手引きにおいても、景観における規制的な措置の有効性を伝えるとともに、景観規制の強化について促している。さらに、景観改善推進事業において、歴史的風致維持向上計画認定都市の景観計画策定に要する経費、景観計画策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に関する経費を支援することで、歴史的風致維持向上計画認定都市が景観計画の策定に取り組めるよう後押している。

予算額：景観改善推進事業 予算額 70 百万円（令和 5 年度）

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率は着実に増加しているものの、国の法制度や施策への認知不足等により実績値が伸び悩んでおり、増加実績を勘案すると目標年度に目標達成が見込まれないことから、Bと評価した。

(課題の特定)

歴史的風致維持向上計画認定都市の景観計画策定に関する課題について、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」があげられる。

こうした課題をふまえ、今後も継続的に、現況の事業の枠組みでは支援できていない自治体を支援可能とする、新たな枠組みを検討する。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ③ 相当程度進展あり
（判断根拠） 業績指標 3 個のうち、B が 3 個であって、うち主要業績指標の達成率が 70%以上であり、おおむね目標に近い実績を示しているため、「③相当程度進展あり」と評価した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） ・いずれの業績指標においても、取り組む市町村数は着実に増加してきたものの、増加実績を勘案すると目標年度に達成できない状況である。 ・「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」が課題としてあげられる。 ・今後は現在の取り組みを継続するとともに、景観・歴史まちづくりに関するポータルサイトを立ち上げるなど新たな周知・啓発のツール開発を検討する。また、引き続き良好な景観形成及び歴史まちづくりのため、景観法及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の活用等について一層推進することとする。 ・各国土交通省地方整備局等とも連携し、更なる情報提供の手法の改善、提供する情報の工夫・充実等により、景観計画及び歴史的風致維持向上計画策定に取り組む市町村の一層の拡大を図る。また、引き続き歴史的風致維持向上計画認定都市への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取組の推進を図る。

外部有識者のコメント
本施策の課題に「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」を挙げているが、今後の取り組みが「国の法制度や施策等への認知不足」のみのように受け取れるため、観光庁や文化庁といった他の部局との連携が必須であると考ええる。そのため、抽出した課題について、関係部局との連携も踏まえて今後対応することが望ましいと思路する。（国土交通省政策評価会 鎌田 裕美）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 21 都市局公園緑地・景観課 課長 片山 壮二
・業績指標 69 担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）
・業績指標 70 担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	景観改善推進事業	004292
2	地域の歴史・景観資源を活かしたまちづくりの高度化調査	020821

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		
【 業 績 指 標 】	(69)景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		347 (令和元年度)	450 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 景観法に基づく景観計画において、その他の行政区域よりも重点的な景観誘導の取組を行う地区(重点地区)を設けている景観行政団体(市区町村に限る)の数。			
【目標設定の考え方・根拠】 過去5年間(H27年度末～R1年度末)の間に、景観計画において重点地区を指定した景観行政団体(市区町村に限る)数を踏まえ、R7年度末での目標値を「令和7年度末に450団体」に設定。社会資本整備重点計画においても同数値を重点指標(KPI)として記載している。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村)			
【 重 要 政 策 】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章」に記載あり			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		
【業績指標】	(70) ①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数 ②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①81 (令和2年)※ ②76.5% (令和2年)※	①120 (令和7年度) ②82.5% (令和7年度)
【指標の定義】 ①地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下「歴史まちづくり法」という。)に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村 (歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村)の数 ②歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し国の認定を受けた市町村数のうち、景観計画を策定済みの市町村数の割合 【分子】歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた市町村数のうち、景観計画を策定済みの市町村数 【分母】歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ①歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、意向ありと回答した市町村の数に基づき設定。 ②令和元年度末時点の歴史的風致維持向上計画の認定市町村の景観計画策定実績を元に目標値を設定。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章」に記載あり			
【備考】 ※業績目標における初期値については、第5次社会重点資本計画より令和2年の数値を設定			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する

施策目標の概要及び達成すべき目標

国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。

業績指標

指標番号	業績指標名
71	三大都市圏環状道路整備率 *
72	道路による都市間速達性の確保率 *

業績指標の分析

(71) 三大都市圈環狀道路整備率 *

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	83%	83%	84%	84%	84%	84%	89%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

迅速かつ円滑な物流の実現などのため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備した。
令和6年度末供用延長約1,023km（／約1,200km）

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

業績指標の実績値は令和2年度の83%から令和6年度末に84%まで向上しているものの近年は横ばいで推移しており、現在の達成率は17%と、目標値に対して順調ではないことから、Bと評価した。実績値が横ばいとなっている要因としては、当初想定していた地質条件との違いによる工法変更等といった現地課題への対応等による事業の遅延が考えられる。

(課題の特定)

当初想定していた地質条件との違いによる工法変更等といった現地課題への対応等により遅延が生じている事業がある。

(72) 道路による都市間速達性の確保率 *

目標達成状況の評価	B

B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	57%	57%	57%	59%	57%	—	63%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

拠点間を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保するため、高規格道路の未整備区間解消に向けた整備を実施した。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

業績指標の実績値は、令和元年度から令和5年度にかけて改善しているとはいえず、進捗は順調ではないことから、Bと評価した。高規格道路の整備延長は着実に伸びている一方、交通の流れの変化や新たな速度低下箇所が発生等の様々な要因が影響し、実績値が横ばいになっていると考えられる。

(課題の特定)

道路による都市間速達性の確保率は、交通の流れの変化や新たな速度低下箇所の発生等の様々な影響を受けるものである。目標の達成に向けて、引き続き高規格道路の未整備区間の解消等を着実に推進していく必要がある。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果） ④ 進展が大きくない
（判断根拠） 業績指標 2 個のうち、B が 2 個であった。 業績指標 71 は初期値から実績値が向上しているものの目標達成率が想定を下回っており、業績指標 72 は実績値が横ばいの推移となっているため、本施策目標は「④進展が大きくない」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 本施策について、現地課題、地元の調整状況等によって事業遅延が生じている事業があること等により業績指標の実績値が想定を下回ったため、目標達成度合いとして進展が大きくないと評価した。一方、三大都市圏の環状道路整備や未整備区間の解消は施策目標達成に寄与するものであることから、引き続き、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網や高規格道路の未整備区間の解消を着実に推進することで、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。

外部有識者のコメント

環状道路の意義を知らない一般市民が多く、事業費の高騰も相まって整備が進みづらい環境にあることが推察される。事業化、工事のいずれにも膨大な時間を要する施策であることから、地元の理解を得ること等の課題解決にも評価をして、進展を広く知らせていく必要がある。（国土交通省政策評価会 鈴木 美緒）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・ 施策目標 22 道路局 企画課 道路経済調査室 室長 依田 秀則
・ 業績指標 71 担当課：道路局企画課道路経済調査室（室長 依田 秀則）
・ 業績指標 72 担当課：道路局企画課道路経済調査室（室長 依田 秀則）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	道路事業（補助等）	004176
2	有料道路事業等	004177

参考指標の達成状況

施 策 目 標：22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する。

参考指標							
(参 104) 高規格道路のミッシングリンク改善率							
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0%	0%	9%	17%	23%	30%	約 30%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 104 担当課：道路局企画課道路経済調査室（室長 依田 秀則）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する		
【 業 績 指 標 】	(71)三大都市圏環状道路整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		83% (令和2年度)	89% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 三大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)の環状道路の計画延長(約1,200km)に占める供用延長の割合 三大都市圏環状道路整備率 ＝ 三大都市圏における環状道路の供用延長 ÷ 三大都市圏における環状道路の計画延長			
【目標設定の考え方・根拠】 計画期間内に、開通が見込まれる区間が供用した場合の目標値を設定。			
【 外 部 要 因 】 地元の調整状況 等			
【 他 の 関 係 主 体 】 ・NEXCO、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)(会社区間の事業進捗 等)			
【 重 要 政 策 】 ・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日) 三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を図る(6. (2) iv)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	道路局 企画課 道路経済調査室		
【 関 係 課 】	道路局 国道・技術課 道路局 高速道路課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する		
【 業 績 指 標 】	(72)道路による都市間速達性の確保率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		57% (令和元年度)	63% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合 道路による都市間速達性の確保率 = 都市間連絡速度60km/h以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数 ÷ 都市間リンクの総数			
【目標設定の考え方・根拠】 過去の実績より、都市間速達性の確保率の改善傾向を踏まえ設定。			
【 外 部 要 因 】 高規格道路等の事業進捗等			
【 他 の 関 係 主 体 】 NEXCO(会社区間の事業進捗等)			
【 重 要 政 策 】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) 主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度60km/hが確保されている割合を令和7年度までに63%とする。(第3章第2節3.)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	道路局 企画課 道路経済調査室		
【 関 係 課 】	道路局 国道・技術課 道路局 高速道路課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：23 整備新幹線の整備を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
73	鉄道整備等により 5 大都市からの鉄道利用所要時間が新たに 3 時間以内となる地域の人口数 *
74	新幹線を利用する旅客数

業績指標の分析

(73) 鉄道整備等により 5 大都市からの鉄道利用所要時間が新たに 3 時間以内となる地域の人口数 *

目標達成状況の評価		N					
	初期値	実績値					目標値
	R 6 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R16 年度
実績値	0 万人	—	—	—	—	0 万人	120 万人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
（事務事業等の実施状況） 現在建設中の北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）については、令和 7 年 3 月に、「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備に関する有識者会議」において、現時点では、完成・開業は概ね令和 20 年度末頃となることが見込まれるが、トンネルの貫通に一定の目途が立った段階で、改めて全体工程を精査し開業時期を定めることが適切であることなどを内容とする報告書が取りまとめられたところ。 未着工区間である北陸新幹線（敦賀・新大阪間）及び九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）については、一日も早い全線開業に向けて、丁寧かつ着実に取組を進めているところ。							
（その他の外部要因の状況） —							
（目標の達成状況に関する分析） 令和 6 年度が本業績指標の基準年度であり、進捗状況については判断できないため N と評価した。							
（課題の特定） —							

(74) 新幹線を利用する旅客数

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度
実績値	1 億 5630 万人	1 億 5630 万人	1 億 9536 万人	2 億 9548 万人	3 億 5645 万人	3 億 8593 万 人	3 億 7000 万人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

順次新幹線ネットワークが構築されてきており、近年では、令和４年４月９日に九州新幹線（武雄温泉・長崎間）、令和６年３月に北陸新幹線（金沢・敦賀間）が開業した。

現在、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の各整備計画路線の着実な整備に取り組んでいる。

(その他の外部要因の状況)

新型コロナウイルスによる影響からの回復傾向等が見られる。

(目標の達成状況に関する分析)

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向が引き続き見られるほか、令和4年9月の九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業や令和6年3月の北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業等により、目標値を達成したため、Aと評価した。

(課題の特定)

評価結果

（目標達成度合いの測定結果） ③ 相当程度進展あり
（判断根拠） 業績指標 2 個のうち、A が 1 個、N が 1 個であった。 業績指標 73 について進捗状況について判断できないものの、業績指標 74 については目標を達成しており、整備新幹線の着実な整備を進めているところであるため、「③相当程度進展あり」とした。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 新幹線整備については、昭和 39 年に東海道新幹線が開業して以降、順次新幹線ネットワークが構築されてきており、令和 4 年に九州新幹線（武雄温泉・長崎間）、令和 6 年に北陸新幹線（金沢・敦賀間）が開業した。 現在、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）の各整備計画路線の着実な整備に取り組んでおり、引き続き、関係自治体や鉄道事業者などと連携協力し、着実に新幹線ネットワークの構築を進めていく。

外部有識者のコメント

・整備新幹線整備の視点では(74)指標のうち整備新幹線整備による効果を概算・推計でも分離して示せるとよりよい。 ・その点では参考指標(参 105) 「北陸新幹線・九州新幹線の開業を通じた交流人口の拡大」が今後測定できれば、まさに参考になるのではないかと。 (国土交通省政策評価会 平田 輝満)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 23 鉄道局幹線鉄道課 課長 軽部 努
・業績指標 73 担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 軽部 努）
・業績指標 74 担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 軽部 努）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	整備新幹線整備事業	004293
2	整備新幹線建設推進高度化等事業	004294

参考指標の達成状況

施策目標：23 整備新幹線の整備を促進する

参考指標							
(参 105) 北陸新幹線・九州新幹線の開業を通じた交流人口の拡大（①北陸新幹線、②九州新幹線）							
	初期値	実績値					目標値
	－	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	－
実績値	①－ (令和 5 年度)	①－	①－	①－	①－	①－	①15%増 (令和 8 年度)
	②－ (令和 4 年度)	②－	②－	②－	②－	②－	②15%増 (令和 7 年度)
年度ごとの 目標値		－	－	－	－	－	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 105 担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 軽部 努）

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	23 整備新幹線の整備を推進する		
【業績指標】	(73)鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和6年度)	120万人 (令和16年度)
【指標の定義】	5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅からJR等の幹線鉄道により、新たに3時間以内に到達出来る地域の人口数		
【目標設定の考え方・根拠】	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される整備新幹線の整備により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内に到達することが出来ることになる地域の人口数を目標値として設定。ただし、実績値については、外部要因(鉄道事業者によるダイヤ改正)の影響を受ける。		
【外部要因】	鉄道事業者によるダイヤ改正等		
【他の関係主体】	地方公共団体(建設財源の一部を負担)、鉄道事業者(営業主体)		
【重要政策】	整備新幹線問題検討会議決定 「整備新幹線の整備に関する基本方針」(平成21年12月24日) 「当面の整備新幹線の整備方針」(平成21年12月24日) 「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」(平成22年8月27日) 「整備新幹線問題に関する今後の対応について」(平成22年12月27日) 「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党確認事項)」(平成23年12月26日) 「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党申合せ)」(平成27年1月14日)		
【備考】			
【担当課】	鉄道局 幹線鉄道課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	23 整備新幹線の整備を推進する		
【 業 績 指 標 】	(74)新幹線を利用する旅客数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		1億5630万人 (令和2年度)	3億7000万人 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 新幹線各路線を合算した年間合計旅客数 対象路線:東海道新幹線、山陽新幹線、東北新幹線、北海道新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、九州新幹線			
【目標設定の考え方・根拠】 令和3年5月28日閣議決定された第5次社会資本整備重点計画において、重点目標「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」のため、「整備新幹線、リニア中央新幹線等の人流・物流ネットワークの早期整備・活用を推進」が位置づけられている。 整備新幹線の延伸の進捗に基づく、新幹線各路線の合計旅客者数の増加を目標値として設定。なお、旅客数量の増減は、新型コロナウイルスによる影響等が外部要因として挙げられる。			
【 外 部 要 因 】 民間事業者による運行本数の増減、新型コロナウイルスによる影響			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	鉄道局 幹線鉄道課		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：24 航空交通ネットワークを強化する

施策目標の概要及び達成すべき目標
国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。

業績指標	
指標番号	業績指標名
75	首都圏空港の空港処理能力 *
76	滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合
77	三大都市圏国際空港の国際線就航都市数

業績指標の分析							
(75) 首都圏空港の空港処理能力 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	82.6 万回	82.6 万回	82.6 万回	82.6 万回	82.6 万回	82.6 万回	約 100 万回
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
国際競争力の強化や訪日外国人旅行者の受入対応等の観点から、首都圏空港の機能強化に必要な施設整備等を実施。 成田空港については、令和 6 年度末現在は年間発着容量 34 万回となっているところ、既存の B 滑走路延伸や C 滑走路新設等による「更なる機能強化」により、令和 10 年度末目途に年間発着容量 50 万回の実現を図る。 羽田空港については、発着容量の増加を図るために令和 2 年 3 月から新飛行経路の運用等を開始しており、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供等の取組を行う。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
成田空港については「更なる機能強化」の途上であり、現時点では目標値を達成していないものの、B 滑走路延伸部における東関東自動車道の地下道化工事に着手、C 滑走路新設部における C 滑走路北側トンネル工事に着手等、目標値の達成のために必要な事業を現在実施中であり、本事業が完了することにより令和 12 年度の目標値を達成できると見込んでいるところ、令和 10 年度末を完了の目途として施設整備は順調に進捗している。 羽田空港については、令和 2 年 3 月からの新飛行経路の運用等により達成すべき空港処理能力は確保されているが、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供等の取組を行う。 引き続き両空港において取組を進め、目標年度までに首都圏空港の空港処理能力を年間約 100 万回に拡大することを目指す。現時点では目標年度に目標を達成する見込みであるため、A 評価とした。							
(課題の特定)							
—							

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 3 個のうち、A が 2 個、B が 1 個であった。新型コロナウイルスによる海外情勢などの外的要因の影響を受けている指標もあるが、一方で影響を受けなかった指標については順調に推移しており、目標達成に向けて進展があったと考えられるため、「③相当程度進展あり」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 75 については、目標値の達成のために必要な事業を現在実施中であり、施設整備は順調に進捗している。引き続き成田空港について、既存の B 滑走路延伸や C 滑走路新設等による機能強化を進め、首都圏空港の空港処理能力を年間約 100 万回に拡大することを目指す。

業績指標 76 については、計画に基づいて空港の耐震工事を実施しており、今後、他の対象空港についても、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施していく。

業績指標 77 については、年々国際線就航都市数の回復が進んでいるものの、令和 2 年以降新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、目標は達成できていない。引き続き、回復が見込まれる航空需要を取り込み、目標値の達成を図る。

外的要因の影響を受けた業績指標があるものの、引き続き施策目標達成に向けて各種取組を推進する。航空需要の動向等を踏まえつつ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等の目標に向けて、首都圏に限らず我が国全体の空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。

外部有識者のコメント

評価については妥当と思われるが、(75)については実績値の横ばいが続く限り R12 目標とは徐々に乖離していくような方向性となっており、どのようにリカバリーを目指すのか具体策を考える必要があるのではないかと。また、(77)についてコロナの影響については理解するが、一方で円安による旅行客増は相当なものがあり、それでもなお回復できない理由をもう少し深堀する必要があるのではないかと。(国土交通省政策評価会 松田 千恵子)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 24

航空局総務課企画室 室長 後藤 暢子

・業績指標 75

担当課： 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課（課長 川島 雄一郎）

関係課： 航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港計画室（室長 鈴木 雄士）

航空局航空ネットワーク部国際航空課（課長 森 哲也）

航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 庄司 郁）

・業績指標 76

担当課： 航空局航空ネットワーク部空港技術課（課長 平井 洋次）

・業績指標 77

担当課： 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課（課長 川島 雄一郎）

担当課： 航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課（課長 川端 達史）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	東京国際空港整備事業	004296
2	関西国際空港整備事業	004297
3	中部国際空港整備事業	004298
4	空港周辺環境対策事業	004299
5	一般空港等整備事業（直轄）	004300
6	一般空港等整備事業（補助）	004302
7	航空路整備事業（管制施設整備）	004303
8	航空路整備事業（航空保安施設整備）	004305
9	国管理空港の経営改革の推進	004306
10	成田国際空港整備事業	007323
11	空港整備事業資金貸付事業	007324

参考指標の達成状況

施 策 目 標：24 航空交通ネットワークを強化する

参考指標							
(参 106) 「A2-BCP」(空港業務継続計画)に基づく訓練等の毎年度8月までの実施率(◆)							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	毎年度
実績値	70%	70%	92%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) 各空港で策定された対応計画(「A2-BCP」)に基づく、災害時を想定した空港関係者等と連携した対応訓練等を着実に期限までに実施する。							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) 令和4年度から令和6年度まで全国95空港において訓練を実施することが浸透でき、台風が頻発する時期を前に準備することができていることからAと評価した。							
(課題の特定) —							

(参 107) 滑走路増設を図った後の滑走路処理能力(福岡空港)(◆)							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
実績値	17.6 万回／年	17.6 万回／年	17.6 万回／年	17.6 万回／年	17.6 万回／年	18.8 万回／年	18.8 万回／年
年度ごとの 目標値	/	17.6 万回／年	17.6 万回／年	17.6 万回／年	17.6 万回／年	18.8 万回／年	/
(事務事業等の実施状況) 令和元年度に平行誘導路の二重化が完成し、航空機の運航の安全を確保するために設定している1時間当たりの発着回数、38回（滑走路処理能力17.6万回／年）へ拡大した。その後も福岡空港における滑走路の増設整備を進め、令和6年度末に1時間当たりの発着回数が、40回（滑走路処理能力18.8万回／年）へ拡大した。							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) 滑走路増設整備に関し、滑走路及び誘導路の新設等の整備について計画通り実施し着実な整備を進め、令和6年度末の目標である令和7年3月20日に供用したことから目標の達成をしたため、Aと評価した。							
(課題の特定) —							

(参 108) 七大空港（成田・羽田・関西・中部・新千歳・福岡・那覇）のチェックイン（セルフ）・保安検査場にかかる待ち時間をそれぞれ半減、またはそれぞれ 10 分以下に短縮した空港（◆）

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	21 %	100 %
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

対象空港において、出入国体制の強化を図るため、WG を立ち上げ、出入国体制強化計画を策定し、計画を基に課題対応施策の検討や調査、機器の導入等を進めている。

（その他の外部要因の状況）

新型コロナウイルス感染症拡大による自粛期間中での退職等による職員の減少、事業者の経営状況悪化により機器等の導入に遅れが生じている。

（目標の達成状況に関する分析）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ国際航空需要は回復しつつあるものの、自粛期間中の退職等による職員の減少や機器等の導入が進んでおらず、目標値に届いていないため B と評価した。なお、令和 7 年 3 月末時点で 3 空港において保安検査場にかかる待ち時間短縮を達成した。

（課題の特定）

新型コロナウイルス感染症拡大による自粛期間中での退職等による職員の減少、事業者の経営状況悪化により機器等の導入に遅れが生じているため、引き続き補助金等も活用しつつ旅客が行う手続きや空港内の動線の高度化を実施し、旅客満足度の向上を図る。

(参 109) 空港における浸水・耐震対策（①護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合、②空港無線施設等の電源設備への止水扉設置等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水の防止が可能となる空港の割合、③空港ターミナルビルの電源設備への止水扉設置等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水の防止が可能となる空港の割合、④空港ターミナルビル吊り天井の安全対策により、地震による吊り天井の落下事故の防止が可能となる空港の割合）

	初期値	実績値					目標値
	①R 元年度 ②R 2 年度 ③R 2 年度 ④R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	①26% ②76% ③73% ④64%	①26% ②76% ③73% ④64%	①35% ②89% ③76% ④68%	①39% ②94% ③78% ④72%	①39% ②96% ③89% ④74%	①48% ②97% ③91% ④75%	①87% ②100% ③85% ④75%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 110) 滑走路端安全区域 (RESA) が確保されている空港の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	28.9%	32.0%	34.0%	36.1%	37.1%	42.3%	68%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 111) 地方空港における国際線就航都市数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	121 都市	1 都市	4 都市	6 都市	32 都市	77 都市	130 都市
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 112) ビジネスジェット発着回数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R10 年
実績値	1.4 万回	1.4 万回	1.4 万回	1.8 万回	2.2 万回	2.3 万回	2.6 万回
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 113) 指定空港（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 126 条第 5 項の許可を必要としない空港）数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	32 空港	32 空港	32 空港	32 空港	32 空港	33 空港	37 空港
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 114) 主要航空会社の航空機操縦士の人数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年 1 月 1 日	R 2 年 1 月 1 日	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	6,843 名	6,843 名	6,673 名	6,812 名	7,091 名	7,274 名	約 7,500 名
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 115) 主要航空会社への航空機操縦士の年間新規供給数

	初期値	実績値					目標値
	H28 年度 ～R 元年度 の平均	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	332 名／年	276 名／年	265 名／年	334 名／年	465 名／年	(集計中)	約 400 名／年
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 116) 飛行毎の個別審査件数

	初期値	実績値					目標値
	R 4 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	
実績値	91,073 件	—	—	91,073 件	81,428 件	93,879 件	制度導入 (令和 4 年 度) から 5 年間で半減
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 106

担当課：航空局航空ネットワーク部空港技術課（課長 平井 洋次）

・参考指標 107

担当課：航空局航空ネットワーク部空港計画課（課長 楠山 哲弘）

・参考指標 108

担当課：航空局総務課企画室（室長 後藤 暢子）

・参考指標 109

担当課：航空局航空ネットワーク部空港技術課（課長 平井 洋次）

・参考指標 110

担当課：航空局航空ネットワーク部空港計画課（課長 楠山 哲弘）

・参考指標 111

担当課：航空局総務課企画室（室長 後藤 暢子）
航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（課長 指田 徹）

・参考指標 112

担当課：航空局総務課企画室（室長 後藤 暢子）

・参考指標 113

担当課：航空局総務課企画室（室長 後藤 暢子）

・参考指標 114

担当課：航空局安全部安全政策課乗員政策室（課長 梅澤 大輔）

・参考指標 115

担当課：航空局安全部安全政策課乗員政策室（課長 梅澤 大輔）

・参考指標 116

担当課：航空局安全部無人航空機安全課（課長 江口 真）

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【業績指標】	(75)首都圏空港の空港処理能力*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		82.6万回 (令和元年度)	約100万回(82.6万回＋約16万回) (令和12年度)
【指標の定義】 首都圏空港のうち成田空港における空港処理能力の増加。			
【目標設定の考え方・根拠】 成田空港の整備により見込まれる首都圏空港の空港処理能力の増加を目標とした。			
【外部要因】 景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向			
【他の関係主体】 航空運送事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日) 「成田国際空港においては、C滑走路新設等による機能強化を進め、首都圏空港全体での年間発着容量約100万回の実現を目指す。」 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日) 「首都圏空港における年間発着容量約100万回の実現を目指し、…(略)…成田空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C滑走路新設等の機能強化の取組を進める。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課		
【関係課】	航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港計画室 航空局航空ネットワーク部国際航空課 航空局航空ネットワーク部航空事業課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【 施 策 目 標 】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【 業 績 指 標 】	(76)滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		70% (令和元年度)	87% (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 平成23年の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が救急・救命活動等の拠点としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は救急・救命活動等の拠点機能としての役割が求められる。 このため、全国の空港のうちネットワークの拠点となる23空港に対し、20空港において地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とする滑走路等の耐震対策を完了する。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 ・内閣府沖縄総合事務局(事業主体、那覇空港の整備を所管)			
【 重 要 政 策 】 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	航空局航空ネットワーク部空港技術課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【業績指標】	(77)三大都市圏国際空港の国際線就航都市数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		216 都市 (令和元年)	226 都市 (令和7年)
【指標の定義】 首都圏空港(東京国際空港、成田国際空港)、関西国際空港、中部国際空港における国際線就航都市の合計数			
【目標設定の考え方・根拠】 2024年には2019年の航空需要水準に回復するとされるIATAの予測をベースとし、過去4年間(2015年～2018年)における三大都市圏の国際空港からの就航都市増加数の傾向から、1年間分(2024～2025年)を加算した数値目標として設定。			
【外部要因】 航空運送事業者(事業主体)の判断 新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う世界的な航空需要の変動			
【他の関係主体】 航空運送事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章」に記載あり ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日)「第4章」に記載あり			
【備考】			
【担当課】	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課、近畿圏・中部圏空港課		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【参考指標】	(参106)「A2-BCP」(空港業務継続計画)に基づく訓練等の毎年度8月までの実施率(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		70% (令和2年度)	100% (令和7年度)
【指標の定義】 「A2-BCP」(空港業務継続計画)に基づく訓練等の毎年度8月までの実施率			
【目標設定の考え方・根拠】 災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため全国の95空港で対応計画(「A2-BCP」)に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化に努める必要がある。 このため、各空港で策定された対応計画(「A2-BCP」)に基づく、災害時を想定した空港関係者等と連携した対応訓練等を着実に完了する。			
【外部要因】 なし			
【他の関係主体】 空港管理者(事業主体) ※地方公共団体、空港会社			
【重要政策】 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	航空局航空ネットワーク部空港技術課		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【参考指標】	(参107) 滑走路増設を図った後の滑走路処理能力(福岡空港)(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		17.6万回/年 (令和元年度)	18.8万回/年 (令和6年度末)
【指標の定義】 滑走路増設を図った後の滑走路処理能力			
【目標設定の考え方・根拠】 滑走路増設を図った後の滑走路処理能力			
【外部要因】 地元の調整状況等			
【他の関係主体】 空港運営事業者等			
【重要政策】 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	航空局航空ネットワーク部空港計画課		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【参考指標】	(参108) 七大空港(成田・羽田・関西・中部・新千歳・福岡・那覇)のチェックイン(セルフ)・保安検査場にかかる待ち時間をそれぞれ半減、またはそれぞれ10分以下に短縮した空港 (◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0% (令和元年度)	100% (令和7年度末)
【指標の定義】 待ち時間目標達成状況(%) = ①待ち時間目標達成空港数 ÷ ②対象空港数			
【目標設定の考え方・根拠】 ストレスフリーで快適な旅行環境の実現を目指し、訪日外国人旅行者・日本人出国者の大半が利用する空路において世界最高水準の利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、旅客満足度の向上を図ることとしている。(FAST TRAVELの推進) IATA「Level of Service」(Check in [Self-Service]: 2-7min, Security :5-10min)を参考に、各空港の実状も踏まえて設定するチェックイン(セルフ)・保安検査の最大待ち時間目標※を令和7年度までに達成する。 ※各空港のチェックイン(セルフ)・保安検査の最大待ち時間目標 ・それぞれ10分(成田・羽田・関西・中部) ・それぞれ10分又は現状からの半減(新千歳・福岡・那覇)			
【外部要因】 国際航空需要の増減			
【他の関係主体】 空港会社・空港ビル会社			
【重要政策】 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	航空局総務課企画室		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 25 都市再生・地域再生を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
78	滞在快適性等向上区域を設定した市町村数
79	半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
80	国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市（令和2年度時点）の主要地区の地価の増加割合（平成24年度比）＊
81	立地適正化計画を策定した市町村数 ＊
82	立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 ＊
83	物流拠点の整備地区数

業績指標の分析

(78) 滞在快適性等向上区域を設定した市町村数

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	31 市町村	31 市町村	53 市町村	73 市町村	102 市町村	119 市町村	100 市町村
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

○予算制度

- ・まちなかウォークアブル推進事業

道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進した。

予算額：補助金 618 百万円 及び 社会資本整備総合交付金 487,410 百万円の内数

○法律・税制制度

- ・一体型滞在快適性等向上事業

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性向上区域）内の民間事業者等が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出するため、以下の税制特例、法律上の特例等の支援措置を講じた。

 - ・ウォークアブル推進税制

一体型滞在快適性等向上事業により、民間事業者等が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じた（令和 6 年度適用実績：8 件）。
 - ・都市利便増進協定の締結

一体型滞在快適性等向上事業の実施のために必要があるときは、都市利便増進協定の締結が可能となる。
 - ・看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例

イベントなど地域の催しに関する情報を提供する看板又は広告塔について、都市公園に設置することが可能となる。
 - ・公園施設設置管理協定制

都市公園内に公園管理者との協定に基づきカフェ、売店等の設置を行う場合、設置管理許可期間の延長や建蔽率の上限緩和が可能となる。（適用実績：4 件）

(82) 立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *

目標達成状況の評価 A

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度
実績値	257 市町村	257 市町村	316 市町村	386 市町村	503 市町村	584 市町村	400 市町村
年度ごとの 目標値		—	292 市町村	328 市町村	364 市町村	400 市町村	

(事務事業等の実施状況)

令和6年度時点で、立地適正化計画は907自治体で取組中（そのうち636自治体で立地適正化計画作成済）であり、都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導している。また、公共交通の充実を図ることを目的とした地域公共交通計画は1,184件策定されている。これらの計画の連動を促進し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進している。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

目標値 400 市町村に対し、令和 6 年度の実績値は 584 市町村と順調に推移し目標を達成したため、A と評価した。
当該指標は第 5 次社会資本整備重点計画における重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標（KPI）に設定されており、同計画の改訂にあたって新たな目標を検討している。

(課題の特定)

(83) 物流拠点の整備地区数

目標達成状況の評価	B

B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	103 地区	106 地区	111 地区	114 地区	118 地区	—	125 地区
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や近年の流通業務市街地関連施策等について普及促進等を行っている。また、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

(その他の外部要因の状況)

工事等に関する地元との調整に伴う整備完了予定の延伸

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度末時点での実績値は118件であり、毎年度整備地区数は伸びているものの、地元との調整等を要因として事業の遅れが発生したことにより目標年度での目標達成に向けたトレンドで推移していないため、Bと評価した。

(課題の特定)

今後も年間複数の整備完了地区が見込まれるが、地元との調整等により整備完了予定時期の延伸が見込まれる地区もある。引き続き、流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や近年の流通業務市街地関連施策等について普及促進等を行うことや、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施していく。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 6 個のうち、目標達成状況評価の A が 4 個、B が 2 個であった。業績指標 79・83 では確実な目標達成には至らない可能性があるものの、主要業績指標を含むその他 4 つの業績指標については目標を達成していることから、「③ 相当程度進展あり」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

主要業績指標を含む 4 つの業績指標において目標を達成していることから、国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策や、地域が抱える多様な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けて実施している施策の効果が見受けられる。

上記のことから、目標達成に向けて着実な進展が確認できる一方で、更なる創意工夫、努力が必要であると思われる施策も存在している。また、人口減少の本格化等、都市再生・地域再生を巡る課題は山積しているところであるため、施策の改善を含め、引き続き、都市の魅力や国際競争力を高めるとともに、地域の活性化を図るため持続可能な都市の再生、地域の再生に向けた施策を着実に実施していく。

外部有識者のコメント

- ・指標(80)：ここ 2 年程度の地価上昇により目標達成されているが、政策評価の対象である都市整備・基盤整備による地価上昇への貢献分をどのように考察しているのか補足があると良いと思う。それ以外にもマクロな社会経済状況の影響についての分析があると良いと思われる。
 - ・指標(79)：半島地域人口の社会増減率の指標は、5 年移動平均が毎年改善すべきという目標と理解したが少々分かりづらい。基準値を決めて 5 年平均で評価するなど、考察で書かれているコロナ禍の影響も踏まえて、次回の目標値の考え方は再考の余地があるとともに、対象となる半島振興対策の貢献分の評価もできるとよいと思う。また、直近の能登半島地震の影響についても何らかの考察があるとより良い。
- (国土交通省政策評価会 平田 輝満)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 25

都市局まちづくり推進課 課長 須藤 明彦

・業績指標 78

担当課：都市局まちづくり推進課 （課長 須藤 明彦）

・業績指標 79

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室 （室長 堀江 直宏）

・業績指標 80

担当課：都市局市街地整備課 （課長 小川 博之）

・業績指標 81

担当課：都市局都市計画課 （課長 齋藤 良太）

・業績指標 82

担当課：都市局都市計画課 （課長 齋藤 良太）

・業績指標 83

担当課：都市局市街地整備課 （課長 小川 博之）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	004051
2	半島地域振興等に必要な経費	004307
3	きめ細やかな豪雪地帯対策の推進に要する経費	004309
4	市街地再開発事業	004312
5	都市再生総合整備事業	004313
6	まち再生総合支援事業	004314
7	国際競争拠点都市整備事業等	004315
8	都市開発資金貸付事業	004316
9	地域活性化推進経費	004317
10	国際機関等拠出金	004318
11	防災のための集団移転促進事業に必要な経費	004319
12	都市分野の国際展開、国際貢献推進経費	004320
13	集約型都市構造化推進調査経費	004322
14	集約都市形成支援事業	004323
15	まちなかウォークアブル推進事業	004326
16	都市構造再編集集中支援事業	004327
17	まちなか公共空間等活用支援事業	004328
18	官民連携まちなか再生推進事業	004329
19	新しい生活様式に沿った二地域居住の推進調査	004599
20	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業、都市空間情報デジタル基盤構築調査及び先導的まちづくり調査	004642
21	2027 年国際園芸博覧会事業、2027 年国際園芸博覧会検討調査及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業	004644
22	移住等の促進に係る調査経費	007423
23	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	007424
24	二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装	020406
25	全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策	020407

参考指標の達成状況

施策目標：25 都市再生・地域再生を推進する

参考指標

(参 117) 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合

	初期値	実績値					目標値
	H29 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R13 年度
実績値	65.9%	68%	68%	70%	70%	70%	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 118) 都市機能誘導区域内に立地する施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数の割合が 2 / 3 以上

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度末
実績値	65.4%	63.2%	67.9%	63.6%	67.9%	(集計中)	評価対象 都市の 2/3
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 119) 居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数の割合が 2 / 3 以上

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度末
実績値	69.9%	71.4%	66.1%	63.9%	72.2%	(集計中)	評価対象 都市の 2/3
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 120) 都市計画道路の見直し（①見直しの検討に着手した市町村数の割合、②見直しを行った市町村数の割合）

	初期値	実績値					目標値
	H29 年 3 月末	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 5 年度末
実績値	①86.4% ②80.9%	①86.9% ②83.3%	①88.3% ②84.9%	①89.1% ②85.9%	①90.5% ②86.8%	①91.4% ②88.3%	①100% ②90%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 121) 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年 (H23 年 比)	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年 (R 2 年 比)
実績値	78.6%	78.6%	80.8%	73.0%	57.7%	65.4%	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 122) 都市機能更新率（市街地再開発事業等により 4 階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合）

	初期値	実績値					目標値
	H25 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	40.50%	43.39%	43.95%	44.23%	44.70%	44.93%	47.0%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 123) 文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）

	初期値	実績値					目標値
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R 7 年度	—	R7 年度
実績値	152 施設	155 施設	157 施設	158 施設	—	—	165 施設
年度ごとの 目標値		165 施設	165 施設	165 施設	—	—	

(参 124) 半島地域における平均課税対象所得額の対前年度比

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	—	1.00	1.03	1.02	1.00	1.07	1.00 超
年度ごとの 目標値		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	

(参 29) R17 年度までに災害対応拠点を含み拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムによりエネルギー供給が開始されることが予測される地区数

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R17 年度
実績値	9 地区	11 地区	—	—	—	—	22 地区
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

- ・参考指標 117

担当課：国土政策局地域振興課（課長 石井 秀明 ）

- ・参考指標 118

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

- ・参考指標 119

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

- ・参考指標 120

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

- ・参考指標 121

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 須藤 明彦）

- ・参考指標 122

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

- ・参考指標 123

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 須藤 明彦）

- ・参考指標 124

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室 （室長 藤森 英之 ）

- ・参考指標 29

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(78)滞在快適性等向上区域を設定した市町村数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		31 (令和2年)	100 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 滞在快適性等向上区域※を設定した市町村数 ※多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置づけるもの。			
【目標設定の考え方・根拠】 本取組を企画した当初、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに賛同する都市(ウォーカブル推進都市)として約200市町村に手を挙げていただいていた(令和元年12月調査)。このうち約半数の市町村で、令和3年度以降の5年間で本制度を活用した取組の具体化を目指すことを目標にしたもの。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	国土交通省都市局まちづくり推進課		
【 関 係 課 】	国土交通省都市局街路交通施設課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(79)半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		—	1.00未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)」により、半島振興対策実施地域(以下「半島地域」という)の総人口における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。 ※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期末人口で除したもの			
【目標設定の考え方・根拠】 半島振興法は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。 評価年度の半島地域内の総人口における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。			
【 外 部 要 因 】 災害、景気変動			
【 他 の 関 係 主 体 】 半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村			
【 重 要 政 策 】 ・「デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)」において「半島振興広域連携促進事業費補助金を活用し、交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援することで、半島地域の自立的発展を図る。」(第4章 2. (1)とされている。 ・新しい資本主義「フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)」において「離島、半島、豪雪地帯、特定農山村等における地域固有の課題解決を促進するため、遠隔医療、遠隔教育、グリーンスローモビリティ、ドローン配送、再エネ、屋根の雪下ろしの人的・技術的サポート、野生鳥獣対策等に係る先進技術を活用した取組について、2025年度までに計130以上の地方公共団体への展開を目指す。」(Ⅲ 1. (3)とされている。 ・「経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)」において「過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。」(第2章 2. (3)とされている。 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)」において「平地に恵まれないなど、制約が多い半島地域において、地域資源を活かした交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援すること等により、地域の自立的発展を図る。」(第3章 1. (5)とされている。 ・「国土形成計画(平成27年8月閣議決定)」において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第2部 第1章 第6節(4))」とされている。			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	国土政策局地域振興課半島振興室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(80)国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合(平成24年度比)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		84.1% (令和元年度)	100% (令和7年度)
【指標の定義】 都市再生特別措置法第19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合を算出する。 算出方法:成果実績(達成度) = { (調査年度の地価総計額) / (H24年度調査の地価総計額) - 1.0 } × 100 (%) ※該当年1月1日時点の公示地価			
【目標設定の考え方・根拠】 特定都市再生緊急整備地域における都市開発プロジェクトの促進に必要となるインフラ整備等の推進により、大都市の都市再生、さらには国際競争力強化を図ることを目的としており、その成果を定量的に判断し得る指標として、地価の増加割合を目標値に設定する。 なお、国際競争拠点都市整備事業は、平成23年度に制度創設した事業であり、事業効果が地価に反映されるには一定の時間を要するため、事業効果発現前の時点として平成24年度を評価の基準年度として設定した。			
【外部要因】 景気の動向 等			
【他の関係主体】 地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者等			
【重要政策】 ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2021(令和3年6月18日) 「民間投資の喚起や都市再生の質の向上を図るため、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融、税制等の支援等により、都市再生を力強く進める。」(第3章 4.(1)①iii(a)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局市街地整備課、街路交通施設課		
【関係課】	都市局まちづくり推進課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(81) 立地適正化計画を策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		383市町村 (令和2年度)	600市町村 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画を策定する市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・立地適正化計画を策定する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。 ・当初、立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、令和2年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を150市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和元年度までに計画の作成意向を有する約300市町村(平成29年7月末時点調査)において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を600市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 市町村			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	都市局都市計画課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(82)立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		257 (令和2年度)	400 (令和6年度)
【指標の定義】 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。 ・現時点の自治体の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を400市町村と設定。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体(立地適正化計画の作成主体)			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】都市局都市計画課 総合政策局地域交通課

【 関 係 課 】該当なし

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(83)物流拠点の整備地区数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		103地区 (令和2年度)	125地区 (令和7年度)
【指標の定義】 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数			
【目標設定の考え方・根拠】 土地区画整理事業手法等の活用等による高速道路や港湾周辺等の物流施設用地の整備推進の取組を測る指標として、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定			
【外部要因】 地元との調整等			
【他の関係主体】 地方公共団体等(事業施行者)			
【重要政策】 ・流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号) ・総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)(令和3年6月15日) 「① ポストコロナ時代における非接触や非対面、デジタル化等に対応した物流インフラの整備」			
【備考】			
【担当課】	都市局市街地整備課		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 26 鉄道網を充実・活性化させる

施策目標の概要及び達成すべき目標

鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。

業績指標

指標番号	業績指標名
84	東京圏の相互直通運転の路線延長 *

業績指標の分析

(84) 東京圏の相互直通運転の路線延長 *

目標達成状況の評価	B						
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	975km	975km	937km	958km	958km	968km	985km
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
（事務事業等の実施状況） 既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の新設等の事業費を補助する都市鉄道利便増進事業費補助により、神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）の整備を進めてきた結果、令和 5 年 3 月に相鉄・東急直通線が開業し、令和 3 年度から令和 4 年度の実績値の増加に現れている。							
（その他の外部要因の状況） 既設線（京王線・高尾線、小田急多摩線等）の運行計画変更により、令和 2 年度から令和 3 年度の実績値が減少、令和 5 年度から令和 6 年度の実績値が増加している。							
（目標の達成状況に関する分析） 都市鉄道利便増進事業費補助が活用され、見込んでいた相互直通運転の路線延長の増加は達成し、都市鉄道等の利用者の利便を増進しているが、既設線の運行計画変更により指標上の延長が減少したため、目標年度に目標値の達成は困難であると見込まれることから、B と評価した。							
（課題の特定） 目標未達は外部要因（既設線の運行計画変更）によるものであり、今後、東京圏の路線需要を踏まえた鉄道事業者の経営判断による運行計画変更がなされた場合、その状況に応じて増減すると考えられる。							

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

本施策目標の業績指標は1個であって、令和6年度の実績値が目標を達成しなかったことからBと評価し、業績指標が目標に近い実績を示していないため、施策目標としては「④ 進展が大きくない」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

目標未達は外部要因（既設線の運行計画変更）によるものであり、目標設定時点で想定されていた神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）が都市鉄道利便増進事業費補助の活用により令和5年3月に開業したことで、都市鉄道等の利用者を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与しているところである。今後、外部要因等により相互直通運転の路線延長が増減することとも考えられることから、本業績指標の動向については注視するとともに、引き続き鉄道ネットワークの拡大・機能の高度化を推進していく。

外部有識者のコメント

相鉄・東急直通線の開業により路線延長は増加し、都市鉄道の利便性向上に一定の成果が見られた。しかし既設線の運行計画変更の影響で指標は一時的に減少し、目標値の達成には至らなかった。今後も路線延長は外部要因に左右されるため、需要予測と整備計画の柔軟な連携により、持続的なネットワーク拡充が求められる。（国土交通省政策評価会 大串 葉子）

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 26

鉄道局都市鉄道政策課 課長 小林 基樹

・業績指標 84

担当課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 小林 基樹）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	新線調査費等	004295
2	都市鉄道利便増進事業	004330
3	都市鉄道整備事業	004331
4	幹線鉄道等活性化事業	004332
5	鉄道駅総合改善事業	004334
6	鉄道整備等基礎調査等	004335
7	譲渡線建設費等利子補給	004336
8	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金	004337

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【 施 策 目 標 】	26 鉄道網を充実・活性化させる		
【 業 績 指 標 】	(84)東京圏の相互直通運転の路線延長*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		975km (令和元年度)	985km (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 東京圏における都市鉄道のうち、複数の事業者による相互直通運転の実施区間の延長。			
【目標設定の考え方・根拠】 東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度充実されている現状において、都市鉄道の路線間の連絡線整備や相互直通化、新線整備を推進することの重要性が増大していることに鑑み、目標年次までの新規路線の開業見込みも踏まえ、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。			
【 外 部 要 因 】 事業計画、開業年度の変更			
【 他 の 関 係 主 体 】 鉄道事業者(事業主体)			
【 重 要 政 策 】 ・交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定) ・交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成28年4月20日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	鉄道局都市鉄道政策課		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：27 地域公共交通の維持・活性化を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
85	地域公共交通計画の策定件数 *
82	【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *
86	地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数 *
87	地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率
88	航路、航空路が確保されている有人離島の割合 *（①航路、②航空路）
89	【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 *（②地方中枢都市圏、③地方都市圏）

業績指標の分析							
(85) 地域公共交通計画の策定件数 *							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	—	R 6 年度
実績値	618 件	714 件	835 件	1,021 件	1,184 件	—	1,200 件
年度ごとの 目標値		764 件	909 件	1,054 件	1,200 件	—	
(事務事業等の実施状況)							
地域交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催（令和 6 年度は 2 件実施、71 名参加）等のノウハウ支援に加え、平成 23 年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。							
これらの団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進した結果、令和 6 年度末時点では対前年度比＋163 件の 1,184 件の計画作成となり、概ね目標を達成したものの、目標数値には届かなかったため、B と評価した。							
(課題の特定)							
地域公共交通計画の策定にあたっては、地域の現状・問題点の把握・必要となる交通や土地利用等のデータ収集、分析を行った上で、協議会を設立し、交通事業者や住民と調整を行うといったプロセスを経る必要があるため、多大な時間と労力を要す。課題解決のため、引き続き、地域公共交通計画策定事業などを活用した支援、必要となるデータ整備に資する標準化の推進、デジタルを活用した先進事例の横展開を行い、地域公共交通計画策定やその後の施策実施に係る地方公共団体の負担軽減に取り組む。							

(82) 【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	—	R 6 年度
実績値	257 市町村	316 市町村	386 市町村	503 市町村	584 市町村	—	400 市町村
年度ごとの 目標値		292 市町村	328 市町村	364 市町村	400 市町村	—	

（事務事業等の実施状況）

令和 6 年度時点で、立地適正化計画は 907 自治体で取組中（636 自治体で立地適正化計画作成済）であり、都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導している。また、公共交通の充実を図ることを目的とした地域公共交通計画は 1,184 件策定されている。これらの計画の連動を促進し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進している。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

目標値 400 市町村に対し、実績 584 市町村と順調に推移し目標を達成したため、A と評価した。
当該指標は第 5 次社会資本整備重点計画における重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標（KPI）に設定されており、同計画の改訂にあたって新たな目標を検討している。

（課題の特定）

—

(86) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数 *

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	—	R 6 年度
実績値	55 件	63 件	76 件	99 件	140 件	—	200 件
年度ごとの 目標値		91 件	127 件	163 件	200 件	—	

（事務事業等の実施状況）

地域交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催（令和 6 年度は 2 件実施、71 名参加）等のノウハウ支援に加え、平成 23 年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

令和 5 年 10 月に全面施行された改正地域交通法では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等の地域交通の再構築に向け、地域公共交通利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行い、令和 6 年度末時点では、対前年度比+41 件となる 140 件の計画認定となった。
一方、地域公共交通特定事業の実施計画の作成にあたっては、地域交通事業者のみならず、道路管理者や港湾管理者、公安委員会、学識経験者や他分野の事業者など、幅広い関係者と協議を行って同意を得る、又は意見聴取を行う必要があり、自治体にとっての負担となっているため、目標未達となったことから、B と評価した。

（課題の特定）

上記の通り、自治体にとっての負担が大きく、目標未達となっていたものの、令和 5 年 10 月に全面施行された改正地域交通法において、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業等の新たな枠組みを創設・拡充し、令和 5 年度から 6 年度にかけて計画数が伸びたことから、引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が作成されるよう、新たな制度の周知など地方公共団体への支援を行い、地域公共交通特定事業の普及・促進を図っていく。

(87) 地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	－2.3%	－26.8%	3.4%	9.3%	4.9%	集計中	減少率 の縮小
年度ごとの 目標値		－	－	－	－	－	

（事務事業等の実施状況）

地域交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催（令和6年度は2件実施、71名参加）等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

（その他の外部要因の状況）

人口減少・少子高齢化・地方都市の市街地内の人口密度低下・地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さに起因する地方部の事業者の経営悪化、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」への対応や担い手不足に起因する減便・廃止の増加、新型コロナウイルス感染症の流行およびテレワークなどの社会変化に伴う需要減、訪日外国人の増加に伴う需要増等

（目標の達成状況に関する分析）

令和6年度の実績値は集計中ではあるが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、令和2年度は－26.8%となったが、令和3年度以降は経済活動の回復とともに地方の輸送人員が回復傾向にあり、令和6年度においても引き続き順調であると推測されるため、Aと評価した。

（課題の特定）

－

(89) 【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (②地方中枢都市圏)

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	79.5%	78.9%	79.0%	79.0%	78.7%	78.4%	81.3%
年度ごとの 目標値		79.8%	80.1%	80.4%	80.7%	81.0%	

（事務事業等の実施状況）

・都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市のシステムを総合的に整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図った。

（令和6年度予算額：社会資本整備総合交付金 5,065 億円の内数、防災・安全交付金 8,707 億円の内数、補助金 10 億円の内数）

（その他の外部要因の状況）

急激な人口減少、少子化、高齢化の進展、バス、鉄道の減便・廃線

（目標の達成状況に関する分析）

②地方中枢都市圏については、令和元年度から令和6年度にかけて、減少傾向となっており、現在のトレンドを延長しても目標年度に目標値に届く見込みが少ないためBと評価した。

事務事業においては、多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる都市システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進していたものの、コロナ禍に、バス・鉄道の減便等により低下した指標が、その後も回復せずに減少傾向となっている。そのほか、地方中枢都市圏については、人口減少に伴い地域の公共交通の需要も減少し、地域の公共交通のサービスレベルが低下した結果、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加している点も指標が減少した要因であると考えられる。

（課題の特定）

地方中枢都市圏では、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加したことにより、公共交通利便性の高いエリアが縮小傾向にあることが目標達成に向けた課題となっている。また、地方都市の現状として、低密度な市街地が形成されており、公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口が少ないことも課題となっている。なお、事務事業については、都市交通システムの整備等の施策実施後、公共交通の利便性の高いエリアへの居住誘導につながるまでには時間を要するため、引き続き多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる立地適正化計画と連携した都市交通システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進することで、公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合を高めていく。

(89) 【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (③地方都市圏)

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	39.0%	38.3%	38.0%	37.3%	37.9%	37.9%	39.6%
年度ごとの 目標値		39.1%	39.2%	39.3%	39.4%	39.5%	

(事務事業等の実施状況)

・都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市のシステムを総合的に整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図った。

(令和6年度予算額：社会資本整備総合交付金 5,065 億円の内数、防災・安全交付金 8,707 億円の内数、補助金 10 億円の内数)

(その他の外部要因の状況)

急激な人口減少、少子化、高齢化の進展、バス、鉄道の減便・廃線

(目標の達成状況に関する分析)

③地方都市圏については、令和元年度から令和4年度にかけ減少傾向であり、令和5年度、宇都宮にて新たな公共交通が整備されたこと等により上昇したが、令和6年度にかけては横ばいの状態である。現在のトレンドを延長しても目標年度に目標値に届く見込みが少ないためBと評価した。

事務事業においては、多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる都市システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進していたものの、コロナ禍に、バス・鉄道の減便等により低下した指標が、その後も回復せずに減少傾向となっている。そのほか、地方中枢都市圏については人口減少に伴い地域の公共交通の需要も減少し、地域の公共交通のサービスレベルが低下した結果、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加している点も指標が減少した要因であると考えられる。

(課題の特定)

地方都市圏では、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加したことにより、公共交通利便性の高いエリアが減少傾向にあることが、目標達成に向けた課題となっている。また、地方都市の現状として、低密度な市街地が形成されており、公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口が少ないことも課題となっている。なお、事務事業については、都市交通システムの整備等の施策実施後、公共交通の利便性の高いエリアへの居住誘導につながるまでには時間を要するため、引き続き多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる立地適正化計画と連携した都市交通システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進する。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 8 個のうち、A が 4 個、B が 4 個であって、一部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示しているため、「③相当程度進展あり」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

地域交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援や、離島航路・離島航空路への運営費補助等の実施により、数値目標を達成している。地域公共交通計画の策定件数等は目標を上回らなかったものの、事業の拡充により相当な期間を要せずに現在の目標値を達成できるようなトレンドを示している。公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合（②地方中枢都市圏、③地方都市圏）は、減便等による公共交通のサービス水準の低下が影響しているが、事業の効果が出ている地域もあるため、立地適正化計画及び、地域公共交通計画と連携し、まちづくりと公共交通を一体的に捉えたきめ細やかな支援を引き続き強化していく必要がある。

また、地域交通の維持・確保に向け、令和 6 年 7 月に「国土交通省『交通空白』解消本部」を、同年 11 月に『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」を設置し、令和 7 年度から令和 9 年度までを「交通空白解消・集中対策期間」と定め、自治体や交通事業者に対する伴走支援や、パイロット・プロジェクトの推進など、あらゆるツールを総動員し、「交通空白」の解消に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開を推進する。その他、「リ・デザイン」を進めるため、地域交通分野における DX を推進する。具体的には、MaaS や配車アプリ等のデジタル技術を活用した交通サービスの高度化など、地域交通におけるデジタル技術の活用を一体的に進めるため、ベストプラクティス創出や標準化の推進等を行う。

合わせて、令和 3 年 5 月に改定した「交通政策基本計画」では、交通が直面する危機を乗り越えるための交通政策の 3 つの基本的方針として、A) 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保、B) 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・サービスの強化、C) 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現、を掲げ、各方針において数値目標を設定している。本施策においても目標年度を迎えた指標については、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。

外部有識者のコメント

業績指標の多くは着実に目標値を達成している。目標値の達成に至っていない業績指標については、その要因をもう少し具体的に分析し、どのようなきめ細やかな支援をするのかについて検討があると良いと思われる。たとえば、業績指標 (85) で、地域公共交通計画の策定にあたっては、複数のプロセスを経るため多大な時間と労力を要すとのことだが、どの部分にもっとも時間やコストがかかるのかを分析し、求められる支援を供することが重要である。また、DX 推進は手段であり、DX 推進によりどの課題にどう資するのかを検討する必要がある。（国土交通省政策評価会 鎌田 裕美）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 27 総合政策局交通政策課 課長 大坪 弘敏
・業績指標 85 担当課：総合政策局地域交通課（課長 福嶌 教郷）
・業績指標 82 担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太） 総合政策局地域交通課（課長 福嶌 教郷）
・業績指標 86 担当課：総合政策局地域交通課（課長 福嶌 教郷）
・業績指標 87 担当課：総合政策局地域交通課（課長 福嶌 教郷）
・業績指標 88 ①担当課：海事局内航課（課長 叶 雅仁） ②担当課：航空局航空事業課地方航空活性化推進室（室長 稲福 孝司）
・業績指標 89 担当課：都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	地域公共交通確保維持改善事業	004338
2	交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進	004339
3	新モビリティサービス推進事業	004340
4	新たな自動車旅客運送業務の取り組みにおける体制の強化	004341
5	地域公共交通維持・活性化推進事業	004343
6	地方空港等受入環境整備事業	004344
7	地方航空路線の維持・活性化の推進	004345
8	先進車両導入支援事業	007376
9	先進車両導入支援試験実証事業	007377
10	ラストワンマイル・モビリティに関する調査	007425
11	自家用車活用事業等のモニタリング・検証に関する調査	020484

参考指標の達成状況

施策目標：27 地域公共交通の維持・活性化を推進する

参考指標

(参 125) 鉄道事業再構築実施計画（鉄道の上下分離等）の認定件数

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	10 件	10 件	11 件	13 件	15 件	23 件	13 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 126) LRT 車両の導入割合（低床式路面電車の導入割合）

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	32.4%	35.7%	38.2%	40.4%	41.6%	42.5%	42%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 127) 新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	197 件	291 件	427 件	509 件	(集計中)	—	700 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—		

(参 128) 観光に関連する新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	136 件	198 件	315 件	343 件	(集計中)	—	500 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 129) バス事業者等において、標準的なバス情報フォーマットでダイヤの情報が整備されている事業者数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	382 件	510 件	634 件	755 件	(集計中)	—	900 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 130) 地方バス路線の維持率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	98.6%	98.0%	96.2%	98.1%	(集計中)	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 131) 道路運送事業等に従事する女性労働者数 (①バス運転手)

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	1,867 人	1,962 人	2,128 人	1,745 人	1,696 人	1,872 人	約 2,500 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 131) 道路運送事業等に従事する女性労働者数 (②タクシー運転手)

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	10,108 人	9,723 人	9,470 人	9,673 人	11,213 人	13,078 人	約 14,000 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 131) 道路運送事業等に従事する女性労働者数 (③自動車整備士 (2 級))

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	3,910 人	4,375 人	4,744 人	4,401 人	4,401 人	4,484 人	約 4,800 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

- ・参考指標 125

担当課：鉄道局鉄道事業課（課長 高橋 泰史）

- ・参考指標 126

担当課：鉄道局鉄道事業課（課長 高橋 泰史）

- ・参考指標 127

担当課：総合政策局モビリティサービス推進課（課長 星 明彦）

- ・参考指標 128

担当課：総合政策局モビリティサービス推進課（課長 星 明彦）

- ・参考指標 129

担当課：総合政策局モビリティサービス推進課（課長 星 明彦）

- ・参考指標 130

担当課：物流・自動車局旅客課（課長 重田 裕彦）

- ・参考指標 131①

担当課：物流・自動車局旅客課（課長 重田 裕彦）

- ・参考指標 131②

担当課：物流・自動車局旅客課（課長 重田 裕彦）

- ・参考指標 131③

担当課：物流・自動車局自動車整備課（課長 多田 善隆）

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(85) 地域公共交通計画の策定件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		618 (令和2年度)	1,200 (令和6年度)
【指標の定義】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通計画の策定件数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)が令和6年3月末現在で1021件作成されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。 ・また、地域交通法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。 ・これらの団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進することにより、令和6年度までに認定件数が1,200件を超えることを実現する。 ・なお、当該指標は第5次社会資本整備重点計画における重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標に設定されている。			
【外部要因】 地方公共団体による関係者との調整			
【他の関係主体】 総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等			
【重要政策】 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号) ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日) 2. 社会課題の解決に向けた取組 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日) 1. 取組方針 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日) 1. デジタル田園都市国家構想の推進			
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室、都市局都市計画課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【 施 策 目 標 】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【 業 績 指 標 】	(82)【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		257 (令和2年度)	400 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。 ・現時点の自治体の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を400市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			

【 他 の 関 係 主 体 】

地方公共団体

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】 都市局都市計画課 総合政策局地域交通課

【 関 係 課 】 該当なし

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(86) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		55件 (令和2年度)	200件 (令和6年度)
【指標の定義】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・平成19年の地域交通法施行以降、令和6年33月末で99件の地域公共交通特定事業(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域公共交通再編事業(現:地域公共交通利便増進事業)、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業)の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。 ・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。 ・これらの計画の作成にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和6年度までに認定件数が200件を超えることを実現する。 ・なお、当該指標は第2次交通政策基本計画における数値指標に設定されている。			
【外部要因】 地方公共団体による関係者との調整			
【他の関係主体】 総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等			
【重要政策】 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第〇〇号) ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日) 2. 社会課題の解決に向けた取組 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日) 1. 取組方針 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日) 1. デジタル田園都市国家構想の推進			
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室、都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(87) 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-2.3% (令和元年度)	減少率を毎年度縮小
【指標の定義】 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる			
【目標設定の考え方・根拠】 ・平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)が令和6年3月末現在で1021件作成されており、持続可能で地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。 ・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。 ・これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。			
【外部要因】 人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS等課題解決に資する新技術の開発、新型コロナウイルス感染症の流行等			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課地域鉄道再構築推進室、自動車局旅客課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(88)航路、航空路が確保されている有人離島の割合*(①航路、②航空路)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①100% (令和元年度) ②96% (令和元年度)	①100%を維持 (令和7年度) ②100% (令和7年度)
【指標の定義】			
①分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。 ②分母は航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数(平成24年度において北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港) 分子は、分母のうち、当該年度において航空輸送が確保されている離島数			
【目標設定の考え方・根拠】			
①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。 ②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また、長期的にも100%を維持することを目標とする。			
【外部要因】			
①特記事項なし ②船舶等代替交通機関へのシフト、人口減少等による利用者減に伴う収益悪化			
【他の関係主体】			
①地方公共団体(事業主体) 民間事業者(事業主体) ②都道府県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)、航空運送事業者(事業主体)			
【重要政策】			
・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)第3章に記載あり			
【備考】			
【担当課】	①海事局内航課 ②航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(89)【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合＊(②地方中核都市圏、③地方都市圏)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		②79.5％ ③39.0％ (令和元年度)	②81.3％ ③39.6％ (令和7年度)
【指標の定義】			
【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口			
【分母】圏域内人口			
※公共交通の利便性の高いエリア:鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域(オフピーク時に片道運行間隔20分以下の鉄道駅を中心とする半径1km圏内の地域等)			
【目標設定の考え方・根拠】			
本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。			
②地方中核都市圏			
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.27％)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.3％)を設定して、令和元年度の実績値(79.5％)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
③地方都市圏			
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.06％)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.1％)を設定して、令和元年度の実績値(39.0％)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
【外部要因】			
急激な人口減少、少子化、高齢化の進展			
【他の関係主体】			
地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)			
【重要政策】			
・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日)「第4章に記載あり」			
・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
・令和5年4月14日 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ			
「新多様な価値観や社会の変化を包摂するまちづくりを目指して」			
【備考】			
実績値は毎年集計。			
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：28 都市・地域における総合交通戦略を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

人口減少・高齢社会において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

業績指標

指標番号	業績指標名
89	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏)

業績指標の分析

(89) 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (①三大都市圏)

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	91.1%	91.1%	91.7%	91.9%	92.0%	92.0%	92.0%
年度ごとの 目標値		91.3%	91.4%	91.6%	91.7%	91.9%	

(事務事業等の実施状況)

・都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市のシステムを総合的に整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図った。

(令和6年度予算額：社会資本整備総合交付金5,065億円の内数、防災・安全交付金8,707億円の内数、補助金10億円の内数)

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

①三大都市圏については、目標値を達成したことから、A と評価した。

(課題の特定)

(89) 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (②地方中枢都市圏)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	79.5%	78.9%	79.0%	79.0%	78.7%	78.4%	81.3%
年度ごとの 目標値		79.8%	80.1%	80.4%	80.7%	81.0%	

(事務事業等の実施状況)

・都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市のシステムを総合的に整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図った。

(令和 6 年度予算額：社会資本整備総合交付金 5,065 億円の内数、防災・安全交付金 8,707 億円の内数、補助金 10 億円の内数)

(その他の外部要因の状況)

急激な人口減少、少子化、高齢化の進展、バス・鉄道の減便・廃線

(目標の達成状況に関する分析)

②地方中枢都市圏については、令和元年度から令和 6 年度にかけて、減少傾向となっており、現在のトレンドを延長しても目標年度に目標値に届く見込みが少ないため B と評価した。

事務事業においては、多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる都市システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進していたものの、コロナ禍に、バス・鉄道の減便等により低下した指標が、その後も回復せずに減少傾向となっている。そのほか、地方中枢都市圏については、人口減少に伴い地域の公共交通の需要も減少し、地域の公共交通のサービスレベルが低下した結果、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加している点も指標が減少した要因であると考えられる。

(課題の特定)

地方中枢都市圏では、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加したことにより、公共交通利便性の高いエリアが縮小傾向にあることが目標達成に向けた課題となっている。また、地方都市の現状として、低密度な市街地が形成されており、公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口が少ないことも課題となっている。なお、事務事業については、都市交通システムの整備等の施策実施後、公共交通の利便性の高いエリアへの居住誘導につながるまでには時間を要するため、引き続き多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる立地適正化計画と連携した都市交通システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進することで、公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合を高めていく。

(89) 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (③地方都市圏)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	39.0%	38.3%	38.0%	37.3%	37.9%	37.9%	39.6%
年度ごとの 目標値		39.1%	39.2%	39.3%	39.4%	39.5%	

(事務事業等の実施状況)

・都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市のシステムを総合的に整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図った。

(令和 6 年度予算額：社会資本整備総合交付金 5,065 億円の内数、防災・安全交付金 8,707 億円の内数、補助金 10 億円の内数)

(その他の外部要因の状況)

急激な人口減少、少子化、高齢化の進展、バス、鉄道の減便・廃線

(目標の達成状況に関する分析)

③地方都市圏については、令和元年度から令和 4 年度にかけ減少傾向であり、令和 5 年度、宇都宮にて新たな公共交通が整備されたこと等により上昇したが、令和 6 年度にかけては横ばいの状態である。現在のトレンドを延長しても目標年度に目標値に届く見込みが少ないため B と評価した。

事務事業においては、多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる都市システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進していたものの、コロナ禍に、バス・鉄道の減便等により低下した指標が、その後も回復せずに減少傾向となっている。そのほか、地方中枢都市圏については人口減少に伴い地域の公共交通の需要も減少し、地域の公共交通のサービスレベルが低下した結果、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加している点も指標が減少した要因であると考えられる。

(課題の特定)

地方都市圏では、基幹的な公共交通の定義から外れた駅・停留所が増加したことにより、公共交通利便性の高いエリアが減少傾向にあることが、目標達成に向けた課題となっている。また、地方都市の現状として、低密度な市街地が形成されており、公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口が少ないことも課題となっている。なお、事務事業については、都市交通システムの整備等の施策実施後、公共交通の利便性の高いエリアへの居住誘導につながるまでには時間を要するため、引き続き多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通からなる立地適正化計画と連携した都市交通システムの整備を支援し、都市交通の円滑化を推進する。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績指標 3 個のうち、A が 1 個、B が 2 個であり、①三大都市圏については、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため A と評価しているが、②地方中枢都市圏、③地方都市圏については B と評価している。特に②地方中枢都市圏、③地方都市圏については、現在のトレンドを延長しても目標年度に達成できる見込みが少ないため、「④進展が大きくない」としている。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

三大都市圏については施策の効果が発現していると考えられるが、地方中枢都市圏、地方都市圏については人口減少等により公共交通に対する輸送需要も減少しており、それに伴う減便・路線廃止等によるサービス水準の低下が指標値に影響している。また、都市交通システムの整備等の施策実施後、公共交通の利便性の高いエリアへの居住誘導につながるまでには時間を要することから、多くの地方都市で低密度に広がった市街地の形成が、まちづくりの課題となっている現段階においては、指標値が設定目標を下回る伸び率にとどまっている。

今後も引き続き、既存事業による支援を継続するとともに、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等により地域一丸となって、持続可能な交通軸の形成に係る取組を推進する。

さらに、急激な人口減少、少子化、高齢化の進展にも対応した居住者にとって魅力ある中心市街地や公共交通沿線など、ゆとりとにぎわいある「居心地がよく歩きたくなる」まちなかづくり等の取組への支援を強化・充実することで、公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合を高めていく。

外部有識者のコメント

施策目標の評価結果を「④進展が大きくない」とすることには特段の問題はない。ただし、個別の業績指標について、以下の点の整理が必要である。

（89）

①三大都市圏の人口割合についての異論はない。

②地方中枢都市圏および③地方都市圏については、業績指標である居住誘導による人口割合の増加という指標は、公共交通サービスの現状維持あるいは拡充を前提とするものであり、業績指標に影響を与えるリスク要因を事前に評価したうえで、達成すべき業績評価指標を設定することがそもそも必要だったのではないかと考える。

（国土交通省政策評価会 白山 真一）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 28

都市局街路交通施設課 課長 筒井 祐治

・業績指標 89

担当課：都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	都市・地域交通戦略推進事業	004346

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する		
【業績指標】	(89) 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 * (①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①91.1% ②79.5% ③39.0% (令和元年度)	①92.0% ②81.3% ③39.6% (令和7年度)
【指標の定義】			
【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口			
【分母】圏域内人口			
※公共交通の利便性の高いエリア:鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域(オフピーク時に片道運行間隔20分以下の鉄道駅を中心とする半径1km圏内の地域等)			
【目標設定の考え方・根拠】			
本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。			
目標値については、以下のとおり設定している。			
①三大都市圏			
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.13%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.15%)を設定して、令和元年度の実績値(91.1%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
②地方中核都市圏			
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.27%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.3%)を設定して、令和元年度の実績値(79.5%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
③地方都市圏			
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.06%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.1%)を設定して、令和元年度の実績値(39.0%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。			
【外部要因】			
急激な人口減少、少子化、高齢化の進展			
【他の関係主体】			
地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)			
【重要政策】			
・第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日)「第4章に記載あり」			
・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
・令和5年4月14日 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ			
「新多様な価値観や社会の変化を包摂するまちづくりを目指して」			
【備考】			
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：29 道路交通の円滑化を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
都市・地域交通等の快適性・利便性を向上することで、道路交通の円滑化を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
90	高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間の事業着手率 *
91	都市計画道路（幹線道路）の整備率 *

業績指標の分析							
(90) 高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間の事業着手率 *							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	約13%	22%	26%	26%	33%	33%	約47%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
・令和5年度末には、料金徴収期間の延長により得られた財源を活用し、速達性や安全性、災害時における代替性の確保などの観点から、高規格道路の4車線化を約57km事業化した。							
・令和6年度末時点での事業化延長は約290km（／約880km）。							
(その他の外部要因の状況)							
物価や人件費等が高騰している。							
(目標の達成状況に関する分析)							
料金徴収期間の延長による財源も活用しながら、4車線化を事業化しているところであるが、昨今の物価高や人件費等の高騰の影響により事業化の財源が確保できず実績値が伸び悩んでおり、目標年度に目標を達成することが困難と考えられるため、Bと評価した。							
(課題の特定)							
目標の達成状況に関する分析を踏まえると、計画当初に想定した事業量を実施可能となるよう、建設や維持管理等に係るコスト縮減等の工夫を図る対応が必要である。							

(91) 都市計画道路（幹線道路）の整備率 *

目標達成状況の評価 | A

	初期値	実績値					目標値
	H29 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	64.9%	66.5%	67.1%	67.6%	68.3%	—	68.5%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

・都市計画道路（幹線街路）の整備
地域内の移動円滑化を図るため、日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、狭隘の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進している。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

平成 29 年度以降、都市計画道路は年間約 220km の推移で完成しており、実績値が目標年度の目標達成に向けて順調に進捗していることから、A と評価した。

（課題の特定）

—

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、A が 1 個、B が 1 個であって、さらに業績指標 90 においては、おおむね目標に近い実績値を示しており、現行の取組を継続した結果、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるため、「③ 相当程度進展あり」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

高規格道路の 4 車線化については、物価や人件費等の高騰の影響で実績値が伸び悩んでいるが、速達性や安全性、災害時における代替性の確保などの観点から重要であり、建設や維持管理等のコスト削減を図りながら、引き続き事業を推進する。

都市計画道路（幹線道路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性、防災性等、都市機能全般を向上させる観点から重要であり、着実な整備促進に向け、全国街路事業促進協議会での制度周知や好事例の共有など、引き続き都道府県等に対し支援・助言等を行う。

今後も引き続き、都市・地域交通等の快適性・利便性の向上などをはかり、道路交通の円滑化に資する政策を推進する。

外部有識者のコメント

「高規格道路（有料）の 4 車線化」については今後とも人手不足や資材価格の上昇が続くであろうことを勘案すれば、当面の間、目標の達成は困難に思われる。現状のままで目標の達成に拘らず、「優先整備区間」を見直して、交通量の多い区間を中心に対象を重点化するべき時期に来ているのではないかと。また、「都市計画道路（幹線道路）の整備率」は目標が達成できたとして今後はその管理維持が課題になってくるように思われる。（国土交通省政策評価会 佐藤 主光）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 29

道路局 高速道路課 課長 渡邊 良一

都市局 街路交通施設課 課長 筒井 祐治

・業績指標 90

担当課：道路局高速道路課（課長 渡邊 良一）

・業績指標 91

担当課：都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	高速道路料金割引	004347
2	高速道路ネットワークの最適利用に関する検討経費	004349
3	今後の道路利用のあり方に係る検討経費	004350
4	民間施設との連携による高速道路の快適な利用環境実現に向けた取組に関する検討経費	004351
5	持続可能な高速道路システムの構築に向けた取組に関する検討経費	004646
6	高速道路の利用状況等を踏まえた料金施策の検討経費	007426
7	持続可能な高速道路の実現に向けた検討経費	007427
8	高速道路の機能強化に関する検討経費	007428

参考指標の達成状況

施策目標：29 道路交通の円滑化を推進する

参考指標							
(参 132) 踏切遮断による損失時間							
	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	103 万人・時/日	101 万人・時/日	101 万人・時/日	100 万人・時/日	100 万人・時/日	99 万人・時/日	98 万人・時/日
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 132 担当課：道路局大臣官房参事官（道路交通連携）（和田 卓）

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	29 道路交通の円滑化を推進する		
【業績指標】	(90)高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間の事業着手率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約13% (令和元年度)	約47% (令和7年度)
【指標の定義】	高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間(約880km)のうち、事業着手済み区間の延長の割合		
【目標設定の考え方・根拠】	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日) (防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧)51 に記載あり ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日) 災害からの速やかな復旧・復興や、トラックドライバーが不足する中での迅速かつ円滑な物流の実現、高速道路における自動運転の政府目標も見据え、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化(12. (10) iii)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) 制御不能な二次災害を発生させないことなどを目指し、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化「第3章1-3」		
【備考】			
【担当課】	道路局高速道路課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	29 道路交通の円滑化を推進する		
【業績指標】	(91)都市計画道路(幹線道路)の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		64.9% (平成29年度)	68.5% (令和7年度)
【指標の定義】 都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線道路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線道路)の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。 <分母>都市計画道路(幹線道路)の計画延長 <分子>都市計画道路(幹線道路)の完成延長			
【目標設定の考え方・根拠】 都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線道路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線道路)の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。 年0.5%の伸びを確保するよう目標値を設定。 <初期値> 41333.35km／63704.54km			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体、計画主体)、民間事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・社会資本総合整備計画 地方公共団体等が地域の政策課題に対応するため作成した社会資本整備計画に基づき、課題への対応を図る中で、対応策の一部を構成する都市計画道路(幹線道路)の整備が進むことにより、都市における道路交通の円滑化、都市の防災性の向上等、都市機能全般の向上も併せて図られる。			
【備考】			
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】	都市局都市計画課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
92	(i-Construction の推進) 直轄土木工事における ICT 活用工事の実施率
93	施設の集約・再編等に向けた取組数
	①道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合
	②河川：老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率
	③海岸：南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率
	④下水道：汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数
	⑤港湾：既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合
	⑥航路標識：浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率
	⑦公園：ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数
	⑧官庁施設：新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数
94	予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率 *
	①道路：地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率
	(i) 橋梁
	(ii) 舗装
	②河川：予防保全の考え方に基づく内水排除施設等の長寿命化対策実施率
	③ダム：健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率
	④砂防：健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率
	⑤海岸：予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率
	⑥下水道：計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合
	⑦港湾：老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合
	⑧空港：予防保全を適切に実施した割合
	⑨鉄道：令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率
	⑩自動車道：措置が必要な施設の修繕率
	⑪航路標識：老朽化等対策が必要な航路標識の整備率
	⑫公園：予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率
	⑬官庁施設：R2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率
	⑭公営住宅：特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率

業績指標の分析

(92) (i-Construction の推進) 直轄土木工事における ICT 活用工事の実施率

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	79%	81%	84%	87%	87%	89%	88%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—		

(事務事業等の実施状況)

ICT 施工の普及拡大に向けた取組として、令和 4 年度に小規模工事向けの実施要領の整備や ICT 建設機械等認定制度の創設、平成 28 年度より未経験企業へのアドバイスをを行うアドバイザー制度を順次展開するなどした。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度の実績値は 89%となっており、目標値である 88%を上回っているため、A と評価した。

(課題の特定)

—

(93) ①道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	14%	18%	35%	80%	87%	96%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

持続可能なインフラメンテナンスを構築するため、維持管理・更新の計画的な実施に加え、人口減少等による地域社会の変化や将来のまちづくり計画等を踏まえ、必要性の減少や地域のニーズ等に応じたインフラの廃止・除却や機能転換等を行う「集約・再編」の取組を推進する。

①道路メンテナンス事業補助制度

地方公共団体が実施する道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施する。

予算額：2,282 億円（令和 7 年度）

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

業績指標の実績値については、令和 6 年度において、96%となっており、前年度と比較して 9 %向上している。令和 7 年度の目標値に向けて整備を実施する施設について計画を策定済であり、令和 7 年度に目標値の達成が見込まれるため、A と評価した。

(課題の特定)

—

(93) ⑧官庁施設：新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	0 施設	6 施設	6 施設	35 施設	37 施設	42 施設	30 施設
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

令和6年度は、2事業の合同庁舎の整備を実施し、5施設を新たに集約した。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績は42施設となっており、目標値を達成していることからAと評価した。

(課題の特定)

—

(94) ①道路：地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率（i）橋梁 *

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 34%	約 51%	約 61%	約 69%	約 74%	—	約 73%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

加速化するインフラの老朽化に対応するとともに、メンテナンスに係る費用が国や地方の財政を圧迫することのないよう、「事後保全」から「予防保全」への本格転換により、中投機的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や負担の平準化を図るとともに、早期の安全・安心の確保を図る。

①道路インフラに係る老朽化対策（5か年加速化対策）

予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図るため、道路インフラについて、早期に対策が必要な施設の修繕等を集中的に実施。

予算額：1,393 億円の内数（令和 6 年度）

②道路メンテナンス事業補助制度

地方公共団体が実施する道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施する。

予算額：2,282 億円（令和 7 年度）

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

業績指標の実績値について、令和5年度の実績値は集計中だが、令和4年度において約69%となっており、令和3年度と比較して8%向上している。令和7年度の目標値に向けて整備を実施する施設について計画を策定済みであり、令和7年度に目標値を達成が見込まれるため、Aと評価した。

(課題の特定)

(94) ①道路：地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率（ii）舗装 *

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 %	約 0 %	約 45%	約 74%	約 88%	約 99%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

加速化するインフラの老朽化に対応するとともに、メンテナンスに係る費用が国や地方の財政を圧迫することのないよう、「事後保全」から「予防保全」への本格転換により、中投機的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や負担の平準化を図るとともに、早期の安全・安心の確保を図る。

①道路インフラに係る老朽化対策（5か年加速化対策）

予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図るため、道路インフラについて、早期に対策が必要な施設の修繕等を集中的に実施

予算額：1,393 億円の内数（令和 6 年度）

②道路メンテナンス事業補助制度

地方公共団体が実施する道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施する

予算額：2,282 億円（令和 7 年度）

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

業績指標の実績値について、令和6年度の実績値は集計中だが、令和5年度において約88%となっており、令和4年度と比較して14%向上している。今後も同様に向上すれば、目標値の達成が見込まれるため、Aと評価した。

(課題の特定)

3. 4. 1. 4.

(94) ④砂防：健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	91.7%	91.7%	91.7%	91.8%	92.0%	92.3%	92.4%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

ライフサイクルコストの縮減等を考慮した予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、インフラ長寿命化計画に基づく砂防関係施設の定期的な点検及び修繕等の老朽化対策を実施し、施設の長寿命化を図った。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月策定）においても、インフラ施設の老朽化対策に集中的に取り組むこととしており、都道府県がインフラ長寿命化計画に基づき実施する老朽化対策（更新、改築、修繕）に対し、個別補助事業（砂防メンテナンス事業）による集中的・計画的な支援を実施した。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

解消率については、修繕工事が完了した箇所を計上しており、修繕工事の着手段階や施工中の箇所は計上していない。目標達成までに残り76施設の修繕工事を完了する必要があるところ、修繕工事の着手済み施設は令和6年度末時点で2,105施設であり、令和7年度には426施設で修繕工事が完了する計画となっていることから、令和7年度に目標達成が見込まれるためA評価とし、既存施策を引き続き推進していく。

（課題の特定）

—

(94) ⑤海岸：予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	84%	86%	86%	87%	87%	87%	87%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

海岸事業費により、事後保全段階の海岸堤防の修繕・更新を実施することにより、予防保全型インフラメンテナンスへの転換の推進を図った。

令和6年度予算額（国費）：海岸事業費 322 億円の内数

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

令和6年度の実績値は集計中であるが、令和7年度の目標値が87%のところ、令和5年度以降は目標値を達成していることから、Aと評価した。予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、海岸堤防の修繕・更新を引き続き推進する。

（課題の特定）

—

(94) ⑥下水道：計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 %	26%	54%	63%	73%	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平成 28 年度に計画的な改築更新や点検・調査を支援するため、予算制度として「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設し、この支援制度に基づき、点検・調査、修繕・改築等の計画策定から対策までの一連のプロセスを計画的かつ重点的に取り組んでいるところである。引き続き、令和 7 年度の目標値の達成に向けて支援を行っていく。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度の実績値は集計中であるが、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、A と評価した。

(課題の特定)

—

(94) ⑦港湾：老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	83%	83%	84%	85%	85%	(集計中)	87%
年度ごとの 目標値		—	84%	85%	85%	86%	

(事務事業等の実施状況)

港湾メンテナンス（港湾改修費補助、港湾施設改良費補助、港湾施設改良費統合補助）事業により、既存施設の延命化の改良を個別補助化し、集中的・計画的な予防保全型維持管理の推進を図った。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

目標達成には、約 920 施設で予防保全型の対策を導入する必要があるところ、令和 5 年度までには平均 182 施設／年の施設で導入を完了しており、令和 6・7 年度では平均約 190 施設／年の導入を計画している。令和 6 年度の実績値は集計中だが、計画どおりに事業を進めることで目標の達成が見込まれるため、A と評価した。

(課題の特定)

—

(94) ⑧空港：予防保全を適切に実施した割合 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値	/	—	—	—	—	—	/
(事務事業等の実施状況) 定期的な点検等により劣化・損傷の程度や原因を把握し、老朽化の進んでいる施設について効率的かつ効果的な更新・改良を引き続き実施する。							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) 定期的な点検等を実施し、老朽化した施設の更新・改良を実施しており、過去の実績値のトレンドを踏まえると目標年度に目標値を達成すると見込まれるため A と評価した。							
(課題の特定) —							

(94) ⑨鉄道：令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	14%	14%	33%	52%	63%	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値	/	—	—	—	—	—	/
(事務事業等の実施状況) 鉄道施設総合安全対策事業費補助（老朽化対策）により、老朽化が進む鉄道の橋梁やトンネルの適切な維持管理・更新を推進し、鉄道事業の継続性等を確認した上で将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の改良・補修を支援した。（令和 2～5 年度において、77 事業者の老朽化対策について補助を実施）							
(その他の外部要因の状況) —							
(目標の達成状況に関する分析) 令和 5 年度の進捗は約 10%であり、令和 3 年度及び令和 4 年度の 20%程度の進捗と比較すると減少している。一方で、事業者からの報告（令和 5 年度末時点）によると、令和 6 年度及び令和 7 年度はそれぞれ全体の約 20%の箇所対策が計画されている。令和 6 年度の実績値は集計中であるが、報告を踏まえると、目標年度に 100%の目標値を達成する見込みである。							
(課題の特定) —							

(94) ⑩自動車道：措置が必要な施設の修繕率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 %	0 %	42%	42%	92%	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)
「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）(第二期)」(令和 6 年 4 月改訂)の策定要領に基づき各自動車道事業者が行動計画を策定・更新を実施。定期的な点検・診断等により適切に状態を把握し、着実な修繕に取り組んでいる。

(その他の外部要因の状況)
—

(目標の達成状況に関する分析)
令和 6 年度の実績値は集計中であるが、令和 4 年度の実績値は 42%、令和 5 年度においては 92%となっており、目標値に向け順調に推移しているため、A と評価した。

(課題の特定)
—

(94) ⑪航路標識：老朽化等対策が必要な航路標識の整備率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	55%	55%	58%	62%	65%	70%	79%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) 航路標識の倒壊、損壊等の被害に対応するため、船舶交通安全基盤整備事業費により、長寿命化のための整備を着実に実施し、航路標識の老朽化等対策を図った。 (整備箇所数) 793 箇所（令和 2 年度まで：630 箇所、令和 3 年度：36 箇所、令和 4 年度：36 箇所、令和 5 年度：44 箇所、令和 6 年度：47 箇所）の航路標識の整備を実施。 (その他の外部要因の状況) — (目標の達成状況に関する分析) 令和 6 年度末時点で、老朽化等対策が必要な航路標識 1,139 箇所のうち、793 箇所を整備済みであり、令和 7 年度に集中的に改修することで、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。また、予算面においても令和 7 年度に目標達成できる目処が立っていることから、A と評価した。 (課題の特定) —							

(94) ⑭公営住宅：特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	—	—	26%	53%	64%	(集計中)	85%
年度ごとの 目標値		—	—	40.7%	55.5%	70.3%	

（事務事業等の実施状況）

耐震性がない、劣化しているなど特に老朽化した高経年の公営住宅について、地方公共団体が実施する建替事業を支援することにより、建替えを促進した。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

令和 6 年度の実績値は集計中であるが、3 年間で順調に推移しており、過去のトレンドを延長すると目標年度に目標地を達成すると見込まれるため A と評価した。

防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策等により支援を行うなど、令和 7 年度における目標値の達成に向け、着実に老朽化対策を推進していく。

（課題の特定）

—

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 24 個のうち、A が 21 個、B が 3 個であった。業績指標 92 については目標値に向け順調に推移しており、業績指標 93 及び主要業績指標である業績指標 94 については、一部は目標達成に向けた成果を示さなかったものの、過半数の指標が目標達成に向けた成果を示している。以上のことから、「③相当程度進展あり」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 92 については、目標年度である令和 7 年度に向けて、順調に推移している。目標年度である令和 7 年度に向け、特に中小建設企業における実施の拡大に取り組むことで、i-Construction の普及・拡大に取り組む。

業績指標 93 については、8 分野のうち、1 分野（⑤港湾）について、進捗が十分ではなかったものの、それ以外の分野については、目標年度である令和 7 年度に向けて、順調に推移している。⑤港湾分野では、個別施設計画（予防保全計画）の更新時に、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換の検討が進められており、令和 7 年度までの目標値達成に向け、引き続き港湾管理者と直轄職員により協議を行っていく。それ以外の分野についても、引き続き目標年度である令和 7 年度に向けて計画的な整備に取り組む。

業績指標 94 については、14 分野のうち、2 分野（②河川、⑫公園）について進捗が十分ではなかったものの、それ以外の分野については、目標年度である令和 7 年度に向けて順調に推移している。②河川分野では、全国会議等で河川管理施設の長寿命化対策に係る支援事業の周知を図ることで、対策を推進できるよう努める。⑫公園分野では、全国都市公園主管課長会議等で都市公園長寿命化対策に係る支援事業の周知を図ることで、対策を推進できるよう努める。それ以外の分野についても、引き続き目標年度である令和 7 年度に向けて取り組む。

今後も引き続き、各施策の目標年度における目標値の達成に向け、社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進していく。

外部有識者のコメント

八潮市の道路陥没事故等を通してインフラの管理の重要性が一般に知られるようになった。当初の目標を大幅に超える進捗を継続できているようであれば、新たな目標の設定や評価の視点を導入しても良い。社会の関心の高いトピックであることから、さまざまな技術を導入して整備や維持管理を進められることを広くアピールしてほしい。そのための「社会の役に立つ」ことを伝えられる指標があると良い。（国土交通省政策評価会 鈴木 美緒）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 30

大臣官房技術調査課 課長 奥田 晃久

・業績指標 92

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・業績指標 93

担当課：総合政策局社会資本整備政策課（課長 西山 茂樹）
①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室（室長 中屋 正浩）
②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室（課長 島本 和仁、室長 目黒 嗣樹）
③水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 多田 直人）
港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）
④水管理・国土保全局下水道事業課（課長 吉澤 正宏）
⑤港湾局技術企画課港湾工事高度化室・計画課（室長 畠田 繁実・課長 古土井 健）
⑥海上保安庁交通部企画課（課長 森高 龍平）
海上保安庁交通部整備課（課長 西 雄二）
⑦都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）
⑧大臣官房官庁営繕部計画課（課長 小澤 剛）

・業績指標 94

担当課：総合政策局社会資本整備政策課（課長 西山 茂樹）
①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室（室長 中屋 正治）
②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室（課長 島本 和仁、室長 目黒 嗣樹）
水管理・国土保全局治水課（課長 笠井 雅広）
③水管理・国土保全局河川環境課流水企画室（課長 島本 和仁、室長 村山 英俊）
④水管理・国土保全局砂防部保全課（課長 綱川 浩章）
⑤水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 多田 直人）
港湾局海岸・防災課（課長 佐々木 規雄）
⑥水管理・国土保全局下水道事業課（課長 吉澤 正宏）
⑦港湾局技術企画課港湾工事高度化室（室長 畠田 繁実）
⑧航空局空港技術課（課長 平井 洋次）
⑨鉄道局施設課（課長 北出 徹也）
⑩物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室（参事官 高本 仁）
⑪海上保安庁交通部企画課（課長 森高 龍平）
海上保安庁交通部整備課（課長 西 雄二）
⑫都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）
⑬大臣官房官庁営繕部計画課（課長 小澤 剛）
⑭住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	国土交通政策推進経費	004159
2	社会資本整備の生産性を高める生産管理システムの強化に向けた検討経費	004352
3	i-Construction の推進に関する検討経費	004353
4	地下空間の利活用に関する安全技術の確立に関する検討経費	004354
5	オープンデータ・イノベーションの取組の推進に必要な経費	004355
6	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進	004358
7	用地取得の円滑・迅速化と用地補償の適正化に関する検討経費	004372
8	地域における強靱化の取組の効果の見える化	004600
9	社会資本整備のあり方に関する調査経費	004601
10	インフラ管理用電気通信設備のカーボンニュートラルに向けた検討	004637
11	社会の変化を踏まえた公共事業評価のあり方に関する調査検討	004647
12	インフラツーリズムの拡大に向けたインフラ施設と地域との連携手法の検討	004649
13	地域におけるインフラメンテナンスの高度化・効率化	004651
14	国・都市の発展段階等に応じたインフラシステム海外展開に関する調査研究	004653
15	ICT 活用によるモビリティサービスと都市交通との取組の連携に関する調査研究	004654
16	ポストコロナにおける移動ニーズに対応したビジネスジェット等の活用に関する調査研究	004655
17	既存住宅活用の促進とその効果に関する調査研究	004656
18	公共空間活用と持続可能な地域経営に関する調査研究	004658
19	持続可能な地域づくり戦略に資する交通計画と都市計画等の連携に関する調査研究	006203
20	物流と都市・交通インフラの連携による環境負荷軽減方策に関する調査研究	006204
21	公共インフラの活用に係る調査	007285
22	インフラシステム海外展開における展開先国との協働に関する調査研究	007430
23	多主体連携による水災害に対応したまちづくり手法に関する調査研究	007431
24	ミクストコミュニティの形成に向けた都市の再構築の手法に関する調査研究	007432
25	交通 AI の技術革新とガバナンス制度に関する調査研究	007433
26	第三国輸送に着眼した航空旅客動態に関する調査研究	007434
27	液状化リスクの周知に資する地盤情報の活用促進に関する検討経費	020531

参考指標の達成状況

施策目標：30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する

参考指標

(参 133) 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数 (◆)

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 9 年度
実績値	約 22 万件	約 22 万件	149 万件	170 万件	254 万件	299 万件	約 300 万件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

国土交通データプラットフォームとのデータ連携を効率的にするため、令和 5 年 9 月に連携元システムとの連携方法やデータ形式の標準仕様を定め、カタログ機能・提供機能・検索機能の強化により連携基盤の高度化を図っている。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

目標年度である令和 9 年度に向けて順調に推移しているため、A と評価した。

(課題の特定)

—

(参 134) 国土交通データプラットフォームと連携するデータベース数

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 9 年度
実績値	21 件	—	—	—	21 件	24 件	約 30 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 135) 国土交通データプラットフォームの API リクエスト件数

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 9 年度
実績値	約 7,000 件	—	—	—	約 7,000 件	約 445 万件	約 12,000 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

[illegible]

(参 138) 地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数 (◆) ②河川／ダム／砂防／下水道							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	4,832人	5,553人	6,600人	7,856人	8,861人	10,130人	9,900人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

地方公共団体等においてインフラメンテナンスを適切に実施していくため、研修や講習の実施により、技術者の技術力向上を推進する。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績値において目標値を達成していることから、Aと評価した。

(課題の特定)

—

(参 138) 地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数(◆)⑦公園							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	244人	244人	284人	320人	355人	389人	440人
年度ごとの 目標値		277人	309人	342人	375人	407人	

[illegible]

(参 139) 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)

	初期値	実績値					目標値
	H29 年度 ～R 3 年度 平均	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 4 年度～ R 8 年度 平均
実績値	2.52%	2.33%	1.75%	1.10%	1.27%	(集計中)	2.30%以下
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 140) 航路標識管理に係る研修を受けた人数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	629 人	781 人	852 人	979 人	1,135 人	1,204 人	1,050 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 141) 観測施設(気象レーダー施設)管理に係る研修を受けた人数

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	253 人	293 人	313 人	333 人	353 人	373 人	393 人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 142) 4～6 月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率(①国土交通省直轄、②都道府県、③政令指定都市、④市町村)

※件数ベース

	初期値	実績値					目標値
	H29 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	—
実績値	①0.89	①0.84	①0.88	①0.87	①0.88	(集計中)	—
	②0.77	②0.78	②0.79	②0.80	②0.81		
	③0.69	③0.69	③0.72	③0.71	③0.73		
	④0.56	④0.60	④0.62	④0.59	④0.60		
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 143) 国土交通省の技術者資格登録規程に基づき登録された民間資格を保有している技術者数（維持管理分野）

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度末
実績値	のべ 約 108,000 人	のべ 約 101,000 人	のべ 約 101,000 人	のべ 約 107,000 人	のべ 約 114,000 人	(集計中)	増加傾向 を維持
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 144) 国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	93%	93%	97.0%	97.6%	97.7%	97.6%	90.0%以上
年度ごとの 目標値		90%	90%	90%	90%	90%	

(参 145) 下水道：適切なメンテナンスを推進するため、下水道使用料等の収入面、維持修繕費等の支出面の更なる適正化に取り組む団体数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 100 団体	約 100 団体	約 380 団体	約 510 団体	約 650 団体	(集計中)	約 1,400 団体
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 146) インフラメンテナンス国民会議の参加者数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	2,100 者	2,296 者	2,508 者	2,756 者	2,986 者	3,162 者	3,000 者
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 147) インフラメンテナンス国民会議に参加する地方公共団体数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	779 者	1,019 者	1,151 者	1,326 者	1,410 者	1,481 者	1,100 者
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 148) インフラメンテナンスに係る新技術の現場試行累積数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	38 技術	38 技術	46 技術	64 技術	95 技術	115 技術	毎年度増加
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 149) 包括的民間委託を導入した累積自治体数

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	—	374 団体	—	411 団体	—	(集計中)	毎年度増加
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 150) 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	35%	46%	—	69%	—	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値		20%	—	—	—	—	

(参 151) 点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載している分野数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	6 分野	—	9 分野	9 分野	9 分野	9 分野	9 分野
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 152) 基準を満たした技術をカタログ等に掲載している分野数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	4 分野	—	6 分野	7 分野	8 分野	8 分野	8 分野
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 153) 排水ポンプ車の統合運用に向けた情報集約化の実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 37%	37%	65%	73%	85%	98%	100%
年度ごとの 目標値		—	50%	63%	76%	89%	

(参 154) 5G・AI 等を用いた自律制御・走行技術を搭載した建設機械の種類

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	0	0	2	2	4	4
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 155) インフラ構造物について、ICT を活用した出来形管理基準の策定数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 5 年度
実績値	0	0	2	4	5	—	5
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

①道路：所管するインフラの台帳及び維持管理情報のデータベース導入率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 %	0 %	0 %	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

②下水道：管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	36%	36%	38%	43%	50%	56%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

③港湾：維持管理にかかる情報のデータベースを導入した港湾管理者の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値		100%	100%	100%	100%	100%	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

④空港：維持管理にかかる情報のデータベースへ登録した施設管理者の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	38%	38%	45%	52%	70%	72%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

⑤航路標識：基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

⑥公園：公園施設の維持管理にかかる情報の集約化・電子化の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	27%	27%	64%	65%	67%	(集計中)	50%
年度ごとの 目標値		—	32%	36%	41%	45%	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

⑦官庁施設：基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

⑧測量標：基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 156) 維持管理にかかるデータ利活用の促進

⑨気象レーダー施設：基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合)

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 157) 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用して PPP/PFI 事業の導入可能性調査等を実施した人口 20 万人未満の地方公共団体数

	初期値	実績値					目標値
	R 3 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 5 年度
実績値	90	—	90	156	224	—	200
年度ごとの 目標値		—	—	—	200	—	

(参 158) 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口 20 万人未満の地方公共団体数

	初期値	実績値					目標値
	R 3 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 5 年度
実績値	369	—	369	484	612	—	550
年度ごとの 目標値		—	—	—	550	—	

(参 159) 観測施設（測量標）：年次計画に基づく観測施設（測量標）修繕の実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの 目標値		100%	100%	100%	100%	100%	

(参 160) 橋梁点検・トンネル点検において新技術の活用を検討した自治体のうち、新技術を活用した自治体の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値 (橋梁)	39%	20%	25%	28%	36%	41%	50%
実績値 (トンネル)	31%	9%	33%	25%	23%	36%	50%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 161) 点検支援技術性能カタログに掲載された技術数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	80 技術	80 技術	131 技術	172 技術	246 技術	321 技術	240 技術
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 162) 事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
年度ごとの 目標値		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 133

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）

・参考指標 134

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）

・参考指標 135

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）

・参考指標 136

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 137

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）

・参考指標 138

担当課：総合政策局社会資本整備政策課（課長 西山 茂樹）
①道路局国道・技術課（課長 西川 昌宏）
②水管理・国土保全局河川計画課（課長 西澤 賢太郎）
③港湾局技術企画課港湾工事高度化室（室長 畠田 繁実）
④航空局空港技術課（課長 平井 洋次）
⑤鉄道局技術企画課（課長 中野 智行）
⑥物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室（参事官 高本 仁）
⑦都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）
⑧大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（課長 小澤 剛、室長 米原 賢）

・参考指標 139

担当課：不動産・建設経済局土地政策課公共用地室（室長 吉田 元紀）

・参考指標 140

担当課：海上保安庁交通部整備課（課長 西 雄二）

・参考指標 141

担当課：気象庁企画課（課長 酒井 喜敏）

・参考指標 142

担当課：大臣官房技術調査課（課長 奥田 晃久）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）
不動産・建設経済局建設業課（課長 渡邊 哲至）

・参考指標 143

担当課：大臣官房技術調査課（課長 奥田 晃久）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 144

担当課：国土交通大学校総務部教務課（課長 井田 悟志）

・参考指標 145

担当課：水管理・国土保全局上下水道企画課（上下水道審議官グループ）（課長 岩川 勝）

・参考指標 146

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 147

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 148

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）

大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 149

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 150

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 151

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 152

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）
大臣官房公共事業調査室（室長 早川 哲史）

・参考指標 153

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）

・参考指標 154

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）

・参考指標 155

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）

・参考指標 156

担当課：総合政策局社会資本整備政策課（課長 西山 茂樹）
①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室（室長 中屋 正浩）
②水管理・国土保全局下水道事業課（課長 吉澤 正宏）
③港湾局技術企画課港湾工事高度化室（室長 畠田 繁実）
④航空局空港技術課（課長 平井 洋次）
⑤海上保安庁交通部企画課（課長 森高 龍平）
⑥都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）
⑦大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（課長 小澤 剛、室長 米原 賢）
⑧国土地理院総務部政策課（課長 岩崎 徹）
⑨気象庁企画課（課長 酒井 喜敏）

・参考指標 157

担当課：総合政策局社会資本整備政策課（課長 西山 茂樹）

・参考指標 158

担当課：総合政策局社会資本整備政策課（課長 西山 茂樹）

・参考指標 159

担当課：国土地理院政策課（課長 岩崎 徹）

・参考指標 160

担当課：道路局国道・技術課（課長 西川 昌宏）

・参考指標 161

担当課：道路局国道・技術課（課長 西川 昌宏）

・参考指標 162

担当課：不動産・建設経済局総務課土地収用管理室（室長 小宮 允）

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(92) (i-Constructionの推進)直轄土木工事におけるICT活用工事の実施率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		79% (令和元年度)	88% (令和7年度)
【指標の定義】 【分子】直轄土木工事におけるICT活用工事(ICT土工+ICT地盤改良工+ICT舗装工+ICT浚せつ工)の実施件数 【分母】直轄土木工事(土工+地盤改良工+舗装工+浚せつ工)の公告件数			
【目標設定の考え方・根拠】 令和元年度(2019年度)の直轄土木工事におけるICT施工の実績をベースに、令和7年度(2025年度)の実施件数を想定して目標値を設定 (参考)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期の目標 108「国土強靱化施策を円滑に進めるためのインフラDX等の推進に係る対策」 直轄土木工事におけるICT 活用工事の実施率 現状:79%(令和元年度) 中長期の目標:88%(令和7年度) (参考) 第5次社会資本整備重点計画 P72～P73 【51:社会資本整備のデジタル化・スマート化による働き方改革・生産性向上】 KPI[36]＜建設現場の生産性を向上させる＞ 直轄土木工事における ICT 活用工事の実施率 令和元年度:79% → 令和7年度:88% (参考)「新経済・財政再生計画」改革工程表2022 P61 「ICTの活用(i-Constructionの推進)」のKPI第2階層 ICT土工の実施率(直轄事業):毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]			
【外部要因】 建設会社(中小企業)のICT施工の導入状況			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・国土強靱化年次計画2022(令和4年6月21日 国土強靱化推進本部決定)			
【備考】			
【担当課】	大臣官房技術調査課(とりまとめ)、大臣官房公共事業調査室		
【関係課】	総合政策局公共事業企画調整課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護																		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する																		
【業績指標】	(93)施設の集約・再編等に向けた取組数 ①道路:施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合 ②河川:老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率 ③海岸:南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率 ④下水道:汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数 ⑤港湾:既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合 ⑥航路標識:浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率 ⑦公園:ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数 ⑧官庁施設:新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数	業績目標																	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)																
		①14% (令和元年度) ②31% (令和元年度) ③77% (令和元年度) ④0箇所 (令和元年度) ⑤56% (令和元年度) ⑥0% (令和2年度) ⑦24 団体 (令和元年度) ⑧0施設 (令和元年度)	①100% (令和7年度) ②41% (令和7年度) ③85% (令和7年度) ④300箇所 (令和7年度) ⑤100% (令和7年度) ⑥100% (令和7年度) ⑦60 団体 (令和7年度) ⑧30 施設 (令和7年度)																
【指標の定義】																			
①施設の集約・撤去、機能縮小を検討した自治体数／道路施設を有する自治体数 ②無動力化された樋門・樋管数(検討の結果、無動力化の対象外となったもの等を含む)／令和元年度末時点で設置から40年以上経過している扉体面積5㎡未満の樋門・樋管数 ③分母のうち統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施した施設数／南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設数 ④統廃合によって廃止される汚水処理施設(下水道、集落排水、コミュニティプラント)の数 ⑤既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾数／港湾数(重要港湾以上) ⑥検証した浮標の箇所数／浮標の箇所数 ⑦都市公園ストックの機能向上を目的に、既存の複数の都市公園を対象に平成27年度以降に機能の集約・再編の取り組みを行った公園管理者数 ⑧令和元年度から令和7年度までに新たに整備された合同庁舎へ集約された官庁施設数(累計)																			
<初期値> <table border="0"> <tr> <td>① 252/1,788団体</td> <td>①1,788/1,788団体</td> </tr> <tr> <td>② 1,189/3,833施設</td> <td>②1,560/3,833施設</td> </tr> <tr> <td>③9,562 / 12,368 施設</td> <td>③11,550 / 13,588 施設</td> </tr> <tr> <td>④ 0 箇所</td> <td>④ 300 箇所</td> </tr> <tr> <td>⑤ 71 / 125 港湾</td> <td>⑤ 125 / 125 港湾</td> </tr> <tr> <td>⑥ 0/1,189 箇所</td> <td>⑥ 1,189/1,189 箇所</td> </tr> <tr> <td>⑦ 24 団体</td> <td>⑦ 60 団体</td> </tr> <tr> <td>⑧ 0 施設</td> <td>⑧ 30 施設</td> </tr> </table> <目標値>				① 252/1,788団体	①1,788/1,788団体	② 1,189/3,833施設	②1,560/3,833施設	③9,562 / 12,368 施設	③11,550 / 13,588 施設	④ 0 箇所	④ 300 箇所	⑤ 71 / 125 港湾	⑤ 125 / 125 港湾	⑥ 0/1,189 箇所	⑥ 1,189/1,189 箇所	⑦ 24 団体	⑦ 60 団体	⑧ 0 施設	⑧ 30 施設
① 252/1,788団体	①1,788/1,788団体																		
② 1,189/3,833施設	②1,560/3,833施設																		
③9,562 / 12,368 施設	③11,550 / 13,588 施設																		
④ 0 箇所	④ 300 箇所																		
⑤ 71 / 125 港湾	⑤ 125 / 125 港湾																		
⑥ 0/1,189 箇所	⑥ 1,189/1,189 箇所																		
⑦ 24 団体	⑦ 60 団体																		
⑧ 0 施設	⑧ 30 施設																		

【目標設定の考え方・根拠】

- ①令和7年度までに全ての自治体で検討するとして目標値を設定。
②「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約4,000施設を想定。
令和元年度末時点で設置から40年以上経過している扉体面積5㎡未満の樋門・樋管で無動力化を推進することを目標に設定。
③南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設のうち、統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施することを目標に設定。
④「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月21日諮問会議決定)において、平成29年から令和7年度までに380箇所(年63箇所)の廃止の目標を掲げていることに加え、令和元年度末までの3年間で198箇所(66箇所/年)進捗していることから、同程度の進捗を見込んで設定。
⑤令和7年度までに全ての港湾(重要港湾以上)において、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討することを目標に設定。
⑥令和3年度から令和7年度までに交換する浮標を対象とし、交換周期の延伸が可能か検討することを目標に設定。
⑦過年度実績を踏まえ目標値を設定。
⑧令和7年度までに官庁施設の集約化に資する事業の実施を遅滞なく進めることを目標に設定。

【外部要因】**【他の関係主体】**

- ③農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体)
④地方公共団体(事業主体)
⑦地方公共団体(事業主体)

【重要政策】

- ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり
・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年6月18日)

【備考】**【担当課】**

総合政策局社会資本整備政策課
①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室
②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室
③水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室／港湾局海岸・防災課
④水管理・国土保全局下水道事業課
⑤港湾局技術企画課港湾工事高度化室・計画課
⑥海上保安庁交通部企画課／整備課
⑦都市局公園緑地・景観課
⑧大臣官房官庁営繕部計画課

【関係課】

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(94) 予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率* ①道路: 地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率 (i) 橋梁 (ii) 舗装 ②河川: 予防保全の考え方に基づく内水排除施設等の長寿命化対策実施率 ③ダム: 健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率 ④砂防: 健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率 ⑤海岸: 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率 ⑥下水道: 計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 ⑦港湾: 老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合 ⑧空港: 予防保全を適切に実施した割合 ⑨鉄道: 令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率 ⑩自動車道: 措置が必要な施設の修繕率 ⑪航路標識: 老朽化等対策が必要な航路標識の整備率 ⑫公園: 予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率 ⑬官庁施設: R2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率 ⑭公営住宅: 特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①(i) 約34% (令和元年度) (ii) 0% (令和元年度) ②0% (令和元年度) ③82% (令和元年度) ④91.7% (令和元年度) ⑤84% (令和元年度) ⑥0% (令和元年度) ⑦83% (令和2年度) ⑧100% (令和元年度) ⑨14% (令和2年度) ⑩0% (令和2年度) ⑪55% (令和2年度) ⑫36% (令和元年度) ⑬24% (令和2年度) ⑭-	①(i) 約73% (令和7年度) (ii) 100% (令和7年度) ②100% (令和7年度) ③96% (令和7年度) ④92.4% (令和7年度) ⑤87% (令和7年度) ⑥100% (令和7年度) ⑦87% (令和7年度) ⑧100% (令和7年度) ⑨100% (令和7年度) ⑩100% (令和7年度) ⑪79% (令和7年度) ⑫100% (令和7年度) ⑬100% (令和7年度) ⑭85% (令和7年度)

【 指 標 の 定 義 】

- ①(i) 修繕に着手した橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)数／修繕が必要となる橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)数
 (ii) 修繕に着手した延長(路盤の損傷あり)／緊急輸送道路等の防災上重要な道路で修繕が必要となる延長(路盤の損傷あり)
- ②対策を実施した機械設備等の数／長寿命化計画が策定され、機能状態が令和元年度末時点で「予防保全段階」となっている内水排除施設の機械設備等の数
- ③予防保全段階が解消されたダム管理施設数／管理移行後30年以上が経過したダム管理施設数
- ④健全な施設数(全体数から要対策施設数を除いたもの)／砂防関係施設全数
- ⑤事後保全段階以外の海岸堤防等の割合
 (健全度評価で事後保全段階以外の施設延長／全施設延長)
- ⑥対策を完了した延長／計画的な点検調査を行った下水道管路のうち、緊急度Ⅰ判定となった延長
- ⑦予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった施設／老朽化した港湾施設
- ⑧修繕が完了した空港数／空港基本施設の修繕対象空港数
- ⑨対策が完了した施設数／予防保全が必要な施設数(※)
 ※令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められた施設数
- ⑩修繕した施設／定期点検の結果によりⅢもしくはⅣの区分となった施設
- ⑪整備完了した航路標識の箇所数／老朽化等対策が必要な航路標識の箇所数
- ⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施した公園数／公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施予定の公園数
- ⑬分母のうち、対策済み施設数／R2年度時点で措置が必要なものに限定した長寿命化対策施設数
- ⑭更新が予定されている公営住宅のうち、特に老朽化した高経年の公営住宅を更新した戸数／更新が予定されている公営住宅のうち、特に老朽化した高経年の公営住宅の戸数

< 初期値 >

- ①(i) -
 (ii) -
- ② 0/1,541設備
- ③ 246/約300 施設
- ④ 88,563/96,615 基・箇所
- ⑤ 5,985km/7,080km
- ⑥ 0/約400 km
- ⑦ 20,615/ 24,974施設
- ⑧ 108/108 空港
- ⑨ 25/180 箇所
- ⑩ 0/12 施設
- ⑪ 630/1,139 箇所
- ⑫ 17,682/48,804 公園
- ⑬ 4/17 施設
- ⑭ -

< 目標値 >

- ①(i) -
 (ii) -
- ② 1,541/1,541設備
- ③ 299/311 施設
- ④ 89,247/96,615基・箇所
- ⑤ 7,175km/ 8,202km
- ⑥ 434/434 km
- ⑦ 21,692/ 24,949施設
- ⑧ 107/107 空港
- ⑨ 180/180 箇所
- ⑩ -
- ⑪ 897/1,139 箇所
- ⑫ 47,648/47,648 公園
- ⑬ 17/17 施設
- ⑭ 19,500戸/23,000戸

【目標設定の考え方・根拠】

- ①(i)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※目標値の分母は約99,000橋(令和元年度時点)を想定。
- (ii)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約2,700km(令和元年度時点)を想定。
- ②長寿命化計画が策定されている内水排除施設の機械設備等について、機能状態が令和元年度末時点で「予防保全段階」となっているものを解消することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)79-1に対応する指標であるが、指標の定義・目標値は異なっている。第五次社重点指標では、都道府県まで網羅しており、統計を取る上では国、県双方の進捗が確認できる。
- ③健全度が「予防保全段階」の施設で対策を実施することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)80-1に対応する指標であるところ、指標の定義が異なるが、これは、メンテナンスの文脈に合うように記載ぶりを変更したのみで、実質的には5か年と同じものである。
- ④「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。要対策と判定された砂防関係施設のうち、社会的影響が大きく、特に緊急を要する施設(要緊急対策施設)のうち、約8割の老朽化対策を完了することを目標に設定。
- ⑤海岸に存在する事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新を実施・完了させることを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)82に対応する指標であるが、指標名が異なる(数値は同一。メンテナンスの文脈に合うように記載ぶりを変更したのみ)。
- ⑥「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約400km(令和元年度時点)を想定。
- ⑦「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約25,000施設。
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施する。
- ⑧空港基本施設の点検結果より、基準値逸脱及び運航に支障を与える異常がない状態を100%として目標値を設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)89に対応する指標であるが、指標の定義が異なる。これは、社重点での指標登録は、予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率となっていたため、空港施設の修繕率へ記載ぶりを変更したことによるもの。
- ⑨「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)88の指標・目標値を引用。
- ⑩措置が必要な施設すべてを100%とする。
- ⑪「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約1,139箇所を想定。
- ⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施予定の全ての都市公園において実施することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)85と同様、予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた指標であるが、指標の定義が異なる。社重点では、長寿命化計画に基づく対策を実施した都市公園の割合を指標としている一方、5か年加速化対策では、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施した都市公園の割合を指標としているものである。
- ⑬令和2年度時点で措置が必要なものに限定した長寿命化対策施設の全てについて、R7年度までに対策を行うことで目標値を設定。
- ⑭「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。

【外部要因】

【他の関係主体】

- ⑤農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体)
⑨鉄軌道事業者
⑩自動車道事業者(事業主体)
⑫地方公共団体(事業主体)
⑭地方公共団体(事業主体)

【重要政策】

- ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)第3章に記載あり
・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年6月18日)

【備考】

【 担 当 課 】	総合政策局社会資本整備政策課 ①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室 ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室・治水課 ③水管理・国土保全局河川環境課流水企画室 ④水管理・国土保全局砂防部保全課 ⑤水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室／港湾局海岸・防災課 ⑥水管理・国土保全局下水道事業課 ⑦港湾局技術企画課港湾工事高度化室 ⑧航空局空港技術課 ⑨鉄道局施設課 ⑩物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 ⑪海上保安庁交通部企画課／整備課 ⑫都市局公園緑地・景観課 ⑬大臣官房官庁営繕部計画課 ⑭住宅局住宅総合整備課
【 関 係 課 】	

参考指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【参考指標】	(参133) 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		22万件 (令和2年度)	300万件 (令和9年度)
【指標の定義】 国土交通データプラットフォームと連携したデータの内、位置情報が付与されているデータの数			
【目標設定の考え方・根拠】 国土交通省が保有するデータシステムのうち、位置情報を付与したインフラデータを目標値と設定			
【外部要因】 国土交通データプラットフォームと連携を希望する外部団体			
【他の関係主体】 なし			
【重要政策】 ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定) ・統合イノベーション戦略2022(令和4年6月閣議決定) ・AI戦略2022(令和4年4月閣議決定)			
【備考】 なし			
【担当課】	大臣官房技術調査課		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【参考指標】	(参136) インフラメンテナンス国民会議を通じた新技術のシーズとニーズのマッチング数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		169 (令和元年度)	400 (令和7年度)
【指標の定義】 インフラメンテナンス国民会議の各公認フォーラムのイベント等を通じてマッチングを行った件数の累計			
【目標設定の考え方・根拠】 「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)の指標を引用。令和元年度における実績から、年間約40件のマッチング数を継続することとし、その累積値を目標値に設定。			
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章」に記載あり 国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年6月18日)			
【備考】			
【担当課】	総合政策局公共事業企画調整課、大臣官房公共事業調査室		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【参考指標】	(参137) ポータルサイトに掲載しているツアーを実施しているインフラ施設数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		310 (令和2年度)	410 (令和7年度)
【指標の定義】 インフラツーリズムポータルサイトに掲載された、管理者主催・民間主催のツアーを実施している施設数			
【目標設定の考え方・根拠】 「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)の指標を引用。令和2年度(2020年度)のポータルサイトに掲載された施設数をベースに、令和7年度(2025年度)の施設数を想定して目標値を設定。			
【外部要因】 旅行市場の動向			
【他の関係主体】			
【重要政策】 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章」に記載あり			
【備考】			
【担当課】	総合政策局公共事業企画調整課		
【関係課】			

参考指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【参考指標】	(参138) 地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数(◆) ①道路 ②河川／ダム／砂防／下水道 ③港湾 ④空港 ⑤鉄道 ⑥自動車道 ⑦公園 ⑧官庁施設	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①6,459人 (令和元年度) ②4,832人 (令和元年度) ③2,202人 (令和元年度) ④261人 (令和元年度) ⑤586人 (令和2年度) ⑥9人 (令和元年度) ⑦244人 (令和元年度) ⑧12,633人 (令和元年度)	①10,000人 (令和7年度) ②9,900人 (令和7年度) ③4,000人 (令和7年度) ④500人 (令和7年度) ⑤1,000人 (令和7年度) ⑥50人 (令和7年度) ⑦440人 (令和7年度) ⑧17,000人 (令和7年度)
【指標の定義】 ①地方公共団体及び国の職員のうち、維持管理に関する研修を受けた人数の平成26年度からの累計 ②国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数の平成26年度からの累計 ③国及び地方公共団体等で港湾施設の維持管理研修及び維持管理技術講習会等を受けた人数の平成26年度からの累計 ④国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数の平成26年度からの累計 ⑤鉄軌道事業者で施設の維持管理に関する研修を受けた人数の平成26年度からの累計 ⑥自動車道事業者で維持管理に関する研修を受けた人数の令和3年度からの累計 ⑦国及び地方公共団体等で都市公園の維持管理に関する研修を受けた人数の平成26年度からの累計 ⑧国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数の平成26年度からの累計			
【目標設定の考え方・根拠】 ①これまでの実績を踏まえ目標値を設定。 ②研修で計画される1年間の受講人数×年数(6年間)。研修は、河川、ダム、砂防、下水道で、受講人数は合計したもの。 ③過年度実績を踏まえ目標値を設定。 ④これまでの実績を踏まえ目標値を設定。 ⑤例年の実績を踏まえて期間中の受講人数を算出。 ⑥各事業者2名程度受けることを目標とする。 ⑦現状値及び過去に年約40人増加している傾向を踏まえ、令和7年度の目標値を設定。(令和2年度はコロナ禍のため未実施) ⑧令和7年度までに国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受ける人数を増加させることを目標に設定。			
【外部要因】			

【 他 の 関 係 主 体 】	
⑥自動車道事業者(事業主体)	
【 重 要 政 策 】	
社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年6月18日)	
【 備 考 】	
【 担 当 課 】	総合政策局社会資本整備政策課 ①道路局国道・技術課 ②水管理・国土保全局河川計画課 ③港湾局技術企画課港湾工事高度化室 ④航空局空港技術課 ⑤鉄道局技術企画課 ⑥物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 ⑦都市局公園緑地・景觀課 ⑧大臣官房官庁営繕部計画課
【 関 係 課 】	

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。

業績指標	
指標番号	業績指標名
95	リート等の資産総額 *
96	指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数 *

業績指標の分析							
(95) リート等の資産総額 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	25 兆円	25 兆円	27 兆円	28 兆円	30 兆円	32 兆円	40 兆円
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
以下の事務事業等の実施により、不動産証券化手法に関する周知・理解増進や、不動産証券化の各スキームの活用推進を図った。							
① 地域の価値向上に向けた不動産投資市場の形成促進に向けた調査検討業務							
【予算費目】(項) 不動産市場整備等推進費 (目) 不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備							
【事業内容】 1) 不動産証券化に関するセミナー、全国ウェビナーの開催 2) 物件の活用方法や事業課のためのマーケット分析の検討等についての調査							
② 不動産投資の普及促進業務							
【予算費目】(項) 不動産市場整備等推進費 (目) 不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備							
【事業内容】 1) 不動産証券化に関するセミナー、全国ウェビナーの開催、2) 地域の関係者間のネットワーク形成を目的とした会議の開催							
③ Jリート及び特定目的会社を取得する不動産に係る流通税の特例措置 (登録免許税・不動産取得税)							
Jリート及び特定目的会社を取得する不動産について、以下の措置を講じることにより、不動産の証券化を推進して更なる民間資金の活用を促し、優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化を促進している。							
【登録免許税】 移転登記に係る税率を軽減 (本則 2 %→1.3 %)							
【不動産取得税】 課税標準から 3 / 5 控除							
(令和 5 年度減収見込額 : 3,249 百万円、令和 6 年度減収見込額 : 7,731 百万円)							
④ 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置 (登録免許税・不動産取得税)							
不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について、以下の措置を講じることにより、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進するとともに、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域における資金の好循環を構築している。							
【登録免許税】 移転登記に係る税率を軽減 (本則 2 %→1.3 %)、保存登記に係る税率を軽減 (本則 0.4 %→0.3 %)							

【不動産取得税】課税標準から 1 / 2 控除
(令和 5 年度減収見込額 : 29.9 百万円、令和 6 年度減収見込額 : 71.3 百万円)

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

- ・令和 6 年度のリート等の資産総額は約 32 兆円となり、年度ごとの想定値である約 31 兆円と同水準で、順調に増加していると考えられることから、A と評価した。
- ・各年度におけるリート等の資産総額は、不動産市場のみならず金融市場の影響を大きく受けるものであるため、市場サイクルによる変動はあるものの、アセットタイプの多様化や ESG 資金の呼び込み等に取り組んでおり、目標年度における目標達成は可能であると考えられる。
- ・加えて、令和 7 年度についても、地方公共団体・事業者等のマッチング等を通じ地域の価値向上に向けた不動産投資市場の形成を促進するための予算事業や、J リートや不動産特定共同事業等の不動産証券化を促進し、民間資金の活用を促す税制特例を講じており、今後もリート等の資産総額は着実に増加していくものと考えられる。
- ・「J リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置」については、令和 5 年度に登録免許税 117 件、不動産取得税 53 件、「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」については、令和 6 年度に登録免許税 2 件、不動産取得税 4 件が適用を受け、不動産証券化により民間資金の活用が促進された。

(課題の特定)

地方において、不動産証券化手法に関し、関係者間のネットワーク構築不足やノウハウの不足が引き続き課題となっている。令和 7 年度においても引き続き、地域の関係者等が参画する会議を開催し、関係者間の連携体制を構築することで、地方における不動産証券化に精通した人材の育成と、質の高い不動産ストックの形成促進を図る。

(96) 指定流通機構（レイNZ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数 *

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	188 千件	188 千件	186 千件	174 千件	183 千件	205 千件	204 千件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

以下の事務事業等の実施により、宅建業者が宅地建物の取引を行うに際してのレイNZへの報告・登録の義務を徹底するとともに、流通が困難と考えられる低廉な物件等の流通の推進を行った。

① 指定流通機構や業界と連携したレイNZ利活用推進の取組

【予算費目】（項）不動産市場流通推進費（目）不動産市場整備等推進調査費

【事業内容】1）不動産情報の利活用促進に向けた環境整備、2）レイNZの登録情報の充実に向けた調査検討 等

② 「不動産業による空き家対策推進プログラム」等による空き家流通の推進

【予算費目】（項）不動産流通整備推進費（目）不動産市場整備等推進調査費

【事業内容】空き家等不動産ストックの流通に資する自治体と宅建業者等との連携体制構築 等

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

- ・順調である。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、A と評価した。
- ・媒介契約を締結した際のレイNZへの報告・登録義務について、業界への周知徹底を行い、またレイNZにおいては正当な事由なく成約登録を怠った場合、宅建業法やレイNZ規定の違反となる旨の注意喚起が表示されるように、システム改修を行った。加えて、昨年度レイNZに登録された成約情報を分析すると、「空き家対策推進プログラム」の開始時期以降の低廉な物件の成約件数が顕著な伸びを見せていること等から、上記の実施による空き家等の流通や、レイNZの適正利用の促進が図られたことによる効果と考えられる。引き続き、一過性のものとならないよう、プログラムや取組の継続・改善を図る。

（課題の特定）

—

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

② 目標達成

(判断根拠)

業績指標 2 個のうち A が 2 個であり、全ての実績が目標を達成しているため「②目標達成」と評価した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

- 不動産証券化に係るアセットタイプの多様化や ESG 資金の呼び込み等の事務事業等の実施により、リート等の資産総額は目標達成に向けて順調に増加しているところである。現状の課題として、地方において、不動産証券化手法に係る関係者間のネットワーク構築やノウハウが不足していることから、今後も、地域関係者等が参画する会議を開催し、関係者間の連携体制を構築する取組を実施していくことで、地方における不動産証券化に精通した人材の育成と質の高い不動産ストックの形成促進を図る。
- また、レインズにおける成約報告件数の増加は、レインズの適正利用に向けた業界周知やシステム改修を行うとともに、空き家対策推進プログラムといった事務事業等の取組の効果が顕著に表れているところであり、このような成果が一過性のものとならないよう、引き続き事務事業等の取組の継続・改善を図る。
- 以上を踏まえ、令和 7 年度においては、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供について一層の充実を図ること等により、取引の円滑化・活性化を図るとともに、質の高い不動産ストックの形成促進を図る。

外部有識者のコメント

- 指標 (96) 成約報告件数は過去減少傾向だったが、R6 で急増している。空き家対策推進プログラムの開始の影響が大きいとの考察があるが、その他の施策の効果についての分析もあるとよいと思う。

(国土交通省政策評価会 平田 輝満)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 31

不動産・建設経済局不動産市場整備課 課長 北間 美穂

・業績指標 95

担当課：不動産・建設経済局不動産市場整備課 (課長 北間 美穂)

・業績指標 96

担当課：不動産・建設経済局不動産業課 (課長 倉石 誠司)

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	土地白書作成等経費	004381
2	土地取引の円滑化に関する経費	004382
3	都道府県地価調査等経費	004383
4	土地基本調査経費	004384
5	取引価格等土地情報の整備・提供推進経費	004386
6	不動産価格等に係る動向指標の構築経費	004387
7	土地市場の変化を踏まえた土地政策実現のための経費	004388
8	地価公示	004389
9	主要都市における高度利用地の地価分析調査	004390
10	鑑定評価の適正性の確保のためのモニタリング経費	004391
11	不動産市場整備・活性化の推進	004392
12	不動産証券化の推進に関する経費	004393
13	不動産の管理・流通のための環境整備の推進	004395
14	空き家・空き地等の新たな流通・利活用スキームの構築のための調査・検討経費	004396
15	金融技術の進展等を踏まえた不動産投資市場の環境整備	004399
16	ESG 投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備	004401
17	所有者不明土地等対策事業の推進	004659
18	「不動産 ID」を情報連携のキーとした建築・都市 DX 社会推進事業	004660
19	不動産鑑定士の担い手確保に向けた取組の推進	007435
20	地価調査関連経費	018709
21	不動産鑑定士指導監督関連経費	018713
22	不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備	018721
23	中小ビルの ESG 改修投資の促進に向けたモデル調査事業	020842

参考指標の達成状況

施 策 目 標：31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する

参考指標

(参 163) 宅地建物取引業免許行政庁における相談件数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R11 年度
実績値	1,374 件	1,163 件	806 件	871 件	741 件	集計中	364 件以下
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 164) 賃貸アパート、マンションに関する相談件数

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	32,604 件	32,604 件	32,707 件	31,735 件	33,089 件	34,838 件	30,700 件 以下
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 165) 不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数

	初期値	実績値					目標値
	R 4 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	109,000 件	—	—	168,460 件	127,924 件	127,646 件	114,000 件
年度ごとの 目標値		—	—	201,457 件	110,842 件	112,837 件	

(参 166) 不動産取引価格情報の提供件数

	初期値	実績値					目標値
	R 3 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	約 457 万件	—	約 457 万件	約 488 万件	約 517 万件	約 547 万件	約 600 万件
年度ごとの 目標値		—	約 450 万件	約 480 万件	約 510 万件	約 540 万件	

(参 167) 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積

	初期値	実績値					目標値
	H30 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R10 年
実績値	18.9 万ha	—	—	—	(集計中)	—	22.3 万ha
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 168) クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業による新たな投資

	初期値	実績値					目標値
	R 4 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	604.3 億円	85.6 億円	231.8 億円	604.3 億円	1,007.8 億円	1,763.4 億円	約 930 億円
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 169) 所有者不明土地の収用手続に要する期間（収入手続への移行から取得まで）

	初期値	実績値					目標値
	H28 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 2 年 6 月～R 7 年 5 月の 平均
実績値	31 か月	18 か月	15 か月	15 か月	21 か月	21 か月	21 か月 以下
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 170) 地域福利増進事業における利用権の設定数

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R11 年度
実績値	—	0 件	0 件	1 件	3 件	4 件	累計 100 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 171) 市町村における所有者不明土地対策の推進体制の強化 (①所有者不明土地対策計画の作成数) (②所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数)

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 9 年度
実績値	—	—	—	① 2 件 ② 1 団体	① 12 件 ② 2 団体	① 48 件 ② 6 団体	① 累計 150 件 ② 累計 75 団体
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 163, 164

担当課：不動産・建設経済局 不動産業課（課長 倉石 誠司）

・参考指標 165, 166, 167, 168

担当課：不動産・建設経済局 不動産市場整備課（課長 北間 美穂）

・参考指標 169, 170, 171

担当課：不動産・建設経済局 土地政策課（課長 増田 裕一郎）

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護			
【施策目標】	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する			
【業績指標】	(95)リート等の資産総額*	業績目標		
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	
		25兆円 (令和2年度)	40兆円 (令和12年度)	
【指標の定義】 リート(注1)、私募リート(注2)、不動産特定共同事業(注3)の資産総額(注4)の合計額 (注1) リート(不動産投資法人)とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品のうち、証券取引所に上場しているものを指す。 (注2) 私募リートとは、リート(注1)と同様の仕組みで組成される不動産投資法人であるが、証券取引所に上場していないものを指す。 (注3) 投資家から出資を募って、許可を受けた不動産会社等(不動産特定共同事業者)が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。 (注4) 取得価格ベース。				
【目標設定の考え方・根拠】 <目標設定の考え方> 不動産証券化を推進し、不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、不動産取引の活性化を促し、優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等に貢献するものである。引き続き、官民が連携して不動産投資市場の拡大を目指すため、新たな目標値を設定することとする。 <根拠> リート、私募リート、不動産特定共同事業それぞれにおいて、引き続き、過去10年間の平均増加額を維持して成長し続けると仮定して目標値を設定することとする。 なお、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、投資判断に一定期間を要する不動産投資においては、5年という期間ではなく長期の目標が適切であることから、10年後の目標値として設定することとする。				
【外部要因】 金融市場の動向、国内・海外の景気動向、企業の成長性の高い資産への転換の動向、新型コロナウイルス感染症流行の影響				
【他の関係主体】 金融庁(「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管、「不動産特定共同事業法」を共管している)				
【重要政策】 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」フォローアップ(令和4年6月7日 閣議決定) 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG投資の促進を図る。」(Ⅲ 1 (3) ②)				
【備考】 優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等を促進するためには、引き続き、不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめ、官民が連携して不動産投資市場の更なる拡大を目指すためには、新たな目標値を設定し引き続き取組を進める必要がある。 実績値は毎年度集計。				
【担当課】	不動産・建設経済局不動産市場整備課			
【関係課】				

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
【業績指標】	(96)指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		188千件 (令和2年度)	204千件 (令和7年度)
【指標の定義】 指定流通機構(注1)(レインズ)(注2)の売却物件に係る各年度の成約報告件数(注3) (注1)指定流通機構とは、宅地建物取引業法第50条の2の5に基づき指定された者をいう。 (注2)レインズとは、指定流通機構である不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム(Real Estate Information Network System)を指すが、レインズという名称は、指定流通機構の通称にもなっている。不動産流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。 (注3)指定流通機構(レインズ)には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、既存物件(マンション・戸建住宅等)及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、初期値及び目標値等は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。			
【目標設定の考え方・根拠】 宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、不動産の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件及び土地の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。 目標については、平成28年度から令和2年度にかけての成約報告件数の伸びの平均(1.7%)が、令和3年度以降5年間継続するものとした件数を、当該目標値として設定した。			
【外部要因】 不動産市場動向(地価・住宅価格の下落)、金融市場の動向(金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等)			
【他の関係主体】			

【 重 要 政 策 】

・経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(平成30 年6月15日)
「空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させる。」(第2章 5. (4)⑥)

・経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～(平成 28 年6月2日)
「建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。」(第2章 3. (3))

・経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～(平成 27 年6月 30 日)
「空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。」(第2章 3. [2] (2))

・日本再興戦略2016(平成 28 年6月2日)
「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。」(第二 一. 11(2) i)

・ニッポン1億総活躍プラン(平成 28 年6月2日)
「住宅の購入は、一生の中で最も高い買い物であるにもかかわらず、月日の経過とともに資産価値が低下してしまう場合が多い。住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。」(5. (6))

・まち・ひと・しごと創生基本方針 2015(平成 27 年6月 30 日)
「建物検査(インスペクション)や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。」(Ⅲ. 4(1)⑤)

【 備 考 】

【 担 当 課 】 不動産・建設経済局不動産業課

【 関 係 課 】 不動産・建設経済局不動産市場整備課
不動産・建設経済局土地政策課

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：32 建設市場の整備を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
97	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設・都市開発の海外受注高）＊
98	国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率

業績指標の分析							
(97) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設・都市開発の海外受注高）＊							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	3 兆円	3 兆円	3.2 兆円	4.3 兆円	(集計中)	(集計中)	4 兆円
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
我が国建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施した。							
① ビジネス環境整備 政府間でしかなし得ない我が国企業のビジネス環境整備を推進。具体的には以下の事業を実施している。 ・ 我が国にとって重要な市場における二国間建設会議等の政府間プラットフォームを通じ、関係を強化 ・ 相手国における我が国に準じた関連制度の導入支援等により、我が国企業が参入しやすい環境を整備 ・ 多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用し、取引ルール等を確立 等							
② ビジネス機会の創出支援 民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会の創出を推進。具体的には以下の事業を実施している。 ・ 中堅・中小建設企業海外展開促進協議会(JASMOC)等を通じ、中堅・中小企業の海外進出を支援 ・ 新市場において経験豊富なパートナー国の政府等と協力したセミナー開催等により、企業紹介やマッチング等を支援 ・ 政府間プラットフォームを通じ、案件形成を支援 等							
(その他の外部要因の状況)							
新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動の活発化に伴い、各国のインフラ整備のニーズが回復傾向にある一方、カントリーリスクをはじめとする投資環境や事業環境に関するリスク等は増加しており、中国・韓国といった競合国との受注競争も熾烈化している。							
(目標の達成状況に関する分析)							
・ 順調である。 ・ 令和 4 年度時点で目標は達成。令和 5 年度以降の実績値は集計中だが、令和 2 年度以降の実績値は上昇傾向であり、目標年度においても目標値を達成すると見込まれるため、A と評価した。							
(課題の特定)							
—							

(98) 国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R 3 年 10 月	R 2 年度	R 3 年 10 月	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度末
実績値	2.6%	—	2.6%	6.0%	6.8%	8.3%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

都道府県・政令市については、ブロック別監理課長等会議の場などを通じて、未導入の都道府県・政令市へ積極的に働きかけを行ったことで、令和 5、6 年度の 2 か年で新たに 7 都道府県、3 政令市が活用施策の導入に至っている。市区町村については、例年、47 都道府県で開催され管内市区町村が参画する都道府県公共工事契約制度運用連絡協議会の場等での働きかけを行い、活用政策を導入した自治体が新たに 17 団体増加している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

- ・都道府県・政令市における建設キャリアアップシステムの活用工事は、令和 6 年 10 月時点で 46 都道府県（導入率：97.9%）、20 政令市（同：100.0%）となっており、導入が順調に進んできている状況にある。
- ・一方、市区町村については、令和 6 年 10 月現在で 77 自治体と、全 1,721 自治体のうち 4.5%の導入にとどまっており、目標年度までの目標値の達成については、現時点で順調ではない。
- ・現時点のペースのまま進捗した場合、目標年度に目標値の達成は困難であると見込まれるため、B と評価した。

(課題の特定)

目標の達成状況に関する分析を踏まえると、市町村の導入が伸び悩んでおり、その主な原因としては、管内の建設業者が利用するメリットを見いだせず導入に消極的であることや、制度を活用する自治体の理解が進んでいないこと、事務負担への懸念などが考えられることから、こうした要因を解消していく必要がある。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、A が 1 個、B が 1 個ではあるが、主要業績指標である業績指標 97 が目標超過達成をしていることから、「③相当程度進展あり」とした。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

a) 施策全体の総括分析

- ・業績指標 97 については、新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動の活発化に伴い、各国のインフラ整備のニーズが回復傾向にある一方、カントリーリスクをはじめとする投資環境や事業環境に関するリスク等は増加しており、中国・韓国といった競合国との受注競争も熾烈化している。
- ・斯かる環境下において、我が国に準じた関連制度の導入支援や政府間プラットフォームを通じた案件形成支援は、我が国及び我が国企業のプレゼンス・競争力等の向上に繋がり、海外受注高の拡大に着実に寄与したと考える。
- ・業績指標 98 については、各種会議の場などを通じた積極的な働きかけ等により、ほぼ全ての都道府県、政令市において導入に至った一方、市町村への浸透が不十分である。

b) 今後の取組の方向性

- ・業績指標 97 については、我が国企業のインフラシステム関連海外受注高の更なる増加に向け、分野の拡大、エリアの拡大、資金源・発注者の拡大等を検討する。
- ・業績指標 98 については、未導入の市区町村に対しては、引き続き各種会議の場を通じて積極的に働きかけを行うとともに、事務負担が軽減されるよう運営主体によるサポート等行う。さらに、建設業者が利用するメリットを実感できるよう、令和 6 年 7 月に公表した「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた 3 か年計画」に掲げた取組の具体化を進める。

c) 施策目標について

- ・令和 7 年度においても、技能労働者の適切な処遇を受ける環境整備やビジネス機会創出支援等を通じ、建設市場の整備を推進する。

外部有識者のコメント

業績指標 98 との対比において業績指標 97 を主要業績指標と判断する合理的根拠が明らかになると良い。
また、建設・都市開発の海外受注高の増加には、ビジネス環境整備やビジネス機会の創出支援などの環境整備は重要であるが、金融的要素の影響も強いことから、業績指標 97 の達成状況については慎重な判断が必要であるものと思料する。（国土交通省政策評価会 白山 真一）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 32
大臣官房参事官（建設人材・資材） 参事官 伊勢 尚史

・業績指標 97
担当課：不動産建設経済局国際市場課（課長 羽矢 憲史）

・業績指標 98
担当課：大臣官房参事官（建設人材・資材）（参事官 伊勢 尚史）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	不動産市場国際化への対応	004394
2	グローバルフロンティア戦略（日系企業未開拓地の進出支援）	004404
3	建設業許可処理システム等の整備の推進	004405
4	建設業における法令遵守の徹底	004407
5	建設技能労働者人材確保・育成促進事業	004408
6	我が国建設業等の海外展開の推進	004409
7	地方の入札契約改善推進事業	004410
8	建設分野における外国人受入れの円滑化及び適正化	004411
9	建設職人の安全・健康の確保の推進	004413
10	民間発注工事等における働き方改革の推進	004414
11	建設技術者の働き方改革の推進に関する調査・検討	004415
12	建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進	004418
13	道路分野の海外展開支援に係る経費	004419
14	新たなグローバルチャネルの構築（質の高いインフラ等の効果的な情報発信）	004543
15	地域建設業の災害対応力・生産性向上の促進	005669
16	循環型社会に対応した建設資材の再資源化の推進に関する調査・分析	005770
17	建設機械施工管理技術検定（国家資格）の効率化検討	006205
18	建設市場の整備に関する統計調査費	007329
19	標準労務費設定のための工事費内訳調査・分析事業	007436
20	働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業	007769
21	建設業法等の実効性確保	018724
22	働き方改革等による建設業の魅力向上	018729
23	「地域の守り手」となる建設業の ICT 技術を活用した生産性向上	020845
24	「地域の守り手」となる建設業の地域連携強化	020847
25	第三次・担い手 3 法施行に向けた建設業の賃上げのための環境整備	020853
26	外国人建設技能者の円滑・適正な受入れを実現するシステム改修	020855

参考指標の達成状況

施策目標：32 建設市場の整備を推進する

参考指標

(参 172) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況（①低入札価格調査基準価格の算定式における令和4年中央公契連モデル水準の採用率、②最低制限価格の算定式における令和4年中央公契連モデル水準の採用率、③予定価格の事後公表）

	初期値	実績値					目標値
	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R9年度
実績値	①57.3% ②45.6% ③41.6%	①－ ②－ ③41.7%	①－ ②－ ③41.4%	①57.3% ②45.6% ③41.6%	①74.5% ②63.6% ③42.0%	①82.9% ②72.2% ③42.0%	①70% ②70% ③50%
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	

(参 173) 建設業などの許可申請手続等のデジタル化の推進（①建設業許可関係手続のオンラインによる申請の割合②経営事項審査のオンラインによる申請の割合③建設関連業者の登録申請に係る各種手続のオンラインによる申請の割合）

	初期値	実績値					目標値
	①②R元年度 ③R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	①②R8年度 ③R7年度
実績値	①0% ②0% ③0%	①－ ②－ ③0%	①－ ②－ ③0%	①－ ②－ ③3.2%	①1.3% ②4.4% ③6.0%	①2.9% ②7.8% ③8.6%	①20% ②50% ③20%
年度ごとの目標値		①－ ②－ ③－	①－ ②－ ③－	①－ ②－ ③－	①5.0% ②10% ③－	①10% ②25% ③－	

(参 174) 建設産業における女性の定着促進に向けた指標（建設業における女性技術者・技能者の人数）

	初期値	実績値					目標値
	R5年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R11年
実績値	技術者3万人 技能者12万人	－	－	－	技術者3万人 技能者12万人	技術者4万人 技能者11万人	毎年増加
年度ごとの目標値		－	－	－	－	－	

(参 175) 建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保
(①「労働力調査」から算定する技能者数②「学校基本調査」から算定する入職数)

	初期値	実績値					目標値
	H30 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	—
実績値	①328 千人 ②39 千人	①318 千人 ②39 千人	①311 千人 ②42 千人	①302 千人 ②42 千人	①304 千人 ②39 千人	①300 千人 ②37 千人	—(モニター 指標のため)
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 176) 専門工事業者の売上高営業利益率

	初期値	実績値					目標値
	H24 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	2.57%	4.35%	4.04%	4.18%	5.79%	集計中	4.5%以上 を維持
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 177) 建設業における社会保険加入率 (企業単位)

	初期値	実績値					目標値
	H23 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	84%	99%	98%	99.5%	99.2%	99.0%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 172

担当課：不動産・建設経済局 建設業課 建設業課 入札制度企画指導室（室長 高橋 信博）

・参考指標 173

担当課：不動産・建設経済局 建設業課（課長 渡邊 哲至）
不動産・建設経済局 建設振興課（課長 城 麻実）

・参考指標 174, 175, 176, 177

担当課：不動産・建設経済局 建設振興課（課長 城 麻実）
大臣官房参事官（建設人材・資材）（参事官 伊勢 尚史）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【 施 策 目 標 】	32 建設市場の整備を推進する		
【 業 績 指 標 】	(97) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設・都市開発の海外受注高)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3兆円 (令和2年度)	4兆円 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計)			
【目標設定の考え方・根拠】 令和5年6月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標97「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* (【再掲】建設・都市開発の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。 過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、4兆円を目標値として設定した。			
【 外 部 要 因 】 国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定) 我が国企業が2025年に約34兆円のインフラシステムを受注することを目指す。 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	不動産・建設経済局国際市場課		
【 関 係 課 】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【 施 策 目 標 】	32 建設市場の整備を推進する		
【 業 績 指 標 】	(98)国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2.6% (令和3年10月)	100% (令和7年度末)
【 指 標 の 定 義 】 建設キャリアアップシステム活用工事の導入率＝建設キャリアアップシステム活用工事発注機関／全発注機関×100 「国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率」については、すべての工事を網羅的に把握することは現実的ではないため、当該機関が発注する工事のうち導入実績があれば、その機関においては導入されたとみなして計上する。 上記数値の把握については、建設業課で実施している「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」における調査項目「建設キャリアアップシステムの活用促進」を用いる。			
【目標設定の考え方・根拠】 建設業は国民生活・社会経済を支える大きな役割を担っているが、他産業を上回る高齢化が進展しており、近い将来における担い手の確保が喫緊の課題となっている。 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、建設技能者の保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、蓄積された情報をもとに技能と経験に応じた処遇につなげるとともに、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、将来にわたる建設業の担い手を確保、ひいては、建設産業全体の生産性向上を目指す上での重要なシステムである。 CCUSを有効に活用するためには、同システムにあまねく工事・技能労働者が登録される必要があるため、令和7年度末までに国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率を100%とすることを目標とする。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。(第2. 5. (7)) ・新しい資本主義実行計画(令和5年6月16日閣議決定)(成長戦略等のフォローアップ抜粋) 建設資材価格の変動への対応や、建設業での処遇改善のため、契約当事者間でのリスク分担が適切に担保された請負契約締結の推進、建設キャリアアップシステムを活用した施工体制の見える化、現場技能者への賃金支払の適正化等に向けた方策を検討し、2023 年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。(第Ⅳ. 1) ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定) 建設業やトラック運送業の持続的・構造的賃上げに向け、改正建設業法と改正物流法に基づき、ガイドライン等を早期に示し、業界外も含めた周知の徹底、価格転嫁の円滑化を図るとともに、国及び地方自治体に加えて民間同士の取引についても、労務費の基準及び標準的運賃の活用を徹底する。くわえて、建設業については、公共工事設計労務単価の適切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大、受発注者を実地調査する建設Gメンの体制強化により、(略) 処遇改善や取引適正化の取組を進める。(第2章1. (1))			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	大臣官房参事官(建設人材・資材)		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る

施策目標の概要及び達成すべき目標
現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。

業績指標	
指標番号	業績指標名
99	統計の利用状況 * (政府統計の総合窓口 (e-Stat) における情報政策部門の所管統計へのアクセス件数)

業績指標の分析							
(99) 統計の利用状況 * (政府統計の総合窓口 (e-Stat) における情報政策部門の所管統計へのアクセス件数)							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R10 年度
実績値	3,157,195 件	4,483,030 件	—	—	—	—	5,913,767 件
年度ごとの 目標値		3,708,509 件	4,259,824 件	4,811,138 件	5,362,452 件	5,913,767 件	
(事務事業等の実施状況)							
国土交通統計調査費等 (令和 6 年度予算額 690,933 千円) により、統計法 (平成 19 年法律第 53 号) に基づき所管する統計について、以下の 18 の調査を実施し、その結果を公表した。							
実施した統計調査 : 「港湾調査」「造船造機統計調査」「鉄道車両等生産動態統計調査」「自動車輸送統計調査」「内航船舶輸送統計調査」「船員労働統計調査」「建築着工統計調査」「建設工事統計調査」「鉄道輸送統計調査」「航空輸送統計調査」「内航船舶輸送統計調査」「幹線旅客流動実態調査 (幹線バス)」「幹線旅客流動実態調査 (幹線フェリー)」「建設関連業等の動態統計調査」「建築物リフォーム・リニューアル調査」「建設工事進捗率調査」「土地保有・動態調査」「建設業活動実態調査」							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
これまでの実績値によるトレンドを考慮すると、目標年度に目標値を達成すると想定されるため、A と評価した。							
(課題の特定)							
—							

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

本施策目標の業績指標は1個であって、令和6年度の実績値が目標を達成していることからAと評価し、業績指標が目標を達成しているため、施策目標としては「② 目標達成」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

統計法に基づき、毎月又は毎年等のサイクルで作成する統計を着実に公表してきており、それを活用するユーザー数も一定数あることから施策目標に寄与している。今後も、引き続き統計調査を実施し、その結果を公表する。

外部有識者のコメント

目標を着実に達成しておりその点では問題ない。ただし、現在の評価手法では、これが国土交通省の取り組みのおかげなのか、他の要因（例えば、e-statのシステム）のおかげなのかがわからない。できれば国土交通省関連の統計の利用状況を同省以外の統計の利用状況と比較して、国土交通省関連の統計が他よりも有意に利用されているかどうかを確認することが望まれる。（国土交通省政策評価会 加藤 浩徳）

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 33

総合政策局 情報政策課 課長 中野 晶子

・業績指標 99

担当課：総合政策局 情報政策課（課長 中野 晶子）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	国土交通統計	004420
2	大都市交通センサス実施経費	004421
3	全国貨物純流動調査実施経費	004422
4	幹線鉄道旅客流動実態調査	004425
5	国土交通省における EBPM の推進	004560

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る		
【業績指標】	(99)統計の利用状況* (政府統計の総合窓口(e-Stat)における情報政策部門の 所管統計へのアクセス件数)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3,157,195件 (令和5年度)	5,913,767件 (令和10年度)
【指標の定義】 情報政策部門が所管している統計調査の結果は、統計ユーザーへの利用を広く促すため、政府統計の総合窓口でも公表しており、それへのアクセス件数を指標とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 統計調査の結果は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において政府統計の総合窓口:e-Stat(https://www.e-stat.go.jp/)に登録し、電子的な方法等により統計データを提供するものとされている。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)においても、引き続きe-Statへの集約を進めることが規定されている。これらから、情報政策部門が所管している統計調査のe-Statへのアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。 アクセス件数の目標値の設定に当たっては、令和元年度から令和5年度までの過去5年間の増加率を用い、令和5年度を初期値とし、令和10年度の目標値を設定している。ただし、令和5年度から制度変更があった建築着工統計の増加分を除いている。			
【外部要因】 なし			
【他の関係主体】 なし			
【重要政策】 公的統計の整備に関する基本的な計画(令和5年3月28日閣議決定) 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 (3) ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進 (5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成			
【備考】 なし			
【担当課】	総合政策局情報政策課		
【関係課】	総合政策局情報政策課建設経済統計調査室 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：34 地籍の整備等の国土調査を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
100	地籍調査の進捗率（①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率）＊
101	土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積＊

業績指標の分析							
(100) 地籍調査の進捗率（①優先実施地域での進捗率）＊							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R11 年度
実績値	79%	79%	80%	80%	80%	81%	87%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
① 地籍調査 令和5年度予算額：10,500,000千円、令和6年度予算額：10,500,000千円							
〈事業概要〉							
地籍調査は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等（主に市町村）であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進している。さらに、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合でも調査を進めることができる新たな調査手続（令和6年開始）など、現地調査等を円滑化・迅速化する措置の活用促進に努めた。							
〈事業の実施状況〉							
地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、重点分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）の施策と連携した地籍調査を重点的に支援した。また、進捗が遅れている都市部、山村部の地籍調査を進めるため、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法（街区境界調査、リモートセンシングデータの活用による調査手法）の促進に努めた。							
② 基本調査 令和5年度予算額：160,000千円、令和6年度予算額：192,000千円							
〈事業概要〉							
基本調査は国土調査法に基づいて実施しており、基本調査の成果は、市町村等により実施される後続の地籍調査の基礎情報として活用されるものである。令和2年度から、効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るための調査を行っている。							
〈事業の実施状況〉							
市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備を推進するとともに、効率的な調査手法について、活用事例の蓄積・普及を行った。							

③ 地籍整備推進 令和5年度予算額：142,899千円、令和6年度予算額：192,760千円

〈事業概要〉

国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定し、地籍整備に積極的に活用することとしている。また、同条第6項に基づき、市町村が代行して当該指定の申請を行うことができることとしている。特に、都市部における地籍調査の進捗が遅れているため、平成22年度から都市計画区域内等を対象として、国が必要な助成（地籍整備推進調査費補助金）を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

〈事業の実施状況〉

令和5年度から補助制度を拡充（市町村による代行申請の場合は定額を補助）するなど、地籍調査以外の測量成果の活用促進を図っている。

④ 基準点測量等 令和5年度予算額：49,265千円、令和6年度予算額：49,265千円

〈事業概要〉

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に、国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施するものである。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることが可能となる。平成29年より、全球測位衛星システム（GNSS）測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入したGNSS測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進している。

〈事業の実施状況〉

市町村等の要望に基づき令和5年度は39点、令和6年度は41点の基準点の再測量を行うとともに、GNSS測量型の新たな四等三角点5点の維持管理を行い、地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。

⑤ 都市部特定地籍整備推進事業 令和5年度予算額：0千円、令和6年度予算額：98,139千円

〈事業概要〉

地理空間情報活用ニーズの高い都市部において、街区境界調査と新技術や民間測量成果等の活用を一体的に進めることにより、都市部の地籍整備モデルの確立やノウハウの蓄積を図り、遅れている都市部の地籍整備を推進していく。

〈事業の実施状況〉

都市部において、街区境界調査への新技術の活用及び民間測量成果を活用するためモデル地区を選定し、MMS（モバイルマッピングシステム）による街区境界調査（復元測量）の実施及び代行申請に向けた民間測量成果の分析を行うとともに、都市部の地籍整備を推進するための事例の創出及びノウハウの集約を行った。

（その他の外部要因の状況）

地籍調査に係る人件費等の上昇

（目標の達成状況に関する分析）

- ・現地調査の円滑化・迅速化を図る手続きの活用促進やリモートセンシングデータの活用など効率的な調査手法の導入促進を進めているが、令和6年度の実績値は81%にとどまっている（目標：令和11年度87%）。
- ・地籍調査に係る人件費等の上昇が続いており、事業費あたりの調査実施面積も減少傾向にある。
- ・また、都市部においては権利関係が複雑であること等により進捗率が低い一方、中山間部では現地急峻で立会等が困難な箇所があるなど、エリアによって進捗や状況が異なっている。

（課題の特定）

目標の達成に向けて事業を着実に進捗させるために、人件費等の上昇に対応した予算の確保が重要である。また、地域特性や技術進展に応じた調査の円滑化・迅速化や効率化を更に推進していく必要がある。

(100) 地籍調査の進捗率（②地籍調査対象地域全体での進捗率）＊

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R11 年度
実績値	52%	52%	52%	52%	53%	53%	57%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

① 地籍調査 令和５年度予算額：10,500,000 千円、令和６年度予算額：10,500,000 千円

〈事業概要〉

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等（主に市町村）であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進している。

〈事業の実施状況〉

地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、重点分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）の施策と連携した地籍調査を重点的に支援した。また、進捗が遅れている都市部、山村部の地籍調査を進めるため、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法（街区境界調査、リモートセンシングデータの活用による調査手法）の促進に努めた。さらに、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合でも調査を進めることができる新たな調査手続（令和６年開始）など、現地調査を円滑化・迅速化する措置の活用促進に努めた。

② 基本調査 令和５年度予算額：160,000 千円、令和６年度予算額：192,000 千円

〈事業概要〉

基本調査は国土調査法に基づいて実施しており、基本調査の成果は、市町村等により実施される後続の地籍調査の基礎情報として活用されるものである。令和２年度から、効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るための調査を行っている。

〈事業の実施状況〉

市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備を推進するとともに、効率的な調査手法について、活用事例の蓄積・普及を行った。

③ 地籍整備推進 令和５年度予算額：142,899 千円、令和６年度予算額：192,760 千円

〈事業概要〉

国土調査法第 19 条第 5 項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定し、地籍整備に積極的に活用することとしている。また、同条第 6 項に基づき、市町村が代行して当該指定の申請を行うことができることとしている。特に、都市部における地籍調査の進捗が遅れているため、平成 22 年度から都市計画区域内等を対象として、国が必要な助成（地籍整備推進調査費補助金）を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

〈事業の実施状況〉

令和５年度から補助制度を拡充（市町村による代行申請の場合は定額を補助）するなど、地籍調査以外の測量成果の活用促進を図っている。

④ 基準点測量等 令和５年度予算額：49,265 千円、令和６年度予算額：49,265 千円

〈事業概要〉

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に、国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施するものである。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることが可能となる。平成 29 年より、GNSS 測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入した GNSS 測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進している。

〈事業の実施状況〉

市町村等の要望に基づき令和５年度は 39 点、令和６年度は 41 点の基準点の再測量を行うとともに、GNSS 測量型の

新たな四等三角点 5 点の維持管理を行い、地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。

⑤ 都市部特定地籍整備推進事業 令和 5 年度予算額：0 千円、令和 6 年度予算額：98,139 千円

〈事業概要〉

地理空間情報活用ニーズの高い都市部において、街区境界調査と新技術や民間測量成果等の活用を一体的に進めることにより、都市部の地籍整備モデルの確立やノウハウの蓄積を図り、遅れている都市部の地籍整備を推進していく。

〈事業の実施状況〉

都市部において、街区境界調査への新技術の活用及び民間測量成果を活用するためモデル地区を選定し、MMS による街区境界調査（復元測量）の実施及び代行申請に向けた民間測量成果の分析を行うとともに、都市部の地籍整備を推進するための事例の創出及びノウハウの集約を行った。

（その他の外部要因の状況）

地籍調査に係る人件費等の上昇

（目標の達成状況に関する分析）

- ・ 現地調査の円滑化・迅速化を図る手続きの活用促進やリモートセンシングデータの活用など効率的な調査手法の導入促進を進めているが、令和 6 年度の実績値は 53%にとどまっている（目標：令和 11 年度 57%）。
- ・ 地籍調査に係る人件費等の上昇が続いており、事業費あたりの調査実施面積も減少傾向にある。
- ・ また、都市部においては権利関係が複雑であること等により進捗率が低い一方、中山間部では現地急峻で立会等が困難な箇所があるなど、エリアによって進捗や状況が異なっている。

（課題の特定）

目標の達成に向けて事業を着実に進捗させるために、人件費等の上昇に対応した予算の確保が重要である。また、地域特性や技術進展に応じた調査の円滑化・迅速化や効率化を更に推進していく必要がある。

(101) 土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積＊

目標達成状況の評価	B

B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R11 年度
実績値	47 %	53%	54%	58%	62%	68%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

土地履歴調査 令和5年度予算額：47,003千円、令和6年度予算額：46,760千円

〈事業概要〉

土地履歴調査は国土調査費により、土地本来の自然条件と過去に行われた地形の人工改変履歴及び過去の災害発生履歴等を土地の災害リスクに関わる基礎的な地理空間情報として整備し、オープンデータとして広く提供することで、土地の特性等を考慮した防災対策や土地利用の適正化、国民の防災意識向上に資するものである。

〈事業の実施状況〉

令和6年度は、地震防災対策推進地域を含む「札幌地区」「甲府地区」、近年豪雨災害が発生している「久留米・佐賀地区」を対象に、各地区、人口集中地区や災害リスクを考慮した調査範囲を設定して実施した。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和2年度～5年度の整備進捗は、人件費の高騰等もあり目標値に対して伸び悩んでいたが、令和6年度に調査形態の見直しや新技術を活用した効率的な調査を実施することで、年間の整備面積は増加しており、引き続き目標値達成に向けて調査を進める。

(課題の特定)

目標達成状況に関する分析を踏まえると、目標達成へ向けた予算確保と効率的な調査の推進が必要である。

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ④ 進展が大きくない
（判断根拠） 業績指標 3 個のうち、B が 3 個であって、さらに業績指標 100 については、目標達成に向けた顕著な効果が発現していない。業績指標 101 については、進捗しているものの目標年度に目標を達成するペースでは進んでいないことから、「④進展が大きくない」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 業績指標 100 については、人件費等の上昇に対応するため、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、「国土調査のあり方に関する検討小委員会 報告書」（令和 6 年 3 月）を踏まえて、引き続き、現地調査手続きの更なる円滑化や効率的な手法の一層の導入促進などの取組を講じ、地籍調査の加速化を図っていく。 業績指標 101 については、人件費等の高騰による単価増加に対応するために、引き続き目標達成に必要な予算の確保に向けて努力するとともに、調査形態の見直しなどによる効率的な調査をより一層推進する。 このように、地籍調査及び土地履歴調査いずれも調査の効率化等を図りながら、目標の達成に向けたより一層の取組を行う。

外部有識者のコメント
地籍のデータベース化は非常に重要であるにもかかわらず、地道な調査が必要で進捗が表れにくいと考えられる。通常でも当然のこと、災害後にも重要な意味を持つことや、これまでの整備による具体的な効果を広く周知することで、理解を得て人件費等の予算を確保する必要がある。そのためにも整備した後の有用性を評価することも望まれる。（国土交通省政策評価会 鈴木 美緒）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 34 不動産・建設経済局地理空間情報課 課長 墳崎 正俊
・業績指標 100 担当課：不動産・建設経済局地理空間情報課地籍整備室 （室長 藤本 実紗）
・業績指標 101 担当課：不動産・建設経済局地理空間情報課 （課長 墳崎 正俊）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	地籍調査	004427
2	地籍基本調査	004428
3	地籍整備推進	004429
4	基準点測量	004430
5	都市部特定地籍整備推進事業	007437
6	土地分類及び水に係る基本調査に関する経費	004426

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する		
【業績指標】	(100) 地籍調査の進捗率* (①優先実施地域での進捗率、 ②地籍調査対象地域全体での進捗率)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①79% (令和元年度) ②52% (令和元年度)	①87% (令和11年度) ②57% (令和11年度)
【指標の定義】 ①地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 ②地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 地籍調査実施地域の面積について、初期値は令和元年度までの実施面積。			
【目標設定の考え方・根拠】 第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)においては、地籍調査対象地域(287,966km ² :全国土から国有林野、公有水面等を除いた地域)のうち、優先実施地域(土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域(防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。)を、地籍調査対象地域から除いた地域 :188,694km ²)での地籍調査実施地域の面積(148,486km ²)の割合を令和11年度に87%とすることを目指すとともに、地籍調査対象地域全体での地籍調査実施地域の面積(148,486km ²)の割合を令和11年度に57%とすることを目指すこととしており、これを目標値とする。 ※調査対象地域等の面積は、第7次計画の策定にあたり、精査したもの。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体(地籍調査の事業主体)			

【 重 要 政 策 】

- 国土調査法(昭和26年法律第180号)
- 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)
- 国土調査促進特別措置法(昭和37年法律第143号)
- 国土調査促進特別措置法施行令(昭和45年政令第261号)
- 国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)

○経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)

・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)における地籍調査(略)の促進等。(第4章3. ※155)

○都市再生基本方針(平成14年7月19日閣議決定 令和4年10月25日一部変更)

- ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。(第2の2都市再生に関する施策の基本的方針)
- ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る(同上)

○首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更)

・国[国土交通省]、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する(7(2)③シ)

○地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定)

- ・災害復旧の迅速化に資するよう、土地境界等を明確にしておく地籍整備を推進する。(第Ⅱ部1.(1)①a))
- ・国土の実態を適正に把握するため、(略)対象地域全体での地籍調査進捗率を令和11年度で57%とする等の目標に基づく地籍整備の推進(略)を着実に行う。(第Ⅱ部4.(1)①)

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)

- ・地籍調査について、より円滑かつ迅速に推進する方策を検討し、所要の措置を講ずる(略)(Ⅲ1.(3)②)

○国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)

・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。(第3章2(12))

○土地基本方針(令和3年5月28日閣議決定)

- ・国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入の促進による地籍調査の円滑化・迅速化を図り、土地に関する基礎的情報である境界の明確化を推進することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献する。(第二3.(2))
- ・防災やまちづくりの観点からも重要な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画に基づき、筆界案の公告による調査、現地立会いによらず図面等を用いた境界の確認など、所有者が所在不明の場合や遠隔地居住等の場合でも調査が進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、調査の円滑化・迅速化を図る。(第四1.)
- ・リモートセンシングデータを活用した山村部における効率的な地籍調査の導入を促進する(略)(第五5.)
- ・地籍調査における現地立会いによらず図面等を用いて境界を確認する調査手続の活用やリモートセンシングデータを活用した調査手法の導入の促進(略)(第五6.)

○防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)

- ・防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策(第2章1(1))

○社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」

- ・事前防災や被災後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査の推進(第3章第2節1.)

(参考)・地籍調査の対象地域全体での進捗率 R元年度52% → R11年度57%

・地籍調査の優先実施地域での進捗率 R元年度79% → R11年度87%

・社会資本整備を円滑かつ効率的に進める上で、地籍整備の実施による土地境界の明確化など、土地に関する情報の整備は不可欠であり、いわば社会資本整備のためのインフラとも言えるものである。国土調査事業十箇年計画に基づき、社会資本整備等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。(第4章第5節)

○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)

- ・土地の境界の明確化を推進する(5(1)③(iv))

○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

・土地の適切な利用の基礎データとなり、登記にも反映される地籍調査に関し、令和2年の国土調査法等の改正により導入した新たな調査手続・調査手法の普及のための職員の派遣等、地籍調査を円滑かつ迅速に実施するための地方公共団体への支援を推進するとともに、必要な予算の確保に努め、地方公共団体の取組を後押しする。さらには、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(令和6年)で行うこととされている計画の検証・見直しを見据え、調査手法等の改善に係る地方公共団体や民間事業者等のニーズを汲み取り、これを踏まえて、国と地方の役割分担を含め、関係省庁が連携しつつ、より円滑かつ迅速に地籍調査を推進する方策について検討し、当該計画の目標の達成に向けた所要の改善措置を講じる。(3)

【 備 考 】	
【 担 当 課 】	不動産・建設経済局地理空間情報課地籍整備室
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【 施 策 目 標 】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する		
【 業 績 指 標 】	(101) 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		47% (令和元年度)	100% (令和11年度)
【 指 標 の 定 義 】 土地分類基本調査の対象面積(人口集中地区及びその周辺を対象とした38,000km ²)に対する土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積18,000km ² 、目標値は令和11年度までの実施面積38,000km ² 。			
【目標設定の考え方・根拠】 第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月閣議決定)において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国18,000km ² を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部20,000km ² を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和11年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ○国土調査法(昭和26年法律第180号) ○国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定) 国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000平方キロメートルとする。 ○地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定) 災害リスク情報を用いた様々な分析が可能となるよう、GISデータによる提供を進めるとともに、土地の改変状況や過去の災害履歴等を地理空間情報として整備・提供する。(第Ⅱ部1.(1)①)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	不動産・建設経済局地理空間情報課		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 35 自動車運送業の市場環境整備を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
102	貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率 *

業績指標の分析

(102) 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率 *

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	33.4%	31.2%	32.0%	33.0%	33.4%	33.9%	35.9%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

荷主を構成員に含めた協議会（トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会）等を通じて、トラックドライバーと荷主等との間での適正取引を推進するなどトラックドライバーの労働環境の改善を図る等により、輸送の安全の確保に努めているところ。また、Gマーク認定事業所の更なる拡大と利用促進に向け、認定事業所に対するI T点呼の導入や基準緩和自動車の有効期限の延長等のインセンティブを設けて、Gマーク取得を推奨しているほか、令和5年度より6回目更新を迎える事業所については、「長期安全認定事業所」として「ゴールドGマーク」を付与することとなり、認定事業所が「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等に、よりアピールすることができるようになった。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。

Gマーク制度の幅広い周知、取得促進を図るとともに、トラックドライバーと荷主等との間での適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じたことにより、認定を受けた事業所数が増加してきた実績を踏まえ、今後も継続して取組を実施する。

(課題の特定)

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

本施策目標の業績指標は1個であって、令和6年度の実績値が目標を達成していることからAと評価し、業績指標が目標を達成しているため、施策目標としては「② 目標達成」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等、輸送の安全の確保に向けた取組を行った結果、堅調に数値が推移しているため、令和10年度の目標値の達成に向けて取組を継続する。

外部有識者のコメント

目標が達成できたとしても、「貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率」は全体の3分の1程度である。今後は目標値を引き上げていく必要があるのではないか。また認定の進んでいない事業所の属性、具体的には規模や地域などを調査して、こうした事業所への重点的な周知と指導を行うことが望ましい。（国土交通省政策評価会 佐藤 主光）

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 35

物流・自動車局貨物流通事業課（課長 三輪田 優子）

・業績指標 102

担当課：物流・自動車局貨物流通事業課（課長 三輪田 優子）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業	004431
2	トラック産業将来ビジョン策定等調査	004432
3	自動車運送・整備事業の経営基盤強化	004433
4	自動車運送事業の各種申請手続のオンライン化に伴う申請手続の最適化・効率化のための調査	004559
5	トラック運送業における働き方改革の推進	007331
6	トラック輸送の脱炭素化・効率化に向けた取組の推進	007332
7	荷主対策の深度化に係る調査等	007438
8	トラック運送業における多重下請構造是正事業	020508
9	自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保	020590
10	貨物・旅客両運送事業者の連携によるドライバーシェアの推進	020986
11	トラックドライバーの労働環境に関する実態調査事業	020995

参考指標の達成状況

施 策 目 標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する

参考指標							
(参 178) トラック運転に従事する若年層（15 歳～29 歳）の割合							
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	10.3%	10.4%	10.4%	10.0%	10.2%－	－	全産業の割合 （直近の参考値 （令和 6 年度）： 全産業：16.9%）
年度ごとの 目標値		－	－	－	－	－	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 178 担当課：物流・自動車局貨物流通事業課（課長 三輪田 優子）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		
【 業 績 指 標 】	(102) 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		33.4% (令和5年度)	35.9% (令和10年度)
【 指 標 の 定 義 】 トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。 このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。 係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。 貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。 このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関((公社)全日本トラック協会、各都道府県トラック協会)			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	物流・自動車局貨物流通事業課		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る

施策目標の概要及び達成すべき目標
四面環海の我が国経済と国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化及び人的基盤である技能者・技術者と船員（海技者）の確保・育成等を行う。

業績指標	
指標番号	業績指標名
103	我が国造船業の船舶建造量 *
60	【再掲】内航船員 1 人・1 時間当たりの輸送量

業績指標の分析							
(103) 我が国造船業の船舶建造量 *							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	平成 28 年 ～令和元年 の平均値	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
実績値	14 百万 総トン	13 百万 総トン	11 百万 総トン	10 百万 総トン	10 百万 総トン	9 百万 総トン	18 百万 総トン
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 43 号。以下「海事産業強化法」という。）に基づく計画認定制度において、令和 6 年度末までに 42 件の事業基盤強化計画を認定するなど造船業・舶用工業の事業再編や生産性向上等を推進した。併せて、船舶の部品に係るサプライチェーンの強靱化事業では、令和 5 年度から 6 年度にかけて 19 件の事業を採択、ゼロエミッション船等の生産設備整備の支援では 16 件、DX 推進のための技術開発・実証事業に対する支援では 12 件の事業を採択した。また、OECD 造船委員会では、造船市場における公正な競争条件の確保に向けた取組等を行った。							
(その他の外部要因の状況) 国際競争の激化（中国造船業の拡大）、脱炭素化への対応、深刻な人手不足(新型コロナによる外国人労働者の帰国の影響も含む)、資機材の高騰 等							
(目標の達成状況に関する分析) (本指標について) 本業績指標については、海事産業強化法における KPI（我が国造船業の建造量）との整合性を図るため、令和元年度まで採用していた評価指標である「建造量の世界シェア」から「日本における船舶建造量」に令和 2 年度末に変更した。 なお、本指標は交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会における「安定的な国際海上輸送を確保するための今後の造船業のあり方及び造船業の基盤整備に向けた方策について 答申」に基づき設定された。							
(指標に関する動向) 我が国の令和 6 年の新造船建造量は約 900 万総トンであり、現状において過去の実績値トレンドを大きく転換する因子は見当たらず、目標値の達成が困難であると見込まれるため B と評価した。建造量が伸び悩んでいる要因として、令和 5 年に建造された船舶を受注した令和 2 年頃は、世界の海運における船腹過剰によって新造船需要が激減した中にあった上、新型コロナ禍で外国人労働者が帰国し、我が国造船所において、操業度を下げた受注・生産計画や、修繕業への特化等による新造船事業の縮小を余儀なくされたことが挙げられる。令和 6 年までに建造需要が回復しているものの、我が国造船業においては、近年深刻化する人材不足に加え、時間外労働の上限規制もあり、建造量を増加							

するに至っていない。

(課題の特定) 造船市場において、ここ数年は建造需要が回復しているものの、我が国造船業においては、近年深刻化する人材不足に加え、時間外労働の上限規制もあり、建造量を増加するに至っていない。

(60) 【再掲】内航船員 1 人・1 時間当たりの輸送量

目標達成状況の評価	B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値 (トンキロ/ 人・時間)	4,019 トンキロ	3,608 トンキロ	3,918 トンキロ	4,119 トンキロ	3,898 トンキロ	集計中	4,919 トンキロ
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、代替建造及び船員の安定的・効果的な確保・育成を推進した。

○船舶共有建造制度（令和5年度：15隻）

○各種税制特例措置の活用（令和５年度：36 隻）

- ・環境負荷低減に資する船舶に係る特別償却制度（令和5年度適用実績：1件）
海上運送業を営む個人又は法人が、租税特別措置法（昭和33年法律第96号）等による環境負荷の低減に資

海上運送業を営む個人又は法人が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等に定める環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却（所得税・法人税）を可能とすることで、エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造投資を促進する。

- ・海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（令和5年度適用実績：6件）

個人又は法人が、所有する船舶を譲渡し、新たに、租税特別措置法等に定める環境負荷低減に資する設備を取得した場合、譲渡益の80%についての課税（所得税・法人税）の繰り延べを可能とすることで、船舶の代替を促進する。

- ・中小企業投資促進税制（令和5年度：29件）
租税特別措置法等に定める船舶を取得し、内航海運事業に利用した場合に、取得価額の22.5%の特別償却（所

租税特別措置法等に定める船舶を取得し、内航海運事業に利用した場合に、取得価額の 22.5% の特別償却（所得税・法人税）又は 5.25% の税額控除（所得税・法人税、資本金 3,000 万円以下の法人又は個人事業主のみ）の選択適用を可能とすることで、中小企業者等の設備投資を促進する。

また、令和4年3月に内航海運業者と荷主が遵守すべき事項等を取りまとめた「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」について、令和6年度に実施した「内航海運業における商慣習の実態調査」の結果や、内航海運業者・荷主・国が参加する安定・効率輸送協議会等での議論等を踏まえ、本ガイドラインを改定し、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」（第2版）として取りまとめた。

(その他の外部要因の状況)

産業基盤物資等の輸送需要の減少

(目標の達成状況に関する分析)

石油製品をはじめとする産業基礎物資等の輸送需要が減少し、輸送量が低下していることが一因となって実績値が

伸び悩んでいると考えられ、目標年度での目標値の達成に向けた進捗は順調ではないことからBと評価した。

(課題の特定)

内航海運は景気動向の影響を受けやすい業種であり、上述のように、産業基礎物資等の輸送需要の減少により、輸送量そのものが低下している（トンキロベースで令和5年度は前年度比-5.3%）。

内航船員の生産性向上に向けた、荷主と内航海運業者間での荷役作業の効率化等に関する対話や、生産性向上に対する業界全体の機運醸成、船員の労働生産性を高める設備投資に対する支援等を進めており、今後も各種施策を総動員し、輸送量増加に向けて取り組む。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

⑤ 目標に向かっていない

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、B が 2 個であった。さらに、両指標とも初期値より実績値が減少しており、また前回評価以降も実績値の回復がなく減少傾向が続いているため、「⑤目標に向かっていない」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 103 については、目標の達成に向け、これまでに、海事産業強化法に基づく計画認定制度を通じた造船業・船用工業の事業再編や生産性向上等の推進をはじめとする各種の取組等を進めているが、足下の我が国の新造船建造量は約 900 万総トンであり、目標である 1,800 万総トンには未達の状況。

一方で、造船市場は拡大が続けると見込まれるところ、我が国造船業の建造量増加に向け、引き続き、上述の各種取組を通じ、設備・人材・生産性等の増強を推進する。その中で、今後の市場の鍵を握ると目される、新燃料船をはじめとする次世代船舶のシェア獲得にも注力していく。

業績指標 60 については、石油製品をはじめとする産業基礎物資等の輸送需要の減少等により内航貨物輸送量は減少傾向（トンキロベースで令和 5 年度は前年度比-5.3%）にあること、内航船員数が微増（令和 5 年度は前年度比+1.6%）する中で、その総労働時間はほぼ横ばいであることから実績値は伸び悩み、目標は未達の状況である。

今後の目標の達成に向け、

- ・船舶共有建造制度及び税制特例措置による内航貨物船の代替建造の促進による内航海運の輸送力の確保
- ・「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」（第 2 版）の周知
- ・内航海運業者・荷主、国が参加する「安定・効率輸送協議会」等における内航海運業の生産性向上に向けた議論の推進
- ・内航海運業者が適正な「運賃・用船料」を収受するための「運賃・用船料算出にあたっての「標準的な考え方」の策定・周知
- ・内航海運の海上輸送需要の増加等に対応するため、内航海運の生産性向上を通じた海上輸送力向上に向けた支援である「内航海運輸送力向上事業費補助金」の実施
- ・内航海運業界における生産性向上に向けた業界全体の機運醸成のための取組である「みんなで創る内航」推進運動」の推進

に取り組み、内航海運業の取引環境の改善及び生産性向上を図る必要がある。

上記の通り、施策の着実な実施を図ってきたところではあるが、目標達成にはより一層の取組が必要である。

外部有識者のコメント

施策目標の評価結果を「⑤目標に向かっていない」とすることについては、特段の問題はない。

なお、本施策目標の達成のためには、造船業の国際競争力の強化、産業基礎物資等の船舶輸送量の増加のための代替輸送手段とのコスト競争力の優位性の問題などが大きく影響するため、他の省庁の施策とのデマケを明確にしたうえで、国土交通省の所管の範囲内で可能な施策とコントロール可能な業績指標を再検討すべきではないかと思料する。（国土交通省政策評価会 白山 真一）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 36
海事局総務課企画室 室長 宮元 康一

・業績指標 103
担当課：海事局船舶産業課（課長 吉田 正則）

・業績指標 60
担当課：海事局内航課（課長 叶 雅仁）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	船員雇用促進対策事業費	004434
2	船員の確保・育成等総合対策の推進に必要な経費	004435
3	船舶産業の競争力強化に必要な経費	004436
4	経済協力開発機構造船部会分担金	004437
5	シップ・リサイクルに関する総合対策	004438
6	独立行政法人海技教育機構運営費交付金	004439
7	造船業における人材の確保、育成	004440
8	独立行政法人海技教育機構施設整備費補助金	004441
9	船舶の建造・運航における生産性向上（情報技術等の活用によるコスト競争力・品質・サービスの革新）	004443
10	海洋開発市場の獲得に向けた海事生産性革命の前進に必要な経費	004444
11	船舶産業におけるサプライチェーンの最適化	004445
12	デジタル改革による DX 造船所の実現	004446
13	技術のトップランナーを中核とした海事産業の集約・連携強化	004604
14	独立行政法人海技教育機構船舶建造費補助金	004663
15	ガス燃料船の競争力強化	004664
16	基盤強化及び導入促進円滑化業務に係る事業費	004665
17	経済安全保障の強化のための船舶のサプライチェーン強靱化	007333
18	海事産業の連携による強い内航海運の実現	007439

参考指標の達成状況

施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る

参考指標

(参 179) ①海上技術学校、②海上技術短期大学校、③海技大学校（海上技術コース）の海技士国家試験の合格率

	初期値	実績値					目標値
	H28 年度 から R 2 年 度の平均	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	①82.9% ②98.1% ③99.2%	①65.8 ②100.0 ③100.0	①73.8 ②97.4 ③100.0	①82.7 ②97.8 ③97.5	①88.5 ②97.4 ③100.0	①88.1 ②91.9 ③97.9	①85%以上 ②95%以上 ③95%以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 179

担当課：海事局海技課（課長 西畑 知明）

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
【業績指標】	(103) 我が国造船業の船舶建造量	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		14百万総トン (平成28年～令和元年の平均値)	18百万総トン (令和7年)
【指標の定義】 我が国造船業の新造船建造量 【初期値:H28～R1の平均】 $14,330,616 = (13,337,209 + 13,197,546 + 14,551,631 + 16,236,079)/4$			
【目標設定の考え方・根拠】 過去における我が国造船業の新造船建造量の最大値である20百万総トン(2010年)に、その後の建造拠点の役割変更や設備の変更等を反映し、現在の建造能力の最大値である18百万総トンを、政策による基盤強化を通じて、我が国造船事業者がその建造能力を最大限、効率的かつ効果的に活用した場合の建造量と考え、2025年の目標としている。			
【外部要因】 海運市場の市況(新型コロナウイルス感染症の影響含む)、金融市場の動向、為替の動向、資機材価格の高騰 等			
【他の関係主体】 造船事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年度法律第43号) ・経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日) 我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、(中略)造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。(2.(3)分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築) ・成長戦略フォローアップ(令和4年度6月7日) 海運業・造船業の国際競争力の強化のため、脱炭素のニーズに応える 環境性能の高い船舶の導入を一層促進する措置を 2022 年度中に検討し、所要の措置を講ずる。また、造船業の DX やサプライチェーンの強靱化を推進するため、2022 年度に船舶の開発・設計、建造、メンテナンス等における船舶に係るデータ連携に関するロードマップの策定等を行う。(IV. 3.)			
【備考】 本指標は、第2次交通政策基本計画の重点指標とされている指標である。 また、実績値は毎年集計する。			
【担当課】	船舶産業課		
【関係課】	海洋・環境政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
【業績指標】	(60)【再掲】内航船員1人・1時間当たりの輸送量	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		4,019トンキロ (平成30年度)	4,919トンキロ (令和7年度)
【指標の定義】 内航船員1人・1時間当たりの内航海運の輸送量(トンキロ)。			
【目標設定の考え方・根拠】 内航船員の労働生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間当たりの輸送量を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。具体的には、「日本再興戦略(改訂2015)」(平成27年6月30日閣議決定)において、サービス産業全体の目標として労働生産性の伸び率を令和2年度までに2%とするとされていること、これまでの平均伸び率は1.3%(平成27年時点)であることを考慮し、令和元年度までは毎年1.3%ずつ、以降令和7年度までは毎年2%ずつ伸びることとし、10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、令和2年9月にとりまとめた「令和の時代の内航海運について(中間とりまとめ)」において、令和7年度までに平成27年度の内航船員1人・1時間当たりの輸送量の実績値の17%増とする指標を掲げているところ、本指標においても、同様の値(4,919トンキロ)を目標値として設定することとする。			
【外部要因】 景気の動向			
【他の関係主体】 民間事業者(事業主体)			
【重要政策】 ・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号)			
【備考】			
【担当課】	海事局内航課		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：37 総合的な国土形成を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
国土形成計画等の策定・推進により多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。

業績指標	
指標番号	業績指標名
104	国土形成計画の着実な推進（対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数）＊

業績指標の分析

(104) 国土形成計画の着実な推進（対 27 年度比で進捗が認められる代表指標の項目数） *

目標達成状況の評価A

	初期値	実績値					目標値
	H28 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	8 / 11	5 / 11	5 / 11	6 / 11	8 / 11	—	初期値以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

1. ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

①全国の地域資源活用の認定事業数

・進捗していると見られる（平成 27 年度の 1,582 件から令和 5 年度は 2,104 件に増加）

②有効求人倍率

・進捗していると見られる（平成 27 年度の 1.23 倍から令和 5 年度は 1.29 倍に増加）

③外国人延べ宿泊者数

・進捗していると見られる（平成 27 年度の 6,561 万人泊から令和 5 年度は 1 億 1,775 万人泊に増加）

④保育園等の待機児童数

・進捗していると見られる（平成 27 年度の 23,167 人から令和 5 年度は 2,680 人に減少）

⑤海上出入貨物トン数

・進捗していると見られない（平成 27 年度の 2,653 百万トンから令和 5 年度は 2,498 百万トンに減少）

⑥訪日外国人旅行者数

・進捗していると見られる（平成 27 年度の 1,974 万人から令和 5 年度は 2,507 万人に増加）

2. 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

⑦自主防災組織活動カバー率

・進捗していると見られる（平成 27 年度の 81.0%から令和 5 年度は 85.4%に増加）

⑧保安林面積

・進捗していると見られる（平成 27 年度の 1,289 万 ha から令和 5 年度は 1,303 万 ha に増加）

⑨環境基準（COD）達成水域の割合（①河川 ②湖沼 ③海域）

・進捗していると見られない（平成 27 年度の①95.8%、②58.7%、③81.1%から令和 5 年度は①93.8%、②52.6%、③80.5%に減少）

⑩海上保安庁による海洋汚染確認件数

・進捗していると見られない（平成 27 年度の 392 件から令和 5 年度は 397 件に増加）

3. 国土づくりを支える参画と連携

⑩市町村地域福祉計画の策定率

- ・進捗していると見られる（平成 27 年度の 68.4%から令和 5 年度は 85.9%に増加）

（参考）各代表指標の定義・出典

【代表指標】①全国の地域資源活用の認定事業数

〔定義〕 地域資源を活用した企業の事業計画数（単位：件）

〔出典〕 中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」

【代表指標】②有効求人倍率

〔定義〕 有効求人倍率の年度平均（単位：倍）

〔出典〕 厚生労働省「職業安定業務統計」

【代表指標】③外国人延べ宿泊者数

〔定義〕 ブロック別の外国人延べ宿泊者数（単位：人泊）

〔出典〕 観光庁「宿泊旅行統計調査」

【代表指標】④保育園等の待機児童数

〔定義〕 保育園等の待機児童数（単位：人）

〔出典〕 こども家庭庁 報道発表資料

【代表指標】⑤海上出入貨物トン数

〔定義〕 ブロック内港湾における出入貨物の総重量（単位：トン数）

〔出典〕 国土交通省「港湾調査」

【代表指標】⑥訪日外国人旅行者数

〔定義〕 法務省「出入国管理統計 出入（帰）国者数」に基づき、外国人正規入国者のうちから日本に永続的に居住する外国人を除き、さらに一時上陸客等を加えて集計（単位：人）

〔出典〕 日本政府観光局 JNTO 月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）

【代表指標】⑦自主防災組織活動カバー率

〔定義〕 自主防災組織がカバーする世帯の割合（分母：総世帯数、分子：自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数）（単位：%）

〔出典〕 総務省消防庁「消防白書」

【代表指標】⑧保安林面積

〔定義〕 水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である保安林の面積（単位：ha）

〔出典〕 林野庁「森林・林業白書」

【代表指標】⑨環境基準（COD）達成水域の割合（①河川 ②湖沼 ③海域）

〔定義〕 全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）における BOD（河川）または COD（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：%）

〔出典〕 環境省「令和 5 年度公共用水域水質測定結果」

【代表指標】⑩海上保安庁による海洋汚染確認件数

〔定義〕 海上保安庁が確認した海洋汚染の件数（単位：件）

〔出典〕 海上保安庁 海上保安統計年報

【代表指標】⑪市町村地域福祉計画の策定率

〔定義〕 全 1,741 市町村（東京都特別区を含む）に対し、地域福祉計画を「策定済」の市町村の割合（単位：%）

〔出典〕 厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査結果」

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

計画の進捗を代表的に示すと考えられる 11 項目の指標のうち、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、初期値とした平成 28 年度の実績値 8 項目に対して令和 5 年度は 8 項目であり、目標としていた「初期値以上」を達成していることから A と評価した。

（課題の特定）

—

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

本施策目標の業績指標は1個であって、令和5年度の実績値が目標を達成していることからAと評価し、業績指標が目標を達成しているため、施策目標としては「② 目標達成」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標104については、国土形成計画の基本的な方針として掲げている具体的な施策の方向性のうち、主に3つの目標に沿って質の高い国土づくりを進めてきた。目標の1つである「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」のうち、外国人延べ宿泊者数や訪日外国人旅行者数などについては進展が見られるが、目標「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」のうち、海上保安庁による海洋汚染確認件数については、進展が見られず、改善が必要である。

今後は、令和5年7月に第3次国土形成計画（全国計画）が閣議決定されたところ、新たな計画の効果的な推進方策及び評価手法について検討を進めていく。

外部有識者のコメント

業績指標が代表値であることが原因かもしれないが、達成している/していないことはわかるものの、施策内容と達成に向けた実施結果の紐づけが困難と読み取れる。また、今後の方向性に「新たな計画の効果的な推進方策及び評価手法について検討を進めていく。」とあるため、さらに現在と比して何を改善するのかを明らかにされると良い。（国土交通省政策評価会 松田 千恵子）

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標37

国土政策局総務課 課長 宮木 一寛

・業績指標104

担当課：国土政策局総合計画課（課長 宮沢 正知）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	社会資本整備総合交付金	004447
2	防災・安全交付金	004448
3	総合交通体系整備推進費	004449
4	総合的な交通体系の効果的な整備の推進	004450
5	官民連携基盤整備推進調査費	004452
6	国土形成計画等の策定・推進	004454
7	国土数値情報の整備	004455
8	むつ小川原開発推進調査	004457
9	経済協力開発機構等拠出金	004458
10	国土政策に関する国際調査	004459
11	大都市戦略等推進経費	004463
12	次期広域地方計画策定に向けた調査・検討経費	004667
13	社会資本整備総合交付金（道路事業）	018692
14	社会資本整備総合交付金（港湾事業）	018693
15	社会資本整備総合交付金（海岸事業）	018694
16	社会資本整備総合交付金（水道・下水道事業（都市水環境整備事業を含む））	018697
17	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	018698
18	社会資本整備総合交付金（広域活性化事業）	018699
19	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	018700
20	社会資本整備総合交付金（市街地整備事業）	018701
21	社会資本整備総合交付金（都市水環境整備事業（統合河川環境整備事業等））	018702
22	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	018703
23	社会資本整備総合交付金（住環境整備事業）	018704
24	社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）	018705
25	防災・安全交付金（道路事業）	018706
26	防災・安全交付金（港湾事業）	018707
27	防災・安全交付金（河川事業、その他総合的な治水事業（河川））	018708
28	防災・安全交付金（砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業（砂防））	018710
29	防災・安全交付金（水道・下水道事業（都市水環境整備事業を含む））	018714
30	防災・安全交付金（海岸事業）	018715
31	防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）	018716
32	防災・安全交付金（市街地整備事業）	018718
33	防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	018719
34	防災・安全交付金（住環境整備事業）	018720

参考指標の達成状況

施 策 目 標：37 総合的な国土形成を推進する

参考指標							
(参 180) 国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報のダウンロード件数）							
	初期値	実績値					目標値
	H18 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	33 万件	135 万件	140 万件	155 万件	211 万件	195 万件	300 万件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名
・参考指標 180 担当課：不動産建設・経済局地理空間情報課（課長 埴崎 正俊）

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	37 総合的な国土形成を推進する		
【業績指標】	(104) 国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		8 (平成28年度)	初期値以上 (毎年度)
【指標の定義】 第二次国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定)第1部で提示されている「国土の基本構想」の実現のための3つの方向性、8分野において、目標の進捗を代表的に示すと考えられる11項目の指標のうち、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。			
【目標設定の考え方・根拠】 国土形成計画(全国計画)では、「①安全で、豊かさを実感することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国」の実現を国土づくりの目標とし、同計画の基本的な方針として掲げている。具体的な施策の方向性のうち、中心的なものについては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」「国土づくりを支える参画と連携」と、主に3つ目標を定めている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これらの方向性毎に設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、平成28年度の実績値(初期値:8)以上となることを目標とするものである。 なお、令和3年度までは目標の進捗を代表的に示すと考えられる指標を12項目使用していたが、その一つである「ブロック内に本社を有する外資系企業(操業中)の数」については、統計として使用した経済産業省「外資系企業動向調査」が令和2年度をもって廃止された。後続の調査である独立行政法人日本貿易振興機構「外資系企業ビジネス実態アンケート」については平成27年度との比較データが存在しないことから、令和4年度評価より指標から削除し、指標を11項目使用することとした。			
【外部要因】 新型コロナウイルス、経済情勢、社会状況の変化			
【他の関係主体】 関係省庁			
【重要政策】 ・第二次国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日) ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日) 対流促進型国土の形成を目指す「国土形成計画」を推進する(第6章(5))			
【備考】			
【担当課】	国土政策局総合計画課		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化に資するため、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
105	電子基準点の観測データの取得率 *
106	基盤地図情報数値標高モデル（5mメッシュ）の拡充・更新
107	G空間情報センターと連携する各種データプラットフォームの件数

業績指標の分析							
(105) 電子基準点の観測データの取得率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	99.77%	99.75%	99.80%	99.89%	99.84%	99.88%	99.50%以上
年度ごとの 目標値		99.50%以上	99.50%以上	99.50%以上	99.50%以上	99.50%以上	
(事務事業等の実施状況)							
令和 5 年度以降に、老朽化した受信機による電子基準点の停止を未然に防止するための全球測位衛星システム（GNSS : Global Navigation Satellite System）受信機の更新、停電対策、通信回線の更新、受信障害対策及び電波干渉対策を実施し、電子基準点の防災対応力を強化している。							
(その他の外部要因の状況)							
－							
(目標の達成状況に関する分析)							
耐用年数を考慮した GNSS 受信機・電源部の更新とともに、GNSS 受信機と通信装置への無停電（24 時間又は 72 時間対応）対策を通じてトラブルを最低限にとどめ、全ての年度で目標を達成できたため、A と評価した。 引き続き、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。							
(指標の動向)							
令和 5 年度：(1,378,420,491 / 1,380,571,200) = 0.9984 令和 6 年度：(1,378,194,141 / 1,379,779,220) = 0.9988							
(課題の特定)							
－							

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

業績指標が、3 個全て評価基準「A」であり、かつ目標を超過している又は達成率が 9 割以上であるため、評価年度における「② 目標達成」と評価する。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

各指標の実績値は、地方公共団体が実施する公共測量など外部要因を有する指標も含めて全て順調に推移しており、地域を含む社会全体での地理空間情報の整備更新及び活用が進展していることが伺える。

引き続き、安定的に施策を継続するほか、施策対象を拡大するなど更なる進展を図る。

外部有識者のコメント

電子基準点の観測データはほぼ揃うところまで来て、各種データも順調に整備されている。実際の件数として評価している点は基礎情報として重要であるが、今後、さまざまな解析ツールに適応するデータプラットフォームの充実化を図っていくことが望まれるため、その拡充も評価できるとなおよい。（国土交通省政策評価会 鈴木 美緒）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 38

国土地理院総務部政策課 課長 岩崎 徹

・業績指標 105

担当課：国土地理院総務部政策課（課長 岩崎 徹）

・業績指標 106

担当課：国土地理院総務部政策課（課長 岩崎 徹）

・業績指標 107

担当課：不動産・建設経済局地理空間情報課（課長 墳崎 正俊）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	地理空間情報の流通・利用促進の検討	004465
2	基本測地基準点測量経費	004467
3	電子国土基本図整備経費	004469
4	地理空間情報ライブラリー推進経費	004471
5	国際連携・海外展開等推進経費	004472
6	測量行政推進経費	005932

参考指標の達成状況

施策目標：38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する

参考指標

(参 181) 電子基準点網の耐災害性強化の実施箇所数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0 件	0 件	0 件	643 件	1,994 件	2,001 件	延べ 2,000 件程度
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(参 182) 南海トラフ地震による津波の被害が想定される地域での詳細な地図情報の整備率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	86%	92%	92%	92%	94%	98%	100%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(参 183) 地形分類情報の整備

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	1,025 km ²	1,025 km ²	3,882 km ²	6,786 km ²	9,637 km ²	—	12,400 km ² (令和 3 年度～令和 7 年度の累計)
年度ごとの目標値		1,025 km ²	3,870 km ²	6,715 km ²	9,560 km ²	—	

(参 184) 地殻変動補正サービスを提供している分野数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	0	1	3	3	3	4
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

- ・ 参考指標 181

担当課：国土地理院政策課（課長 岩崎 徹）

- ・ 参考指標 182

担当課：国土地理院政策課（課長 岩崎 徹）

- ・ 参考指標 183

担当課：国土地理院政策課（課長 岩崎 徹）

- ・ 参考指標 184

担当課：国土地理院政策課（課長 岩崎 徹）

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(105) 電子基準点の観測データの取得率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		99.77% (令和元年度)	99.50%以上 (毎年度)
【指標の定義】 取得率(%)=(電子基準点において観測できたデータ量の和(全点)／電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和(全点)※)×100 ※電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和(全点) ＝30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回)×60分×24時間×全電子基準点数 初期値(1,384,979,629／1,388,234,880)=0.9977			
【目標設定の考え方・根拠】 全国約1,300箇所 に設置した電子基準点において衛星測位システム(GNSS:Global Navigation Satellite System)の連続観測を実施し、そのデータを収集・解析して正確な電子基準点の位置を把握している。観測されたデータと正確な位置情報は、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ、多種多様な測量や測位の他、地殻変動の監視や地震・火山活動の予測、危険度評価に利用されており、我が国において不可欠なものとなっている。 国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共に、GNSS受信機と通信装置への無停電対策を継続的に講じてトラブルを最小限にとどめ、データの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、令和2年度以降の目標値を99.5%以上に設定しているところである。			
【外部要因】 長期間の停電や通信経路遮断等			
【他の関係主体】 電力会社、通信会社			
【重要政策】 ・地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号):第20条 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日):第3章 「防災気象情報の高度化・利活用推進・基盤的施設の継続性確保、南海トラフ西側領域等での観測網の整備等を進めるとともに、GPS及び準天頂衛星等の衛星測位システム(GNSS)による観測データや、各種災害リスク情報の一元化等の防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報(G空間情報)の提供及びこれらを活用した国土監視、社会インフラの新技術等の研究開発・科学的知見の充実を推進する。」			
【備考】			
【担当課】	国土地理院総務部政策課		
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院測地観測センター衛星測地課		

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(106) 基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の拡充・更新	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		15,000km ² (令和元年度)	70,000km ² (令和3年度～令和7年度の累積)
【指標の定義】 基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の拡充・更新面積			
【目標設定の考え方・根拠】 基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)は、地形を表す標高データであり、様々な行政機関(国土交通省、林野庁、地方公共団体等)が公共測量として実施した航空レーザ測量成果を用いて整備している。このデータは、国土の適切な管理・保全、防災・減災の推進等に必要不可欠な地理空間情報となっており、行政・民間を問わず、多様な分野で利用されている。基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の鮮度が時間経過により失われ、その利用価値が低下しないようにするため、引き続き継続的に整備・更新を行う事が重要であることから、令和3年度から令和7年度にかけて70,000km ² を整備・更新することとし、目標値を設定している。			
【外部要因】 公共測量における航空レーザ測量の実施状況			
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体、航空レーザ測量を実施) 林野庁(事業主体、航空レーザ測量を実施)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	国土地理院総務部政策課		
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院基本図情報部管理課		

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(107) G空間情報センターと連携する各種データプラットフォームの件数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		6件 (R3年度)	10件 (R8年度)
【指標の定義】 G空間情報センターと他の地理空間情報を保有する各種データプラットフォーム等とのデータ連携(API連携・データ登録・データ提供等)を実施する累計件数。			
【目標設定の考え方・根拠】 地理空間情報が流通・活用等がされている状態を示すため、G空間情報センターと連携する各種データプラットフォーム等の件数を指標としており、令和3年度末時点でG空間情報センターと連携しているデータプラットフォームの件数である6件を初期値とし、現在、連携候補の各種データプラットフォームの動向を考慮して、目標値を10件と設定した。			
【外部要因】 連携先候補であるデータプラットフォームの動向や意向			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号) ・地理空間情報活用推進基本計画(第4期:令和4～令和8年度)(令和4年3月18日閣議決定) 「地図情報、画像情報、統計情報などの地理空間情報を容易に検索・入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体が連携する基盤としての機能を有するG空間情報センターの一層の活用促進を図る。このため、令和8年度までに10件の各種データプラットフォームとのAPI等による連携を進めるとともに、共有・集約したデータの解析・加工によって新たな価値あるデータやサービスを創出する、地理空間情報の循環システムの形成を目指す。」(第Ⅱ部4.(3))			
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局地理空間情報課		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：39 離島等の振興を図る

施策目標の概要及び達成すべき目標
我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。

業績指標	
指標番号	業績指標名
108	離島等の総人口 * (①離島地域の総人口、②奄美群島の総人口、③小笠原村の総人口)

業績指標の分析							
(108) 離島等の総人口 * (①離島地域の総人口)							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	349 千人	349 千人	341 千人	333 千人	325 千人	317 千人	315 千人 以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
- 離島における雇用の拡大や交流人口の増加に繋がるソフト事業を、平成 25 年度から「離島活性化交付金」により支援しており、令和 6 年度においては 173 事業に活用されている。「定住促進」事業では、輸送費支援や企業誘致・創業等支援等の産業活性化の取組、流通効率化関連施設等の整備、移住希望者への情報提供等の取組などに活用され、「交流促進」事業では、地域情報の発信や交流拡大のための仕掛けづくり、島外との交流推進等の取組などに活用されている。 - 各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、社会資本の整備等を支援している。令和 5 年度からは、離島活性化交付金事業のうちハード事業を支援するため、社会資本整備総合交付金に「離島広域活性化事業」を創設し、令和 6 年度においては 41 事業に活用されている。 - 離島地域が厳しい自然的社会的条件のもとで抱える課題解決に向け、令和 2 年度から ICT をはじめとする新技術・デジタル技術の実装を図る「スマートアイランド」の実現を推進している。離島における新技術導入の実証等を行うスマートアイランド推進実証調査、新技術等の実装に向けた伴走支援を行うスマートアイランド推進アドバイザー派遣、産学官が連携してスマートアイランドの普及促進と機運醸成等を図るスマートアイランド推進プラットフォームの運営、離島地域で活用実績のある技術／サービスを紹介するスマートアイランド推進カタログの作成を実施しており、今後はより新技術・デジタル技術の実装及び横展開に向けた取組を推進する。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
離島地域の人口は減少傾向にある中、令和 3 年～7 年にかかる 5 年間の人口減少を年平均 0.98 に留めるべく目標値を設定している。離島地域の取組を支援しているものの、全国平均よりも高い高齢化率による自然減、また、若年層の流出による社会減が続いている傾向にあり、令和 7 年度は目標値を下回ることが見込まれるため、B と評価した。							

(課題の特定)

- ・離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、交通手段の制約や医療サービスの不足といった産業基盤・生活環境等に関する地域格差が課題となっている。
- ・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき、ハード事業・ソフト事業ともに諸政策が講じられてきたが、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。今後は一層の振興施策およびスマートアイランドによる課題解決に向けた取組を推進していく必要がある。

(108) 離島等の総人口 * (②奄美群島の総人口)

目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	101,000 人	104,281 人	102,933 人	101,500 人	101,000 人	98,106 人	95,000 人以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

奄美群島の特性を最大限に生かした産業振興（農林水産業・製造業・観光業・情報通信業等）を図るため、奄美群島振興交付金により地域の主体的な取組を支援した。具体的には、令和6年には、農林水産業・製造業の輸送コスト支援に沖縄向けの移出を追加するとともに、航路・航空路運賃の軽減対象に沖縄路線の住民を追加したほか、移住の促進や、観光消費の促進等に資する事業を支援対象に追加した。これらの取組に対して約15億円を交付し、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図った。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の人口は98,106人(対前年度比0.98)であり、前年度より1,749人減少している。地域の主体的な取組を支援しているものの、全国平均よりも高い高齢化率により死亡数が出生数を大幅に上回っており、また、若年層の流出により社会減が続いている。今後もこの傾向が続くと考えられることから目標年度に目標値の達成は困難であると見込まれるため、Bと評価した。令和10年度の目標値達成に向け、引き続き奄美群島地域に必要な施策を講じることが重要である。

(課題の特定)

- ・奄美群島は、地理的・自然的条件（外海遠隔離島・台風の常襲地帯）、歴史的経緯（昭和21年～昭和28年まで行政分離され米国軍政下にあった）等条件の特殊事情を抱えており、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の下で、産業の振興、社会資本の整備等に積極的に諸施策が講じられてきた。しかしながら、これらの特殊事情による不利性のため、いまだ産業が十分に確立されたとは言えず、依然として本土との間には、経済面・生活面での諸格差が残されており、鹿児島県全体と比較しても1人あたりの所得が低く、また、生活保護率が高い状況にある。今後は、移住・定住の促進をはじめとする振興策を一層推進していく必要がある。

(108) 離島等の総人口 * (③小笠原村の総人口)

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	2,464 人	2,528 人	2,508 人	2,497 人	2,464 人	2,428 人	2,464 人以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

小笠原諸島の特性を最大限に生かした産業振興（農業・漁業・観光業）、自然環境の保全、その他生活環境施策等を含めた地域の主体的な取組を支援した。具体的には、令和 6 年度には、小笠原諸島振興開発事業費補助金により、港湾施設の老朽化に対応するための岸壁改良、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備等の 19 事業に対して支援を実施した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 6 年度末の人口は 2,428 人（対前年度比 0.99）であり、前年度より 36 人減少している。地域の主体的な取組を支援しているものの、令和元年～令和 5 年の人口動態では、社会減（平均 15.6 人減）が自然増（平均 9.6 人増）を上回っていることが要因となって、目標年度に目標値の達成は困難であると見込まれるため、B と評価した。令和 10 年度の目標値達成に向け、引き続き小笠原諸島地域に必要な施策を講じることが重要である。

(課題の特定)

- 令和 6 年度末の人口は 2,428 人（対前年度比 0.99）であり、現段階では初期値よりも減少している。
- 小笠原諸島は、その地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を克服するため、昭和 43 年の日本復帰後、産業振興や社会資本整備等に対する諸施策が積極的に講じられてきた。しかしながら、依然として、本土との間には、交通アクセスや医療・福祉等の生活環境面での格差があること、雇用の場や住宅が十分でないことから高校卒業生の多くが島を離れていること等多くの課題を抱えている。今後は、移住・定住の促進をはじめとする振興策を一層推進していく必要がある。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績指標 3 個のうち、3 個全てが B であった。

業績指標 108①及び業績指標 108②は、令和 6 年度末の人口が目標年度における目標値を上回っているものの、人口の減少傾向が継続しており、令和 10 年度の目標値を下回らないよう引き続き支援していく必要があると考えられる。

業績指標 108③については、令和 6 年度末の人口が目標年度における目標値を下回っているが、微減であり、実施中の施策の効果を踏まえて目標達成の見込みを判断する必要があると考えられる。

以上を踏まえ、「④進展が大きくない」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

3 つの業績指標において、最終の目標値を達成することが困難であることが見込まれる。

離島、奄美及び小笠原地域においては、産業振興や社会資本整備等に対する諸政策が積極的に講じられてきたところだが、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあり、今後は各種振興策をより推進していく。個別の業績指標については、以下に示す。

業績指標 108①

- ・離島活性化交付金によるソフト事業の支援や離島広域活性化事業をはじめとしたハード事業の支援、スマートアイランドの実現に向けた取組の推進などにより、著しい人口減少の抑制に寄与している。
- ・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき、諸政策が講じられ、着実に成果をあげてきているが、厳しい自然的社会的条件のもと、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。今後とも、離島地域のハード事業・ソフト事業を支援するとともに、新技術・デジタル技術の実装および横展開に向けた取組を推進するなど、一層の振興施策を推進し、著しい人口減少の防止を図る必要がある。

業績指標 108②

- ・令和元年度以降、人口は 1,448 人減、685 人減、1,433 人減、1,645 人減、1,749 人減と、一旦減少傾向が逡減したものの、令和 4 年度以降は、再び人口減少傾向となり、減少幅も大きくなっている。これは、令和 2～4 年においては、新型コロナの影響により島外への人口流出が減少したことや U ターンの増加によって減少傾向が逡減し、令和 4 年以降社会減について移動制限の緩和による人口流出や自然減について死亡数が出生数を大幅に上回っていることが主な要因となっているためである。一方で、社会減も転出が転入を若干上回る状態が続いているところ、自然減対策、社会減対策を両面で進める必要がある。
- ・今後の奄美群島の振興開発に当たっては、奄美群島が一体となった情報発信に努め、世界自然遺産登録後の情報発信に係る取組を強化するなど、その知名度を向上させるとともに、創業または事業拡大に対する支援など地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、空家の有効活用による住宅確保をはじめとした生活環境の改善等の施策を講じることにより、奄美群島の自立的発展に向けた取組を支援し、移住・定住の促進を図る。

業績指標 108③

- ・小笠原諸島には、移住・定住を促進する上での課題が残っているため、小笠原諸島の自立的発展や移住・定住の促進に向けて必要な取組を着実に実施できるよう、令和 6 年 3 月に、振興開発の根拠である小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の有効期限を令和 11 年 3 月 31 日まで 5 年間延長したところである。
- ・今後の小笠原諸島の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、農業・漁業をはじめとする産業の担い手の確保、住宅用地不足の改善のための土地利用計画の見直し等の施策の展開により、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、移住・定住の促進を図る。

外部有識者のコメント

- ・目標に照らした実績の評価としては適切になされていると思います。目標には届かないものの、様々な事業が実施されており、一定の効果はあったものと期待されるが、政策評価という意味ではその視点での分析、評価が追加されると良いと思います。

（国土交通省政策評価会 平田 輝満）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 39

国土政策局離島振興課 課長 浪越 祐介

国土政策局特別地域振興官 特別地域振興官 熊谷 友成

・業績指標 108

担当課：①国土政策局離島振興課（課長 浪越 祐介）

②国土政策局特別地域振興官（特別地域振興官 熊谷 友成）

③国土政策局特別地域振興官（特別地域振興官 熊谷 友成）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	離島振興に必要な経費	004473
2	離島振興事業	004474
3	奄美群島振興開発事業	004475
4	奄美群島の振興開発に必要な経費	004476
5	小笠原諸島振興開発事業	004477

参考指標の達成状況

施策目標：39 離島等の振興を図る

参考指標

(参 185) 離島地域の生産年齢人口 ※百以下切り捨て

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	166 千人	166 千人	160 千人	156 千人	152 千人	(集計中)	145 千人
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 186) 奄美群島内総生産額（名目）

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	348,372 百万円	345,558 百万円	358,620 百万円	370,183 百万円	集計中	(集計中)	355,955 百万円
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 187) 小笠原村の観光消費額

	初期値	実績値					目標値
	R 4 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	1,907 百万円	964 百万円	1,162 百万円	1,907 百万円	1,874 百万円	(集計中)	2,832 百万円
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 185

担当課：国土政策局離島振興課（課長 浪越 祐介）

・参考指標 186

担当課：国土政策局特別地域振興官（特別地域振興官 熊谷 友成）

・参考指標 187

担当課：国土政策局特別地域振興官（特別地域振興官 熊谷 友成）

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ①離島地域の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①349千人 (令和2年度)	①315千人以上 (令和7年度)
【指標の定義】 ①離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の住民基本台帳登録人口の総計とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 離島地域の総人口 離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。 初期値は令和2年度末の離島地域(254島)の総人口、目標値は令和7年度末に想定される人口減少を上回ることとした。 ○目標値の設定の具体的考え方 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成30年度末～令和2年度末)をもとに離島の令和7年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の離島の令和7年度人口推計値に全国人口増減比率(令和2年～令和7年末にかけての推計人口の年間増減率を平成30年～令和2年末にかけての人口の年間増減率で除したものを)を乗じ、令和7年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。			
【外部要因】 国内の経済状況、景気動向、災害			
【他の関係主体】 他府省庁、地方公共団体			
【重要政策】 経済財政運営と改革の基本方針2024 について(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 (3) 地方活性化及び交流の拡大 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。			
【備考】			
【担当課】	国土政策局離島振興課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ②奄美群島の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		②101千人 (令和5年度)	②95千人以上 (令和10年度)
【指標の定義】 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 奄美群島の総人口 地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、人口流出等による総人口の減少が続いている。このため、振興開発を図り、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図り、総人口の減少傾向を抑制する。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いる。 ○目標値の設定時期の考え方 奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和10年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を令和10年度末とした。初期値については、令和5年度末の実績値とした。 ○目標値の設定の考え方 奄美群島における総人口の減少傾向を抑制することを目標とする。 具体的には、群島内の総人口の過去(平成25～29年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和5年度末人口を推計した。さらに、過去(平成25年～29年度)の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加え、目標値とした。			
【外部要因】 国内の経済状況、景気動向、災害			
【他の関係主体】 他府省庁、鹿児島県、地元市町村			
【重要政策】 経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 (3) 地方活性化及び交流の拡大 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。			
【備考】			
【担当課】	国土政策局特別地域振興官		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ③小笠原村の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		③2,464人 (令和5年度)	③2,464人以上 (令和10年度)
【指標の定義】 小笠原村の住民基本台帳登録人口とする(外国人除く)。			
【目標設定の考え方・根拠】 小笠原村の総人口 地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展と移住・定住の促進に結びつける必要がある。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 ○目標値の設定時期の考え方 小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和10年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和10年度末とした。初期値については、令和5年度末の実績値とした。 ○目標値の設定の考え方 令和5年度末時点の小笠原諸島の総人口2,464人を基に、帰島及び移住・定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、令和10年度末時点では2,464人以上を目標とする。			
【外部要因】 国内の経済状況、景気動向、災害			
【他の関係主体】 他府省庁、東京都、小笠原村			
【重要政策】 経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応(3) 地方活性化及び交流の拡大(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。			
【備考】			
【担当課】	国土政策局特別地域振興官		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：40 北海道総合開発を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「北海道総合開発計画」を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
109	北海道総合開発計画の着実な推進（目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数）＊
110	北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）＊

業績指標の分析

(109) 北海道総合開発計画の着実な推進（目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数）＊

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	－	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	－	3 ／ 7	4 ／ 7	4 ／ 7	集計中	集計中	半数以上
年度ごとの 目標値		半数以上	半数以上	半数以上	半数以上	半数以上	

(事務事業等の実施状況)

北海道開発法（昭和 25 年法律第 126 号）に基づき策定された北海道総合開発計画の具体化に資する施策・事業を展開。
当初予算額：北海道開発事業費 5,609.6 億円（令和 6 年度） 5,588.7 億円（令和 5 年度）
北海道開発計画推進等経費 0.6 億円（同上） 0.6 億円（同上）

(その他の外部要因の状況)

経済情勢、社会状況の変化（円安、国内外での物価上昇）、新型コロナウイルス感染症（水際対策の緩和による来道外国人旅行者数の段階的回復）

(目標の達成状況に関する分析)

第 8 期北海道総合開発計画（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）で掲げられている 3 つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標（7 項目）について進捗状況を確認したところ、4 項目で進展が見られたことから、同指標全体としての進捗状況はおおむね順調であると判断される。

計画目標 「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」
① 来道外国人旅行者数【基準値：53 万人（令和 2 年）、目標値：399 万人（令和 7 年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（令和 4 年トレンド：191 万人 → 令和 4 年実績値：21 万人）
・最新の実績値では、目標達成に向けたトレンドを下回っているが、新型コロナウイルス感染症の収束や円安の影響に伴い、来道外国人旅行者数は大幅に回復している。
（令和 6 年トレンド：329 万人 → 令和 6 年実績値：256 万人）
② 外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）【基準値：27.9％（令和 2 年）、目標値：44.8％（令和 7 年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（令和 4 年トレンド：34.6％ → 令和 4 年実績値：28.2％）
・最新の実績値では、目標達成に向けたトレンドを下回っている。来道外国人旅行者数は回復を見せているものの、空港・港湾から観光地までの二次交通の利便性が低いこと等から宿泊先は道央圏に集中しており、実績値の推移はほぼ横ばいとなっている。

(令和5年トレンド：38.0% → 令和5年実績値：28.5%)

③ 客室稼働率の季節較差（季節平準）【基準値 4.9 倍（令和2年）、目標値：1.29 倍（令和7年）】

- ・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

(令和4年トレンド：3.46 倍 → 令和4年実績値：1.84 倍)

- ・最新の実績値では、目標達成に向けたトレンドを上回っている。宿泊客数が相対的に少ない時期における来道外国人旅行者の増加等の要因により季節較差は着実に縮小している。

(令和5年トレンド：2.73 倍 → 令和5年実績値：1.68 倍)

④ 農業産出額【基準値：11,110 億円（平成26年）、目標値：12,000 億円（令和7年）】

- ・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

(令和4年トレンド：11,758 億円 → 令和4年実績値：12,919 億円)

- ・最新の実績値では、目標達成に向けたトレンドを上回っている。令和7年までの目標を前倒して達成しており、野菜等の産出額増加により、継続して実績値が増加している。

(令和5年トレンド：11,839 億円 → 令和5年実績値：13,478 億円)

⑤ 食料品製造業出荷額【基準値：19,846 億円（平成26年）、目標値：22,000 億円（令和7年）】

- ・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

(令和4年トレンド：21,414 億円 → 令和4年実績値：23,854 億円)

⑥ 道産食品輸出額【基準値：663 億円（平成26年）、目標値：1,500 億円（令和7年）】

- ・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。

(令和4年トレンド：1,271 億円 → 令和4年実績値：989 億円)

- ・最新の実績値では、目標達成に向けたトレンドを下回っている。中国による日本産水産物の輸入停止措置による影響等により、令和5年から実績値が減少している。

(令和6年トレンド：1,423 億円 → 令和6年実績値：727 億円)

⑦ 防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合

【基準値：28%（平成26年度）、目標値：100%（令和7年）】

- ・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

(令和4年度トレンド：86% → 令和4年度実績値：99%)

- ・最新の実績値では、目標達成に向けたトレンドを上回っており、令和7年までの目標を前倒して令和5年に達成した。

(令和5年トレンド：90% → 令和5年実績値：100%)

令和5年度以降の実績値は集計中であるが、令和6年3月に第9期北海道総合開発計画（計画期間：令和6年度からおおむね10年間）が閣議決定され、従来の北海道の強みである「食」、「観光」を一層強化するための施策を引き続き展開しており、来道外国人旅行者数や農業産出額といった指標の数値も上昇しているところ。

以上のことから、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標値を達成すると見込まれる。

【代表指標の出典】

① 来道外国人旅行者数：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

② 外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

③ 客室稼働率の季節較差（季節平準）：観光庁「宿泊旅行統計調査」

④ 農業産出額：農林水産省「生産農業所得統計」

⑤ 食料品製造業出荷額：北海道「経済構造実態調査」

⑥ 道産食品輸出額：北海道「北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書」

⑦ 防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合：国土交通省北海道局調べ

（課題の特定）

—

(110) 北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）＊

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	H30～R4 年度（平均 値）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	毎年度
実績値	4.15 百万 円／人	3.95 百万円 ／人	4.41 百万円 ／人	4.59 百万円 ／人	集計中	集計中	初期値以上
年度ごとの 目標値		3.88 百万円 ／人	3.88 百万円 ／人	4.15 百万円 ／人	4.15 百万円 ／人	4.15 百万円 ／人	

※令和3年度までの目標値は、第7期振興計画の計画期間（平成25年度～平成29年度）における北方領土隣接地域の主要産業の一人当たり生産額の実績値の平均3.88百万円／人

（事務事業等の実施状況）

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）及び北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成31年内閣府・外務省・国土交通省告示第1号）により、北海道知事が作成する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、事業に要する経費の一部（2分の1以内）を補助し、北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。

予算額：北海道総合開発推進費 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1.02億円（令和6年度）
（同上） 1.02億円（令和5年度）

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

北方領土隣接地域における人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額について、令和4年度実績値は、魚価の持ち直し等により目標値を上回っており、進捗状況は順調である。

令和5年度以降の実績値は集計中であるが、当該年度においては、第9期振興計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）が策定され、引き続き、本地域を安定した地域社会として形成するのに資するため、活力ある地域経済の展開に向けた取組等を実施したところであり、その執行は順調に終了した。以上のことから、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標値を達成すると見込まれる。

（課題の特定）

—

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、A が 2 個であった。業績指標 109、110 とともに、最新の令和 4 年度実績値で評価しているところであるが、2 つの指標とも目標達成に向けて順調に推移していることから、②目標達成と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

施策目標の達成手段である北海道開発事業費、北海道開発計画推進等経費、北方領土隣接地域振興等経費等を効果的に活用し、地域ニーズに沿った事業が展開されるよう一層の重点化を図っている。引き続き北海道総合開発計画等に基づく施策を推進することにより、目標達成を目指す。なお、業績指標 109 の代表指標のうち、現在トレンドを下回っている①来道外国人旅行者数及び②外国人宿泊各延数の地方部割合は、新型コロナウイルス感染症により行われてきた水際対策措置が令和 5 年に終了したこと等による訪日旅行需要の高まりから改善の兆しが見られるものの、⑤道産食品輸出額については、中国による日本産水産物の輸入停止措置による影響もあることから状況を注視していく。

外部有識者のコメント

評価について異存はないが、(109)の目標の立て方については、既に 100%達成してしまった項目が含まれているなど今後の見直しが必要と思われる。（国土交通省政策評価会 松田 千恵子）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 40

北海道局参事官 参事官 井田 泰蔵

・業績指標 109

担当課：北海道局参事官（参事官 井田 泰蔵）

・業績指標 110

担当課：北海道局参事官（参事官 井田 泰蔵）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	北海道特定特別総合開発事業推進費	004478
2	北海道開発事業	004479
3	北海道開発計画推進等経費	004480
4	北方領土隣接地域振興等経費（北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金）	004481
5	アイヌの伝統等普及啓発等に必要な経費	004482

参考指標の達成状況

施策目標：40 北海道総合開発を推進する

参考指標							
(参 188) アイヌ文化等に係る認知度（アイヌ語に対する認知度）							
	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	複数年度ごと
実績値	81.3%	81.3%	—	—	—	—	対前 100% 以上
年度ごとの 目標値		対前 100% 以上	—	—	—	—	
※アイヌという民族がいることを知っている者(93.6%)のうち、アイヌ語の存在を知っている者の割合。							

担当部局名・作成責任者名
・ 参考指標 188 担当課：北海道局総務課アイヌ政策室（北海道局付 吉田 賢司）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【 施 策 目 標 】	40 北海道総合開発を推進する		
【 業 績 指 標 】	(109) 北海道総合開発計画の着実な推進(目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	半数以上 (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定)で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、目標に向けた着実な進捗が認められる指標の項目数。 <代表指標> ・来道外国人旅行者数 ・外国人宿泊客延数の地方部割合 ・客室稼働率の季節較差 ・農業産出額 ・食料品製造業出荷額 ・道産食品輸出額 ・防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成28年3月に閣議決定された第8期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を設定している。 計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されることが考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。			
【 外 部 要 因 】 経済情勢、社会状況の変化			
【 他 の 関 係 主 体 】 関係府省庁、地方公共団体			
【 重 要 政 策 】 ・第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	北海道局参事官		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【 施 策 目 標 】	40 北海道総合開発を推進する		
【 業 績 指 標 】	(110) 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		4.15百万円/人 (平成30～令和4年 度の平均)	初期値以上 (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)の人口一人当たりの地域の主要産業(農業、漁業、製造業)の生産額。			
【目標設定の考え方・根拠】 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画(以下「振興計画」という。)」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。 本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって、主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を第8期振興計画の計画期間(平成30～令和4年度)における実績値の平均である4.15百万円/人とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。			
【 外 部 要 因 】 国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体			
【 重 要 政 策 】 ・第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日)			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	北海道局参事官		
【 関 係 課 】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：41 技術研究開発を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
111	目標を達成した技術開発課題の割合 *
112	スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数

業績指標の分析

(111) 目標を達成した技術開発課題の割合 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	—	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	毎年度
実績値		100%	97%	96%	100%	100%	90%
年度ごとの目標値		90%	90%	90%	90%	90%	

(事務事業等の実施状況)

「建設技術研究開発助成制度」、「総合技術開発プロジェクト」及び「交通運輸技術開発推進制度」など国土交通省が実施する研究開発課題において、「事前評価」、「中間評価」、「終了時評価」を実施することにより、研究開発を効果的・効率的に促進している。令和6年度は、31件の研究開発課題の終了時評価を実施し、全31件が「目標を十分達成した」又は「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別研究開発課題評価の実施にあたっては、外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、評価結果については、国土交通省HP「個別研究開発課題評価（https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html）に掲載している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

目標の達成は順調である（令和6年度実績：31件／31件＝100％）

平成28年度より継続して現在の目標値である90％を超えており、令和5、6年度はともに100％を達成しているなど、毎年度目標値を達成していることから、Aと評価した。

(課題の特定)

—

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ② 目標達成
（判断根拠） 業績指標 111「目標を達成した技術研究課題の割合」は平成 25 年度以降、毎年度、目標値を達成している。業績指標 112「スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数」についても、令和 4 年度時点の実績値で目標値を達成している。以上より「②目標達成」と判断した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 「建設技術研究開発助成制度」、「総合技術開発プロジェクト」及び「交通運輸技術開発推進制度」等の研究課題について、外部の有識者から構成される評価委員会により事前評価、中間評価を着実に実施し進捗管理に取り組んだこと並びに、「スマートシティ官民連携プラットフォーム」を通して、事業支援、マッチング支援及び普及促進活動等の取組を行ったことが、目標の達成に有効であったと考えられる。 引き続き、技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、達成した目標値については今後も継続的に維持できるように取り組む。

外部有識者のコメント
目標が達成されており、今後も継続的に取り組みが進められることを期待したい。一般的に各種デジタル技術は短期間のうちに陳腐化することが予想されるため、スマートシティに関する自治体等の技術実装の支援に当たっては、技術進歩の速度を考慮した適切なアプローチを採用することが望まれる。（国土交通省政策評価会 加藤 浩徳）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・施策目標 41 大臣官房技術調査課 課長 奥田 晃久 総合政策局技術政策課 課長 井上 剛
・業績指標 111 担当課：大臣官房技術調査課（課長 奥田 晃久） 総合政策局技術政策課（課長 井上 剛）
・業績指標 112 担当課：都市局国際・デジタル政策課（課長 川合 紀子） 市街地整備課（課長 小川 博之）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	ICT 施工技術支援者育成等経費	004364
2	国立研究開発法人土木研究所（運営費交付金）	004483
3	国立研究開発法人土木研究所（施設整備費）	004484
4	国立研究開発法人建築研究所（運営費交付金）	004485
5	国立研究開発法人建築研究所（施設整備）	004486
6	建設技術の研究開発等共通経費	004487
7	研究開発の評価等経費	004488
8	建設技術の研究開発助成経費	004489
9	成熟社会に対応した郊外住宅市街地の再生技術の開発	004493
10	建築物と地盤に係る構造規定の合理化による都市の再生と強靱化に資する技術開発	004495
11	新技術導入促進に関する経費	004497
12	交通運輸技術開発推進制度	004498
13	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費交付金	004499
14	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費補助金	004500
15	鉄道技術開発	004507
16	鉄道技術開発・普及促進制度	004509
17	土木関連施設整備費、建築関連施設整備費	004512
18	一般研究経費	004513
19	スマートシティ推進支援のための主要な都市問題解決に係る計画評価技術の開発	004528
20	洪水・豪雨に対する道路構造物の強靱化に関する調査研究	004539
21	地理地殻活動の研究に必要な経費	004545
22	気象研究所	004546
23	歩行空間における自律移動支援の推進	004605
24	建設事業各段階の DX による抜本的な労働生産性向上に関する技術開発	004607
25	下水道を核とした資源循環システムの広域化・共同化に関する研究	004608
26	氾濫シナリオ別ハザード情報図に基づく減災対策検討手法の研究	004609
27	土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発	004610
28	既存建築物における屋根ふき材の耐風診断・補強技術評価に関する研究	004611
29	浴槽レス浴室のバリアフリー基準に関する研究	004612
30	都市関連データのオープン化と利活用の推進に関する研究	004613
31	国際海上コンテナ背後輸送の効率化方策に関する研究	004614
32	建設施工における人間拡張技術の導入促進	004648
33	ICT 建設機械の導入支援に向けた認定制度創設	004650
34	排水機場設備新技術導入等推進事業	004652
35	社会環境の変化に対応した住宅・建築物の性能評価技術の開発	004666
36	各種交通モードにおける持続的な衛星測位情報等の提供に向けた技術開発	004669
37	RC 造マンションの既存住宅状況調査等の効率化に向けたデジタル新技術の適合性評価基準の開発	004670
38	スマートシティ実装化支援事業及びスマートシティ実装化支援調査	004671
39	既存オフィスビル等の省エネ化に向けた現況診断に基づく改修設計法に関する研究	004672
40	脱炭素化の推進に向けた沿岸環境保全技術における炭素貯蓄効果を最大化する手法の開発に関する研究	004673
41	効率的な維持管理に向けた既存港湾施設の BIM/CIM 構築手法に関する研究	004674
42	運輸分野における水素の利活用拡大に向けた戦略策定	005670
43	次世代コンテナターミナルの構築に向けた港湾技術開発に必要な経費	005671
44	木造住宅の長寿命化に資する外壁内の乾燥性能評価に関する研究	005672
45	省 CO2 に資するコンクリート系新材料の建築物への適用のための性能指標に関する研究	005673
46	既存マンションにおける省エネ性能向上のための改修効果の定量化に関する研究	005674
47	人流ビッグデータを活用した建物用途規制の運用支援技術の開発	005675
48	事前防災対策による安全な市街地形成のための避難困難性評価手法に関する研究	005677
49	生産性向上のための空港コンクリート構造物の標準規格化に関する研究	005678
50	重要インフラの地震被害推定情報の即時配信システムの開発	006129
51	新技術等を用いた既成市街地の効果的な地震防災・減災技術の開発	006211

52	上下水道科学研究費補助金	006906
53	施工データの高度利用による建設現場の最適化検討	007440
54	次世代高規格ユニットロードターミナルの形成に必要な経費	007443
55	港湾施設の重要性を勘案したリスク概念の港湾技術基準への導入に関する研究	007444
56	上下水道管路の効率的な改築・点検調査に関する研究	007445
57	土石流・土砂流の2次元河床変動計算等による細やかなリスク情報に基づく情報提供手法に関する研究	007446
58	空家の適切な管理と有効活用の促進に資する構造性能評価技術の開発	007447
59	建築火災時の避難弱者の行動特性に基づく避難安全設計に関する研究	007448
60	民間賃貸住宅ストック活用を考慮した公営住宅供給目標量の設定手法に関する研究	007449
61	新技術を活用した都市の緑の効率的な計測手法及び評価手法に関する研究	007450
62	建設機械等の自動化・遠隔化技術の導入	019789
63	災害被害等の軽減に資する水道・下水道施設の機能復旧に関する研究	020321
64	地域特性の変化に適応するフレキシブルな水道・下水道技術に関する研究～能登半島地震からの復興計画をケーススタディとして～	020323
65	水質実験施設の機能向上	020808
66	落橋防止構造等の性能照査法の開発に関する調査研究	020809
67	流域治水の推進に必要な越流実験に関する調査研究	020810
68	飛行体レーザ計測データを用いた建築物の被災分布の判定手法に関する研究	020811
69	地震時における木造建築物等の外皮の損傷状況及び延焼抑制効果の評価手法の開発	020812
70	既設トンネルの地震時覆工崩落対策に関する調査検討	020813
71	能登半島地震における道路の復旧復興に資する道路リスク評価手法に関する研究	020814
72	国産 SAR 衛星を活用したダムの安全管理手法の高度化のための研究	020815

参考指標の達成状況

施策目標：41 技術研究開発を推進する

参考指標

(参 189) 事後評価（下位 1～上位 5）で平均 3 以上を獲得した課題数／評価対象課題数

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	—	—	100%	100%	100%	100%	60%
年度ごとの 目標値		—	60%	60%	60%	60%	

(参 190) 緊急支援物資輸送プラットフォームに関する指標（①緊急支援物資輸送プラットフォームに関する説明会を実施した回数②緊急支援物資輸送プラットフォームを活用して訓練・演習を実施した回数）

	初期値	実績値					目標値
	R 3 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	① 0 回 ② 0 回	① 0 回 ② 0 回	① 2 回 ② 8 回	① 4 回 ② 9 回	① 10 回 ② 10 回	① 10 回 ② 10 回	① 10 回 ② 10 回
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 191) スマートシティに取り組む自治体及び民間企業・地域団体の数（官民連携プラットフォームの会員・オブザーバー数）

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	477	754	883	936	962	970	1,000
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 189

担当課：総合政策局技術政策課（課長 井上 剛）

・参考指標 190

担当課：総合政策局技術政策課（課長 井上 剛）

・参考指標 191

担当課：都市局国際・デジタル政策課（課長 川合 紀子）

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	41 技術研究開発を推進する		
【業績指標】	(111) 目標を達成した技術開発課題の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	90% (毎年度)
【指標の定義】 当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究課題の割合			
【目標設定の考え方・根拠】 技術研究課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。 実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。			
【外部要因】 設備故障等の不可抗力 資機材の入手困難			
【他の関係主体】			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	41 技術研究開発を推進する		
【業績指標】	(112)スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		23 (令和2年4月)	100 (令和7年度)
【指標の定義】 スマートシティの取組において、サービス提供のための UI/UX(アプリ等)や、データの収集・加工・連携等のための都市OS、データ化及び接続のためのデバイス、ネットワーク、中継機器等の技術を実装した自治体・地域団体数			
【目標設定の考え方・根拠】 「未来投資戦略2018－「Society 5.0」「データ駆動 型社会」への変革－」にて、『まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ』の記載が盛り込まれる等、平成30年度頃から、内閣府・総務省・経済産業省と連携してスマートシティの取組を進めているところである。 令和2年4月時点で、スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数は、23団体であり、令和3年4月に、関係省庁合同でスマートシティガイドブックの公表を行う等、全国への普及展開にむけた取組を加速化していることから、令和7年度の目標として100団体での技術の実装を関係府省と連携して達成することとしている。 (参考) 経済財政運営と改革の 基本方針2021(骨太方針)『スマートシティを2025 年度までに100 地域構築する』			
【外部要因】			
【他の関係主体】 内閣府、総務省、経済産業省(スマートシティ関連施策を実施する関連府省と連携し、政府全体で当該目標の達成に取り組む)			
【重要政策】 ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) スマートシティに関し、技術の実装をした地方公共団体・地域団体数 実装地域数23(令和2年度)→実装地域数100(令和7年度) (第4章基本的方針A.) ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日) スマートシティを2025年度までに100地域構築する。(第2章3.) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日) 令和7年度(2025年度)までに100地域での構築に向け、スマートシティの全国での実装を推進する。(第6章2.) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日) 2025年までに100地域の先導的なスマートシティの創出を目指す。(第3章1.) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局国際・デジタル政策課／市街地整備課		
【関係課】	総合政策局モビリティサービス推進課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：42 情報化を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼす IT 障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。

業績指標	
指標番号	業績指標名
113	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数 *

業績指標の分析							
(113) 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす I T 障害発生件数 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	H24 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
年度ごとの 目標値		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
(事務事業等の実施状況)							
内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）や関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、以下の取組を始めとする各種取組について着実に進めている。							
(1) 安全基準等の浸透及び継続的改善の検討（毎年度）							
・各重要インフラ事業者への安全基準等の浸透を図るため、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。							
・各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各分野の安全基準等について改善に向けた検討を行った。							
(2) 分野横断的演習への参加							
・NISC が主催している年 1 回の分野横断的演習（インシデントハンドリングに係る机上演習、ロールプレイング形式）に各重要インフラ事業者とともに所管省庁として参加している。							
(その他の外部要因の状況)							
－							
(目標の達成状況に関する分析)							
国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数は、平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度以降は 0 件で推移していることから、A と評価する。							
(課題の特定)							
－							

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

本施策目標の業績指標は1個であって、令和6年度の実績値が目標を達成していることからAと評価し、業績指標が目標を達成しているため、施策目標としては「② 目標達成」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

国土交通省においては、NISCなど関係機関と連携し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策の強化について、着実に取り組んでいるところであるが、サイバー攻撃件数は年々増加しており、また新たな脆弱性情報の悪用も見られるなど攻撃手口の複雑化・巧妙化が進んでいることから、引き続き十分な警戒を要する状況にある。

今後もサイバー安全保障分野での対応能力向上が求められている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を確保する本施策については、引き続き着実に取り組む必要がある。

外部有識者のコメント

令和2年度以降、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害は0件で推移しており、業績指標は安定的に達成されている。NISC等と連携した基準の浸透や分野横断的演習など、対策も継続的に実施されている。一方でサイバー脅威の高度化・複雑化が進む中、今後も警戒を緩めることなく、事業者への実効性ある支援強化が求められる。（国土交通省政策評価会 大串 葉子）

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 42

総合政策局情報政策課 課長 中野 晶子

総合政策局行政情報化推進課 課長 九鬼 令和

・業績指標 113

担当課：総合政策局情報政策課（課長 中野 晶子）

総合政策局行政情報化推進課（課長 九鬼 令和）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	国土交通省所管事業者等への情報セキュリティ対策経費	004547
2	都市行政情報データベース運営経費	004549
3	国土交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（Project LINKS）	007452
4	国土交通分野におけるサイバーセキュリティ対策の強化	020933

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	42 情報化を推進する		
【業績指標】	(113) 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0件 (平成24年度)	0件 (毎年度)
【指標の定義】 国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼすIT障害発生件数。			
【目標設定の考え方・根拠】 近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなく0件とすることを目標値として設定した。			
【外部要因】 重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大			
【他の関係主体】 内閣サイバーセキュリティセンター及び関係省庁			
【重要政策】 ・サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号) ・サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日) 「我が国の経済や社会は、様々な重要インフラサービスの継続的な提供に依存しているが、重要インフラ間の相互依存性の高まりやサプライチェーンの複雑化・グローバル化を踏まえると、安全で安心な社会の実現には、脅威が年々高まっている重要インフラのサイバーセキュリティを確保し、強靱性を高めることが不可欠である。 基本法では、重要インフラ事業者の責務を明確に定めるとともに、国は、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう規定されている。 こうしたことを踏まえ、重要インフラに関わる各主体がそれぞれの責務を認識し、官民が一体となって堅牢な重要インフラの実現に向けた取組を推進する。」 ・重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(令和4年6月17日決定サイバーセキュリティ戦略本部) ・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(サイバー対処能力強化法案)(令和7年2月7日閣議決定) ・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(サイバー対処能力強化法整備法案)(令和7年2月7日閣議決定)			
【備考】			
【担当課】	総合政策局情報政策課 総合政策局行政情報化推進課		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：43 国際協力、連携等を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

- インフラシステムの海外展開という観点から、関係機関と連携して、案件発掘・形成調査やトップセールス等の多面的な戦略的施策を推進する。
- 良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受け入れ、専門家派遣、各種調査等の国際協力・支援を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
114	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 * 【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高)

業績指標の分析

(114) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 * 【再掲】①建設・都市開発の海外受注高)

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	3兆円	3兆円	3.230兆円	4.300兆円	(集計中)	(集計中)	4兆円
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

インフラプロジェクトの構想段階での検討支援や総合的な課題解決策の提案に加えて、マスタープラン等上位計画の提案を行い、政務レベルの要請に対し、インフラプロジェクト形成及び課題解決を相手国と一緒に考えて、途上国において質の高いインフラ整備を推進するための調査を実施した。また、ODAの案件形成段階からO&Mを視野に入れてPPPとODAを組み合わせたパッケージ型の案件形成を推進し、質の高いインフラシステムの取組を強化するほか、相手国の実情やニーズに応じて柔軟にかつ付加価値が高い支援を提供するために、我が国の強みを活かした案件形成に取り組んだ。

一方で、海外市場に対応できる人材が不足しており、国内外の人材流動化の推進のため、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定する制度を運用し、併せて制度により認定を受けた技術者のうち特に優秀な者を表彰する「海外インフラプロジェクト優秀技術者表彰」を行うことにより、国内外を問わず優秀な技術者が活躍できる環境作りを実施した。さらに、海外において、インフラプロジェクトを担う建設コンサルタント、コントラクター、建設事業者、官公庁等の人材を対象に、世界各国のインフラプロジェクトの現場で活躍できる基礎的能力を付与することを目指し、「海外インフラ展開人材養成プログラム」の開催を行っている。

また、工事の中断等によって生じた工期延長や追加費用の承認等について、企業からの相談にきめ細かく対応し、企業の海外事業に関するリスク低減を図っている。加えて、デジタル技術の期待の高まり等の社会変容を見据えたインフラ展開を推進することにより、本邦企業の新たな強みをいかした海外展開を推進している。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和4年度時点で目標値を達成している。令和5年度以降の実績値は集計中だが、令和2年度以降の実績値は上昇傾向であり、目標年度においても目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。

(課題の特定)

—

(114) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 * (②モビリティ・交通の海外受注高)

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	6 兆円	6 兆円	7.214 兆円	7.827 兆円	(集計中)	(集計中)	8 兆円
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

「川上」からの案件参画のため、トップセールスや二国間枠組みによる政府間対話等、GtoG による情報発信等をオンラインも活用し取り組んでいるほか、質の高いインフラシステムに加え、デジタル技術の活用、気候変動や自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) への対応等、新たな課題や運営・維持管理 (O&M) 等の我が国の強みを活かした案件形成を進めた。

また、我が国企業の交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、需要リスクに対応した出資と事業参画を一体的に行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) について、令和 5 年度に 4 案件の支援決定 (国土交通大臣認可) を行った。

企業が海外市場へ参入しやすい環境を整備するため、国際標準の議論に積極的に参加し我が国の規格等の国際標準化を推進するとともに、国内基準の国際標準への整合を進めていくほか、我が国コンサルタントの調査等に対する第三者による技術的助言の支援、事業調査の早期段階での我が国企業の知見の聴取及びコンサルタントの業務実施環境の整備等に取り組んでいる。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 4 年度における目標値 (6.8 兆円) は達成。令和 5 年度以降の実績値も集計中だが、令和 2 年度以降の実績値は上昇傾向であることから、目標年度においても目標値を達成すると見込まれるため、A と評価した。

(課題の特定)

—

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

① 目標超過達成

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、両指標が A 評価であった。具体的には、

- ① 建設・都市開発の海外受注高については、令和 4 年度に目標を達成し、目標年度でも達成見込み。
- ② モビリティ・交通の海外受注高については、令和 4 年度における目標は達成し、目標年度でも達成見込み。

また、両指標ともに最新実績値の達成率が 150%以上となっている。

以上より、すべての指標において本年度の目標を大幅に上回って達成していることから、「①目標超過達成」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

本年度の目標達成に加え、目標年度での達成も見込まれることから、施策全体として順調であると分析できる。

今後は、令和 6 年 12 月に策定された政府戦略「インフラシステム海外展開戦略 2030」に基づき、本業績指標の目標達成に向けた取組を一層進める。

外部有識者のコメント

目標が達成できたとして今後は「インフラシステム関連海外受注高」の目標金額を上げる時期が来ているのではないかと。また、高い受注金額を維持していくための課題と対策についても検討することが望ましい。特に「国際標準の議論に積極的に参加し我が国の規格等の国際標準化を推進する」のであれば、国際標準化の進捗状況を把握して、その向上に努めることが望まれる。「国際標準化」を新たな業績指標とするのも一案。（国土交通省政策評価会 佐藤 主光）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 43

担当課：総合政策局国際政策課 課長 坂本 弘毅
海外プロジェクト推進課 課長 武藤 祥郎

・業績指標 114

担当課：総合政策局国際政策課（課長 坂本 弘毅）
海外プロジェクト推進課（課長 武藤 祥郎）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	海外インフラプロジェクトの案件形成・受注獲得の促進	004550
2	交通関係国際会議等に必要な経費	004551
3	官民連携による海外インフラ展開の推進	004552
4	国際社会における交通連携の確保	004553
5	官民連携による海外インフラ展開の推進	004554
6	国際機関と連携し、国際会議を活用したスマートシティの海外展開の推進	004564
7	水道国際協力等経費	006905
8	地球環境問題関連国際会議経費	007339
9	インフラメンテナンスの海外展開の促進	007341
10	官民連携による質の高いインフラの戦略的海外展開・国際標準化等の推進	007342
11	交通分野における国際協力の推進	007343
12	G7 都市大臣会合開催経費	007401
13	都市開発案件形成支援事業費補助金(海外スマートシティ案件形成支援事業)	007453

参考指標の達成状況

施策目標：43 国際協力、連携等を推進する

参考指標

(参 192) 案件の発掘・形成等に必要な調査を実施した調査の件数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	—
実績値	48 件	42 件	42 件	57 件	(集計中)	(集計中)	—
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 193) 我が国インフラ企業（国土交通省分野）が国土交通省インフラシステム海外展開行動計画における
今後注視すべき主要プロジェクトの入札に参加した回数

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	—	—	—	16 件	17 件	(集計中)	10 件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 192

担当課：総合政策局国際政策課（課長 坂本 弘毅）
総合政策局海外プロジェクト推進課（課長 武藤 祥郎）

・参考指標 193

担当課：総合政策局国際政策課（課長 坂本 弘毅）
総合政策局海外プロジェクト推進課（課長 武藤 祥郎）

業績指標登録票

【政策目標】	12 国際協力、連携等の推進		
【施策目標】	43 国際協力、連携等を推進する		
【業績指標】	(114) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* (①建設・都市開発の海外受注高(再掲)、②モビリティ・交通の海外受注高)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①3兆円(令和2年度) ②6兆円(令和2年度)	①4兆円(令和7年度) ②8兆円(令和7年度)
【指標の定義】 ①建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」等及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計) ②交通関連企業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」等に基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等に基づき集計)			
【目標設定の考え方・根拠】 令和5年6月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標114「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* (【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。 過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は4兆円、②は8兆円の合計12兆円を目標値として設定した。			
【外部要因】 国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。			
【他の関係主体】 なし			
【重要政策】 ・フォローアップ(令和4年6月7日) ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)(令和5年6月1日)			
【備考】			
【担当課】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課		
【関係課】	不動産・建設経済局国際市場課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した
 便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
115	官庁施設の耐震基準を満足する割合 *
116	保全への取組状況が良好な施設の割合 *

業績指標の分析

(115) 官庁施設の耐震基準を満足する割合 *

目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	94.6%	95.3%	96.1%	96.7%	96.9%	97.6%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を約 6 万㎡実施した。

（その他の外部要因の状況）

- ・入居官署の統廃合及び用途廃止
- ・都市計画上移転を求められているため耐震改修が実施できず、移転による耐震化を図る必要があるものの、移転先となる土地が確保できていない。 等

（目標の達成状況に関する分析）

業績指標については令和 6 年度の実績値が 97.6%となっており、0.7 ポイント進捗しているが、一部施設の耐震化の工事等に期間を要しているため、目標年度に目標値の達成は困難であることが見込まれるため、B と評価した。

＜分母＞約 770 万㎡（令和 6 年度末時点）

＜分子＞約 751 万㎡（令和 6 年度末時点）

（課題の特定）

一部施設において事前調査等で想定できなかった劣化・損傷等が確認され、耐震化の工事等に期間を要していることが要因と考えられる。

(116) 保全への取組状況が良好な施設の割合 *

目標達成状況の評価	A

	初期値	実績値					目標値
	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	毎年度
実績値	98%	96%	96%	98%	99%	99%	98%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

保全への取組状況に応じて官庁施設の施設管理者に保全指導を行うことなどにより、「保全への取組状況が良好な施設」については、令和４年度以降、令和６年度まで継続的に目標値である 98%以上を維持している。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績は99%となっており、目標を達成していることからAと評価した。

<分子>5,983 施設（令和6年度）

<分母>6,015 施設（令和6年度）

(課題の特定)

評価結果
（目標達成度合いの測定結果） ④ 進展が大きくない
（判断根拠） 業績指標 2 個のうち、A が 1 個、B が 1 個であった。業績指標 116 については目標を達成しているものの、業績指標 115 については一部施設の耐震化の工事等に期間を要しており、目標年度における目標値を下回る見込みであることから、「進展が大きくない」と評価した。
（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性） 業績指標 115 については、各施設の耐震基準を満足するために関係者との調整を進めているが、一部施設の耐震化の工事等に期間を要している。 耐震化の進捗状況については、令和 7 年度の目標値 100%に対して、令和元年度の初期値 94.6%から毎年度着実に進捗し、令和 6 年度末まで累計 3.0 ポイント進捗しており、また、直近の令和 6 年度において 0.7 ポイント進捗するなど着実に耐震化が進捗していることから、引き続き、各施設の耐震基準を満足するため、関係者との調整を行い事業を推進していく。 業績指標 116 については、令和 4 年度以降全ての年度において目標値を達成しており、引き続き官庁施設の施設管理者に保全指導を行うことなどを継続する。 本施策においては、官庁施設について効率的に整備・保全を推進するに当たり、耐震化について関係者との調整を円滑に行うことで、事業を推進するとともに、保全への取組について施設管理者への保全指導を的確に行うことなどを継続する。

外部有識者のコメント
施策目標の評価結果等の判断につき、異論はない。（国土交通省政策評価会 白山 真一）

評価実施時期
令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名
・ <u>施策目標 44</u> 大臣官房官庁営繕部計画課 課長 小澤 剛
・ <u>業績指標 115</u> 担当課：大臣官房官庁営繕部計画課（課長 小澤 剛）
・ <u>業績指標 116</u> 担当課：①大臣官房官庁営繕部計画課（課長 小澤 剛） ②大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（室長 米原 賢）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	官庁営繕費	004556
2	官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費	004557

参考指標の達成状況

施 策 目 標：44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する

参考指標							
(参 194) 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設における電力の確保等のための対策の実施率							
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	56%	64%	65%	68%	74%	—	75%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 195) 大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策の実施率							
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	27%	66%	70%	79%	81%	—	85%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名	
・参考指標 194 担当課：大臣官房官庁営繕部計画課（課長 小澤 剛）	
・参考指標 195 担当課：大臣官房官庁営繕部計画課（課長 小澤 剛）	

業績指標登録票

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
【施策目標】	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
【業績指標】	(115)官庁施設の耐震基準を満足する割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		94.6% (令和元年度)	100% (令和7年度)
【指標の定義】 国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合(面積率)。			
【目標設定の考え方・根拠】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成37年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、100%を令和7年度の目標値としている。 なお、本指標は社会資本整備重点計画の「重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)」として登録されている。			
【外部要因】 社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合の変化、都市計画等の進捗 等			
【他の関係主体】 関係省庁			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	官庁営繕部計画課		
【関係課】	該当なし		

業績指標登録票

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
【施策目標】	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
【業績指標】	(116) 保全への取組状況が良好な施設の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		98% (令和4年度)	98% (毎年度)
【指標の定義】 国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、前年度の官庁施設の保全状況を調査している。 この調査は、①保全の体制・計画、②点検等の実施状況、③施設の状況の3項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。 これらの評点の平均が80点以上の施設を「保全への取組状況が良好な施設」とし、官庁施設(保全実態調査を実施した施設数、基礎情報のみの調査を除く)に対する割合(施設数)を、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。			
【目標設定の考え方・根拠】 評点の平均点が80点以上の施設は、保全への取組状況が良好な施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。良好な保全の着実な進展を図るため、保全指導を強化し、98%を令和7年度の目標値として取り組んできた。令和4年度に目標値には到達したが、本指標は各省各庁の保全担当者及び国土交通省の保全指導担当者の持続的な取組なしには維持できないものであるため、今後も保全への取組状況が良好な施設の割合が下がることのないよう引き続き質の高い保全指導に取り組むことが必要であり、令和5年度以降も、引き続き98%以上を維持することを目標とする。			
【外部要因】 点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災			
【他の関係主体】 各省各庁			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	官庁営繕部計画課		
【関係課】	官庁営繕部計画課保全指導室		